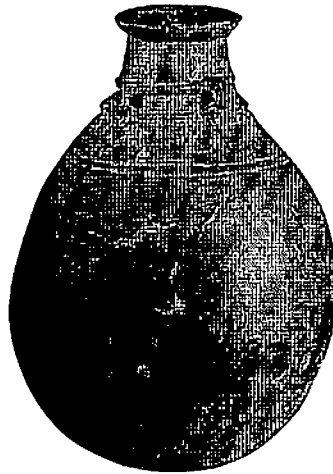


ISSN 0286-5831

國學院大學

博物館學紀要

第 24 輯



1999

國學院大學博物館學研究室

國學院大學
博物館學紀要

1999年度 第24輯

目次

卷頭言	加藤有次
近代以前の博物館思想と 近現代博物館の形成史に関する一考察（前編）	金山喜昭..... 1
古都鎌倉の文化財保護の現状と課題 一世界遺産登録に向けて一	落合知子..... 51
近世大坂商人の美術品蒐集 一升屋平右衛門「家蔵記」の分析から一	内川隆志..... 80
参加・体験型講座の一試案 一散策マップ・ガイドの制作一	粕谷崇.....134
國學院大學博物館学紀要総目次	144
社会教育関係在職院友名簿	154
博物館学講座要項	190
樋口博士記念賞受賞者	193

巻 頭 言

加 藤 有 次

「博物館と学校教育との連携」については、全国博物館大会その他の会合において永年の課題であったが、このごろになって漸く始動したかの様に思われる。それも学校教育におけるカリキュラムの改訂によってである。小学校では、四年生で「国際化の問題」を授業で扱う。この授業とかかわりのある機関は、何と言っても地域博物館である。地域博物館の使命は、その地域の人々が自然的風土を培って、衣・食・住を通じて永い間暮らしたという歴史的風土を築いてきた過程を学び、未来を創造させる場が博物館であるという目的を確立することにある。国際化という問題は、日本人が外国語を喋れるということは重要な課題であるが、それ以前に基礎として身の回りを知ることから始まらなければならない。したがってこれらの授業を推進するためには、最も関連する教材を豊富に所蔵している地域博物館の活用である。昨今では、筆者が館長を兼任している川崎市民ミュージアムにその事例をみることができる。当館は、「都市と人間」を基本テーマとして考古・歴史・民俗の歴史系部門、ポスター・グラフィック系部門、美術・文芸系部門、映画・ビデオ等映像部門、マンガ部門及び写真部門等から構成している人文系総合博物館である。自然史系部門が欠落しているのは残念であるが、学芸員は国際的に活躍している。そしてこのミュージアムでは、平成4年から「社会化教育推進事業」として学校に呼びかけ、特に歴史系部門で対応し、現在では市内小学校114校の内、年間を通じ来館利用小学校は約80校に及んでいる。年々増加をみて、いずれ市内全校が利用することになるであろう。「国際化」の授業にはふさわしい内容と考える。指導担当者は、学芸員と退職校長先生の専門家である。まさに先生方は Museum Educator である。このようなスタッフで担当して、利用校は中学校から高等学校にも広がっている。

また、小・中・高等学校まで、「総合的学習の時間」が開設されるが、これは一つの事柄を総合的視野で考えることである。これに対応できるのも地域博物館の使命である。博物館の研究方法論は、それぞれの専門分野の研究も重要であるが、一つの専門分野の課題を、多角的専門分野から追究することも大切である。例えば上山春平編「照葉樹林文化」(中公新書)の発想論をみても、原始社会の研究において、考古学だけに依存するのではなく、栽培植物学・遺伝育種学・植物生態学・文化人類学・人文地理学・哲学・気象諸学そして考古学等といった関連諸科学を通じて総合的立場から、各々学問の成果を持ち寄って研究することが肝要である。ましてや、博物館の研究活動は、その成果を大衆に還元することが目的の一つでもあるので、学際的研究の方法論が必要である。筆者はそういう意味で、その方法を博物館学的発想論といっている。

こうした方法論を今日、学校教育に導入しようとするものである。それに対応して川崎市民ミュージアムでは、以前から実施している社会科教育推進事業で、小学生の学習教材として「ミュージアム・ノート」を学校の先生方の協力を得て発刊してきた。これは「みんなのニケ領用水」というテーマである。ニケ領用水とは、徳川家康の時代に小泉次太夫が、多摩川の水を引いて新田開発を促進する目的で作った人工的用水である。そこでノートの中での

課題は、「探検ミュージアム ニケ領用水の秘密を探ろう！」に始まり、「ニケ領用水って、川じゃないってほんと？」・「多摩川より高い土地にどうやって水を引いたの？」・「ニケ領用水をつくるのになぜ14年もかかったのだろう？（工事のくふう）」・「水のひとりじめは、ご法度でござる！」・「命の水を求めて、大げんか」・「さらに公平に水を分けるためのスーパー秘密兵器登場」そして「よみがえれ、ニケ領用水」等のテーマで学習をする。この内容は、歴史や民俗のみならず理科の学習も含まれる。いわゆる総合的学習の時間ともなる。

こうして地域博物館が学校教育と連携をはかることにより、子供の頃から博物館に興味をいだかせ、生涯学習に連結できることを願うものである。

(本学文学部教授)



平成11年度博物館実習風景

近代以前の博物館思想と 近現代博物館の形成史に関する一考察(前編)

A Study of Museum Idea before Modern Times and
History of a Modern Museum Establishment (The First Part)

金山喜昭

Yoshiaki KANAYAMA

はじめに

第1章 近代以前の博物館思想

1. 同好のサークル活動としての物産会
2. 日本と西洋の博物学
3. シーボルトの来日と博物学への刺激
 - (1)近代科学の導入
 - (2)観察による博物図の質的向上
 - (3)シーボルトと伊藤圭介
 - (4)伊藤圭介の物産学に対する再評価
4. 古器旧物への関心と理解
5. 見世物と大衆文化

第2章 近現代博物館の形成

1. 明治新政府による物産会と博覧会
 - (1)大学南校による物産会
 - (2)文部省博物局による博覧会
2. 近代博物館の二つの基本構想
 - (1)「博物学之所務」による博物館構想
 - (2)町田久成による博物館構想
3. 古器旧物の保護行政
 - (1)「集古館建設」の議と「古器旧物保存方」の布告
 - (2)全国の宝物調査の実施
4. 博物館構想の転換
 - (1)ウィーン万国博覧会の参加
 - (2)町田久成の主導による山下門内博物館

の博覧会

5. 岩倉使節団による欧米博物館の見聞
 - (1)留守政府による文部省博物局と博覧会事務局の合併
 - (2)岩倉使節団が見聞したイギリスの博物館
6. 博物館行政と殖産興業政策への傾斜
 - (1)内務省の新設
 - (2)博覧会事務局の“博物館”改称と内務省への移管
 - (3)内務省山下門内博物館の天皇行幸
 - (4)山下門内博物館の列品分類の変遷
7. 内国勸業博覧会の目的とその変容
 - (1)殖産興業の装置としての内国勸業博覧会の開催
 - (2)博覧会の変容
 - (3)国家主導による博覧会の終焉
8. 古器旧物保護とナショナリズムの形成
 - (1)町田久成の辞任と九鬼隆一の登場
 - (2)天皇制と文化財保護
 - (3)戦利品の収蔵と公開

近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察

はじめに

日本の近現代博物館史は、これまで官僚主導により実施されてきたことが述べられてきた。本稿は、日本の博物館の歴史を検討する。それには、まず明治期の近代以前にみられる「博物館思想」にまず触れることで、近代化により何が捨てられ、何が採用されたかを明らかにすると共に、官僚主導による明治時代の博物館史を再検討する。その後の日本の博物館史は、明治期に構築された官主導の論理による博物館構想が主軸となるが、一方では学術研究の視座による「民」の発想による論理も登場することになる。いわば官と民の発想をタテ軸としながら、中央と地方をヨコ軸に設定することで、日本の博物館とは何か、という命題を解明することを、本稿の目的とする。

第1章 近代以前の博物館思想

1. 同好のサークル活動としての物産会

物産会は、薬品会・本草会ともいわれ、江戸後期に開かれた物産・動植物・鉱物などの展示会である。本草学は、元来古代中国に始まった動植物・鉱物などの天産物の薬用を研究する学問であり、物産会はその普及にも貢献した。

一般には、宝暦7（1757）年、田村藍水が江戸・湯島天神で開いた物産会が知られる。その後、明和3年（1766）5月に京都東山の也阿弥で開かれた道斎物産会は、毎年5月18日を定例の開催日としていた。明和5年（1768）4月の江州八幡の善住寺でも物産会が開かれている。また、田村に師事した平賀源内は、宝暦12（1762）年に東京・湯島で開いた「東都薬品会」では、主催者の出品物以外に全国からも出品物を集めている。その際に、それまでの出品物も整理した目録として『物類品鑑』を著している。また、京都では儒医で本

草学者の山本亡羊が、文化7（1810）年から約50年間に渡り自邸を会場にして40数回も物産会を開き、家塾を開いて医書、本草書、経書を通じて本草学の一般普及に務めた。このように物産会は、江戸以外にも京都・大阪・名古屋・近江など各地で開かれた。

それらは、会主といわれる主催者が中心となり、同好の者たちが動植物や鉱物などの天産物を互いに持ち寄って陳列して、各自が品評をしたり啓発をする。席上での品物を交換したり、雑話や飲酒は禁じられるといった、ストイック（禁欲的）な学際的な場であった。席上では、それぞれ必ず出品物を模写したり、品評をする担当者が用意されていた。

物産会は、いわば同好のサークル活動ともいべきもので、会員相互の「知」の研鑽の場であったといえる。会主は、物産学者（博物学者）であることが多く、弟子に限らず部外者でも興味関心をもつ者ならば会に参加することができた。

また、石を採集して、それを整理し、刊行物を出すような好事家の集まりも流行した。寛政年間（1789～1800）を中心に活躍した、近江の木内石亭は、公卿・武家・僧侶など各階層の人たちを募り「奇石会」をつくり、互いに珍石を持ち寄り品評会を開いた。石亭も田村藍水の教えを受けているし、平賀源内とも交流があったといわれる。当時は江戸の物産会にも参加していたが、次第に石に関心を示すようになり、その後に奇石会を発足させた。奇石の種類は、各種岩石・鉱物のほかに化石、サンゴ、石鏃・石斧・車輪石などが含まれている。石亭の交流は幅広いが、近江で油商売を営むかたわら趣味として奇石を集めていた服部末石亭（1706～1772）や、同地の西遊寺の住職鳳嶺（1763～1819）などは、今日に伝わる石亭の画幅や書状から、その交流を辿ることができる。

大阪の木村兼葭堂（1736～1802）は、酒造

業を家業としながらも、和学・漢学・博物学などを嗜み、かつ古書・金石・博物を大量に収集し公開することで、自宅は当時大阪で最大の学芸サロンとなった。そこには、上方の学者・文人や大阪を経由する知識人まで立ち寄った。また武家では、大名の松浦静山から高山彦九郎のような人物まで及んだといわれる。現在、大阪市立博物館には、蕪葎堂が集めた貝類と鉱物の標本箱が保管されている。箱は漆塗りの外箱に納まり、手提げがついて持ち運びのできるものである。なんととっても、漆塗りの蓋に描かれた貝殻の象眼が美しく印象的である。

このように、江戸時代の物産会は、全ての社会的階級の人たちに開かれたものであった。会の内部では、師弟関係があったとはいえ、それは教えを受ける意味のものである。一方で役割分担が決められて会の運営が行われた。会によっては、出品物を広範囲から集めて、一般公開がはかられたのである。

今日的に、物産会は博物館の原形のように扱われる。それは物を集めて、公開するという点によるのだろうが、さらに出品物を記録したり、刊行していることも、今日の博物館事業と重なる部分である。とはいえ、博物館史上から見すごす事のできない点は、日本の近代博物館が官僚主導によるものであったことに対比すると、ここでは一部の身分的な階級の人たちの主導ではなく、横並びの同好のサークルという意識を読み取ることができることである。それをもう少し体系的に言い直せば、「非科学的要素をもってはいるものの、注目すべきことは同好の仲間間で資料・情報の相互交換をし、定期的に展示会を催し品評会をしている。そこには、ものを展示して人に見せるということと資料情報交換センターとして、日本の博物館のルーツを認めることができる」ということになる。

2. 日本と西洋の博物学

博物学とは、18世紀～19世紀に世界的に広まった動物・植物・鉱物の種類・性質・分布などの記載と、それらを整理分類する学問といえる。その本質は“驚異”であるといってもよい。そこには好奇心や学術的興味に先行するものが伏流している。とはいえ、それは科学的な関心によるもので、近代科学が成立することによって、それぞれの学問分野（動物・植物・鉱物学など）に発展的に踏襲されていくことになる。

ヨーロッパでは、18世紀のジェームス・クック（James Cook）の世界周航をはじめとする冒険航海に同行した博物学者たちは、「地球に生存する生きものたちの」の完璧なカタログを作りたいという夢をもち、帰国してからは、それを博物図鑑として世間に公開することにより、19世紀の博物ブームの確かな火付け役となった。

これに比べて、日本の場合は中国伝来の本草学などにみられるように、実用のために全国に分布する動・植・鉱物の種類、性質を究明して薬としての利用法などを研究するものであったが、次第に博物学的に形態や生態などを記載する知的好奇心を求める方面に変質するようになり、コレクションや博物図譜を出版するなど公開がはかられるようになった。

日本の博物学は、一般的に19世紀初頭のシーボルトの来日を契機に発展したといわれる。しかし、それまでの日本人は、中国伝来の本草学を応用して日本なりの本草学を樹立しようとしていた。貝原益軒、稲生若水、松岡玄達、小野蘭山、田村藍水、平賀源内などがその中核者といえる。それは、本草学の根本精神を理解して「親験目睹（親しく実験し、直接自分の目で確かめる）」という科学的態度や実証的方法により、日本の自然を対象にすることであった。それが次第に、自然その

ものを対象とする博物学に視点が移り変わるようになる。シーボルトが来日する以前の国内の博物学の様子は、およそ次の通りである。

まず、収集するという作業がある。例えば、江戸時代の貝類書については、磯野直秀が詳細に論考している⁽¹¹¹⁾。それによれば、17世紀末に「五百介図」を著した吉文字屋浄貞は、収集という点で、まず特筆される。浄貞は京都の商人で、「五百介図」は浄貞が集めて天皇に献上した貝類の図譜と伝えられている。18世紀初頭に幕府に提出された海に面する各藩の産物帳に記載された貝類の平均がおよそ40ということからみると、圧倒的に多くの貝類を集め、それらを識別したことに驚く。その後、文化5年(1808)までに「六百介図」が出されて、さらに数の上で充実化がはかられた。

日本に科学としての博物図が登場するのは18世紀といわれる。それは、中国の清の沈南蘋が長崎奉行の招きで来日して伝えた漢画をめざす南蘋派や、シーボルトの絵師となった川原慶賀等を通じて普及した長崎蘭画である。ともに自然を精密に模写する画法である。また、平賀源内は西洋の写生法である透視画を秋田の小田野直武に伝えて秋田蘭画もできた。予楽院近衛家熙(1667~1736)による「花木真写」は125種類の博物図譜である。これは、日本で最初の「花の肖像画」ともいべき植物図で、「葉は、主要な葉脈を含め、外形、色彩、縁や先端、基部の形まで、正確にその植物の持つ形状が描かれ、花では花序の形、配列から、オドリコソウのように見にくい萼や苞葉まで正確に描き込まれている」というように精密に描かれている⁽¹¹²⁾。小野蘭山(1729~1810)が同門の島田充房と著した「花叢」全8巻(1765)は200種類の植物について図と解説が入った植物図鑑である。これらは、あるがままを正確に描いた写実的なもの

のである。それらは、作者の観察眼が凝縮されたもので、写真を越えた存在感をもつ。

また、分類についての試みも行われた。「分類」することは、当時の人たちの考え方や価値観を反映している。人間は、生活に身近な存在物があれば、まず最初に名称を付ける。名称は、人に伝達するための道具でもある。博物図とは、いわば名称とモノとの関係の共通理解を一般に普及するためのものであった。

当時の分類の代表例としては、大枝流芳が宝暦元年(1751)に著した「貝尽浦の錦」(刊本)をあげることができる。流芳は、摂津の人で煎茶家・香道家。ここで流芳は、貝類を蚌(縦長・横長の二枚貝)、蛤(丸い二枚貝)、螺(巻貝)、無対(アワビなど)、異形(ウニやフジツボなど)、貝(宝貝)の6品に分けた分類基準を示しており、それは以後の貝類の分類にも継承されることになり、それは貝類の形態的な分類の先駆的なものとなった⁽¹¹³⁾。

また、この頃には現代のナチュラリストに匹敵する野外観察者たちも登場した。なかでも本草学者の小野蘭山(1729~1810)は、主著「本草綱目啓蒙」のなかに国内の動植物や鉱物などを記載している。採薬のために各地の植物採集に出かけたが、それは同行の門弟に対する野外教授であり、各地の人たちに薬草や効用、栽培法などを普及するものであった⁽¹¹⁴⁾。あるいは、岩崎灌園(1786~1842)が著した「武江産物志」からは、灌園が武江地域(現・東京東部、埼玉南部、千葉西部、神奈川東北部一部の一帯)を歩き、動植物や有用物を記載する野外観察の記録者であったことがわかる。その一部に、鶴(本所、品川)、紅鶴(千住)、鷗(隅田川、みやこ池也)などように、各地で観察した鳥名を記録している。また、灌園は画才もあったことから、野外の植物だけでも2000以上を描き、それを

『本草図譜』(1828)として集大成した。それは、それまでの植物図譜が実物を知らない誤りや勝手な想像で描き伝えられてきたことを正すためのものであった。博物学は、野外での観察や採集を通じて「実物」から得られる知識を体系化していく。日本では、蘭山や灌園などからその萌芽を認めることができる。

これに対して、ヨーロッパでは、この「博物学」的態度がギルバート・ホワイトの『セルボーンの博物誌』(1789)あたりから認められる。ホワイトは自分で観察した所見と、古来の文献や伝承から得た知識とを明確に区別して、前者の方に多くの信頼を寄せている。これはフィールドワークの重視と呼んでもよく、博物学の基本というべきものである。しかし、それまでの博物学者は、一般に「キャビネット・ナチュラリスト」を呼ばれるように、自分で野外観察をせずに、所蔵標本をもとに研究していた。1870年代でさえ、大英博物館のJ.E.グレーのように自然界に生息する動物より館内の標本の方を信頼していた例があるといわれる。日本でも、同じように、それまでの博物図譜を模写する例が多かった。

このように、18世紀～19世紀に普及した博物学は、西洋のそれとは経緯が異なるものの、日本人なりにその風土に適應する独自の博物学が展開したのである。

3. シーボルトの来日と博物学への刺激

(1) 近代科学の導入

幕府は鎖国政策をとっていたが、オランダとの交流は行われていた。江戸時代に来日した外国人としては、ケンペル (E. Kaempfer) (1651～1716)、ツンベルグ (C.P. Thunberg) (1743～1828) などがあるが、なかでも文政6年(1823)7月にオランダ東インド会社の出島商館付き医師として来日したシーボルト (P.F. Siebold) (1796～1866) は、日本人にヨーロッパの近代科学全般を普及した功績者

として知られる。

シーボルトは、医者であるばかりでなく、植物・物理・地理などに精通した博物学者でもあった。享保5年(1720)、八代将軍吉宗が洋書輸入を解禁してから、西洋の博物図鑑も国内に流入するようになったが、それはまだ一部に限定されていた。本格的にはシーボルトの来日以降といわれる。シーボルトが文政8年(1825)12月2日付でヨーロッパとバタビアから受理した船載書物には、動物学関係40点、博物学関係10点とあり、動物学ではキュヴィエ「動物界」(初版)、フンボルト、ボンブラン「動物学精義」、ラマルク『無脊椎動物体系』、ラセペード「四足爬虫類の自然史」、ラセペード「魚類の自然史」、キュヴィエ「比較解剖学」などのように、いずれも1800年前後の画期的な博物学書がわずか20年後に日本にもたらされたことが分かる¹⁹⁾。

これらの博物書は、分類学の父と呼ばれるリンネ(1707～1778)の研究成果を踏まえたものである。「植物の種」(1753)などの著作により、リンネの功績は大きく3つに要約できる。①学名の確立、②種の範囲の輪郭づけ、③分類体系の樹立。最終的には①学名の確立を達成する。それは学名を「属」と「種」の二名法で表記する方法である。しかし、その前提として、②と③が必要になる。すなわち、生物の形態に基づき、「界」→「門」→「綱」→「目」→「科」→「属」→「種」のそれぞれの該当項目を確認することが前提となる。また、異なった生物に同じ名称を付ける“異物同名”²⁰⁾や、同じ生物に異なった名称を付ける“同物異名”²¹⁾などの名称の混乱も訂正しておくことも前提となる。

リンネによってうち立てられた分類学は、大枝流芳が宝暦元年(1751)に著した『貝尽浦の錦』で示した貝類の分類とは、異質の思想によるものであった。リンネは、人類をオランウータンと同じ目を含め、分類学上はオ

ランウータンを「属レベル」の差（例えばライオンとイヌ）しかない兄弟同士と定義づけている。リンネの分類学により、人を「動物学」の対象に含んだことは、歴史の大転換であった。その後は、ダーウィンの『種の起源』(1859)の進化論に継承され、近代生物学において系統学の誕生をみることになる。

当時の日本の博物学者の大半は、リンネの分類学については門外漢であった。とはいえ、尾張本草学界は全国的にも高いレベルをもち、先進的な発想をもつ人たちがいたといわれる。文政9年(1826)、尾張の第一人者である水谷豊文(1779~1833)は伊藤圭介らを従えて、シーボルトが江戸参府で宮(現・尾張一の宮)を通過する際に教えを受けている。この時、豊文は既にリンネの分類法を参考にしながら独学で植物の学名を決めており、その正確さにシーボルトは絶賛している。また圭介は、それが機縁となり、長崎のシーボルトのもとで遊学する機会を得ることになる。

(2) 観察による博物図の質的向上

シーボルトの影響が最も端的にみられるようになるのは、博物図やその記載の精度が飛躍的に向上したことである。シーボルトに雇われた絵師として知られる川原慶賀(1786~1860以降)は、その図がシーボルトの『日本植物誌』(1835~42)に掲載されている。写生の腕前は、「“ミュウガ”では茎上に描かれた花序が、あたかも実物の花序をそっと画に添えたと思えるほど真に迫るものがある」というようにリアリズムに徹したものであった。あるいは慶賀自身も、実際に花を解剖した形を図にした『慶賀写真草』(1736)などを著している。

あるいは江戸時代屈指の動植物図譜といわれる『梅園画譜』全24帖(1839~1849)も、やはりシーボルトの影響によって完成したものとみてよい。作者の梅園毛利元寿は、旗本

で御書院番を勤めた本草家。そのほとんどは、他人の図譜からの転載が少なく、自らが観察して写生し、写生年月日、産地、由来などを綿密に記載している。

武蔵石寿(1768~1860)の著した『目八譜』(15巻)は、1000点近い貝類を収録する。図は服部雪斎の筆による彩色図譜。貝類は、外形ごとに分類され、かつ採集した各地の地名が国別に記載され、貝の解説も充実している。例えば、巻1蛤蚌では、①濱栗、②胡麻蛤、③小人蛤、④碁石蛤、⑤油介、⑥白介、⑦朝鮮蛤、⑧黄蛤、⑨鳶蛤…というように、それぞれについて図と解説が付けられている。色彩、大きさなどにバラエティーがある場合には、複数描いている。凡例には貝種ごとに各部位の名称を示すが、貝ごとにその部位名を用いて解説するという緻密さがある。「江戸時代介類図譜の最高峰の評価は動かぬ」といわれる。そのほかに、栗本瑞見(丹州)(1756~1834)の『皇和魚譜』や、高木春山(?~1852)の『本草図説』などは科学性と芸術性を備えたものである。

(3) シーボルトと伊藤圭介

シーボルトは、文政7年(1824)に、長崎郊外の鳴滝に日本人通詞の名義で土地や家屋を購入して、校舎として診療所をおき、生徒をとり医学・薬学・万有学を教えるために鳴滝塾を開校した。日本造りの母屋2棟、別屋3棟からなり、周囲を生け垣で囲んだ。母屋はシーボルトの読書室または研究室で多彩な研究材料や和洋図書が置かれたり、塾生の教養所や診療所にあてられ、建物の周囲や裏手の丘には九州各地はもとよりオランダからもってきた草木を研究用に植えた。シーボルトの元には全国から医者や知識人が塾生として集まり、そこに伊藤圭介(1803~1901)も含まれた。

また、出島の宿舎近くの空き地には、植物

園を設置している。ここではシーボルトが日本を去る天保元（1830）年までに1400種以上の植物を栽培した。一町四方ほどの土地に左右均等の花壇を作り、和洋の植物を培養したり、塾生と共に研究した。植物園の隣には狼・鹿・猪・猿を飼育する檻もあったという。出島への人や物資の出入りは、門番の厳しい検閲を受けることになっており、植物標本を携出することは塾生といえどもできなかったが、伊藤圭介だけは特別に許されていた⁽¹¹²⁸⁾という。

それは、シーボルトが伊藤圭介を一目おいていたからである。シーボルトは伊藤から、国内の植物に関する様々な情報を入手した。それは、川原慶賀らが描いた植物図などについて、実際の植物との対応関係、特徴、和名、文献、用途などを知ることであった。それに対して、圭介はシーボルトから西洋の知識や情報を蓄積することができ、特に実証研究の大切さを学んだ⁽¹¹²⁹⁾成果は大きい。

そして圭介が、その後の日本の博物学を大きくリードしていく契機となったのが、「泰西本草名疏」の出版である。それは、圭介がシーボルトから贈られたツェンベルクの「フロラ・ヤポニカ（日本植物誌）」（Flora Japonica）を解説してのものである。本書は、かつてケンベルが日本で採集した植物標本（当時大英博物館所蔵）をリンネの分類体系に従って分類し、学名と和名を対照したものである。これにより、圭介は全ての動・植物に学名が付けられていることを認識する。同時に、それはリンネの雌雄に基づく「二十四綱分類体系」を知る事にもなった。こうして、圭介の「泰西本草名疏」は、植物の属・種概念による二名法を日本に本格的に紹介することになった。

(4) 伊藤圭介の物産学に対する再評価
江戸中期に、幕府は物産学を利用して殖産

興業の方策を研究させた。そのために植物栽培、動物の養殖・飼育、鉱山開発や、各地の産物帳・産物絵図の作成などが行われた。しかし、嘉永6年（1853）6月、ペリーの浦賀来航による対外的な危機感から、これまでの蘭学をはじめとする断片的な海外の学問導入のみから、西洋科学を組織的体系的に導入して、研究と人材養成をする必要性を痛感した。また国力増強のために殖産興業が不可欠であることも認識し、その方策の向上をめざした。

蕃所調所は、そうした意味から安政3年（1856）に設立されたもので、現代的には特定の目的をもつ政府直轄調査研究機関に酷似している⁽¹¹³⁰⁾。当初の職務は翻訳中心であったが、次第に蘭語・英語・仏語・精練学（化学）・器械・画学（製図）などと共に、物産方という教科が設置された⁽¹¹³¹⁾。物産方は、安政6年（1859）に開港と関連して開設された。貿易の開始により国内外の物資が輸入・輸出するようになると、国内外の動植鉱石類の調査や、交易品となる国内物産の品質調査が緊急課題となったことによる⁽¹¹³²⁾。この物産方は、物産学を学問基盤としている。物産学とは、本草学などを、もとに薬用を含めて天産物の名称や形状、その効用や応用などを研究する学問である。物産方は、その後の洋書調所（1862）や開成所（1863）にも引き継がれていく。

文久元年（1861）に、蕃所調所の頭取の古賀謹一郎と勝麟太郎は、物産学に精通した人材の採用を幕府に建議した。その理由は「物産学之儀者必用之学科にて国家経済之根本に御座候処（中略）追々外国へ交易御差許相成候に付ては、別而御国地内の物産調方不行届候而者御支に相成候に付動植金石類々々見本取之其品之善悪高下等明白に見極為致申度依而者其学巧者成者両三人出役被仰付被下候様仕度⁽¹¹³³⁾」というように、物産学は国家経済の根本としながら、開国による海外との貿易にそなえて国内の物産を調査することを目的とし

たからである。それを受けて、同年10月に殖産興業による富国策として蕃所調所の物産方に、尾張から伊藤圭介が出役を命じられ、翌4年5月に門弟の田中芳男も物産方手伝として出役した。

圭介が物産方に出役を命じられた理由は、本草学の大家として知られた存在であり、「泰西本草名疏」ばかりでなく、幕末の医学上重要な種痘研究などを手がける医師としても活躍し、尾張藩では尾張洋学研究所の総裁として洋学教育にも力をいれていたことによる。また、シーボルトの再来日に際して、幕府はかつて門下生であった圭介が将来の政策を引き出す適任者と判断したことも一因であった。

ところで、これまで伊藤圭介は江戸時代の本草学者（博物学者）として卓越した能力のもち主であったことが評価されており、近代国家建設との具体的な関わりについてはあまり注目されてこなかった。それは圭介の弟子の田中芳男が、田中自身の『経歴談』で幕末の物産所と圭介について次のように述べていることが影響している。

「物産所を建てましたが、教育することは第二であって、殖産興業の途を研究させるといふのが主でありました。ところが伊藤圭介先生は博物学の大家ではあるけれども、殖産興業といふ方は得意ではない。それはあの先生ばかりではない。あの頃の先生方は百姓や植木杯のことはして居らるるものの、格別研究といふことはして居られぬ。（中略）又百姓が耕作した人生の日用の品物を調べるといふことは存外迂闊である。殖産興業の方は先生は極く適当といふ方ではなかった」というように、田中芳男は伊藤圭介が殖産興業には不向きな江戸時代の博物学者として大家であったことを述べている。ところが、近年、2つの注目すべき見解が出されている。

ひとつは、大場秀章によるもので、伊藤は

シーボルトからの影響を受けて、独自の物産学を確立したという見解である。⁽¹¹³⁶⁾それは、59歳になった文久元年（1861）に幕府から、蕃所調所へ出役を命ぜられた時点からはじまる。それまでの植物採集などのフィールドワークを通じて博物の資源性を認識するようになり、国富増進の手段として彼なりの物産学を構築しようとした。それは、国内の博物を殖産に利用する以前に、博物の全国調査を行い、その実態を把握することを先決とするものであった。その成果が、明治新政府になってから刊行された『日本産物志』（一部未刊）であるという。大場は、「圭介は物産学には荷担できても殖産学に荷担する気持になれなかった」というように、それは「江戸時代の博物学を近代科学としての博物学へと繋ぐ橋渡しの役目を果たした」のである。さらに大場は、伊藤圭介の物産学が果たす現代的意義と田中芳男の果たした役割について、次のように述べている。

「彼（圭介）の考え方の基盤とは、いまの言葉でいえば、地球という有限の循環系の中での人と自然との共生を基本とするものであり、多様な資源を持続可能な方策をもって人間の生きるためのさまざまな“糧”として利用することにあった、といえる。それが圭介の理解する物産学の立脚点である。

これに対して、富国強兵策を根幹に自然からの形振構わぬ収奪を実施に移していった明治政府の政策は、明らかに圭介とは相反するものであった。これに組みしたのが弟子の田中芳男が手を貸した殖産であった。殖産の考え方と施策は農水省、通産省に引き継がれ、いまにいたっている」。

また、もうひとつは土井康弘による見解である。土井は、伊藤圭介と田中芳男を物産学という同じ延長線上でとらえうえて、伊藤が果たせなかった物産学の構想を、田中が全て実現したとする。⁽¹¹³⁸⁾

土井が提示する資料は、「物産学ニ付存寄之趣申上候書付」である。それは、物産方の当時の状況に対する改善策を示したものである。当初、物産方での圭介の仕事は、海外との貿易や交流のために、外国辞書中の物産名を学問的に確定することや、舶来物品の鑑定をすることであった。しかし、物産方にはそれに必要な基礎的な情報が不足していることから、「物産学ニ付存寄之趣申上候書付」により、幕府に物産学の振興をはかることを進言している。その内容は、①欧米の物産関係書籍の収集、②標本としての動物、植物、鉱物等の収集、③日本各地の物産調査、④栽培植物所の確保、⑤動物の剥製収集と飼育場の確保、⑥物産会や博覧会の定期開催、⑦蝦夷地物産の収集と蓄積、⑧小笠原物産の収集と蓄積、⑨諸外国の収集と蓄積などである。

それらは、これまで全国各地で多くの博物学者などの知識人が手掛けてきた博物情報を体系的にまとめていこうというものであった。また、海外情報を組織的に収集して、国内情報とあわせて、物産学の“情報センター”をつくろうというものである。そこに貫かれる基本的な考え方は、徹底的な博物情報の収集ということである。

また、ここで注目しておきたいことは、伊藤の物産学と田中のそれは意味が異なることである。伊藤は、「物産学ニ付存寄之趣申上候書付」にもある通り、博物の情報収集とその体系化を自らの物産学とした。それは大場の解釈する物産学でもある。ところが、田中は、明治新政府の技術官僚となっていくにつれて、伊藤寄りであった当時の物産学から、次第に殖産興業のための物産学に変質していった。先述の田中の経歴談は大正2年(1913)のものである。明治維新以来、50年経たずに近代国家として国際的にも先進国となった当時の状況からすれば、明治政府の殖産興業政策は正しかったということになる。田中にし

てみれば、技術官僚として明治時代を駆け抜けてきた、それまでの人生に自負もあったことだろう。それが経歴談の端々に見え隠れしている。伊藤圭介の評価はその一例である。よって、なんのためらいもなく物産学を殖産興業と結び付けることになったのだろう。

江戸の本草学者が西洋文化に刺激されて、学術研究者としてなすべき責務を全うしようとした伊藤圭介の姿勢は、近代化に流されまいとする、江戸以来の学術的な蓄積をなんとかして体系化しようという、学者本来のあるべき存在感を示しているようでもある。

4. 古器旧物への関心と理解

原始・古代遺跡や遺物に対する日本人の関心は奈良時代に遡ることができる。『常陸国風土記』(713年)の那須郡の条には、大櫛の地のある貝塚は、かつて巨人が丘の上で生活をしてしたが、その巨人が貝を採集して食べたものが堆積して丘となったことが述べられている。¹³⁹ 貝塚に関するこのような伝承は、各地に残されているが、それはまだ神話的な物語の世界観であった。同じように、『続日本後記』承和6年(839)10月17日の条には、出羽国田川郡西浜で雷雨の後に隕石のように天から降ってきた鐵や鋒に似た石(石鐵)が多数発見されたことが記されている。石鐵を認識している現代人にとっては、別段恐れることではないが、成因が不明の当時の人々にとっては、異変を示す出来事だと誤解されている。¹⁴⁰ すなわち、遺跡や遺物は、当時の人たちにとっては理解することのできない驚異的な対象物でしかなかった。

その後、江戸時代、延宝4年(1676)に下野国那須郡(現・栃木県)で那須国造碑が発見されると、元禄5年(1692)に徳川光圀は、その被葬者を究明するために上車塚と下車塚(現・上・下侍塚古墳)を佐々木宗淳に命じて、宗淳の指導により大金重貞らが発掘調査

した。那須国造碑に関する遺物は何も発見されなかったが、この調査は歴史究明を目的とした発掘調査として初めてのことであった。それを契機として、以後陵墓をはじめとする遺跡や遺物に対する関心が高まり、遺物は、それまでの神話や俗信的な解釈から、人為物とする見解が出されるようになる。

正徳5年(1715)には、井沢長秀は石鏃を奇形石の一種で天然石の一種としたうえで、それは地中から雷雨により洗われて露出したものとして、それまでの「石器天降説」を否定した。翌年の享保元年(1716)、荒井白石は古文献研究に基づき、石鏃は人工品で肅慎国からもたらされた「石器人工説」を初めて唱えた。そして、なんとといっても石器人工説を定着させたのは、木内石亭(1724~1808)である。

石亭は、近江滋賀郡下坂本村の出身。茶道を習い、本草学者の津島如蘭や、のちに田村藍水に入門する。子ども時分から、石に関心をもち、その収集に没頭するが、30~50歳に全国各地を訪れたり、奇石会を組織して各地の愛好家との情報交換や石の品評を行なった。石亭は「石の長者」と呼ばれたが、それは単に石の愛好家に長じた者という意味ではなく、「雲根誌」や「曲玉問答」などの著作にみるように、石亭はそれまでの固定観念を打ち破り「石器人工説」の普及に大きく貢献した。

「雲根誌」(1773~1801)は、彼のライフワークの集大成ともいうべきものである。斎藤忠は、その三篇中の荒木田久老の次のような序文、「かくまでもひろくものせるは、もの好める徒のもてあそびのみならず。世に益あるわざにして、且いにしへを明らむるととともありなむものを」を引用して、「(石亭にとって石は)単なる愛玩物でなく、これらを通して古を明らかにする材料になることを述べていることは、まことに卓見であった」と

いうように、石亭は単なる好事家ではなく、科学的な視座をもった研究者であった。

あるいは、齊藤は清野謙次著「日本考古学・人類学史」上巻の中に掲載する「石亭諸考」を石亭の著述と認定した上で、そこに記された「石器人工説」を紹介する⁽¹¹²⁾。

「余往年奥州会津ニテ多ク得ル。其出ル処二十ニヶ所アリ。何レモ出ル処皆圖中ニテ、其地ノ名ヲ社寺・古寺ナド、如何ニモ古名ナリ。其処ニ至リ先之ヲ作りタル種々ノ余屑アルヲ見テ尋レバ、一所ニテ種々ノ品ヲ得ルアリ。其屑多クアレドモ、素焼ノ土器ノ破片ナキ時ハ、必シモ石斨有ル事ナシ。又其屑モ他所ニテ嘗テ見当ラザル珍石ナリ。余、拾イ来テ試ニ石斨ヲ作り見ルニ、中々鉄鎚ニテ打缺テ、能ク其形ヲ彷彿タル事ヲナサズ。其屑中ニ形ヲ作ント欲テ、未ダ全ク成ラザル者アリ。因是觀之、上代ノ人造ノモノニ疑ナシ余按ニ上代此製造ノ法有テ之ヲ能ク造成ト見ヘタリ」

これは、奥州会津地方で石器が出土する場所は、古来の地名が付けられていること、石器以外にも石片が出土するし、土器も伴出することなどが述べられている。また、自ら実際に石を打撃して石鏃の製作を試みたところ、遺跡から出土するものに類似する石片が得られたことなどから、こうした石器は人工物に疑いないとしている。まさに、現代の実験考古学に相当する実証的な見解だといえる。

また、「雲根誌」によれば、石亭は石鏃だけでも約1000点を収蔵していた。それらを分類整理し、その出土状況や地名とも照らし合わせて、自らの観察眼により、石鏃を上代の人工物とする結論を導いた。「曲玉問答」(1783)では、勾玉は国産品であり、埋葬者が生前に使用していたものを土中に埋めた副葬品とする見解を示している。

こうした、石亭の見解は伊藤圭介を通じて

シーボルトの『日本』(1832~1851)所収の「勾玉(原題:考古学—古代日本島住民の宝物である勾玉¹⁴³⁾)」として紹介されている。そこにはシーボルトの日本の原始古代の見解が次のように述べられているが、その根拠は、古代遺物にも関心のあった伊藤圭介が石亭の知見をもとに『勾玉考』をオランダ語でまとめてシーボルトに提出していることによる。

「日本列島の最古の住民や、恐らく神武天皇によって日本帝国が創建されるより一千年も前にこの列島に住み、狩猟漁撈の生活をしてきた種族の由来を知る手掛かりとなる痕跡については、まったく謎に包まれている。日本のこの最古の住民の時代に、勾玉が作られたことは疑いない。勾玉は彼らの遺跡のなかに残っている¹⁴⁴⁾」

こうした石亭のはたらきは、古器旧物に対するこれまでの好事家の基本的な考え方を大きく変えた。それは、ただ「好む」ものから「理解して好む」ことへの転換であった。古器旧物は、このような古代遺物の例から伺えるように、物理的な「物」を愛玩することから、「もの」としての由来を解明することで、愛着をもつように変質することになる。京都の以文会では、その記録「以文会筆記」の文化9年(1812)の集まりの記事に、「上古の淳樸をかんがみ、家居の営み、器物の質朴を見、かくも厚く風韻の高きを知り、言霊¹⁴⁵⁾のさきはふをきき、古へのすなほなる道を知りて、下れる世の浅ましく拙きにも少しはます事あらんこそ、古へを好む真心ともいふべし」というように、好古の精神が説かれている¹⁴⁵⁾。

5. 見世物と大衆文化

今では、あまり「見世物」という言葉を聞く機会が少なくなった。確かに興業形態の上からいう見世物の種類や数は限られるようになった¹⁴⁶⁾。しかし、その本質は案外変わることなく現代まで生き続けている。

かつて見世物は、朝倉無声が『見世物研究』で述べているように、“伎術”“天然奇物”“細工”という内容に区別され、伎術は軽業・曲芸、天然奇物は国内や舶来の動物などを見せる、細工は人形・竹・皿・花などを使い一種のパノラマをつくるものなどのように多彩であった¹⁴⁷⁾。天然奇物のなかでも文久3年(1863)春、江戸の西両国広小路で行われたインド象の見世物は江戸中の評判となり、象の錦絵も大いに売れたという。

見世物の場所は、盛り場や祭礼・縁日・開帳などにあわせて臨時に設定された。江戸では、なんとといっても両国や浅草がその中心地であった。大田南畝の「半日閑話」には、明和頃の浅草奥山(浅草寺境内の本堂の両側¹⁴⁸⁾)には、盲と女相撲・盲の角力・竹田内匠からくり・子供角力・子供狂言・北浜の力持・早川虎市力持軽業・春山歌之助かる業・難波珍蔵が腹の曲・蟹娘・大蛾幕・嵐八重次軽業・反魂丹の居合ぬき・胡弓の歌祭文・燈籠造り物などが列挙されているが、当時の見世物の様子を理解することができる。すなわち、見世物とは、当時の人たちに視覚的で直感に訴えかける娯楽であり、それは驚異さをかねそなえたものであった。そこは非日常的な空間が広がる異次元の世界である。見る者にとっては、その空間に浸ることで“癒し”ともなり、また多分に大衆の“物見遊山”心理が働く場である。

ところが、明治新政府による「文明開化」という近代化政策により、それまでの江戸の大衆文化としての見世物は西欧人に対して「恥ずべきもの」として抹殺される運命を辿る。とりわけ、芝居や見世物の怪奇趣味、残酷趣味、性的表現などは、明治政府による厳しい取締りの対象となった。西洋諸国に対する引け目を意識した政府は、西洋におもねる政策を打ち出していく。明治6年(1873)1月15日、太政官は各府県に西洋式の公園の候補

地を選定するように指示しているが、これに対して東京府は浅草寺など5ヶ所を選んでゐる。あるいは、公衆の面前で裸体になることを禁止することも、その一環といえるが、究極的には明治16年(1883)に完成した鹿鳴館に象徴される欧化主義である。こうして見世物の中でも日本人独自のリアリズムともいえる怪奇趣味、残酷趣味、性的表現などは、排除されることになった。⁽¹⁴⁹⁾

見世物の本領ともいふべき主要な部分が欠落すると、大衆文化としての見世物の魅力も薄れていくように思えるが、見世物としての要素は形や種類を変えることによって、その後も生き続ける。国家の政策により排除されても、それは近代の博覧会のなかにしっかりと生づいていく。明治4年5月、東京九段招魂社境内における大学南校物産局主催の物産会は、「見る側」の民衆からすれば天然奇物の見世物であった。翌5年3月に開かれた文部省博物館による湯島聖堂での博覧会では、名古屋城の金鯱を出品するなどして、見世物的要素に配慮して入場者の動員をはかっている。博覧会は評判となり錦絵にもなった。昇斎一景筆「元昌平坂博覧会」は、陳列された金鯱に驚いて腰をぬかす人たちの場面を描いている。あるいは「博覧会諸人群衆之図」のように、陳列ケースをのぞき込む黒山の人だかりの様子は、まさに見世物といってもよい。あるいは、明治新政府が初めて参加したオーストリアのウィーン万国博覧会には、オーストリア公使シーボルトの進言に従い、西洋人が関心をもつ物品として、鎌倉大仏の張技、東京・谷中の五重塔の大型模型などを目玉として出品したが、これもまさに日本文化の見世物化にはかならない。

明治政府は、江戸の見世物文化を排除しながらも、近代化政策のなかにおいて自らのアピールの手段として見世物的な発想を巧みに取り入れた。その一方、民衆にとって、博覧

会は近代化の装置とはならず、江戸時代以来の延長線上に位置する見世物として、いわば物見遊山の対象程度のものでしかなかったといえる。

第2章 近現代博物館の形成

1. 明治新政府による物産会と博覧会

明治新政府による近代国家の建設がはじまると、江戸時代以来の大衆文化や博物学などの学術文化は、近代化の枠組みの中に取り込まれて、あるものは生かされるが、あるものは排除される。またあるものは変質していくことになる。

本草学は、本来の薬効植物などの調査研究から、自然界全体を構成する動植物などに関心が向けられるようになってから、博物学と呼ぶべきものになったが、一方では殖産興業を意識した博物調査を行う物産学や、明治時代になると物産学そのものが殖産興業と一体化していくことになる。

(1) 大学南校による物産会

田中芳男(1838~1916)は、信州飯田の天領傳木山支配の陣屋で生まれた。漢方医の父親から洋学を学び、安政3(1856)年19才の時に名古屋に出て、翌年伊藤圭介に入門して医術・蘭学・本草学などを学んでいる。その頃、圭介の別宅には薬草園があり、百嘗社という博物会を毎年開いていたことから、田中は物品を一堂に陳列することを理解している。文久元(1861)年に圭介に従い江戸に入り、翌年5月に圭介の助手として蕃所調所物産方出役となっている。

慶応2年(1866)12月に、田中は、幕府として徳川昭武の一行がバリの第二回万国博覧会(1867)に参加する準備のためにバりに派遣された。⁽¹⁵⁰⁾パリでは、「(博覧会場)日本の知識の狭い人がそういう所に出会わしたので、

見るもの聞くものに驚くばかりであった…、お陰で博覧会がどんなものである、仏蘭西巴里の都はどういう有様ということを知りました、そこで博覧会の仕事は一時かたつきましたので暇があれば博物館場を巡覧し又博物館や動物園に行き、市街にも行って見ました¹⁵¹』というように、精力的にパリ市内の博物館などを見学している。

翌慶応3年に帰国すると、明治元年（1868）6月には新政府の開成所御用掛となり、7月に開成所の理・化2学科の施設を大阪に移転して舎密局を設置するのに伴い、田中も大阪に異動した。その辺の事情を『経歴談』では次のように述べている。

「慶応4年の戊辰は即ち明治元年と改った年で、世の中はなかなか喧ましかつたけれども、自分は引き受けた仕事をして居れば宜いので、矢張り物産所に關係した殖産興業の事を研究したり、植物の栽培をやつたりして、一向世間の事に携わらなかつた、其年5月上野で戦争が始まつた、其時なども外に出れば危険であるといふので教授先生と共に物見で見て居つた様な事であつた。上野の戦争も済んで茲に江戸の様子も一変しました。私は6月18日に官命を以て開成所の御用掛になりました。開成所もそのまま新政府で継続してやることに成りましたから、我々職員も開成所掛となりました。新政府の方から出役を命ぜられた大阪に出張しました。（中略）そこで大阪の管轄であつた舎密局を建設する事業を引き受けました。此舎密局といふものは今日でいへば化学局といふべきもので舎密の文字は宇田川先生が初めて用い充てられたもので「セミス」が「セイミ」となつて出来たのである¹⁵²」。

その後、明治3年に田中は東京に異動となり大学南校少教授となつた。大学南校とは、明治2年（1869）6月に大学校の設立にともない旧開成所を開成校とし、明治2年12月に大

学南校と改めた教育機関である。後世の東京大学法・理・文学部の前身となる。

そこで、田中は物産学に根拠をおいた博覧会を企画することになる。やはり、『経歴談』で、田中は明治3年3月に大学に出仕した際のことを次のように述べている。

「是から殖産興業の途を開かねばならぬから、其方をやれといふことであつた。それに付いては一つ博覧会といふようなものを開こうといふことになりました。ところがこれといふ品物もない、併其頃開成所の方に他から引き継がれた物もあり、又西洋から来た物もある、又私が持つて居た物もあるから、それらを合せて博覧会といふようなものを開こうと云うことになりました、そこで4年5月に九段坂上の招魂社の祭りの時に物産会を開設しました¹⁵³」。

この博覧会は、明治4年3月に弁官宛に提出された「大学南校上申」書には次のように趣旨が説明されている¹⁵⁴。なお、ここでは博覧会となっているが、開会時には物産会に名称を変更している。

「博覧会ノ主意ハ宇内ノ産物ヲ一場ニ蒐集シテ其名称ヲ正シ其ノ有用ヲ弁シ或ハ以テ博識ノ資トナシ或ハ以テ證徴ノ用ニ供シ人ヲシテ其知見ヲ拡充セシメ寡聞固陋ノ弊ヲ除カントスルニ在リ、然レトモ国從來此挙アラサルニヨリ其物品モ亦隨テ豊贍ナラス故ニ今者此会ヲ創設シテ百聞ヲ一見ニ易ヘシメント欲スルトイヘトモ願ミルニ隆盛ノ挙ニ至ツテハ之ヲ異日ニ待サルヲ得サルモノアリ因テ姑ク現今官庫ノ蔵スル所及ヒ自余ノ物品若干ヲ駢別シテ暫ク人ノ來館ヲ許シ以テ其開端トナス自今爾後毎歲一次其会期ヲ定メ日ヲ逐ヒ月ヲ累ネテ漸々宇内ノ珍品奇物ヲ網羅シ人ヲシテ遠ク万里ノ外ニ遊フヲ用ヒス座シテ全地球ノ万物ヲ縦覧セシメンコトヲ期ス」

その文面から判断すると、この博覧会は、これまで江戸時代の物産会が同好の人たちに

よる内輪の小規模な知的なイベントであったものに対して、広く国民を対象にした大規模な知的イベントというものであった。内容的には物産会や博会会のそれを延長上したものといいてよいが、これまでの限定的な内輪のサークルの催し物から、国家規模となったという点で、飛躍的な規模の拡大である。同時に、それは国家的な意図によるものであった。まず国民の知的レベルを高めることで、それが殖産興業につながるという発想を、この博覧会で実践していくことにした。

そのため開催に先立ち、資料収集を一般にも呼び掛けている。「当今官品未タ完足セス故ニ金石ノ属草木ノ類ヨリ鳥獸魚介虫豺等ニイタル迄総テ天造ニ属セシ物又諸器械奇品古物及ヒ漢洋舶齊ノ諸品等総テ博識ノ資トナスヘキ人造ノ物ヲ所蔵シ展観ニ供セント欲スル有志ノ輩ハ会前ニ之ヲ当館ニ携ヘ来ルヘシ且ツ最寄ノ物品ヲ出セシ輩ニハ褒賞ヲ賜フヘキ事⁽¹¹⁵⁶⁾」。

こうして、明治4年5月14日から7日間にわたり、東京・九段の招魂社（現・靖国神社）で開かれた。その後は宮内省も関心をもち、5月29日に天覧に供された。

出品物は、「明治辛未物産会目録」によると、総数2,347件となる。木下直之が指摘するように、そのうち鉱物関連が全体の三分の一を占める。それは、江戸幕府以来の殖産興業政策を反映している。19世紀になり、海防対策が急がれるようになると、武器生産の需要が高まるが、その前提となる鉱山開発が物産学に求められていた。その事情は明治になってからは、むしろ一段と緊迫した。「明治四年の大学南校物産会とはそうした日本の近代化を標榜した場なのだから、鉱物の展示に大きなスペースが割かれて然るべきであった⁽¹¹⁵⁷⁾」。動植物部門は、鉱物も含めて江戸時代以来の物産学の範疇となり、全体に天産物を主体とした。古器旧物などの歴史遺物は脇役

に押しやられた。そのような状況のもとに、新たに注目すべき物品として、測量究理器械や内外医科器械が独立した項目として出品目録に掲載されている。前者は測量家望遠鏡・摩擦エレキ・地球衛星運轉雛形など13件、後者は人身内景模造・眼球や胎児などの模造・解剖器械・顕微鏡・男女頭骨・西洋人頭骨など22件。「器械は、物産会の新顔としてその枠組みを広げさえすれば、破壊するものではなかった。むしろ、明治時代初期の博覧会や博物館において、もっとも正統的な展示物だったといえるかもしれない⁽¹¹⁵⁸⁾」というように、こうした器械類がその後の殖産興業の推進役になっていく。この物産会は江戸時代以来の物産会の延長線上にあるものとはいえ、明らかに近代化を意識した新たなカテゴリーがこうして登場することになった。

その一方、主催者側は来場者を動員するための仕掛けを忘れなかった。それは、それまでの見世物的な発想をうまく活用することにあつた。まず、招魂社の祭礼日に会期を重ねたことである。会場となった招魂社は周知のように、戊辰戦争の官軍の戦死者を祭るために、明治政府が設置したものである。5月15日は上野の戦い、同月18日は箱館の降伏による祭礼日となっている。会期5月14日から7日間は両方にまたがることから、人出を見込めると判断したに違いない。「五月一五日と一八日は接近していたから連日花火あり競馬ありで、こちらも“群集ある事夥し”⁽¹¹⁵⁹⁾ かつたはずだ」ともいわれる。

また、物産品を一堂に集めたことは“驚異”といってもよい出来事であった。それまでの内輪のサークル的な物産会に比べれば、民衆はその数や種類の多さに圧倒されたはずである。一般庶民にとっては、それまで見たこともないような品々が目白押しであり、そこはまさに異次元の空間が演出されていた。

なかでも、内外医科器械に属する人身内景

模造・眼球や胎児などの模造・男女頭骨・西洋人頭骨などは好奇のまなざしが注がれただろう。模造は、ほかに男子陰部・睾丸・茎・女子陰部・卵巣や胎内十月を示す模型妊娠之最初・初月・第二ヶ月・第三ヶ月・第四ヶ月・第九ヶ月なども出品された。これらは医学の名のもとに出品されたものの、見る側にとっては人体の神秘や怖いもの見たさの好奇心をそそる見世物以外の何ものでもなかった。胎内十月は、宝歴8年（1757）から見世物の題材になり、安永年間（1772～1778）には浅草奥山で生人形による懐妊した女性の腹内を開いた見世物となっている。「明治になると、新政府はすぐに性的な見世物に規制を加えるわけだが、そうした規制をするりとかわし、胎内十月という主題は姿を変えながら、民衆の間を生き延びてゆく⁽¹⁰⁾」というように、見世物は物産会の医学普及の場に現れることになった。

(2) 文部省博物館による博覧会

明治4年7月に大学が廃止されて、文部省となり、初代文部大輔は江藤新平が就任した。そのため、大学南校も文部省の直轄となり「南校」と称される。また、文部省に博物館が設置されたことから、田中芳男は博物館掛となる。それに伴い、それまでの大学南校物産局の物産は博物館に移管された。

明治4年の物産会の趣旨のように、以後、毎年博覧会を開いて物産についての知識の啓発をはかろうという意向は、翌年3月に東京・湯島聖堂を会場に文部省博物館は旧湯島聖堂大成殿を展覧場とする博覧会を開催した（写真1）。

これは、前年の物産会に比べて、次のような付加価値があった。ひとつは、明治6年にオーストリアで開かれるウィーン万国博覧会に参加するために国内の物産品を全国から広く集めること。もうひとつは、古器旧物の保存の思想を普及するためであった。それは、前年の物産会の主意に加えて、その布達には「就中古器旧物ニ至テハ時世ノ推遷制度ノ沿



写真1 博覧会の会場となった旧湯島聖堂大成殿（東京国立博物館資料館提供）

近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察

革ヲ追徴ス可キ要物ナルニ因リ擲者御布告ノ意ニ原ツキ周ク之ヲ羅列シテ世人ノ放観ニ供セント欲ス」というように、古器旧物の保護の普及を意図している。なお、「御布告」とは、前年の明治4年5月に太政官から出された「古器旧物保存方」のことである。そこには、町田久成（1838～1897）の意向が強く働いたとみられる。

町田は、天保9年（1838）に薩摩藩日置郡石谷で1750石を領する武家に生まれ、曾祖父は島津家の家老職をつとめ、祖父は大番頭となった名門である。久成は、江戸の昌平黉で儒学と国学を学び、大目付、薩摩開成所学頭を歴任する。慶應元年（1865）には、英国薩摩留学生派遣の使節兼監督として渡欧した。

これは幕府の禁令を犯したものであったが、ロンドン滞在2年の後にパリの万国博覧会を見学して帰国した。美術・歴史遺物に見識や鑑識眼をそなえていたといわれる。維新後は、参与外国事務掛から外国大系になるが、その後大学大系から文部省創設に伴い文部大系となった。

博覧会は明治5年3月10日から4月30日まで一般公開した。3月14日は行幸日。太政大臣三条実美・参議西郷隆盛・同大隈重信・同板垣退助・宮内卿徳大寺実則・侍従長河瀬真孝らの見学に町田久成や田中芳男が案内した。当時の関係者の記念写真（写真2）には、町田や田中の外に、小野職懿、久保弘道、織田信徳、伊藤圭介、谷森真男、内田政雄、服部



写真2 博覧会関係者記念写真(明治5年) 後列右より織田信徳、伊藤圭介、谷森真男、服部寛蕃、広瀬真水、前列右より小野職懿、久保弘道、田中芳男、町田久成、内田正雄、蛭川式胤、田中房種（東京国立博物館資料館提供）

雪齋^{（1）}、蛭川式胤、広瀬真水、田中房種がおさまっている。また柏木政矩、辻新次、植村千之助らの名も連なっている。この時、伊藤圭介は幕末に尾張へ帰郷していたが、明治3年に新政府から大学への出仕を命じられて物産会に合わせるように上京していた。内田政雄は新政府部内の文教畑の重鎮で教育行政に明るく開成所頭取などを歴任する。服部雪齋は、審所調所画学局に関係して博物画を手掛ける。蛭川式胤（1838～1882）は明治2年に新政府の制度局調査掛となり兵制・民法・商法・農法・工法・刑法・税法・華族法などの各種制度について調査するが、明治5年に文部省博物局御用掛となり、町田や内田らと共に正倉院の宝物調査などにも関わり、古器旧物保存行政に携わる。柏木政矩は、古器旧物の収集家で、幕末には小普請方棟梁をつとめ、特に古銭の収集に定評があった。

出品物は、「出品目録草稿」によると、御物をはじめ水戸徳川家からの献納品、古代遺

物・書画・銅製品・武器器具・調度品・日用雑器・楽器・衣服衣装などの古器旧物類や鉱物や化石などの天産物など、およそ600点を数えた。まるで古器旧物類の博覧会ともいえるように、大半が古器旧物であった。前年の物産会に登場した器械類はほとんどみられない。あれほど多くの鉱物標本や動植物標本にしても皆無に近いといってよい。その理由は、前年に太政官から出された「古器旧物保存方」布告を目に見える形で普及する場にしようという思惑があった。なかでも大成殿中庭でガラスケースに入れて陳列された名古屋城の金鯨は人気を集めた。また古器旧物の逸品としては、福岡・志賀島から出土した「漢委奴国王」の金印が、所蔵者の黒田家から出品された（写真3）。それは以前、所蔵者の福岡旧藩主黒田公が町田のもとに持参したところ、町田はそれを見て歴史資料として高い評価を下し、その保存を要請する一方、模造製作を篆刻家の益田香遠とはかって完成させて宮中に

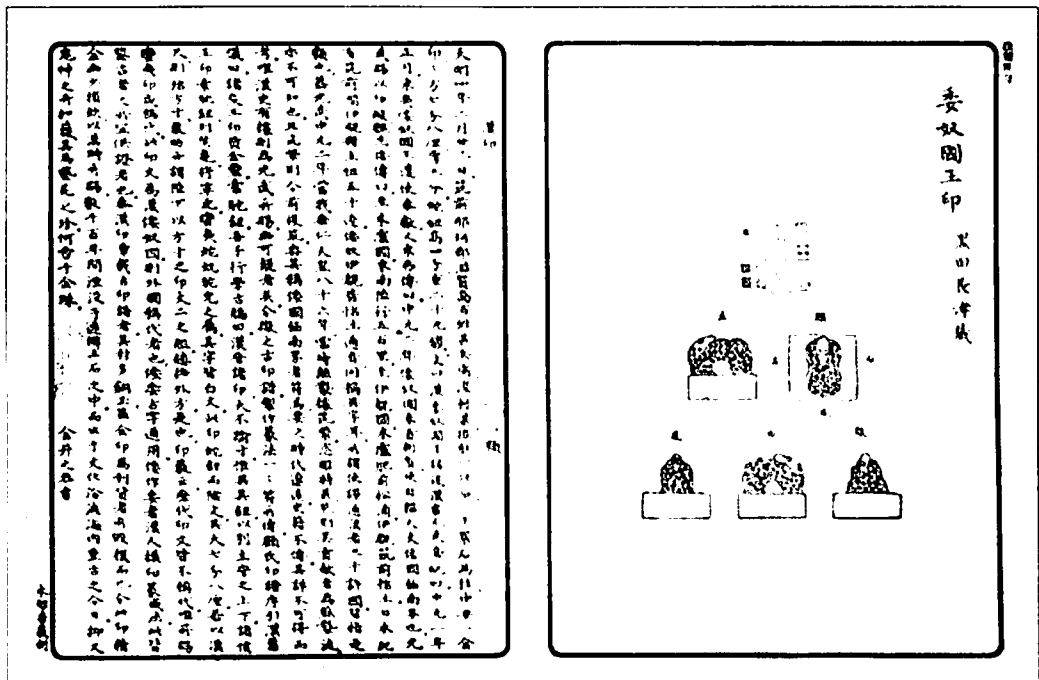


写真3 博覧会に出品された金印の解説書(東京国立博物館資料館提供)

献上していることに関連している。金印については、江戸時代に藤貞幹・青柳種信・伴信友らが「倭奴」を「いと」となし怡土と同じとして『魏志』倭人伝に記載された伊都国と推定している。⁽¹¹⁶⁴⁾ 町田久成は、「昔漢帝カ入唐ノ某僧ニ贈リタル有名ノ倭土ノ金印ヲ示サレ久成大ニ驚キ之レ日本無二ノ宝物ニシテ小官ハ漢書ニ載スルヲ見テ知ル」という認識をもっており、「九州第一流ノ大藩名族ノ御家ニアルハ誠ニ幸トスル所ナリ願クハ国家万世ト長ナヘニ厳重ノ御保存アラン」と保存の必要性を説いている。⁽¹¹⁶⁵⁾

その列品分類は、次の通りである（各項目ごとの具体例は一部省略）。

「天造物

植物門

第一 博物館ニ培養スルノ品

食用之草木 居家必要之草木 救荒草木 薬用草木 有毒草木 果樹草木 欣賞草木

第二 博物館ニ陳列スルノ品

食用之品（穀類、莖類、菌類、海藻、菓実、茶類、乾菜、珈琲、香料等）

薬用之品（植物ノ葉莖根皮花実ナドノ仁並漢品洋品南海及印度諸国之品）

工匠所用之品（木材類、舶来良材、竹類等）

繊維ヲ用ル品（麻、亜麻、苧麻、草綿、木綿、草パンヤ等）

紙料之品（黄瑞香皮、菜花、ノリノキ、トロロ等）

油漆蠟ヲ製スル品（胡麻、亜麻仁、菜種、油桐、ロウノキ、漆樹等）

染料之品（藍葉、茜根、紅花、紫根、山杷子等）

繩席等ヲ製スル品（燈草等）

日用諸品（各種ノ炭、燈心、火奴、

烟草、火口）

雜用諸品

動物門

第一 博物館ニ圈養スルノ品（獸類、禽類、爬虫類、介類、虫類等）

第二 博物館ニ陳列スルノ品（剥製全形、毛皮、骨格、齒牙、毛羽、介殻、乾虫、酒浸并各国人物之肖像、照影、骸骨等）

鉱物門

第一 火石質類（水晶、石英、火燧石、馬腦、玉髓、舍利石、石榴石、合玉石、試金石、此外堅硬ナル石類）

第二 粘膩土質石（雲母、長石、漆石、石脂、白堊、活石、蠟石、葡萄石、陶土、浮石等）

第三 石灰土質類（石灰鉱、方解石、寒水石、鍾乳石、雲石、五色石英、石膏等）

第四 塩類（石塩、硝石、青塩等）

第五 燃質類（石炭、褐炭、硫黄、琥珀、石墨等）

第六 酸化鉱類（磁鉄、緑青、鉛丹、石膏等）

第七 鉱類（金、銀、銅、鉄、鉛、錫、白金、水銀等）

第八 混合鉱類（黄銅、青銅、赤銅、紫金等）

化石門

動物之化石

植物之化石

動物之骨角並ニ介殻等

人造物

一、祭器之部（神祭ニ用ル楯矛其他諸器物等）

一、古玉宝玉之部（曲玉、管玉、水晶等）

一、石弩雷斧之部（石弩、雷斧、天狗

近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察

- ノ飯匙等)
- 一、古鏡古鈴之部 (和漢和鏡、古鈴等)
 - 一、銅器之部 (鼎、爵其他諸銅器類)
 - 一、古瓦之部 (名物并名物ナラズト雖古キ品)
 - 一、武器之部 (刀劍、弓矢、甲冑、馬具、大小砲銃、彈丸、戰鼓、盾等及古代并外国ノ武器、武器類古凶等)
 - 一、扁額之部 (神社仏閣ノ扁額并諸名家書画肖像等ノ額)
 - 一、樂器之部 (笛、笙、太鼓、鐘鼓、和琴、箏、琵琶、猿樂田樂ノ諸器并仮面、三絃、胡弓、尺八、一節切、清朝樂器、外国樂器其他歌舞ニ屬スル諸品等)
 - 一、鐘銘碑銘墓本之部 (名物并ニ名物ナラズト雖ドモ古キ品)
 - 一、印章之部 (古代ノ印章類)
 - 一、文房諸具之部 (机案、硯、墨、筆、筆架、硯屏之類、各種之紙類)
 - 一、農具之部 (鋤、鍬、鎌等諸国ノ用品并古代ノ品、外国ノ農具等及園丁所用之具)
 - 一、工匠器之部 (鍛冶、大工、泥工、旋匠、冶匠、石工等所用ノ具等)
 - 一、刑罰具之部 (笞、杖、鉗、械、絞柱、懸錘等)
 - 一、築造雛形之部 (宮殿、樓閣、堂塔、寺院、城郭、橋梁等)
 - 一、防火諸具之部 (竜吐水、梯子、ゲンバ桶、籠吊瓶、鳶口棒、高張提灯等)
 - 一、東輿之部 (車、輿、火輪車諸器械、馬車、自転車、役車、馬具、水車、風車等多クハ模形又ハ図面ヲ以テ示ス)
 - 一、船舶之部 (船舶ノ模形及図并船舶
- 中需要ノ諸具)
- 一、漁獵具之部 (網、竿、鉤、捕鳥具、畜鷹具其他遊獵ノ諸具)
 - 一、医科用器之部 (内外科所用ノ器械、解剖器械、模型人身等)
 - 一、屋内諸具之部 (房室家具、屏障類、燈燭類、庖厨諸具、飲食器皿、烟具類等)
 - 一、食物飲料之部 (塩、糖、味噌、醬油、酒、焼酎等の諸品并烟草及ビ植物ヲ以テ製造スル者、鳥獸魚介乾腊塩蔵スル者、製造品等)
 - 一、紡織具之部 (機、杼、篋、紡車并裁縫諸具等)
 - 一、紡織料之部 (綿、麻、苧、蚕、山繭、羊毛等)
 - 一、布帛之部 (綿布、麻布、絹、葛布、紙布等并和漢古代ノ金襴布片類)
 - 一、衣裳裝飾之部 (官服、常服、山民ノ服、婦女服飾、櫛簪之類、傘笠、雨衣等)
 - 一、皮革之部 (各種ノ皮革并古革之凶)
 - 一、貨幣之部 (古今金銀銅鉄等貨幣楮幣古錢、并万国古今ノ貨幣等)
 - 一、諸金製造器之部 (銅、黄銅等其他金属ヲ以テ製造セル諸器等)
 - 一、玻璃之部 (各色玻璃并製造器什)
 - 一、陶磁器之部 (古今各国陶磁器并舶來品等)
 - 一、漆器之部 (蒔絵、青具、堆朱等ノ諸器物)
 - 一、理学化学器械之部 (排気鐘等大氣ノ学ニ関スル器、電気器械、伝信機、化学諸器械、寒暖計、晴雨計等)
 - 一、鏡類之部 (望遠鏡、顕微鏡、鏡、日顕微鏡、三稜玻璃并光学ノ諸器械)

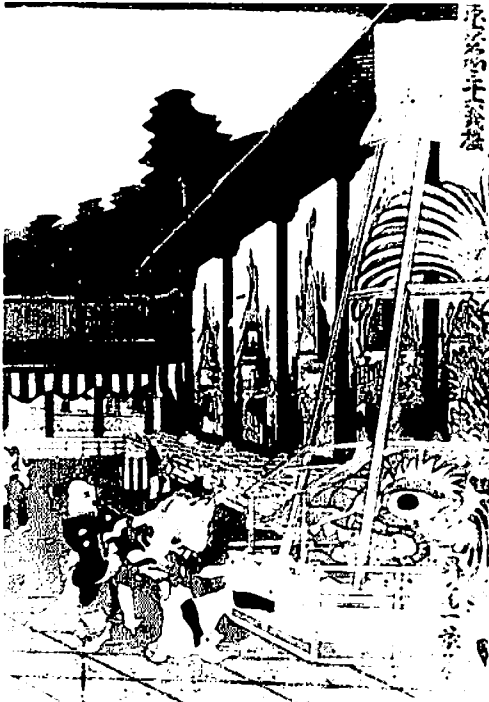


写真4 昇斎一景筆「元昌平坂博覧会」(文京ふるさと歴史館提供)

- 一、照像之部 (照像ニ属スル諸具并照像類)
- 一、時計之部 (各自鳴鐘、沙漏等)
- 一、測量器械之部 (測量ノ諸器、天球

儀、地球儀并天象地理之図)

- 一、度量権衡之部 (秤、天平、尺、斗、升、算盤并古代ノ用品)
- 一、茶器香具花器之部 (風炉、涼炉、釜、茶碗等ノ茶器、香盆、香炉等ノ香具、花瓶、花台等之花器)
- 一、遊戯具之部 (碁、将棋、雙六、蹴鞠、八道行成、投壺、楊弓、投扇、歌骨牌等)
- 一、雜織等偶人并兒玩之部 (這子、天兒、雜人形、幟人形、木偶、土偶、其他兒童女兒玩弄之諸品)
- 一、北海道并伊豆諸島琉球之産物類
- 一、諸雜物及未詳之品物

この博覧会に対する世間の反響はどうだったのだろうか。博覧会の会期は、当初3月10日から20日間を予定していたが、好評により会期を延期して4月30日に終了した。一般公開は48日間で総入場者数は192,878人と盛況であった。一日平均約4,000人。博覧会の予算は1,000両に対して、会期なかばの観覧料や目録の売り上げ代などを含めて2,000両の収入があり、この博覧会を契機として、その経済的効果が認識されるようになった¹⁶⁷。一方、民衆は戸惑いながらも好奇のまなざしをもっ



写真5 昇斎一景筆「博覧会諸人群衆之図」(神戸市立博物館提供)

て来場した。一曜斎国輝筆「古今珍物集覧」、河鍋暁斎筆「今昔珍物集」などのように、当時出された錦絵に描かれた出品物は珍物として扱われている。その極みが、昇斎一景筆「元昌平坂博覧会」（写真4）のように、陳列された金鯉に驚き腰をぬかす人たちの場面である。あるいは「博覧会諸人群衆之図」（写真5）のように、陳列ケースをのぞき込む黒山の人だかりの様子は、まさに物見遊山である。主催者は、殖産興業を意識して国民の知的レベルの向上をめざす、あるいは古器旧物の保存思想を普及するものであった。しかし、来場者のこうした反応は主催者側の意向との「行き違い」現象を垣間見ることができる。

博覧会終了後は、旧湯島聖堂の大成殿は、文部省博物館として、毎月1と6のつく日に一般開館した。文部省博物館は明治6年3月に書籍館、博物館局、小石川薬園などとともに太政官正院に属する「塙州博覧会事務局」に併合された。なお、今日の東京国立博物館は、この明治5年の博覧会の開催をもって創立時としている。

2. 近代博物館の二つの基本構想

明治5年の博覧会は前年の大学南校の物産会の出品物とは異なる内容になっている。それは必ずしも物産会の主意を否定するものではなく、むしろ両者を合わせて体系化をはかっていくための一つの段階でもあった。その根底には、町田と田中は共に学問や関心の領域を異にしながらも、近代化のための殖産興業に向けてまっしぐらに突き進むために、古器旧物や天産物などを活用しようとは考えていなかったという共通点があった。

(1) 「博物学之所務」による博物館構想

博覧会が終了する4月28日に文部卿大木喬任（1832～1899）の決裁を得た「博物局・博物館・博物園・書籍館建設之案」は、バリの

シャルダンテ・プラントを模範とした博物館構想の実現であった。それは文部省博物館の田中芳男、内田正雄、星野寿平らがまとめたもので、それを町田久成、長炎（三洲）、福岡孝弟らの上司が目を通して押印したものである。また、その構想中には、かつて町田久成がイギリスに留学した際に実見した大英博物館の図書館をモデルとした書籍館を含めている。その中核をなす「博物学之所務」は次のような内容である。

「博物学之所務

動物植物鉱物三科之学ヲ研究シテ、其品物ヲ陳列シ人一見シテ其知識ヲ補充スルノ益アラシメ、兼テ其書ヲ編輯又翻訳シ普ク人ニ示シ、又有志輩ヲ教導スルコトヲ努ム。外ニ人工物ノ沿革ヲ示シ、人工ノ日新、粗ヨリ精ニ入ルノ理ヲ論シ、又書籍館ヲ開キテ有志ノ者ニ珍書奇書ヲ放観セシムル等ノ務アリ。今其管スル所ノ個目ハ

博物館 天造物 動物植物鉱物化石等総テ天産ニ属スル諸品ヲ陳列シ、或ハ又稍人工ヲ加ヘテ各種ノ用ヲナスベキコトヲ示ス

人工物 新古内外ノ品物各其部門ヲ分チ之ヲ區別シテ、其沿革ト人工ノ進歩且旧器ノ迂闊ナルヲ折衷シテ簡易ノ器ヲ製作スル等ノコトヲ示ス

博物園 一般植物ノ分科並各種有用ノ品ヲ植ヘ、又生活セル動物ヲ飼養シ其名実ト用トヲ知ラシム
又別ニ一箇ノ園圃ヲ設ケ各種有益ノ植物ヲ繁殖セシメ、広ク世ニ施シテ国家経済ノ資トナシ兼テ培養法ノ試験ヲナス

書籍館 古今和漢洋ノ書籍ヲ各其部門ヲ分チ之ヲ陳列シ有志輩ノ来観ヲ許

近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察

シ、寒生ヲシテ珍書ヲ観ルコトヲ得シム

博物館 博物館、博物園、書籍館等ヲ総括シテ天造物ヲ記載シ、博物学ノ書ヲ編輯翻訳シ物産ノ応用アルコトヲ一般ニ示シ、又動植ヲ剥製乾枯スル等総テ貯蔵スルノ工作ヲナシ又一般ノ會計ヲ主宰ス」

ジャルダン・デ・プランテ (Jardin des Plantes) は、1635年にルイ13世の侍医が王室の薬草園として医学・薬学の研究とその普及の場として創設した。フランス革命後の1793年にその中に国立自然史博物館 (Museum National d'Histoire Naturelle) が置かれ、植物・動物・地質・鉱物・解剖・古生物・人類学などに関する展示や動物園などを併設していた。

福沢諭吉は、文久2年(1862)翻訳方として遣欧使竹内下野守保徳(1801)に従いパリを訪れている。慶應2年(1866)に著わした「西洋事情」は、その見聞から「博物館」については、次のように述べている。

「博物館は世界中の物産、古物、珍物を集めて人に示し、見聞を博くするために設くるものなり。ミネラロジカル・ミュゼムと言へるは礦品を集むる館なり。およそ世界中、金石の種類はことごとくこれを集め、おのおのその名を記して人に示す。ゾーロジカル・ミュゼムと言へるは禽獸魚虫の種類を集むるところなり。禽獸は皮を取り、皮中に物を填めてその形を保ち、魚虫は薬品を用いてそのまま干し固め、みな生物を見ゆるがごとし。小魚虫は火酒に浸せるものもあり。

また動物園、植物園なるものあり。動物園には生きながら禽獸魚虫を養えり。獅子、犀、象、虎、豹、熊、熊、狐、狸、猿、兎、駝鳥、鷲、鷹、鴨、雁、燕、雀、大蛇、蝦蟇、すべて世界中の珍禽奇獣みなこの園内にあらざるものなし。これを養うにはおのおのその性に

従いて食物を与え、寒風湿燥の備えをなす。海魚も玻璃器に入れ、ときどき新鮮の海水を与えて生きな貯えたり。植物園にも全世界の樹木草花水草の種類を植え、暖国の草木を養うには、大なる玻璃室を造り、内に鉄管を横たえ、管内に蒸気を通じて温を取る。ゆえにこの玻璃室は嚴冬も常に八十度の温気ありて、熱帯諸国の草木にてもよく繁殖す。

メヂカル・ミュゼムとは、もっぱら医術に属する博物館にて、人体解剖して、あるいは骸骨を集め、あるいは胎子を取り、あるいは異病にて死する者あればその病の部を切り取り、経験を遺して後日のためにす。この博物館は多く病院の内にあり(1870)という。

福沢が述べているメヂカル・ミュゼムを除く、ミネラロジカル・ミュゼム、ゾーロジカル・ミュゼム、動物園、植物園は、パリのジャルダン・デ・プランテの見聞が基になっていると言われる(1871)。

田中芳男も第二回万国博覧会の準備のためにパリを訪れた際に、やはりジャルダン・デ・プランテなどの博物館などを見学して高い関心を示している。その見聞が、「博物学之所務」にも込められている。

すなわち、これは日本の近代博物館の最初の基本構想ともいえるものであるが、その内容は人文・自然、産業を合わせた総合博物館と、動植物園や図書館を備え、それらを管理する機関として博物館を設置する。また、博物館では博物学の図書を刊行したり標本を製作する業務もあつた(1872)。

(2) 町田久成による博物館構想

明治6年3月に文部省博物館が太政官正院の博覧会事務局に併合された年の6月、局長の町田は太政官史官に次のような建言を提出した(1873)。

「英国“ブリチシ”博物館ハ“スロラン”ト云人ノ集聚品及ヒ古書籍古文書等、千七百

五十三年官ニ収メシヲ始祖トシテ、其後尚古家及富饒家等ヨリノ寄附献納ノ物ヲ合併シ、終ニ今日ノ盛大ヲ致スニ至レリ。此館千七百八十六年ノ火災ニ罹リシガ、“ロートハリヘクス”と云人ノ再興シテヨリ、連々又盛大ニ至リ、二世ゾルヂ帝ノ時、八世ヘンリ帝以来奕世集貯古書籍等不残寄附相成候テ、且往々新鐫ノ書籍ハ各一本ツツ必可収ノ旨決定アリ、方今猶厚ク政府ニテ保全シ、宇内諸洲ノ書籍禽獣金石及ヒ古器古文書等其他ノ物資金ヲ給シテ是ヲ集聚シ、或ハ有志ノ輩献納シテ其欠ヲ補フ事ニ有之、館ノ建築ハ漸次ニ補築シ、漸ク百年ノ後今日ニ至リテ全備セシトナリ。又同国“ケンシントン”博物館ハ其年月不詳ナレトモ、遙カニ後ニ創建アリテ、専ラ今日実用ノ事ヲ旨トスルノ由。此ノ両館ノ体裁ヲ基本トシテ前途ノ目的相定申度、即別紙相添相伺候間、御評議次第御沙汰御座候様仕度候也。

六月五日 従五位町田久成
史官御中]

これは、イギリスの大英博物館は、国内外の各種資料を収集し、それに図書館を付属させて義務献本させる制度をつくり、あるいは資料や書籍は購入したり、篤志家からの寄附をあおいでいる。それにサウス・ケンジントン博物館のように美術工芸品や産業機器を展示する、国内産業の育成に役立つような博物館をあわせた、大博物館を構想したものである。その建設地は、博覧会事務局の内山下町では狭いことから、上野公園を適地としている。

町田は、殖産興業を標榜する政府の博覧会事務局長という立場上、殖産興業に貢献する事業を博物館構想のなかに位置づけているが、主要な関心は、むしろ大英博物館の世界的規模を誇る古美術部門や図書館の充実ぶりであった。町田が渡英した1865～68年当時の大英博物館は、館長アントニオ・パニッツィ

によって、図書館は楽譜、地図、新聞、パンフレットなどそれまで収集の対象外であった幅広い資料を収集したり、蔵書を増やすなどの改革が進み名実共に大図書館となった頃であった。サウス・ケンジントン博物館を引き合いに出しながらも、本心は大英博物館のような博物館を日本でもつくろうとした。

しかし、こうした、近代博物館の構想は、明治政府がオーストリアのウィーン万国博覧会に参加したことによって、決定的に路線の変更を強いられることになる。新しい路線とは、近代化のための殖産興業に向けてまっしぐらに突き進むことであった。

3. 古器旧物の保護行政

明治元年（1868）3月、明治新政府は神仏分離令を布告した。これは神仏習合の寺社から神と仏を峻別して、神道を国教化することを目的としたものであった。そのため全国的に廃仏毀釈が行われ、仏教関係の古文化財が破壊されたり、あるいは西洋化の時代風潮のなかで古器旧物が散逸する事態となった。

(1) 「集古館建設」の議と「古器旧物保存方」の布告

慶応元年に薩摩藩の留学生としてロンドンの大英博物館など見聞した経験をもつ町田久成は、田中芳男と共にそうした事態に危惧を抱いていた。町田は大学大丞、田中は大学南校物産局掛であった。そこで、明治4年4月25日に“大学”名で「集古館建設」の議を太政官に献言した。その内容は、欧州には古器旧物を保存する集古館があり、国家の成り立ちや、その制度文物の考証などに役立っていることなどを記したものである。そこで日本でも早急に集古館を建てること、それが不可能であれば全国に古器旧物の保存をはかる布告を出すこと、また専任者を任命して古器物の模写や保存をはかることなどである。

近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察

それを受けて、太政官は直ちに同年5月23日に、「古器旧物保存方」を布告した。その内容は、集古館を建設するまでには至らなかったが、次の様な古器旧物を保全するための処置がなされることになる。その文面は次の通りである。

「古器旧物之類ハ古今時勢之変遷制度風俗之沿革ヲ考証シ候為メ其裨益不少候処自然厭旧競新候流弊ヨリ追々遺質毀壞ニ及候テハ実ニ可愛惜事ニ候条各地方ニ於テ歴世蔵貯致居候古器旧物類別紙品目之通細大ヲ不論厚ク保全可致事」

別紙の品目は、祭器、古玉宝石、石弩雷斧、古鏡古鈴、銅器、古瓦、武器、古書画、古書籍并古経文、扁額、楽器、鐘銘碑銘墨本、印章、文房諸具、農具、工匠器機、車輿、屋内諸具、布帛、衣服装飾、皮革、貨幣、諸金製造器、陶磁器、漆器、度量權衡、茶器香具花器、遊戯具、雛等偶人兎玩、古仏像并仏具、化石の31部門からなる。⁽¹⁷⁵⁾

すなわち、太政官もその意を受け入れて、古器旧物の保存については、今後は別紙の品目について調査しその保護につとめていく方針を表明した。そこでは「厭旧競新」の時代に失われる文化財を「古今時勢之変遷、制度風俗之沿革ヲ考証」するものというように、過去と現在のむすびつきを得るために保護することを目的とした。

これまで古器旧物は、ほとんど一括りに近い形の分類項目として扱われていたものが、ここで初めて古器旧物の体系的な分類が試みられることになった。その立て役者は、町田久成である。ほぼ同時に行われた大学南校の物産会の目録では、古器旧物の出品物は少数で、分類も一括りとなっていた。それは古器旧物の分類をあらかじめ意図的に「古器旧物保存方」の布告の方に回したためであろう。町田は責任者の立場にいらながらも、大学南校物産会は、実質的に伊藤圭介や田中芳男らの

博物学者に一任したものと考えられる。

むしろ町田は、この古器旧物保護に重大な関心を払っていた。『町田久成略伝』によれば、「久成ハ書ヲ能クシ、天性画技ニ長シ、且ツ鑑識ニ富ミ篆刻ハ天才デ、造詣深ク模造模写ヲ巧ミニス」とあるように、古器旧物の造詣が深かったことが理解できる。

(2) 全国の宝物調査の実施

明治5年の文部省博覧会の終了後、文部省は湯島聖堂で所蔵品を、毎月1と6のつく日に公開することにした。集古館は建設されなかったが、ひとまず古器旧物の保存公開の場は確保されることになった。

一方、「古器旧物保存方」の太政官布告を受けて、古社寺などの古器旧物についても調査や保護の措置がとられていった。その経緯は次の通りである。⁽¹⁷⁷⁻⁷⁸⁾

明治4年5月23日 太政官より地方に令して時勢風俗を徴考するため古器旧物を調査保存させる（太政官布達、官令沿革表）

同年11月 各地方諸学校他所蔵の書籍並古器物等を調査開申せしめ併て模本を頒つ（文部省布達）

明治5年3月 官庫、社寺四民貯蔵の宝物を調査せしむ（内務省布達88号）

同年4月9日 博覧場設立により華族の者の所有品の銘書を調査せしむ（太政官日誌・憲法類典13冊120）

同年5月7日 東大寺宝庫をはじめ社寺宝物調査（太政官日誌）

同年5月18日 古器物保全に付諸県へ通達し、文部省官員を各地方に派遣して古器物を調

近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察

同年8月 査（太政官日誌）
正倉院宝庫を開封す

明治6年9月18日 地方に命じて古典籍古文書の考証に資するものを検して書籍館に申告せしむ（太政官日誌）

同年10月 官国幣社所蔵の古文書宝物什器類を申告させる（教部省布達、官令沿革表）

明治8年3月10日 東大寺正倉院其他各寺院に保存する勅封宝物を内務省所轄とし永世保護の途を講ぜしめる（内務省布達）

同年7月14日 京都、大阪、奈良、愛知、和歌山、広島、滋賀二府五県の社寺古器類調査させる（博物館員を派遣する）

同年12月25日 内務卿大久保利通、京都、大阪、奈良、愛知、和歌山、広島、滋賀、岐阜二府六県知事に命じて宝物保護を講ぜしむ（博物館記録）

明治10年8月10日 発掘埋蔵物の処分につき建議す（内務卿大久保利通）

同年9月27日 埋蔵物発掘の節内務省へ届出検査をうけしむべく布達す（内務省布達）

明治12年5月 河礼之（図書局長）、町田久成（博物局長）、桜井能監（社寺局長）社寺永世の議を上申す

同年5月19日 社寺宝物古文書等取調書式を定め開申せしむ（内務省布達）

明治14年11月 奈良十輪院の校倉を博物館にて買上る（博物館台帳記録）

以上のように、古社寺の調査は太政官布告直後から行われた。明治5年5月、町田久成らは、文部省として古社寺調査を開始するが、それは「大和国東大寺倉庫始社寺宝物検査ノ儀被仰付候ニ付テハ右巡行ノ者出張先ノ心得方別紙ノ通奉伺候也」の「巡行ノ者出張心得」にある通り、太政官の裁可により古器旧物を保護するために次のような具体的な目的を定めたのであった。それは、まず現物を確認して目録をつくり登録し、封印して散逸を防ぐことであった。また、宝物は現地保存を旨とするが、同品が複数ある場合には博物館でも保存・公開して普及をはかること。社寺以外の個人所有の宝物についても、もしそれを売買する場合には博物館に照会させたいこと。また、大阪や京都にも博物館を建設し、奈良でも「古物館」を設置して古器旧物の保護をはかることなどである。

調査は、町田とともに内田正雄、蛭川式胤らが中心となり行われたもので、蛭川は正倉院の器物の目録を「奈良の筋道」という日記に記録している。これが近代日本の文化財保護史上の最初の姿であった。その後、フェノロサや九鬼隆一らが文化財保護行政を継承していくことになるが、それは後述するようにナショナリズムの形成を関与させたものとは、歴史的な意味合いを区別しておかなければならない。

4. 博物館構想の転換

明治6年（1873）年に開かれたオーストリアのウィーン万国博覧会の参加は、それまでの近代博物館構想を変質させる重大な出来事であった。「ウィーン万博に關与した明治政府の要人たちのなかで、ヨーロッパの万国博が根底に潜ませている権力の技術論を最も鋭

近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察

敏に見抜いていたのは、このとき出展の準備作業から報告書の作成までをとりしきった佐野常民である』といわれるように、佐野の見聞は、その後の日本の近代博物館構想にも多大な影響を及ぼすことになる。

(1) ウィーン万国博覧会の参加

ウィーン万国博覧会は、明治政府が初めて参加する国際的な博覧会であった。それは明治4年(1871)初めにオーストリア公使ヘンリー・ガリッチからの参加要請を政府が受け入れたことから、明治5年1月に太政官正院内に「奥国博覧会事務局」(以後、博覧会事務局とする)が設置されて準備が進められた。博覧会事務局は大隈重信が総裁、佐野常民が副総裁となったが、その実務的な責任者は佐野常民であった。

佐野は、佐賀藩の出身で、大阪の緒方洪庵、江戸の戸塚静海、伊東玄朴らに蘭学や、長崎で学んだ。佐賀藩では精練方主任となる。安政2(1855)年、日本で初めての蒸気船や蒸気車の模型を製作して、その後蒸気船凌風丸を造る。幕府や薩摩藩が第二回パリ万国博覧会に参加した際に、佐賀藩も参加しているが、その時佐野はパリに派遣されて博覧会を見聞している。明治政府では、明治6年に兵部少丞となり海軍を創設している。

博覧会事務局が発足すると、佐野はただちに太政官正院に対して次の五つ目的をたてる上申書を明治5年(1872)6月に提出している。これは博覧会参加の方針を表明するものであった。その目的は、まずこうである。

「第一目的

御国天産物人造物ヲ採集選択シ其図説ヲ可要モノハ之ヲ述作シ諸列品可成丈精良ヲ尽シ国土之豊饒ト人工之巧妙ヲ以テ御国ノ誉榮ヲ海外ヘ揚候様深ク注意可致事

第二目的

各国之列品ト其著説トヲ詳密点見シ又其品

評論説ヲ聞知シ現今西洋各国ノ風土物産ト学芸ノ精妙トヲ看取シ機械妙用ノ工術ヲモ伝習シ勉メテ御国学芸進歩物産蕃殖ノ道ヲ開候様可致事

第三目的

此好機会ヲ以テ御国ニ於テモ学芸進歩ノ為ニ不可欠ノ博物館ヲ創建シ又博覧会ヲ催ス基礎ヲ可整事

第四目的

御国産ノ名品製造方勉メテ精良ニ至リ広ク各国ノ称誉ヲ得彼日用ノ要品トナリテ従来輸出ノ数ヲ増加スル様厚ク注意可致事

第五目的

各国製造産出ノ有名品及其原価売価等ヲ探捜查明シ又各国ニ於テ閑乏求需スルノ物品ヲ検知シ後來貿易ノ裨益トナル様注意可致事」

この上申書は、ほぼ原案のまま決裁を得たことにより、日本政府として博覧会に参加する目的が決定された。⁽¹⁸⁷¹⁾しかし、このことは、それまで試行錯誤しながら培ってきた近代博物館の構想を大きく路線変更させようとするものであった。佐野は博物館は殖産興業に利用する社会装置という認識をもっていたし、その実現化を目指していることが、この上申書からも明らかである。明治6年3月に文部省博物局(博物館・書籍館・博物園)が博覧会事務局に併合された理由は不明であるが、佐野の上申書が一因となったとみてよい。そこで、この上申書の意味をみることにする。

第一の目的は、日本の物産を通じて、海外に資源の豊かさや技術力をアピールすること。これについては、先のロンドンやパリ万国博覧会の出品(幕府など)により、ジャバネスク・ブームの基盤が出来上がっていた。大学南校のお雇い外国人で博覧会顧問のドイツ人ワグネルの指導により、出品物は京都などから精巧な工芸品が集められた。また、オーストリア公使館員アレキサンドル・ホン・シーボルトは異国趣味を強調することで西洋



写真6 ウィーン万国博覧会に出品された大提灯（東京国立博物館資料館提供）

人の注目を集めるために、大型品の出品をすすめたことから、名古屋城の金鯱、鎌倉大仏の張抜、東京・谷中天王寺五重塔の模型、大提灯などを用意した(写真6)。こうした工夫は、日本文化の見世物化にはかならなかつたといえる。日本をアピールするためには、見世物的要素をちらつかせる方が効果的であったからである。

第二の目的は、各国の出品物を見聞して、それらの風土、物産、学芸を理解して、近代の機械技術を習得して、日本の学芸や殖産興業の進歩をはかることである。ここでいう学芸とは、限りなく殖産興業を前提とした性格のものである。それは、先述の伊藤圭介による物産学や、田中芳男らが起案した「博物学の所務」などにみられる博物学の体系化を試みようとする学際的な知の探求を捨て去るものであった。一方、その後の学問は南校・東校から東京大学（明治10年）などが中核となり、西洋の高度に細分化された諸科学分野を

個別に受容することになり、これ以後今日に至りまで日本の学問は総合学という視座を欠き個別・細分化されたまま進化することになった。

第三の目的は、この博覧会を契機として、国内に博物館を設置して、博覧会を開いて国内産業を育成するものである。よって、この博物館は「博物学の所務」にみえる、パリのシャルデン・テ・プラントを意識したのではなく、勸業を前提とした博物館のことである。上申書が提出された明治5年6月以前の同年1月、既に田中芳男は博覧会事務局御用掛を命じられて、文部省博物館局の博覧会準備と並行して、ウィーン万博の準備にも携わっている。同年4月に博覧会が終了してからは、ウィーン万博の専任となることで、田中は殖産興業を意図した博物館づくりの構想に取り込まれていくことになる。ウィーン万博には、佐野やワグネルと共に田中も出品取調兼審査官として派遣された。その後、田中芳男が政

近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察

府の殖産興業政策に組み込まれていく様子は、自身の経歴談において具体的に知ることができる。⁽¹¹⁸²⁾

第四の目的は、日本製品が博覧会で名品として受賞することで、輸出産業につながることである。国産品として有名な生糸、漆器、陶器などを出品して日本の技術力を海外に宣伝する。殖産興業を旨とする政府としては、欧米で人気の高い美術工芸品の輸出により国益を上げる狙いがあった。実際、佐野は製茶商松尾儀助と骨董商岩井兼三郎らをウィーン万博に随行させている。帰国後に彼等に会社を組織させ、国内の工芸家を集め工芸品を製作させる一方、明治10年にはニューヨーク支店、明治11年にはパリ支店を開設して大々的に日本の美術工芸品を輸出している。それに伴い同社に委託された業者が旧家や寺社から古画、刀剣などの古器旧物を買取り、海外に輸出することが行われ、大小の古美術品輸

出を目的とする会社が続出したといわれる。⁽¹¹⁸³⁾

第五の目的は、出品される各国の製品を調査したり、国ごとの製品の需給状況を見聞して、貿易戦略を練る参考にすることである。当時、日本に流入するこうした情報は、提供者に有利となる何らかのバイアスが入ったものが多く、博覧会に参加することは、バイアスを少なくして情報収集する上で最適な場ということになる。

(2) 町田久成の主導による山下門内博物館の博覧会

明治6年3月に文部省博物館は博覧会事務局と合併することになり、文部省博物館はそれまでの旧湯島聖堂から博覧会事務局の内山下町に移転した(写真7)。そこには旧中津藩などの建物が残っていたので、博物館の施設として再利用した。その所管は太政官正院となる。当時の陳列館は次の通りである。⁽¹¹⁸⁴⁾⁽¹¹⁸⁵⁾

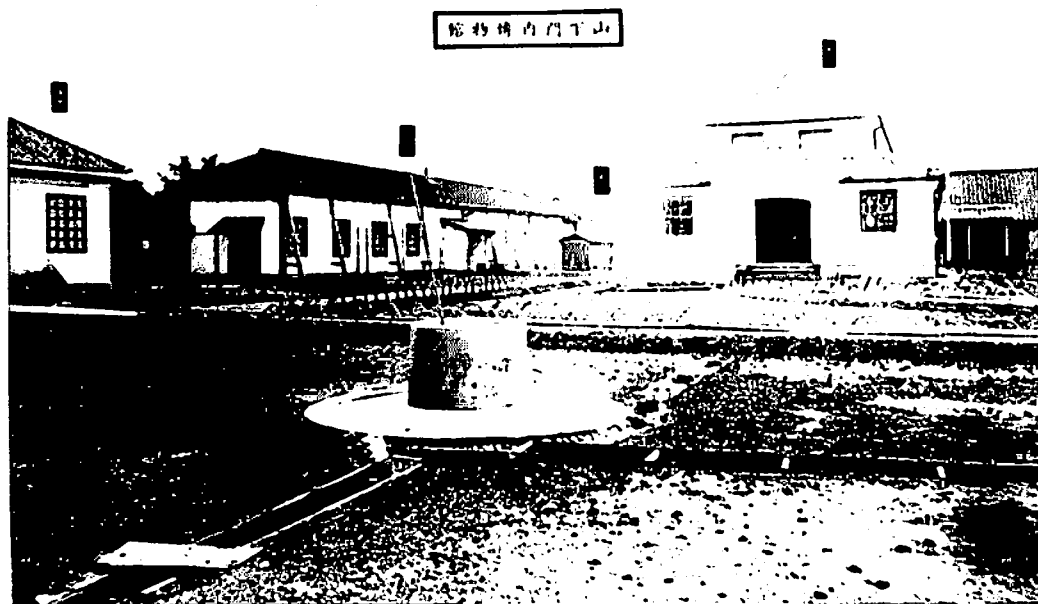


写真7 山下門内博物館の構内の様子(明治6年)(東京国立博物館資料館提供)

近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察

- 一ノ陳列所（古物館又は古器物列品所）
217坪5合
- 二ノ館（動物陳列所又は天造物列品所）56坪
- 三ノ館（植物鉱物陳列所又は天造物列品所）
36坪
- 四ノ館（農業館又は農具類陳列所又は新製諸
器列品所）50坪
- 東ノ館（舶來品陳列所又は西洋品陳列場所）
30坪・15坪

これをみると、博覧会事務局に吸収合併したとはいえ、殖産興業政策はまだ露骨な形で現れていない。それは町田久成がその局長であったことから理解できる。

丁度、この明治6年2月25日、佐野常民はワグネルらを伴い、ウィーン万博に参加するため日本を出発したばかりであった。町田は、佐野が不在中に、この山下門内博物館で殖産興業の社会的装置とならない、「知の殿堂」ともいべき近代博物館の復興を試みようとした。それはまさに、博覧会や博物館を殖産興業の装置とする時代のベクトルを押し止どめようとするものであった。先述したように、同年6月に太政官史官に対する博物館建設の建言は、町田によるそうした意思表明だといってもよい。また、町田は矢継ぎばやに山下門内博物館において明治6年・7年と博覧会を開催していく。当時、山下門内博物館は毎月1と6の付く日に開館していたが、これは「常設展示」の公開といえるものであった。それに対して博覧会は「特別展」といえるもの。町田は、博覧会により、古器旧物などの文化財の普及啓発を政府部内はもとより社会的に一般民衆への普及をはかった。特に、明治7年の博覧会は町田の手腕が発揮されたものであった。

会期は、当初3月1日から50日間を予定していたが、6月10日までに延期された。会場にはウィーン万博によって交換や購入したのも陳列されたが、町田は博覧会のために、積

極的に古器旧物などの歴史資料を関係方面から出品を呼びかけた。なかでも、京都府へ依頼して双林寺の国阿上人藤衣、妙法院の朝鮮王李昭書簡並貨物目録、朝鮮人所用の冠・佩・装・束等、東寺の空海請來目録・羅城釘隠し金物、仁和寺の細字華嚴經八十卷などを借用している。

こうした出品物は、それまでの全国の古器旧物調査が布石としてあった。町田は、明治4年（1871）に「集古館建設の建議」以来、「古器旧物保存方」の布告により全国の宝物調査を手掛けていた。社会情勢が殖産興業に傾斜していくとしても、大英博物館のような古美術や歴史資料を充実させた博物館構想の実現をめざした。

町田は、その際に山下門内博物館の博覧会を第一会場として、湯島聖堂大成殿で新古書画の展覧会を企画して大成殿を第二会場として5月1日から30日間開催した。書画は町田も造詣が深く、自らの所蔵品も出品している。「聖堂書画大展観目録」によると、古書画だけでも慈照院の足利義持像、相国寺の足利義満像、護国寺の徳川綱吉筆観音像、円華寺の一遍画詞二十卷、高山寺の鳥羽僧正画卷四卷などをはじめ天皇、将軍などの肖像画、武将の書状、短冊などが記載されている。それは、それまでにない新古書画の大規模な展覧会であった。

町田は、古器旧物などの普及のために立て続けにこうした企画を実施したが、既に時代のベクトルは殖産興業に向けてまっしぐら進み始めていた。前年の明治6年（1873）11月に太政官の一省として、大久保利通により内務省が設置され、殖産興業は国家政策となった。そして、明治7年12月に佐野常民がウィーン万博から帰国すると、博物館や博覧会を殖産興業の装置にしようとする情勢はますます強まることになる。明治8年3月30日に博覧会事務局は内務省に移管されたことから、町

田の古器物保存の構想は殖産興業政策の枠組みの中に据え置かれることになっていく。

5. 岩倉使節団による欧米博物館の見聞

明治政府は、明治4年（1871）11月、岩倉具視を特命全権大使、木戸孝允、大久保利通、伊東博文らを副使とする、総勢46名からなる「岩倉使節団」を米欧12か国に派遣した。約1年10か月後の明治6年（1873）9月に帰国したが、その目的は、明治政府が方針とした開国和親のための親善訪問、それまでの不平等条約の改正、日本の近代化をはかるために文物・制度などを視察や調査をすることであった。条約改正については成功しなかったものの、各国の政治・経済・軍事・産業・教育・文化・宗教などに関する見聞は、その後の日本の近代化政策に次々と生かされることになった。

(1) 留守政府による文部省博物館と博覧会事務局の合併

岩倉使節団の政府要人たちが不在中に、留守政府はウィーン万博の参加や、古器物の保存に関する政策を実施していく。その主なメンバーは、太政大臣三条実美のほか、参議として西郷隆盛、大隈重信、板垣退助、江藤新平らであった。明治4年末から6年末までの様子を見ると、まず明治5年（1872）1月に「澳洲博覧会事務局」が太政官正院に設置され、大隈重信（参議）、寺島宗則（外務大輔）、井上馨（大蔵大輔）が事務取扱となり、町田久成や田中芳男（文部省）らが御用掛となり出品物を全国から集めるなどの準備をする一方、佐野常民（工部省）や渋沢栄一（大蔵省）らも御用掛となる。彼等は、全員がパリ万博に参加したり見聞した経験をもっていたことから選任された。

明治5年10月には、大隈重信が博覧会総裁、佐野常民が副総裁となるが、実質的には佐野

が職務を掌握する形で、明治6年のウィーン万博に参加している。ここで注目すべきことは、二人とも佐賀藩の出身ということである。岩倉使節団が薩長閥であることからすると、大隈は佐野を登用することで、岩倉使節団に対して、留守政府の実績をあげて、内・外政の権力基盤をつくるという意味があったものと考えられる¹¹⁸⁹。

一方、古器物保存については、明治4年5月の古器物保存の布告を受けて、明治5年3月の文部省博覧会は、ウィーン万博に参加するための出品物の収集という目的を兼ねて、国内的には古器物の保存思想を普及することに重点がおかれた。また、町田久成を中心に全国的な古社寺の古器物調査も実施された。

ところが、なぜか明治6年3月に、それまでの文部省博物館は太政官の博覧会事務局に吸収合併されて、「山下門内博物館」として合理化されてしまう。その一因には、博覧会事務局副総裁の佐野常民が大隈重信を動かし、博物館を殖産興業のための社会的装置にするという佐野の持論の実現化があったものと推察できる。この動きに対して、博物館長の町田久成といえども大久保利通のように薩摩閥の有力メンバーが外遊中ではどうにも抗することができなかったのではないだろうか。文部省博覧会をウィーン万博の参加準備に重ね合わせたことも合理化の一因になったかもしれないが、時代のベクトルは殖産興業に向かった。そして、このことは結果的に、岩倉使節団の帰国後に実施される近代化政策の中に博物館が殖産興業の装置として組み込まれる前提となっていった。

(2) 岩倉使節団が見聞したイギリスの博物館

「特命全権大使米欧回覧実記」は、一行の久米邦武が編修した岩倉使節団の見聞記であ

る。ここには、使節団が現地で見聞した内容が克明に記録されているが、なかでもイギリスの見聞は、その後の日本の近代化政策に多大な影響を与えることになった。当時のイギリスは産業革命から100年ほど経ち、工業・貿易立国として、アフリカ・アジアに広大な植民地を領するビクトリア王朝による一大帝国であった。日本と同じ島国でありながら、なぜそれほど繁栄を誇るのかに使節団の関心は向けられた。そこでは、造船所、木綿器械所、製鉄所、紙漉器械所、絹織器械所、毛織物器械所、銀器製作所、麦酒製作所などの工場を巡り、その規模や設備、生産の様子、技術や経営者などについて記述されている。博物館の見学は、産業施設の見聞の一環という側面が強かった。

その様子は次の通りである。¹¹⁹¹ ロンドンのサウスケンジントン博物館（South Kensington Museum）は、一行が最初に訪れたイギリスの博物館である。ここは世界の美術品や産業機械類を展示する一方で、出品者による実演も行われる産業見本市の色彩もあった。ここにはロンドン滞在中に再度訪れて、殊に産業機械の見学に時間をかけている。また、牛や羊の品評会場のイズリントンの農業寮、レーディングの種物会社の農業博物場では、同社の改良品種による大物根菜類を見て関心を示している。あるいはロンドン東郊のロタンダ火器博物館（Artillery Museum, Rotunda）では銃、砲などの陸軍の火器を見学したり、1805年のトラファルガー海戦の旗艦であった戦艦ビクトリー号を訪れてネルソン提督の書状やそのコレクションを見て感動している。

これら使節団の公式の見学先は、イギリス政府や受け入れ先の地方自治体によって、あらかじめ用意されたものであった。それは、「（イギリスにとって日本は）新政権を成立させた友好国であり、これに最先端の武威を見せつけながら、その関係を継続・強化するこ

とは、望ましく、また必要なことであった。民間の会社にとっての日本は、多年にわたる鎖国がとけ、新規開拓が期待されるアジア市場の重要な中核であるばかりか、毎年100万ポンドの国債を発行して年利8ないし9パーセントで資金を借りて、しかもその資金で鉄道、灯台や各種の産業プラントといった大口の注文をよこしてくれるまたとない顧客であった」¹¹⁹²ということになる。

しかし、使節団は非公式でも大英博物館（British Museum）や倫敦禽獣園（動物園）などを見学している。¹¹⁹³これらは、公式訪問先に比べれば、人文・自然科学資料を収集・保管・教育普及する博物館本来の姿を示すものである。殊に大英博物館では、使節団の公式報告書「特命全権大使米欧回覽実記」で編者の久米邦武は次のように述べている。

「博物館ニ觀レハ、其國開化ノ順序、自ラ心目ニ感觸を与フモノナリ、蓋シ國ノ興ルヤ、其理蘊ノ衷を繕クコト、俄爾トシテ然ルモノニアラス、必ス順序アリ、先知ノモノ之ヲ後知ニ伝ヘ、先覺ノモノ後覺ヲ覺シテ、漸ヲ以テ進ム、之ヲ名ツケテ進歩ト云フ、進歩トハ、旧ヲ舍テ、新シキヲ因ルノ謂ニ非ルナリ、故ニ國ノ成立スル、自ラ結習アリ、習ヒニヨリテ其美ヲ研シ出ス、知ノ開明ニ、自ラ源由アリ、由ニヨリテ其善ヲ發成ス、其順序ヲ瞭示スルハ博物館ヨリヨキハナシ、古人云、百聞ハ一見ニ如カスト、寔ニ目視ノ感ハ、耳聽ノ感ヨリ、人ニ入ルコト緊切ナルモノナリ、欧州巴ニ諸種ノ史伝言行録アリテ、古來ノ結習源由ヲ教ヘ、分チ育スルニ諸科ノ学ヲ以テシ、其美ヲ研シ、善ヲ發スルノ方ヲ繁クス、猶其感發自奮ニ闕クモノアリ、因テ博物館ヲ立テ、其感觸ヲ切ニシ、實益ヲ啓ク、此館ニ入りテ、古拙ノ物ヲミレハ、其時ノ苦心勉強ヲ感シ、精巧ヲ認レハ、今時ノ惰自棄ヲ感シ、其進歩ノ序ヲミレハ、今ヨリ後ノ勤勉セラルヘカラサルヲ感ス、感動心ニ動キ、学習ノ念沛然ト

シテ制スヘカラス⁽¹¹⁹⁴⁾」

ここから理解できることは、歴史系博物館に対する使節団の認識の仕方である。進歩とは、古いものを切り捨てて新しいものを求めるのではなく、古いものを生かしながら国の進歩・発展を目指すという姿勢を読み取ることができる。博物館では過去の資料を実際に見ることができる。それにより知識を得たり自己教育をはかる。欧州には資料が豊富で各学問が成立していることから、それらを活用した諸活動ができ、それによって勤勉、感動、学習の気風が起こることが述べられている。しかしながら、「岩倉使節団は、イギリスの視察で様々なものから強烈な刺激を受けながらも、結局は自らの視座による取捨選択したたかな姿勢をもっていた⁽¹¹⁹⁵⁾」といわれるように、使節団が最優先した国家目標はイギリスを模範とした工業立国になることであった。博物館は、久米が述べるような目的を本来もつにもかかわらず、使節団は博物館を殖産興業の装置として利用する方向を目指すことを判断した。

6. 博物館行政と殖産興業政策への傾斜

岩倉使節団が明治6年9月に帰国すると、国内は旧佐賀・土佐藩が大勢をしめる「留守政府」が主導権を握り征韓論が巻き起こっていた。しかし、「明治6年10月の政変」で、征韓派の西郷隆盛らが敗れて下野することにより、大久保利通を頂点とする旧薩摩・長州藩出身者が主体となる新政権が発足した。大久保は、同年11月にまず内務省を設置して自ら内務卿となり、大久保が政府の中心となる「大久保政権」を発足した。

その最大の課題は、「産業革命を経た資本主義の発展を背景に、近代国家として形成された、形成されつつあった欧米の“大国”や“小国”から、何を学び何を捨て、そこからいかにして後進国としての日本の近代国家

をつくりあげていくか⁽¹¹⁹⁶⁾」にあった。また、その対外認識は、「第一に、欧米文明に対するいわゆる文明信仰があり、第二には、アジアの“未開”、とりわけ東南アジア“野蛮”観があった。この第一と第二とは一体のものであったから、必然的に第三として、日本の文明化は“脱亜”、そして“入欧”によってなされる発想があった⁽¹¹⁹⁷⁾」ともいえる。その具体的なスローガンが「文明開化」と「富国強兵」のための「殖産興業」であった。

(1) 内務省の新設

内務省は、岩倉使節団の外遊による見聞をもとに設置した。その要点は二つである。一つは、イギリスの近代工業に触発されて決心した殖産興業の育成をはかること。もう一つは、ドイツでのビスマルクの演説に刺激されて共感した「力」の政治であった。これは、内政では“上から”そして“中央”から強権をもって支配する国家統治のことであった。それは、外政においては弱国は強国に倒されないように、国家の主権を守るためには強国となるために「強兵」の道につながる発想でもあった。よって、内務省は「日本資本主義の育成と保護、行政警察、地方行政、さらに思想・言論の統制まで広範かつ強力な権限をもち、名実ともに内政の中核的存在⁽¹¹⁹⁸⁾」となった。

大久保利通の政治基盤は、人脈と組織が一体になっていたことである。大久保利通の足場は自ら長官をつとめる内務省の組織と人脈で、大蔵卿大隈重信、工部卿伊藤博文がそれぞれ大蔵省、工部省を両翼をささえた。大隈や大木喬任は、先述したように「留守政府」の主要メンバーの一員であったが、征韓論に反対して内政優先を唱えたり、財政に通じていたことなどから、大久保らの側につき、新政府の主要閣僚になった。それに寺島宗則、山県有朋、黒田清隆らの参議らとともに「大

久保内閣」の主要な閣僚を形成した。また、幕末以来の協力者の岩倉具視は右大臣として、旧公卿・旧藩領主らを組織する華族社会に君臨して押さえ役となった。

大隈が大蔵卿、大木が司法卿となり、大久保を支えるような役割を担うようになったことから分かるように、新政府はもはや旧来の藩閥に囚われることのない、官僚へと意識変革をおこないつつ、藩とは相対的に独自の立場にたち、政治家でありながら官省庁実務を担当する官僚となっていた。

(2) 博覧会事務局の“博物館”改称と内務省への移管

大隈が「大久保内閣」の一翼を担うようになったことで、澳洲博覧会副総裁の佐野常民の官僚としての立場も確保されることになった。佐野常民は、「大久保内閣」が近代化路線をすでにしいた、明治8年1月に帰国した。佐野は、農業、道路、鉄道、造船、林業、養蚕、教育、博物館、兵制、貿易など多岐にわたる欧州の国際情勢の調査をした。岩倉使節団以後の最新の状況を記した報告書を作成して、太政官正院に提出した。そこには、大久保によって方向づけられた近代化政策に対する具体化の方策が述べられた。

なかでも、博物館については、「博物館ノ主旨ハ眼目ノ教ニヨリテ人ノ智巧芸ヲ開進セシムルニ在リ夫人心ノ事物ニ触レ其感動識別ヲ生ズルハ眼視ノ力ニ由ル者多ク且大ナリトス国ノ言語相異ナリ人ノ情意相通ゼザル者モ手様ヲ以テスレバ其大概ヲ解知スベク者ノ妍媸美醜ヲ別テテ愛憎好悪ノ情ヲ発スルト其形質体状ニヨリテ製式用法を了解スルト齊ク眼視ノ力ニ頼ラザルナシ古人云フアリ百聞一見ニ如カズト人智ヲ開キ工芸ヲ進マシムルノ最捷徑最易方ハ此眼目ノ教ニ在ルノミ是レ即チ近時欧州各国争テ博物館ヲ建設シ宇内万邦ノ珍器要品ヲ展列シ人民ノ縦覧ニ供シテ以テ

之ヲ勸導鼓舞スルノ原因タリ」としながらも、イギリスのサウス・ケンジントン博物館のような産業振興や、それに職業訓練のための伝習所を付属させることを理想としている。

明治8年(1875)3月30日、それまでの博覧会事務局は“博物館”と改称され、内務省に移管された。その背景には、ウィーン万博が終わりその役割を果たしたことや、佐野の報告にもあるように、殖産興業を実施するために博物館を充実させて、将来的に博覧会にもっていく計画が込められていたことなどによる。

(3) 内務省山下門内博物館の天皇行幸

ウィーン万博が終了すると、国内ではその見聞が次々と殖産興業政策として生かされるようになり、博物館もその一環に組み込まれた。

山下門内博物館では、これまでの所藏品に加えて、ウィーン万博や外国からの寄贈による工業や工芸製品などが増加し、西洋の技術を伝習する試験場なども増設されたことから、明治8年7月4日に天皇、皇后、皇太后が行幸した。

当日は、表門で河瀬秀治(大丞)、町田久成(局長)らが迎え、町田が前駆となり、大久保利通(内務卿)が供をして、佐野常民(前副総裁)、田中芳男やワグネルらが案内役となった。行幸は次の順序で見学している。第一試業場(英国竜動府キャロック氏家園ノ模築園庭、澳国植物家ホイブレング氏發明樹芸法)→第四列品所(農業ノ部:澳国農具類山林諸科ノ器具食物分析ノ見本等ヲ列ス)→第五・六列品所(工業ノ部:百工ノ未製既製品ノ各種ヲ列ス、美術ノ部:図画彫鏤等ノ美術ニ干スル諸品ヲ列ス、澳国政府ノ賞ニ与リシ者ノ献品本邦出品人ノ維府博覧会ニ於テ賞牌ヲ獲タル者ヨリ献納セル物品各種ヲ列ス、学校ノ部:未タ就学セサル童子ヲ教ル物品及

近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察

尋常諸学校盲人学校等ニ於テ用ウル雛形器具等ノ各種ヲ列ス→第二試業場（蚕虫解剖法及各種蚕病雛形、生糸紡法等、織法等）→第三試業場（煉瓦製造機械等、革及家具塗法等、製紙法）→第四試業場（伝習人試製物品各種、巻烟草製法、測量器及細小器製法）→第五試業場（眼鏡製法等、陶器製法等）→第六試業場（染法、写真）→第七試業場（石腦油分析）。なお、時間が余れば、天産物や古器旧物も案内することになっているが、行幸の見学目的は、明らかに各種工業・産業製品やその技術となっていた。

行幸は、前年の博覧会にも行われたことから、古器旧物類が見学対象から外されたともいえるが、実は佐野の帰国後に政府に提出した「澳洲博覧会報告書」（明治8年5月）などによって、博物館を殖産興業の装置とする動きはそれまで以上に急速に高まっていた。明治8年の天皇行幸は、いわば政府が博物館を殖産興業の普及装置とすることを内外に宣伝するものであった。

「新政府が何より意図したことは、（中略）民衆の意識からさえも遠く離れてしまった天皇を、民衆の生活感覚のなかに植えつけようということなのであった。宮廷クーデターによって王政復古が成ったとしても、民衆にとっては、それで天皇が日本国家の新しい元首であると意識することは、しょせん無理であった。民衆が自ら天皇に近づいて行くことが不可能ならば、さまざまな演出によってでも、天皇自体を民衆の側に接近させねばならなかった」といわれるように、明治政府は天皇を様々な機会に登場させることによって、国家政策の路線を構築することに利用した。ことに、この明治8年の行幸は、それまでの博物館行政史上、博物館は殖産興業政策の社会的装置ということをし、「世の中に認めさせる」ものであった。

(4) 山下門内博物館の列品分類の変遷

山下門内博物館における列品分類は、当初、天産と考証であり、それは天造物と人造物にそれぞれほぼ該当する。この大別は、明治5年（1872）の文部省博覧会の列品分類の細目が前提となっている。

a. 明治7年5月の列品分類

ウィーン万博から各種産業技術品を持ち帰ると、殖産興業の観点から、天産、考証に加えて“工業”が新たな要素として加わり、次のように整理・分類された。

天産	動物類	植物類	鉱物類
考証物品	図書（文書具類）	儀式（礼器類）	軍防（兵器類）
		金石（金器類 宝貨類 玉石類	土器類 調度・神器類 仏具類
		居処具類 度量類 楽器類 遊戯具類）	服装（衣服類 装飾類 布帛類）
		飲食（飲食具類）	建築（社祠類 堂塔類 城郭類
		家宅類 船舶類）	諸業具（農具類 漁猟具類 木石具類 工具類）
工業物品	鉱石類	銅鉄類	石細工類 諸木見本類
			陶七宝類 硝子類 糸類
			織物類 毛布類 木細工類
			竹細工類 塗物類 革類
			膠類 油類 工具類文房具類
			写真類 絵図類 教草類 繩織物類
			小間物類 紙同細工類
			鍔木製器械雛形類 貝細工類
			角細工類 動物類 画具染織類
			製煉品類 植物製品類

工業物品は、明治5年の文部省博覧会の列品分類では天造物や人造物の中に含まれていたものである。天造物は工業製品の原材料に

なるもの、人造物では当時の同時代製品であるが、それぞれ抽出されて新しいカテゴリーを与えられることになった。

b. 明治9年11月の列品分類

さらに明治9年(1876)11月になると、再び分類が改定される。⁽¹¹⁰⁶⁾前年8月3日には、既に山下門内博物館は太政官の正院から内務省に移管されていた。すなわち、名実ともに博物館は殖産興業政策の装置となった訳である。

その大分類をあげると、天産部、農業山林部、工芸部、芸術部、史伝部、教育部、法教部、陸海軍部からなる。このうち、天産部は天産、工芸部は工業物品、史伝部は考証物品をそれぞれ継承しながらも、農業山林・芸術・教育・法教・陸海軍部は新たなカテゴリーとして登場した。なお、工芸部はインダストリーとしての産業の意味から工業物品になっている。それらは、明治政府が近代国家の建設をはかるうえで、民衆に普及をはかる必要な項目と見做したもので、内務省博物館にもその役割をもたせた。

それは、佐野常民やワグネルらが、ウィーン万博の見聞に基づく一連の報告書を政府に提出したことが影響を与えている。佐野は「澳洲博覧会報告書」(明治8年5月)で博物館は殖産興業をはかることを理念として説く一方、ワグネルは「東京博物館創立ノ報告」(明治8年3月)でその具体策を述べている。それによれば、博物館が取り扱う資料分類は、「農業及び山林業ノ部」「百工、工芸学、器械学、土木等ニ使用スベキ9品ノ部」「芸術及び百工ニ関スル芸術ノ部」「人民教育ニ使用スル物料ノ部」「万有ノ部」「歴史伝及ビ人類学ノ部」⁽¹¹⁰⁶⁾である。新たなカテゴリーとなった、農業山林・芸術・教育は、ワグネルの見解の反映といってよい。

例えば、芸術部には、彫刻類・楽器類・刀剣類・蒔絵漆器類・非金属類・陶磁玻璃類・紙及紙細工類・織物類・図書写真類・茶器類

がある。このうち彫刻類とは、「彫り刻む」という意味の根付けや置物などの精巧な細工物のことである。芸術部とは、町田久成がいうように、美術と区別した有用芸術というべきもので、殖産興業の見地からみると美術工芸品のようなものだろう。とはいえ、この時期には、まだ「美術」というカテゴリーは登場しない。「美術」が分類基準の一つに採用されるのは、明治22年(1889)に「美術部」として登場するが、それは宮内省に移管されてナショナリズムの形成を社会背景としてからである。

法教部は、仏像や仏具などである。実は、「古器旧物保存の布告」(明治4年)には、「古仏像並仏具之部」として保存対象の項目があげられているのに、翌年の文部省博覧会の列品項目には、それが含まれていない。この博覧会は、古器旧物保存の普及をはかる目的のもとに、廃仏稀釈の犠牲となった仏像類を保護していくは必要であったにもかかわらず、博物館行政の枠組みによる古器旧物の保護対象から外されてしまう。ところが、内務省に博物館行政が移管されると、仏像・仏具類は「法教部」という新たなカテゴリーとして再登場する。その背景には、佐野らの「教法利害ノ沿革報告書」⁽¹¹⁰⁸⁾が影響を及ぼしたと考えられる。

それによれば、「今ヤ外交益々盛ニ米ヨリ佛ヨリ英ヨリ魯ヨリ伝教ノ渡航来スル者日一日ヨリ多ク加之朝廷多事教法ノ禁稍々弛ムヲ以テス西教ノ駸々我ニ入ルヤ衆ノ親ク知ル所ナリ臣以爲ク廟堂早ク之ヲ処ウルノ定策ヲ決シ予メ事変ニ備フルナクンバ他日或ハ噬臍ノ悔アラン宜ク彼教法ノ沿革ヲ審カニシ之ガ近情ヲ察シ各国之ヲ処スルノ情実方法如何ヲ講究シ以テ国家長久ノ計ヲ建ツベキナリ」ということになり、国民教化のための宗教政策を提言している。明治6年にはそれまで禁制であったキリシタンが解禁されたものの、国

家の治安上、油断してはならないという。博物館においては、仏像・仏具が、国民教化のために新たな役割を担わさせることになったのである。

教育部の具体的な列品は不明であるが、前年の上申書によれば童子園・小学校・中学校・職業学校などで用いる教授具などとなっている。⁽¹¹⁰⁾これについては、既に明治5年に留守政府が学制を公布して、全国民が就学することを目的とし、身分・男女の区別なく個人の立身出世のために学問を学ぶ必要性を説いている。佐野らの「教育普施ノ方案報告書」によれば、学制が全国一律に小・中・大学を設置することが地方の経費負担などで実情にそぐわないことなどから、「大中小ノ学校ハ必シモ一定ノ制ヲ以テ之ヲ全国ニ施行スルヲ得ベカラズ」といい、一方では童子園（保育園や幼稚園）や、温習成人学校（補習学校のようなもの）を充実することを緊急としている。童子園については、両親に教養が乏しい場合には、就学前の予備的な教育を与えることができるし、両親が共稼ぎの場合には、子供を預けることで就労に従事できるというもの。温習成人学校では、実用の学問を修めることが強調されている。こうして、「学校ニ於テ人ヲ教フルノ方法ハ善クソノ得失利害ヲ審カニシ道徳才智並ニ進ミ身体モ亦善ク健強ナラシムルヲ期シ諸科目宜ク自国ヲ以テ基本トスベシ」といい、「各国ノ施ス皆自国ヲ以テ本トシ国民ヲシテ造化ノ自然ニ合シ天性ノ至情ニ達セシム我日本人民愛国心ノ厚キハ古来宇内ニ明著スル所ナリト雖モ近時漫ニ外ヲ尊ビ内ヲ賤ミ教育ノ方亦彼此顛倒スルモノナキニ非ズ」というように、政府は欧米文明の導入をはかりながらも、国民に対する教育は“自国を基本とする”国家主義を主張しているのである。

陸海軍部は、甲冑類・弓銃類・旌幟類・軍服・馬具・雑具類となっている。しかし、甲

冑類を陸海軍部に入れることの意味は何だろうか。古器旧物として史伝部に含めれば、単なる歴史資料の一つでしかないが、わざわざここに位置付けたのは、近代兵器との比較という意味がある。明治7年の佐賀の乱、9年10月の秋月の乱や萩の乱などのように不平士族の反乱が起こり、翌10年には西南の役も起こっている。それらは文字通り政府に向けられたものであった。政府としては危機的な事態だったといえる。そのような時に、政府は博物館を巧みに利用している。すなわち甲冑は士族の象徴である。それが近代兵器や軍服などと共に陳列されることは、まさに当時の政府軍と不平士族の戦いを物語るものである。当然、近代兵器は甲冑よりも優位なものとなり、甲冑は明らかに負のイメージとして民衆に伝達されたといえる。

7. 内国勸業博覧会の目的とその変容

岩倉使節団は、明治6年（1873）6月に開催中のウィーン万博を訪れている。使節団は、その時に各国の出品物をつぶさに見学しているが、そこから田中彰は使節団が得た知見を次のように整理している。⁽¹¹¹⁾まず、①自由により文明が次第に発展したこと。国民の総力が結集されてつくられた出品物は感動を与えるということ。②「小国」でも自由と文明を踏まえた国の出品物は「大国」におよばぬほど優秀であるということ。③競い合う原理によって、優秀な生産物が生まれるという資本主義の原理を理解したこと。この三つの見解のなかで、その後、明治政府は③を博覧会に採用していくことになる。使節団が理解した、欧米の「自由」は、自由民権運動の弾圧に象徴されるように、天皇への権力の集中による「力」の政治によって、ひとまず据え置くことにより、富国強兵のための殖産興業政策を押し進めていった。

近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察

(1) 殖産興業の装置としての内国勸業博覧会の開催

国内での博覧会の実施を提言した佐野常民は、明治8年に政府に提出した「博物館創設ノ報告書」の中で次のような意義を主張した。

- 一、「坐シテ天下ノ所産ヲ一場ニ聚致スル」
- 二、「内国ノ人民博覧会ノ挙アルヲ聞キ皆奮然興起シ名譽ヲ博シ冥利ヲ獲ントシテ其技術ヲ研精改良スル」
- 三、「内国ノ人未ダ曾テ見知セザルノ物品ト其利用トヲ検閲会識スルヲ得」
- 四、「内外ノ物品ヲ比較シ互ニ其損失良否ヲ察シ諸職工ヲシテ準式スル所アリテ短ヲ捨テ長ヲ取り旧ヲ変ジテ新ニ換エ陋ヲ去リ美ニ就キ激励競進シテ止マズ其術ヲ琢磨シ其製ヲ鍊熟シ以テ国家ノ利源ニ資益スル」
- 五、「我国欠ク所ニシテ今日ノ必要ノモノ機械ノ術ヲ以テ最トス而シテ外人ノ此会ニ列品スル者必ズ器械ヲ多トスベシ是ニ由テ機械ノ術頓ニ開クノ機ヲ得」
- 六、「外人ヲシテ我国ノ所産ヲ観テ或ハ交換シ或ハ購買シ或ハ他日ニ囑需シ又互ニ信息ヲ将来ニ通ジ各其利便ヲ謀ル」
- 七、「内国ノ進歩ヲナシ輸出ノ額ヲ増ス」
- 八、「湊聚スル物品中適要ナル者ヲ撰ミ以テ博物本館及支館ノ列品ニ充ツ」
- 九、「各国土壤ノ肥瘠物産ノ異同多寡ヲ知スベキ」
- 十、「風俗ノ美悪ヲ察シ開化ノ優劣ヲ観スベキ」

こうした見解は、政府の推進する殖産興業政策に有益とする判断から、内務卿大久保利通の主導により、明治10年（1877）8月に第一回内国勸業博覧会が開かれた。会場は、上野公園内寛永寺本坊の跡のおよそ3万坪の敷地である。会場には、東本館、西本館、美術館、機械館、農業館、園芸館、動物館が建て

られた。展示は6区画に分けられ、それらは「鉱業及び冶金術」「製造物」「美術」「機械」「農業」「園芸」からなり、出品者は官庁（勸商局、地理局、衛生局、文部省、博物局、開拓使、海軍省など）や、全国府県からの企業や個人などに琉球藩が加わった。

出品物は、国内産業の育成をはかるものに限定されたことから、それまでの天産物や古器旧物の類いは出品できないことになった。よって、出品物は製造物が最も多く、次いで農業部門や機械、園芸などである。製造物の種類は多く、例えば薬品、活版・石版に使用する色肉・研墨・彩料、石鹸、香水、陶磁器、漆器、織物、生糸、紙、銅器、植物・動物製品などが全国の手工業者から出品された。官庁からも製造物の出品がみられ、博物局は西洋織物、海軍省は軍艦雛型や船中用具、文部省は教育に関する図書・器械など、衛生局は衛生関係の統計表、勸商局は明治元年から9年までの内外輸出入表とそれに関連する貿易品見本などであった。会場には動物館も設置されて、開拓使、勸農局、青森、秋田、兵庫、神奈川、静岡、群馬、栃木などから集められた牛、馬、羊や家禽などの家畜が出品された。これは畜産上の農業部門の施設であり、動物園をイメージしたものではなかった。

なお、主催者はあらかじめ“観覧者の心得”を規定している。「内国勸業博覧会の本旨たる工芸の進歩を助け物産貿易の利源を開かしむるにあり徒に戯玩の場を設けて遊覧の具となすにあらざるなり」。これは内国勸業博覧会事務局の言葉である。すなわち、博覧会を見物する民衆に対して、物見遊山で見物することを戒めている。当時の新聞の論調もそれを戒めるものであった。ここでは、あくまでも博覧会は、工芸の進歩や物産貿易による殖産興業の教育普及が強調されている。しかし、それまで博覧会というものをほとんど知らなかった民衆にとって、それは限りなく見世物

の対象に近いものであった。

博覧会は、全国からの品物を一堂に集めることにより、その優劣を比較する実験の場となった。まさに、ウィーン万博などで見聞した“競い合う原理”を導入したのである。主催者は、その比較の要点を説明している。それは、「品物の精粗をよく見極めること」「製造の巧拙を判断する。殊に海外輸出の要品である陶磁器、漆器、銅器などには着眼すること」「所用や作用の便利さをみる」「価格に留意すること」などである。この要点は、出品物の審査をする留意点と重なるが、見学者に対しても審査官と同じ視線で見学することを促しているのである。

この博覧会には、仏師の高村光雲（1852～1934）も出品しているが、光雲は博覧会事務局からの出品要請があった当時のことについて後年、次のように語っている。「その博覧会というものが、まだ一般その頃の社会に何のことかサッパリ様子が分らない。実にそれはおかしいほど分らんのである。今日（昭和4年当時）ではおかしい位に知れ渡っているのであるが、当時はさらに何のことか意味が分らん」という状況であった。つまり、このことは、一般には博覧会といものが、まだ認識されていなかったことを示す。光雲は、その後、東京美術学校の彫刻科の教授となり、政府の美術行政の中に組み込まれていくことになるが、本来、仏師という職人であった光雲の口から出た博覧会の認識は、国家権力事業に対するある種の戸惑いを表している。あるいは、光雲はこうも語っている。「(博覧会に) 師匠は私にも出せと云うので白衣観音を一生懸命で作り、出品した。会場は上野であった。ある朝、呼出があつて出陳の品に賞がついて、賞牌の授與式があると云ふ。さあその賞と云ふのが師匠にも、自分にも判らない。ともかく、会場へ出て龍紋賞と云ふをもらつた。それがいいのか、悪いのか、又判らない。

すると翌日読賣屋が仕事場の下で高々と（中略）よんでいるのでこれが一番良いのかと思つた云々」という具合であった。受賞したということは、「当時の民衆にとってまったく新しい自己認識の経験」であったものの、一方ではこれまでの仕事の体系が博覧会によって大きく転換することになった。光雲に限らず、出品した手工業者たちの製品は、市場の原理に一堂にさらされ、本人の意志とは無関係に進められ、一定の方法と尺度に基づく審査により製作者やその製品の選別化が行われると同時に、出品者の技能が相対化されていくことを意味した。それは、これまでの師匠や親方をはじめとする得意先からの評価により注文を受けるというやり方から、国家基準による評価が下され国策の一環に組み込まれることでもあった。

(2) 博覧会の変容

内国勸業博覧会は、その後も、東京で第2・3回（明治14・23年）、京都で第4回（明治28年）、大阪で第5回（明治36年）がそれぞれ開かれて、殖産興業政策の社会的装置として位置付けられた。回を重ねるたびに規模が大きくなり、極めつけは第5回の博覧会であった（表1）。第1回と5回を比べると、その差は歴然である。敷地、出品点数、出品人員のいずれも第1回を大きく上回っているが、なんといっても入場者数は、第1回が約45万人であったのに比べて、第5回になると約435万人と桁違いであり、明治期最大の博覧会となった。

この博覧会が開かれた頃は、国内の状況は第一回博覧会当時（明治10年）に比べて大きく変化していた。それまでの殖産興業政策の実施により、資本主義体制が整い、基幹産業の鉄鋼業は八幡製鉄所が完成していた。対外的には日清戦争後に台湾を新領土にして、市場の確保を行い、日本の軍勢力を内外に示す

近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察

開催年	博覧会名	開催地	入場者数(人)	会場面積(坪)	開催期間(月)	出場者数(人)
明治10(1877)	第1回内国勸業博覧会	東京・上野	45万4千	3万	3.3	1万6千
明治14(1881)	第2回内国勸業博覧会	東京・上野	82万2千	4万3千	4.0	2万8千
明治23(1890)	第3回内国勸業博覧会	東京・上野	102万4千	4万	4.0	7万7千
明治28(1895)	第4回内国勸業博覧会	京都・岡崎	113万7千	5万1千	4.0	7万4千
明治36(1903)	第5回内国勸業博覧会	大阪・天王寺	435万1千	10万5千	5.0	11万8千
明治40(1907)	東京勸業博覧会	東京・上野	680万3千	5万2千	4.3	1万7千

表1 内国勸業博覧会と東京勸業博覧会一覧

(吉見俊哉 1992『博覧会の政治学』中公新書より作成)

ことで、近代国家の体裁を整えた。

博覧会の目的は、特に資本主義の基盤をさらに強化し、工業を発展化させ、貿易の伸長をはかることであった。まさにそれは、国家財政や貿易収支が増加し、銀行の資本総額もうなぎ昇りとなり、農・工・商業も進歩する状況のなかで、「その進歩の実績を内外輿衆の間に証明するものは、実に今回の大博覧会にありと謂わざるべからず」と新聞記事にもあるように、日本の資本主義体制をさらに強固にしていくための新たな覚悟が込められていた。また、海外から18か国が参加して、海外の最新工業製品などが出品されたことから、「今回の博覧会は名は内国勸業博覧会と云うといえども、その実は他年本邦において開催さるべき、万国博覧会の端緒を今日に開きたりと称するも不可なきなり」といわれるように、明治政府になって初めて国際社会を射程に入れた博覧会でもあった。

博覧会の盛況ぶりは、その驚異的な入場者数によって理解できる。それは、政府による殖産興業政策が浸透して民衆に普及が図られた結果だと判断しがちであるが、実は理由は別の所にある。それは、博覧会がそれまでになく大規模であったこと、また、それまで東京や京都で実施してきたが、初めて大阪で開くことから浪速っ子の衝動を大いに刺激した

からにはほかならない。

そして、その牽引力となったものが「博覧会の目玉」であった。それは主に電気製品である。魚肉類用の大型冷蔵庫には、入庫希望者が連日、長蛇の列をなしたといわれる⁽¹¹²¹⁾。あるいは、夜景を彩るイルミネーションには好奇のまなざしが注がれた。会場内の通路や、各展示館の外枠を縁どり、高塔噴水と楊柳観音は色彩のイルミネーションで飾られ、さらに大型サーチライトが場内を照らした様子について、小説家菊池幽芳(1870~1947)は、「身はこれ蟹気楼中にあるがごとく、また光明世界の中に立つがごとく、壮絶美絶併せ取めたる場内の光景、日本にあっては実に始めて見る所の偉観に候」と驚嘆している⁽¹¹²²⁾。これは、まさしく見世物の要素を容認した新技術の普及を目的にしたものであった。

そもそも当初から博覧会には見世物的な好奇のまなざしが向けられていた。しかし、それまで主催者は見世物となることを許さず、断固として殖産興業のための教育の場という姿勢を崩すことはなかった。では、民衆は政府の方針に従ったかといえば、民衆の方は依然として好奇のまなざしをもち続けていた。民衆によるこうした受容の仕方は、そもそも江戸時代以来の見世物からの連続によるものであり、それは容易に断ち切れるものではな

かった。つまり、主催者である政府と民衆との間には、博覧会をめぐる「枠組み」の違いが継続していたのである。しかし、それまで続いてきた「枠組み」の違いにある種の変化が現れた。その変化とは、これまで隠されてきた見世物要素の再登場であった。ただ、それは江戸の見世物のように驚異を売り物にするだけではなく、それは消費を前提とする新しい“消費文化”の誕生を予想させるものであった。冷蔵庫やイルミネーションは、単なる驚異の対象物ではなく、現実にあるものを見る者の生活に取り入れたいという欲望をもたせる、“消費文化”の象徴という役割を潜ませていた。⁽¹¹²³⁾

とはいえ、これまでの博覧会でも出品物を商品として販売していた。第一回の博覧会から、既に行われ、回を重ねるに従い商行為は活発化した。また、博覧会の終了後に売れ残った品物を売る為に設置された動工場も登場した。これは常設の商品陳列所というべきもので、明治11年(1878)の東京・麹町区永楽町に第一動工場ができたのを始め、明治40年(1907)までに銀座や芝などを中心に25か所にのぼった。⁽¹¹²⁴⁾ こうした現象は、日本ばかりでなく、欧州の博覧会でも同様であった。フランスの万国博覧会では、「その原点はあくまでもこの世に存在するあらゆる事物を、鉄とガラスでできたお伽話のようなパヴィリオンの中に展示し、民衆にこれらの事物の力を啓発する」⁽¹¹²⁵⁾もので、品物の品質やその存在を周知するものから、それを見た民衆は交換価値、すなわち自らのものにしたいという購買欲求をもつに至っている。

それが新しい“消費文化”として、日本で誕生するためには、“娯楽”という要件が演出の役割を担うことになる。娯楽は見世物と重なる意味合いをもつ。見世物は驚異を売り物にするが、娯楽はそれを含めて、人が楽しみ癒すことまで含まれる。もっとも、娯乐的

要素は第四回内国勸業博覧会が京都で行われた際のように、茶席、都踊り、能楽、花火大会などのように博覧会には付きものであったが、大阪のそれはこれまでにない新奇な趣向が凝らされた点で特異であった。大曲馬によるサーカス、ウォーターシュート、花火などは特に民衆に好評であった。こうして“消費文化”が誕生する以前に、ひとまず娯楽の要素が大衆の興味を引きつけていくことになる。

それは、「(その後の)大正期における博覧会の娯楽化は、博覧会がその頃までに、以前と大きく異なる構造のなかに置かれるようになっていったことを示している。いまや博覧会は、“文明”とは何かを定義し、見物人を教化する装置ではなかった。しかしそれは、博覧会が近代化の装置としての役割を放棄したことを意味するわけではなく、そうした近代化そのものの構造的な変質を意味している」⁽¹¹²⁷⁾ ことの前ぶれであった。

(3) 国家主導による博覧会の終焉

その後、政府は明治45年(1912)4月から約半年の期間、日本博覧会を計画した。それは、日露戦争の戦勝を記念して、国内経済のさらなる発展をはかることを目的にしたものであった。これまでの内国勸業博覧会と万国博覧会の折衷により、博覧会長の金子堅太郎(1853~1942)は、「経済的研究」「世界的教育」「国家的祭礼」「外交的会合」などの目標を掲げた。開催地は、交通網などのインフラの整備をはかることを前提として、東京・代々木御料地(現・明治神宮)と青山練兵場(現・神宮外苑)に決定した。会場の設計は、代々木会場は「人工的都会趣味」、代々木会場を「天然的田園趣味」として対比をはかることにしていたが、日露戦争後の財政難のなかで、当てにしていたロシアからの賠償金が得られずに、政府は開催予定のおよそ半年前

に中止を決定した。これは、国家主導の博覧会の終焉を物語る。大阪での第五回内国勸業博覧会が、殖産興業を目的とした国家主導の博覧会の最後であった。

一方、全国の各地方では、政府の殖産興業の装置としての博覧会に刺激を受けて、明治前半期から中小規模の博覧会が開かれてきたが、国家主導の博覧会が終焉をむかえた後も、博覧会は各地でそのまま継続して行われた。しかし、それらはもはや殖産興業の装置としての博覧会から、娯楽の要素を多分にもった“消費文化の普及装置としての博覧会”に変容していくことを意味していた。第五回内国勸業博覧会で娯楽の要素が大きくクローズアップされたのは、人を引きつけるための道具としての役割があったからにはほかならない。まさにそれは盛大さを演出するものであった。もはや、殖産興業の教育のための博覧会ではなく、娯楽を呼び水とした消費を促すための博覧会に変容していった。

そうした現象は、東京府による明治40年(1907)の東京勸業博覧会、大正3年(1914)の東京大正博覧会などの規模の大きな博覧会で顕著となり、博覧会¹¹²⁸は一種の祝祭となり、娯楽化の道をたどっていくことであった。ちなみに、東京勸業博覧会では空中展望車、ウォーターシュート、自動活動館、不思議館などが設けられ、夜はイルミネーションが会場を包み込む趣向がこらされた。東京大正博覧会でも、ケーブルカーやエスカレーターなどの科学技術を応用した乗物や、照明と鏡を使って水中美人や幽霊美人を見せる美人島旅行館に代表される見世物興行施設などが設けられた¹¹²⁹。

それは、「近代化そのものの構造的な変質」を意味している。やはり吉見の説明によれば、「大正期以降、全国各地で開かれていく中小の博覧会の主要テーマが、明治前期までとはまったく異なるものになっていったことであ

る。すなわち、“婦人”や“こども”あるいは“家庭”に照準をあわせた博覧会が、この頃から続々と登場しはじめるのだ。博覧会は、その娯楽化の傾向と並行して、次第に生産の場よりも、消費の場に対してモデル的な役割を果たしていくようになるのである。この動きを最も積極的に推進したのは、国家や府県よりも、むしろ百貨店や電鉄、新聞社のような民間企業であった¹¹³⁰」ということになる。

すなわち、博覧会の仕掛人がこれまでの国家から民間に移行したのである。地方官庁や地方の博覧会協会によるものもあったが、主体は民間企業によるものとなった。菅原教造は、百貨店の三越が開催した児童博覧会に寄せた一文のなかに、「(博覧会について)生産奨励と云ふ要素が少なくなるのではあるまいけれども、消費分配の要素が多くなり、娯楽遊覧と云ふ風になつて、博覧会が次第次第に興業的に傾いて来つたのは確かな事で、かかる傾向より察すれば、博覧会は政府がするより私人経営として適当な要素を漸次を増して来て居ると云ふ事だけは確かである¹¹³¹」というように、時代の変化を確実に読みとっている。民間企業が博覧会の経営法を導入することで、消費を促す装置に変換させて経済発展をめざすという、新たな地平が開けることになった。そのスローガンは、それまでの殖産興業に替わる、“消費文化”という魅惑的な言葉であった。

8. 古器旧物保護からナショナリズムの形成

明治5年4月30日に博覧会が終了すると、その後は湯島の文部省博物館の展覽場において、毎月1と6のつく日に公開することになり、物産公開の継続化がはかられた。丁度、ウィーン万国博覧会の出品準備のために、全国から出品物を集めていた最中でもあり、同じ品物を2点提出させ、うち1点は博物館に出品された。ところが、明治6年3月に文部省博物館

近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察

(博物館)は、書籍館、小石川薬園と共にウィーン万国博覧会の為に設置された太政官正院の博覧会事務局に併合され、内山下町に移転したことから、「山下門内の博物館」を呼ばれるようになった。同じく、公開日は毎月1と6のつく日で、これは官吏の休日にあたる。組織は、博物科(動物・植物・鉱物掛)、考証科(考古・書籍掛)、工業科(器械・殖産掛)、庶務科(書記・翻訳・会計掛)の総勢職員約60名。町田久成は博覧会事務局長・考証科長兼務、田中芳男は博物科長であった。その後、明治8年3月30日に博覧会事務局は「博物館」と改称されて、太政官から内務省に移り、さらに明治14年4月には殖産興業が農商務省の所管となったことから同省に移り、明治19年3月にはさらに宮内省に移管された。

(1) 町田久成の辞任と九鬼隆一の登場

ところで、町田久成は、明治初年以来、長いこと古器旧物保存と博物館行政を手掛けてきたが、明治15年10月に博物館局長を辞任する。町田にかわり、文化財保護行政の実権を掌握した人物が、文部少輔で龍池会副会頭の経歴をもつ九鬼隆一(1852~1931)であった。明治17年(1884)に岡倉天心は九鬼隆一の知遇をえて、恩師のアーネスト・F・フェノロサらとともに、法隆寺夢殿を開扉して秘仏救世観音を調査している。明治21年(1888)9月には九鬼隆一が委員長となり臨時全国宝物取調局が設置された。これにより宮内・文部・内務省の要職者が参画して全国社寺の宝物調査が行われ、明治30年(1897)10月までに21万5091点にのぼる古文書・絵画・彫刻・美術工芸・書蹟が調査された⁽¹¹³²⁾。そして明治30年6月5日には古社寺保存法が公布制定されたことにより、同年10月に臨時全国宝物取調局は廃止された。その辺りの経緯は次の通り^(1133・134)である。

明治17年6月 岡倉天心は文部少輔九鬼隆一の知遇を蒙り、京阪地方へ古美術に関する調査のため出張(天心全集)

明治19年6月9日 発掘古器物の処分手続を博物局と書陵寮との間に協定す

同年7月 美術品保存の件に関し、京都、大阪(当時奈良県は大阪府管下)、滋賀、和歌山の二府両県へ出張(天心全集)

明治20年10月27日 明治11年9月内務省甲第20号布達埋蔵物処分件、自今宮内省に届出でしむ

明治21年4月13日・5月24日・6月5日・11日・15日・21日・7月12日・14日・18日・23日・30日・8月2日・6日・9日・13日・18日・29日・30日・9月4日・6日、九鬼隆一書頭の一行、各地府県社寺及び個人の宝物調査(官報「美術取調ニ関スル報告摘要」)

明治21年9月21日 宮内省に臨時全国宝物取調局を設置、図書頭宮中顧問官九鬼隆一を臨時全国宝物取調委員長に任ず

同年10月19日 九鬼隆一を宝物取調のため京都、大阪二府、奈良、滋賀、和歌山三県下に差遣す

同年10月29日 文学博士黒川真頼、東京美術学校幹事岡倉覚三、臨時全国宝物取調局書記山県篤三等博物館学芸委

近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察

- 員となる
- 明治22年5月11日 遊就館取締囑託今井長賀を臨時全国宝物取調局臨時鑑査掛に囑託す
- 同年7月23日 帝国博物館総長九鬼隆一 函書頭兼任を解かれ、臨時全国宝物取調委員長を仰付けらる
- 同年7月27日 正倉院宝庫を帝国奈良博物館の付属とす
- 明治23年7月14日 京都、奈良博物館建設落成の日には京都府及び奈良県下の社寺の宝物を移し、縦覧券料を悉く出品の評価格に応じ各社寺に分配せんとす
- 明治25年6月10日 正倉院御物整理ならびに明治宝庫創設の件裁可せらる、ついで明治宝物創設委員を定めらる
- 同年6月23日 帝国博物館主事久保鼎、臨時全国宝物取調掛となる
- 明治26年9月11日 臨時全国宝物取調委員長 皇室博物館総長九鬼隆一を宝物取調のため鹿児島、熊本、福岡三県、ついで京都、大阪、奈良の二府一県に派遣す
- 明治29年1月31日 高嶺秀夫帝国博物館理事、臨時全国宝物取調委員となる
- 明治30年10月31日 臨時全国宝物取調局を廃止し同取調事務局を帝国博物館に引きつく

町田の辞任の理由については、これまで個人経営の英語塾などの負債による金銭問題などという¹¹³⁵見解がある。しかし、それよりも彼の真意はもう少し別のところにあったと考

えられる。それは、殖産興業政策を邁進する政府部内において、町田が信念としていた古器旧物保存を基盤とした理想の博物館づくりに限界を感じたことではないだろうか。大久保利通が明治11年（1830）に暗殺されて、強力な後ろ盾を失ってからは、古器旧物保存はナショナリズムが加味されて、政府の国内統治策に利用されだし、次第に歯止めのかかない状況になっていった。町田は、個人の意志や信念を優先させようとすればするほど、政府部内の組織や論理をもって古器旧物保存が異質の方向に進むことに嫌気がさしたのではないだろうか。博物館局長を辞任してから、明治18年3月には元老院議員に任命されるが、そのままいけば帝国議会の開設に伴い貴族院の勅選議員になり、官僚として功成り名を遂げたところであるが、¹¹³⁶明治23年に浮き世を捨てて剃髪して仏門に入ったことは、町田の心境を象徴的に表している。

なお、その後は、九鬼隆一が古器旧物保存の行政上の実権を掌握していくことになる。九鬼も町田に劣らず古器物に知見があったが、「町田久成略伝」には町田が九鬼よりも鑑識眼に優れていた逸話が述べられており興味深い。

「井上侯爵某年肥前今里ノ陶土ヲ以テ佛国ノ陶工ニ花瓶ヲ焼カシメ之ヲ石谷ノ鑑セシメ曰ク土ハ日本上ナリ併シ焼ハ日支ニアラス愚僧ニハ分ラント云テ出ル後チ某日九鬼氏ニ鑑セシニ氏曰ク古今里ナリト侯爵嫺然シテ曰ク石谷師ノ鑑ニ土ハ日本ナルモ焼工合ハ日支ニアラス不明ナリ分ラスト云フテ去レリ茲ニ至テハ流石ニ卓越ノ鑑識家ナリ」という。井上侯爵とは井上馨のこと。石谷は町田の号である。このように町田が仏門に入った後に、井上が町田と九鬼に焼物のブラインド・テストを試みた結果、町田に軍配があがったということである。

(2) 天皇制と文化財保護

田中琢は、明治政府は明治中期から天皇制の基盤の確立に文化財保護を活用する動きが表面化してきたこと指摘する。それは、明治19(1886)年、博物館の宮内省移管である。内閣制度の発足により、天皇制の基盤を確立するための一方策として、明治政府は天皇家による学芸技芸の奨励を発案し、その施設として博物館をあてることにした。その中心人物が九鬼隆一である。明治19年には、それまでの農商務省博物館を宮内省に移管し、明治22年には帝国博物館と改名するとともに、京都や奈良にも帝国博物館を建設した。

それに先だつ明治12年に、“龍池会”が発足している。これは後に政府主権の美術団体となるが、当初、前澳洲博覧会副総裁の佐野常民らが起こした。その名は、東京・上野不忍池畔の天龍山生池院で初会合を開いたことに因んでつけられた。明治17年には、総裁有栖川宮熾仁親王をおき、佐野常民(会長)、九鬼隆一(副会長)以下、大蔵・内務官僚を主体とする262名の会員を擁する美術団体となっている。最初は殖産興業を目的にしていたが、後にナショナリズムの普及団体に変質していく。殖産興業の上からは、それまで輸出の目玉であった有田や伊万里などの陶磁器に代わり、日本画を輸出商品として海外に売り込もうとした。そのため、「年々欧州美術ノ中心タル仏国巴里府ニ本邦美術品ノ縦覧会ヲ開キ我カ長技ヲ公示シ広ク万国入ヲシテ益本邦美術ノ妙味深ヲ感知セシメ愛好ノ情ヲ増進シ以テ美術上ノ工芸品ヲシテ輸出ノ額ヲ増加シ彼レテ利ヲ以テ己レヲ利セントス」と、明治16年1月に龍池会の規約の一部を改正している。また、それにあわせて、「毎年観古美術会ヲ開設シテ人民一般ノ思想ヲ高尚ノ点ニ導キ益愛古ノ情ヲ厚カラシメ以テ新智ヲ開発セシムヘシ」と、観古美術会を毎年開いて民衆に「愛古ノ情」を普及するという発想が

明治初年以來、再登場した。ところが、それはこれまでとは状況が異なり、ナショナリズムが新たに付加されることにより、古美術品の保護は民衆にナショナリズムを形成させえる装置となっていくことを意味した。

その後、明治16年6月のパリでの展覧会などが不評で失敗したこともあり、龍池会の活動はナショナリズムの形成に向けて急速に動きだしていく。その背景として、「この時代、まだ憲法もなく、教育勅語もなかったことである。押し寄せる外国文化、宗教の中で日本文化、日本精神、いうならば日本人のアイデンティティをいかに守り、育てていくかという問題のなかで、差し当たりもっとも有効かつ具体的な手段としては、伝統のある日本美術以外には、何ひとつ見当たらなかったという事実であろう。日本美術こそ、誰にでもわかる日本精神の象徴であり、日本文化の精華にはかならなかった」ということである。

そうした動向に歩調をあわせたのがアーネスト・フェノロサ(Ernest Fracisco Fenollosa)(1853~1908)であった。フェノロサは、「日本美術の恩人である」と評価される一方、彼は政府の要人たちが模索していたナショナリズムの形成に筋道をつけたといえる。その見返りは、多くのお雇い外国人が離職するなかで、自らの地位の確保を得ることであった。その端緒は、明治15年5月に龍池会の講演会に呼ばれた頃からである。そこで、フェノロサは「美術真説」を講演して、日本製洋画を非難して、日本画の世界的な優位性とその再生を主張した。また、同年の10月に行われた東京大学学位授与式におけるフェノロサの演説は当時の自由民権運動に対する学生の政治活動を戒めるものであった。

あるいは、明治18年12月に発足した初代総理大臣伊藤博文による「美術国宝保存問題の全権を握るべき極めた大規模な国立美術館の構想」に対して、次のような草案「日本美術

行政に関する提言⁽¹⁴⁴⁾を用意していたことから伺い知ることができる。それは翌年2月から3月の頃のものといわれる。フェノロサはその中で、日本美術は質が高いことから、輸出品として高い価値をもっていることを力説する。しかし、それがうまく進まない理由は、これまでの博物館の役人による美術行政が美術を圧迫するものであったからだといひ、名指しはしていないが、これまでの町田久成が主導してきた古美術保存の活動を批判している。ただし、この時、町田は既に博物館長の職から去っている。フェノロサは続ける。日本美術が殖産興業に貢献することを旨としながら、そのために美術家を養成する学校制度を設置すること、そして公衆の教養向上のために開く展览会などの教育を管轄する機構が必要であること。また、これまでの博物館は収蔵庫のようなものでしかなく、学問的に調査研究したり、系統的体系的に整理した、西洋のような本格的な博物館を建設して、早急に国内の貴重な美術品を収集して保護すること。そして、文部省美術局を設置して、それらを一元的に管理することがふさわしく、農商務省博物館の美術資料を学校や新しい博物館のためにただちに移管することを進言している。

フェノロサのこうした論理は巧みである。表向きは、殖産興業の路線に美術行政をのせながら、そのためには美術学校や博物館を設置する必要性を説いている。これまでの殖産興業政策のもとでは、古器旧物をはじめとする美術品は「集古館建設の議」の時点に比べれば次第に肩身の狭い立場に追いやられてきた。フェノロサのいうように、従来の博物館の限界が見えていた。そこで、フェノロサは、従来の殖産興業から美術行政へのすり替えを試みている。もっとも、日本美術が貿易振興にどれだけ効果があるかは、未知数であったが、伊藤にとっては、むしろ次の提言に気を

引かれたのであった。

「日本の公私の名宝を登録する企画はまだありません」に続き、「ここで特に申し上げるのは、日本の愛国的理想の強調、強化に大いに貢献することでしょう。絵画の価値は、宗教や道徳の真実性を主張する上ではかりしれません⁽¹⁴⁵⁾」といい、「国宝」制度がナショナリズムの養成に必要であることを進言している。

すなわち、伊藤はナショナリズムという付加価値が日本美術の振興に潜んでいることを、受容したのである。ここに、町田久成らが主唱していた頃の古器旧物保存の次元が、「保存のために保存」であったとすれば、フェノロサは、それを“美術品”と読み替えて、ナショナリズムを形成する装置として利用することにより、美術学校や博物館の設置を実現化していこうとしたのである。

現代の文化財保護をナショナリズムとすりかえる契機を政府に促したのは、フェノロサということになる。フェノロサはその後の宝物調査にも継続的に参加していることで、見返りを得たのであろうが、日清・日露戦争によるナショナリズムの高揚に「国宝」はひとつの装置として使われることになった。

明治21年には博物館のなかに臨時全国宝物取調局を設置して、全国的な規模で宝物鑑査を開始した。鑑査した文化財は「国家ノ最大至宝」を最上位として10段階に評価した鑑査状が各々出された。田中喙は、このことを「国家による文化財の認知と差別分類の作業がはじまった」と評している⁽¹⁴⁶⁾。

明治30年6月、古社寺保存法が制定。この法律は「国宝」を初めて法的に位置付けた。第4条は国宝を次のように規定する。「社寺ノ建造物及ビ宝物ニシテ特ニ歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範トナルヘキモノハ古社寺保存会ニ諮詢シ内務大臣ニ於テ特別保護建造物又ハ国宝ノ資格アルモノト定ムルコトヲ得」となって

いる。この法律は、民族の歴史的・文化的財産の保護を目指した本格的な国家政策が明確化したものといえるが、先述のように、その前史にはフェノロサによるお膳立てがあったのである。

さらに、古社寺保存法の制定2年後に内務省の訓令「学術技芸若ハ考古ノ資料トナルヘキ埋葬物取扱ニ関スル件」が出された。これは、ナショナリズムの高揚に伴う、天皇制の確立を推進する上で不可欠の操作であった。つまり、考古学調査などで発掘した古墳関係資料は宮内省に提出を命じた。その理由は、天皇陵といわれる古墳がそうでないことが判明することを恐れたためである。また石器時代のもは東京帝国大学に提出することを命じた。それは当時の神話による歴史教育との矛盾の発覚を予防することにあつた。段木一行は、この訓令を、当時のヨーロッパの文化財行政と比較して、「この訓令はヨーロッパにおいてもすでに破産していた専制君主時代の植民地からの略奪行為を、国内において実行しようとする時代錯誤的発想でしかなかったのである」と、国家による文化政策の稚拙な発想を指摘している。

九鬼が博物館を退任した明治33年3月のわずか3か月後の6月に帝国博物館は東京帝室博物館に改名して、国家から天皇家の博物館へ転換する。それに伴い、臨時全国宝物取調局は廃止され、全国的な宝物鑑査事業も終わり、「人民」にとって博物館は天皇家の所蔵品を拝観させてもらう場に変容した。

(3) 戦利品の収蔵と公開

また、日清・日露戦争の戦利品が陸軍省から博物館に寄贈されている。博物館は宮内省所管、すなわち皇室にかかわる博物館という性格のもとで、戦利品を陸軍省から受けている。日清戦争の戦利品は、九鬼隆一が帝国博物館総長として受け入れている。明治28年11

月25日に戦利品整理委員長の黒瀬義門に宛てた礼状は次の通りである。

「明治二十七八年戦役戦利品金銀塊等當館へ御贈與相成拜候右ニ就テハ前々ヨリ度度御依頼致置候義モ有之格別御盡力ヒ下候事ト存候本館是レカ為メ大ニ光彩ヲ添ヘ候義ト深ク陳謝候就テハ前々御依頼致候通帝国京都奈良両博物館へモ夫々御交付相成候様希望致候猶金属以外ノ戦利品ハ追テ御交付相成候義トハ存候へ共猶此上ナカラ御盡力相成候様希望致候」とある。すなわち、戦利品の寄贈は九鬼の方から申し出ていることが分かる。それは、別に「歴史ノ参考上裨益不尠モノトス」といいながらも、戦利品を博物館に所蔵することにより「富国強兵」やナショナリズムの高揚を目的としたものと考えられる。戦利品は、銃、弾、剣、弓などの武器、軍服などの衣類、旗、太鼓、喇叭、立札、運搬車など約200点にのぼるが、ほかに金属として金版、金塊、砂金、馬蹄銀、銀塊などもある。後に、東宮殿下からも戦利品が寄贈されている。

こうした、動向は、日露戦争後も同じであった。旅順が陥落した明治38年1月1日から1ヶ月後の2月7日付けで博物館総長股野琢から陸軍次官に対して次のような照会なされている。「今回ノ戦局ニ関シ戦利品又ハ我カ戦役ニ関スル物品ニテ観感興起ノ資トナルヘキモノモ多々可有之右等ハ當帝室博物館ニ陳列シ普ク公衆ノ縦覧ニ供シ候得ハ審ニ其見聞ヲ拡ムヘキノミナラス国民ノ志氣振策上ニモ頗ル効益可有之義ト存候ニ付其品類中御見計幾分カ當館へ御譲與又ハ御附託ヲ得候ヘハ孔幸ノ次第ニ有之候」とする。

これに対して、陸軍省は、戦利品は整理中であること、また各地からも同様の依頼があるために、ただちに博物館の申し出に応じることができないとしている。確かに、千葉県野田町（現・野田市）では、同年7月15日から4週間にわたり、至徳会という地元の社会教化

近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察

団体が主催して「千葉県野田町戦利品展覧会」が行われている。^(註15)

そこで博物館は、同年の5月1日付けで、「今回ノ戦局ニ関シ戦利品又ハ我軍ニ於テ使用シタル戦役ニ関スル物品御譲與若クハ御附託ノ義兼テ願置候處今般特別ノ御處分ヲ以テ旅順戦闘ニ於ケル戦利機関砲外拾貳點先以テ御貸付可被下趣ヲ以テ御送付有之陳列時機ニ適スルヲ得公衆ノ観感興起ニ資スルモノ不少御配慮ノ次第深ク奉謝候」というように、博物館で戦利品を収蔵・展示公開することによって、国威発揚を目的にしようとしていることが明確に理解できる。こうして「帝国」から「帝室」と改名することで、九鬼の時に見え隠れしていた、博物館をナショナリズムの高揚の装置とする思想を明確な形で併せもつようになった。

謝辞

本稿を執筆するにあたり、次の方々や機関にお世話いただいた。記して感謝致します。加藤有次先生には発表の機会を与えていただき、また椎名仙卓先生には文献等のご指導をいただきました。資料等については、聖徳大学図書館、法政大学図書館、慶応義塾大学日吉校舎図書館、飯田市立図書館、国立国会図書館、佐賀県立図書館、兵庫県立図書館、東京大学史料編纂所、鹿児島県立図書館、鹿児島県歴史資料センター黎明館、東京国立博物館資料館、文京ふるさと歴史館、神戸市立博物館から提供いただきました。

註

- 1 矢島恭介 1964 「博物館発達の概要」『わが国の近代博物館施設発達資料の集成とその研究』社団法人日本博物館協会 p381~392
- 2 大久保利謙 1971 「本邦博物館事業創業史考」MOUSEION NO.17 p.1~45
- 3 加藤有次 1977 「近代的博物館の史的変遷と

- その性格」『博物館学序論』 p27~46
- 4 椎名仙卓 1988 「日本博物館発達史」 雄山閣出版
 - 5 上田根 1979 「ルーツ日本の博物館~物産会から博覧会へ~」 大阪市立博物館 p2
 - 6 (註5) p9
 - 7 足立巻一 1978 「木村兼葎堂の博物標本」博物館研究第13巻第4号 p11~13
 - 8 (註5) p5
 - 9 荒俣宏 1984 「図鑑の博物誌」 リプロポート p64~69
 - 10 杉本つとむ 1985 「江戸の博物学者たち」 青土社 p20~30
 - 11 磯野直秀 1996 「江戸時代介類書考」 慶應義塾大学日吉紀要(自然科学) No.20 p1~42
 - 12 (註9) p289
 - 13 大場秀章 1996 「植物学と植物画」 八坂書房 p216
 - 14 (註11) p14
 - 15 (註10) p124~128
 - 16 (註10) p12~13
 - 17 (註13) p223~224
 - 18 (註9) p252~255
 - 19 (註9) p285~286
 - 20 昔の文献は記載や図が不完全であったり、発行部数が少なく入手が困難などの理由から、他の生物に付けられている名称と知らずに更に命名することがあった。
 - 21 ある生物に、すでに名称が付けられていることを知らずに新種として命名する。
 - 22 (註9) p70~71
 - 23 大場秀章 1997 「伊藤圭介」『学問のアルケオロジー』 東京大学 p67
 - 24 (註13) p254
 - 25 (註11) p32
 - 26 呉秀三 1967 「シーボルト先生1」 東洋文庫、平凡社 p88~105 (底本は呉秀三 1926 「シーボルト先生其生涯及功績」 吐鳳堂)
 - 27 宮永孝 1986 「阿蘭陀商館物語」 筑摩書房

近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察

- p24
- 28 (註26) p106
- 29 (註23) p70~71
- 30 宮地正人 1997 「混沌の中の開成所」『学問のアルケオロジー』 東京大学 p20
- 31 廣政直彦 1993 「西洋科学技術の導入と研究教育機関」『洋学事始』 文化書房博文社 p159~165
- 32 (註30) p27~28
- 33 東京国立博物館 1973 『東京国立博物館百年史』 東京国立博物館 p21
- 34 上井康弘 1996 「蕃所調所の物産研究と伊藤圭介との関係」 法政大学大学院紀要第36号 p172
- 35 田中芳男 1913 「田中芳男君の経歴談」『田中芳男君七六展覧會記念誌』 大日本山林會 p11
- 36 (註23) p72~83
- 37 (註23) p82
- 38 (註34) p174~147
- 39 秋本吉郎校注 1958 「常陸国風土記・那須郡の条」『風土記』 日本古典文学体系2、岩波書店 p78~79
- 40 黒板勝美・國史体系編修會編 1966 「續日本後記」『國史体系』3 吉川弘文館 p93
- 41 斎藤忠 1974 『日本考古学史』 吉川弘文館 p43
- 42 斎藤忠 1962 『木内石亭』 吉川弘文館 p224~226
- 43 中井品夫・妹尾守雄・末木文美士・石山禎一 1978 『シーボルト 日本』第4巻 雄松堂書店 p3~11
- 44 (註43) p9
- 45 (註41) p28~29
- 46 上島敏昭 1999 「見世物小屋の現状」『見世物小屋の文化誌』 新宿書房 p14~23
- 47 朝倉無声 1928 「見世物研究」 春陽堂(再版、思文閣出版 1977)
- 48 宮田登 1987 「浅草寺」『江戸東京学事典』 三省堂 p150
- 49 木下直之 1993 『美術という見世物』 平凡社(再版、ちくま学芸文庫 1999 p20~135)
- 50 長沼雅子 1997 「田中芳男「博覧會日記 全(一)」伊那 第45巻第3号 p3~18
- 51 (註35) p18
- 52 (註35) p19
- 53 (註35) p21
- 54 東京国立博物館編 1973 『東京国立博物館百年史(資料集)』 東京国立博物館 p572
- 55 (註54) p572
- 56 (註54) p574~604
- 57 木下直之 1997 「大学南校物産会について」『学問のアルケオロジー』 東京大学 p88~90
- 58 (註57) p93
- 59 (註57) p86
- 60 (註49) p120~122
- 61 (註54) p147
- 62 (註54) p150
- 63 『町田久成略伝』(町田久成の実弟の記憶による記録。東京大学史料編纂所蔵)
- 64 斎藤忠 1963 『日本の考古学』 東京大学出版會 p60
- 65 (註63)
- 66 (註54) p221~222
- 67 椎名仙卓 1989 『明治博物館事始め』 思文閣出版 p63~65
- 68 (註67) p72
- 69 (註54) p63~64
- 70 永井道雄編 1984 『福沢諭吉』 日本の名著33 中央公論社 p376
- 71 (註67) p32
- 72 東京国立博物館編 1973 『東京国立博物館百年史』 東京国立博物館 p63~69
- 73 (註54) p6~7
- 74 藤野幸雄 1975 『大英博物館』 岩波新書 p114~125
- 75 (註54) p606
- 76 (註63)
- 77 日本博物館協会編 1963 『博物館発達史年表

近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察

- 稿]「わが国の近代博物館施設発達資料の集成とその研究(明治編1)」日本博物館協会
- 78 樋口秀雄 1964 「増補博物館発達年表稿」『わが国の近代博物館施設発達資料の集成とその研究(明治編2・補遺)』日本博物館協会 p5~22
- 79 (註72) p73~76
- 80 吉見俊也 1992 『博覧会の政治学』中公新書 p118
- 81 (註72) p70~71
- 82 (註35)
- 83 松山巖 1993 「“国宝”という物語」『国宝』とんぼの本 新潮社 p180
- 84 現・東京都千代田区内幸町一丁目一番地、帝国ホテルを含めた一帯
- 85 (註72) p88
- 86 (註72) p88
- 87 (註72) p92
- 88 (註72) p93
- 89 留守政府は、使節団が外遊中は内政の新たな改革や人事を行わないなどを取り決めた「約定」十二カ条があったにもかかわらず、封建的な身分制度の撤廃をする中で、学制の公布、裁判制度の整備、太陽暦の採用、徴兵制の公布、地租改正などを実施した。また江藤新平が初代司法卿に就任している。
- 90 久米邦武編、田中彰校注 1978 『米欧回覧実記(二)』岩波文庫 p435
- 91 岩本陽児 1998 「岩倉使節団の米欧博物館見学—イギリスを中心に—(下)」博物館学雑誌 第24巻第2号 p1~18
- 92 (註91) p15
- 93 (註91) p9
- 94 (註90) p114~115
- 95 田中彰 1978 「解説・岩倉使節団とアメリカ・イギリス」『特命全権大使米欧回覧実記(二)』岩波文庫 p433
- 96 田中彰 1984 「『脱亜』の明治維新」NHKブックス p213~214
- 97 (註96) p214
- 98 田中彰 1977 「岩倉使節団」講談社現代新書 p189
- 99 佐々木克 2000 「志士と官僚」講談社学術文庫 p284~285(原本はミネルヴァ書房 1984)
- 100 (註99) p105
- 101 田中芳男・平山成信編輯 1897 『澳国博覧会参同紀要』森山春雄(本書に掲載される各報告書は明治8年に博覧会事務局の出版により副総裁の佐野常民が太政官正院に提出したものである) p4~5
- 102 (註72) p129~131
- 103 (註99) p81~82
- 104 (註54) p222
- 105 (註54) p222(「明治八年十一月」の項目は明治九年十一月が正しい。)
- 106 日本博物館協会編 1963 「ドクトル、ワグネル氏東京博物館創立ノ報告」『わが国の近代博物館施設発達資料の集成とその研究』日本博物館協会 p140~163
- 107 (註72) p630~631
- 108 (註101) p74~75
- 109 (註72) p144~145
- 110 (註101) p41~46
- 111 (註96) p177~179
- 112 (註101) p8~9
- 113 内国勸業博覧会事務局 1877 『明治10 内国勸業博覧会会場案内』p19~39
- 114 (註113) p1
- 115 (註113) p2~4
- 116 高村光雲 1995 『幕末維新懐古談』岩波文庫 p123(底本は1929年1月『光雲懐古談』所収の「昔ばなし」万里閣書房)
- 117 中沢禎夫 1937 「博覧会物語」『明治大正史談』第3輯 p12
- 118 (註80) p128
- 119 大阪毎日新聞 1903.3.1 「大阪で第五回内国勸業博覧会開く」(明治ニュース事典編纂委員会編 1986『明治ニュース事典』Ⅷ 毎日コミユ

近代以前の博物館思想と近現代博物館の形成史に関する一考察

- ニケーションズ p397)
- 120 (註119)
- 121 大阪毎日新聞 1903.4.23 「冷蔵庫の観覧に人気」(明治ニュース事典編纂委員会編 1986 『明治ニュース事典』Ⅶ 毎日コミュニケーションズ p397)
- 122 大阪毎日新聞 1903.5.5 「夜会の美観と盛観—菊池幽芳の報告」(明治ニュース事典編纂委員会編 1986 『明治ニュース事典』Ⅶ 毎日コミュニケーションズ p398)
- 123 (註80) p146~172
- 124 1907 【東京案内】上 東京市
- 125 鹿島茂 1991 「デパートを発明した夫婦」講談社現代新書 p70
- 126 吉田光邦 1985 「万国博覧会—その役割と歴史—」NHK市民大学 p103
- 127 (註80) p151~152
- 128 小林純子 1993 「東京における博覧会の変容とその影響」『博覧都市江戸東京』財団法人江戸東京博物館 p154~155
- 129 江戸東京博物館 1993 『博覧都市江戸東京』財団法人江戸東京博物館 p114)
- 130 (註80) p152~153
- 131 菅原教造 1909 「児童博覧会感想」みつこしタイムス臨時増刊第7巻8号 p141
- 132 (註72) p298
- 133 (註77)
- 134 (註78) p22~34
- 135 椎名仙卓 1990 「博物館創設の功労者町田久成職を辞す」博物館研究第25巻第5号 p16~17
- 136 (註2) p23
- 137 (註63)
- 138 田中啄 1993 『考古学の散歩道』岩波新書 p194~196
- 139 保坂清 1989 「フェノロサ」河出書房新社 p155~156
- 140 龍池会 1883 「龍池会報告」第壹號 p24
- 141 (註139) p155~164
- 142 (註139) p162
- 143 (註139) p142~161
- 144 村形明子 1982 『フェノロサ資料』ミュージアム出版 p54~61
- 145 (註144) p61~62
- 146 (註138) p194~196
- 147 段本一行 1999 「文化財保護法制定以前—文化財の共通理解のために—」法政史学第52号 p8
- 148 (註147) p9
- 149 (註138) p194~196
- 150 (『明治廿七八年及同卅七八年戦役戦利品目録並書類』(東京国立博物館所蔵)による)
- 151 山口頼定 1905 『野田盛況史』p45~46

古都鎌倉の文化財保護の現状と課題

——世界遺産登録に向けて——

The Present Conditions and Problems of the Capital Kamakura For the Registration of the World Heritage.

落合知子
Tomoko OCHIAI

はじめに

1. 文化財保護法の歴史的推移
2. 世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約
3. 鎌倉における文化財保護の経緯
4. 鎌倉広町緑地をめぐる開発と保全の現状

はじめに

世界遺産とは何か、そして、世界遺産条約とはどのような効力を持つのであろうか。

1992（平成4）年の条約批准に伴い、日本政府が推薦する予定として提出した「暫定遺産一覧表」にいち早く「古都鎌倉の杜寺ほか」が記載されたにも拘わらず、三都のうち京都、奈良に先を越され、鎌倉だけが今もって登録されていないのである。

鎌倉における「古都保存法」とは、端的にいうと線引き内では一木一草たりとも切ってはならず、線引きの外では何をしても自由というような行政指導がまかり通っているのが現状である。古都鎌倉の歴史的遺産と景観を守ろうとする市民運動が高まる中で、一般的に世界遺産に登録されると超法規的に鎌倉の大景観や豊かな歴史的遺産とそれを取り巻く美しい自然が、世界単位で守られていくのであろうと解釈されがちである。しかし、「世界遺産条約履行のための作業指針」の目頭近くに、次のような項目が掲げられてい

5. 古都鎌倉の文化財の価値
6. 土木工事遺構の保存問題
7. 鎌倉の文化財保護の課題と博物館の必要性
8. 世界遺産登録に向けての今後の課題
おわりに

る。¹¹

対象地域の登録は、推薦国政府がその持てる限りの手段で全力を注いでいることの証明が示されるまで差し控えられる。この証拠とは、文化遺産については、24節(b)(ii)、自然遺産については(b)(iv)に定められる適切な立法措置、人員確保、資金準備、および管理計画などの形を取るようになる。¹²つまり原則として、推薦国政府が保護のための法的措置を取っていないものには、世界遺産として登録されないのである。また、適切な管理体制の完備も要求されており、その国自身が実質的な保護をしていることが前提となっているのである。

本稿は世界遺産のコアになり得る鎌倉独自の文化財及び文化的景観とは何か、鎌倉の文化財保護措置がどのようになっているのかを確認すると共に、郷土教育、生涯教育の面からも文化財を豊富に持つ鎌倉に、博物館施設の必要性がある事を考察しようとするものである。

1. 文化財保護法の歴史的推移

人類共通の貴重な遺産である文化財を保護し、後世に伝えるということは、現代に生きる我々の責務でもある。文化財に対する保護法も、制定に至るまでには、必ずしも平坦な道のりであったわけではない。明治の廃仏毀釈は社寺の荒廃をまねき、文明開化の風潮は旧物破壊主義的な動向へと進み、その結果、文化財の破壊や散逸をみることになったのである。しかし、かのフェノロサ¹¹³、岡倉天心¹¹⁴が日本の文化財が危機的な状態に置かれていると報告する以前の1871（明治4）年に、日本政府はすでに「古器舊物保存方」という名目で太政官布告を出していたのである。フランス、イギリスの歴史記念物法に次いで、日本は世界で三番目に文化財行政を始めた国であるという点は特筆すべきことと思われる。

「古器舊物保存方」¹¹⁵では、祭器ノ部から化石ノ部までを31項目に分類している点に注目したい。律令制度以来、役所の文書は重要なもの、つまり政府、幕府が主張したい順に並べられており、この並べ方で、思想面の重要度も解釈することができる。ここでは祭器ノ部が最初に挙げられ、古佛像並佛具ノ部が終りから二番目に置かれていることから、当時の思想はまさに神道に通ずる基本的要素が含まれていたと考えられる。神道が国家神道として位置付けられ、物の保存という面においても神道としての祭器が優先されていたことが読み取れる。

古器舊物保存方

明治四年五月二十三日
太政官布告

古器舊物ノ類ハ古今時勢ノ變遷制度風俗ノ沿革ヲ考證シ候為メ其裨益不少候處自然歴舊競新候流弊ヨリ追々遺失毀壞ニ及ヒ候テハ實ニ可愛惜事ニ候條各地方ニ於テ歴世蔵貯致シ居候古器舊物類別紙品目ノ通細大ヲ不諭厚ク保全可致事

但品目並ニ所蔵人名委詳記載シ其官廳ヨリ

可差出事

(別紙)

- 一 祭器ノ部
神祭ニ用ル楯矛其他諸器物等
- 一 古玉寶石ノ部
曲玉 管玉 瑠璃 水晶等ノ類
- 一 石弩雷斧ノ部
石弩 雷斧 霹靂礮 石劔 天狗ノ飯匙等
- 一 古鏡古鈴ノ部
古鏡 古鈴等
- 一 銅器ノ部
鼎 爵其他諸銅器類
- 一 古瓦ノ部
名物並名物ナラスト雖古キ品
- 一 武器ノ部
刀劔 弓矢 旌旗 甲冑 馬具 戈戟 大小 鉄砲 彈丸 戰鼓等
- 一 古書畫ノ部
名物 肖像 掛軸 卷軸 手鑑等
- 一 古書籍並古經文ノ部
温故ノ書籍圖畫及古版古寫本其他戲作ノ類ト雖モ中古以前ノモノニテ考古ニ屬スル者等
- 一 扁額ノ部
神社仏閣ノ扁額並諸名家書畫ノ額等
- 一 楽器ノ部
笛 笙 箏 築 太鼓 鐘鼓 羯鼓 箏和琴 琵琶 假面其他猿樂裝束並諸樂器歌舞ニ屬スル品
- 一 鐘鈞碑銘墨本ノ部
名物並名物ニアラスト雖モ古キ品
- 一 印章ノ部
古代ノ印章類
- 一 文房諸具ノ部
机案 硯 墨 筆架 硯屏ノ類
- 一 農具ノ部
古代ノ用品
- 一 工匠器械ノ部
同

古都鎌倉の文化財保護の現状と課題

- 一 車輿ノ部
車 輿 籃輿等
- 一 屋内諸具ノ部
房室諸具 屏障類 燈燭類 鎖鑰類
厨諸具 飲食器 皿 煙具等
- 一 布帛ノ部
古金襴並古代ノ布片等
- 一 衣服裝飾ノ部
官服 常服 山民ノ服 婦女服飾飾簪
ノ類 傘笠 雨衣 印籠 巾著履屐ノ
類
- 一 皮革ノ部
各種ノ皮革並古染革ノ紋圖
- 一 貨幣ノ部
古金銀古錢並古楮幣等
- 一 諸金製造器ノ部
銅 黄銅 赤銅 青銅 紫金 鍍錫等
ヲ以テ製造セル諸器物
- 一 陶磁器ノ部
各國陶器磁器等
- 一 漆器ノ部
蒔畫 青貝 堆朱等ノ諸器物
- 一 度量權衡ノ部
秤 天平 尺 斗升 算盤等古代ノ
用品
- 一 茶器香具花器ノ部
風爐 釜 茶碗等ノ茶器 香盒 香爐
等ノ香具 花瓶 花臺等ノ花器類
- 一 遊戯具ノ部
碁 將碁 雙六 蹴鞠 八道行成 投
壘 楊弓 投扇 歌骨牌等
- 一 雛職等偶人並兒玩ノ部
這子 天兒 雛人形 職人形 木偶土
偶 奈良人形等 其他兒童玩弄ノ諸器
- 一 古佛像並佛具ノ部
佛像 經筒 五具足 寶鐸等ノ古佛具
- 一 化石ノ部
動植ノ化石並動物ノ骨角介殻ノ類
古品物ハ上ハ神代ヨリ近世ニ至ル迄和品
舶齋ニ不拘

以上が法令の内容である。現在の文化財保護法の観点から考慮すれば、一般に文化財というものは絵画、彫刻、書跡、典籍、古文書、工芸、考古、歴史資料という順番に位置付けられている。特に彫刻において具体的な基礎となったものは仏教彫刻であり、廃仏毀釈後は神道が国家の基本になっていたにも拘わらず、神像としての彫刻はあまり重きを置かれず、反面、仏教関係の彫刻は重要視され、現在に至るまで主流となっている。

1880(明治13)年、古社寺保存金の交付が開始され、1888(明治21)年まで実施された。現在の文化財保護システムというものは、外国のように基本金交付による設立でなく、補助金制度である。しかし、この古社寺保存金の交付は、政府が助成金を支援するという一つのスタイルであり、日本における助成金支援という最初のものであったかと思われる。

1884(明治17)年から美術品調査が開始され、九鬼隆一、岡倉天心、フェノロサらが法隆寺に入り、夢殿の秘仏とされていた救世観音に光を当てたことから、それまでの仏像彫刻の格付けが逆転することとなった。このことは官報彙報「美術取調ニ関スル報告摘要」に見る事ができる。

このような全国的調査が行われたという背景があったことにより1888(明治21)年、宮内省に臨時全国宝物取調局が設置され、この時点から指定制度確立への基礎が本格的になされていったのである。また「臨時宝物取調局鑑査表」においては、文化財が八つのグレードにランク付けされ、ここにおいて悉皆調査の確立が見られたという点は注目すべきことである。

1897(明治30)年に制定された「古社寺保存法」は、後の「文化財保護法」¹⁶のもとになった法律で、事実上の指定制度の導入とされている。この制定から国宝などの段階評価が法的に施行されたのであるが、臨時全国宝物取調局が、215,091件について行った評価は

古都鎌倉の文化財保護の現状と課題

非常に価値のあるもので、指定制度の原点は「古社寺保存法」ではなく、むしろ「臨時全国宝物取調局」にあったと言っても過言ではないと思われる。

臨時宝物取調局鑑査表

(自明治21年5月
至明治30年5月)

総計	寺蹟	美術工芸	彫刻	絵画	古文書	
一四七	三	四七	三四	五六	七	歴史上ノ徴候 及美術、美術 工芸建築上ノ 模範トシテ要 用ナルモノ
三三三	一〇	三九	一〇八	一六三	三	歴史上ノ徴候 及美術、美術 工芸建築上ノ 模範トナルベ キモノ
一一、一四	四四	一七一	三八六	四九七	一六	歴史上及美術、 美術工芸建築 上ノ要ナル モノ
一、〇三五	六八	三五七	七四四	八三二	三四	歴史上及美術、 美術工芸建築 上ノ参考トナ ルベキ物品
四、七七七	一五九	九四四	一、四二二	一、七八一	八	歴史上及美術、 美術工芸建築 上ノ参考トナ ルベキモノ
一、三三六	五六	一三七	三三六	一〇二	七、五	歴史上ノ参考ニ 充ツベキモノ 又ハ史要参考 簿ニ登録セル モノ
五、六六三	一七八	一、三四	一、〇九〇	一、一八九	七四	宝物参考簿ニ 登録セルモノ
二、〇〇、〇九四	一八、一四七	五四、六一七	四一、四五〇	六九、一一一	一六、七六九	単ニ鑑査ヲ了 セシモノ
二、二一、〇九	一八、六六五	五七、四三六	四六、五五〇	七四、七三二	一七、七〇九	合 計

1919（大正8）年に「史蹟名勝天然記念物保存法」、1929（昭和4）年に古社寺保存法を發展させた「国宝保存法」、1933（昭和8）年

には、文化財の国外流出防止を目的とした「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が制定された。これらの法制定を経て1950（昭和25）年、無形文化財、民俗文化財、埋蔵文化財を位置付ける「文化財保護法」が制定されたのである。文化財という言葉が一般化したのはこの時からであり、我が国の文化財は「文化財保護法」によって守られているのである。

2. 世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約

(1)世界遺産条約の概要

我が国は前述のような文化財保護の歴史を経た後、世界遺産条約にどのように目を向けていったのであろうか。

世界各地の文化遺産・自然遺産を人類全体の財産として各国が協力して守っていく、その仕組みを定めた条約が1972（昭和47）年11月に第17回ユネスコ総会において採択され、1975（昭和50）年12月に条約が発効された。この国際条約が「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」、すなわち「世界遺産条約」である。

この条約は、各国の優れた普遍的価値を有する条約締約国から推薦された文化財や自然環境を世界遺産として認定し、そのリストを作成することを定め、それらを国際協力により保護し、次の世代に受け継ぐことをうたっている。

世界遺産には文化遺産と自然遺産、そして自然と文化の両方の要素を兼ね備えた複合遺産に分類される。その特徴は、それまで相反するものと考えられてきた自然と文化を同じ条約の中で保護の対象としたところにある。そこには自然と文化は密接な関係にあり、共に保護することが大切であるという考え方が含まれている¹¹⁷。

文化遺産とは、普遍的な価値を有している記念工作物(Monuments)、遺跡(Sites)、建

造物群 (Groups of buildings) であり、自然遺産とは、地学的に重要な地域、生物学的に重要な地域、自然の美しい風景地である。また、遺跡 (Sites) には文化的景観も含まれる。文化的景観 (Cultural landscapes) とは、自然と人間の共同作品とされている。人間の関わり方は様々ではあるが、具体的に庭園や田園風景、あるいは信仰の対象となった自然景観であり、「文化的なもの」=「文化遺産」として扱われる。⁴¹⁸

(2)世界遺産の保護の仕組み

世界の遺産を保護する仕組みは、国内レベルと国際レベルの大きく二つに分けられる。⁴¹⁹

国内的保護としては、各国は自国の遺産を人類の遺産として保護する責任があり、文化財は「文化財保護法」、自然遺産は「自然環境保全法」⁴²⁰、「自然公園法」、「森林法」によって保護されている。

国際的保護としては、自国の力だけでは遺産の十分な保護が困難な国を、国際社会全体で支援する事であり、我が国も様々なかたちで参加・協力している。

(3)世界遺産委員会の役割

国際的援助を実施するため、世界遺産委員会の設置が定められており、世界の異なる地域及び文化が均等に代表されるように、締約国から選ばれた21ヶ国によって構成されている。

委員会の任期は6年間で、ユネスコ総会で3分の1 (7ヶ国) が改選される。そこでの任務は、世界遺産リストの作成と危機にさらされている世界遺産リストの作成、リストに登録された遺産の保全状態のモニター、そして世界遺産基金条約の効果的な運用について等が話し合われる。また、条約を円滑に運用するために世界遺産条約履行のための作業指針 (ガイドライン) がまとめられている。その中には世界遺産リストの登録基準、あるいは

危機にさらされている世界遺産リストの登録基準や世界遺産基本などについて詳細に定められている。

(4)世界遺産リストの作成

①各締約国による暫定リストを世界遺産委員会に提出する。(暫定リストとは各締約国が今後5~10年ほどの間に推薦しようとしている国内の遺産リスト)

②各締約国の政府が暫定リストに基づいて、それぞれの国内の世界遺産候補地を世界委員会に推薦する。

③世界遺産委員会の依頼により、文化遺産はICOMOS (国際記念物遺跡会議)⁴²¹、自然遺産はIUCN (国際自然保護連盟)⁴²²の諮問機関が候補地の評価調査を行う。

④毎年1回開催される世界遺産委員会で、ICOMOS、IUCN及びICCROM (文化財の保存及び修復研究のための国際センター)⁴²³を交えて候補地を審査し、世界遺産リストへの登録を決定する。世界遺産リストに登録するには登録基準 (クライテリア) が設けられており、それぞれの登録地は一つ以上の登録基準を満たしていることが必要である。

(5)世界遺産の登録基準

推薦された遺産は、顕著で普遍的な遺産の価値が十分にあるのか、保護状況について適切に保護されているのか等を同種の遺産と比較検討しながら審査が行われる。これは、世界遺産に登録される物件が必要以上に増加しないためにも、明確で詳細な基準が必要なのである。

世界遺産に定められている登録基準とは次の通りである。

<文化遺産>

(i)人間の創造的才能を表す傑作であること

古都鎌倉の文化財保護の現状と課題

- (ii)ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に大きな影響を与えた人間的価値の交流を示していること
- (iii)現存する、あるいはすでに消滅してしまった文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示していること
- (iv)人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式あるいは建築的、または技術的な集合体、あるいは景観に関する優れた見本であること
- (v)ある文化（または複数の文化）を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地利用の一例であること。特に抗しきれない歴史の流れによって、その存続が危うくなっている場合
- (vi)顕著で普遍的な価値を持つ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接、または実質的関連があること

〈自然遺産〉

- (i)生命進化の記録、地形形成における重要な進行しつつある地質学的過程、あるいは重要な地形学的、あるいは自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な例であること
- (ii)陸上、淡水域、沿岸、海洋生態系、動植物群集の進化や発展において、重要な進行しつつある生態学的・生物学的過程を代表する顕著な例であること
- (iii)ひととき優れた自然美および美的要素をもった自然現象、あるいは地域を含むこと
- (iv)学術上、あるいは保全上の観点から見て、顕著で普遍的な価値をもつ、絶滅のおそれのある種を含む、野生状態における生物の多様性の保全にとって、最も重要な自然の生息・生育地を含むこと

(6)危機にさらされている世界遺産

世界遺産委員会は個人、NGO（非政府団体）などの団体から世界遺産に起こりうる危険について報告を受けた場合、それが正当、且つ問題が深刻であれば、その遺産は危機にさらされている世界遺産リスト（以下危機遺産リスト）に登録される。危機遺産リストは世界遺産がその普遍的価値を損なうような状態になっていることを世界に喚起するためのものである為、危機遺産リストに登録された世界遺産には特別な注意と緊急な措置がとられる権利を有する。ちなみに1991（平成3）年1月現在の登録件数は23件である。

世界遺産の保全は継続して行うことが大切であり、崩壊が進んだり、開発によって世界遺産本来の価値を損なうような危険を伴うのであれば、その登録は有益なものではなくなる。世界遺産が保護されることは、登録地域の状態、保護の為の措置、文化遺産・自然遺産に対する社会の意識を高めるように努力する締約国の取り組みにかかっている。

(7)我が国における世界遺産

我が国は、1992（平成4）年6月に条約締結の国会承認を受け、同年9月、ついに世界遺産条約が発効されたのである。1972（昭和47）年第17回ユネスコ総会において採択されてから20年後の批准ではあったが、短期間の内に以下の10物件が次々と登録されていったのである。

1. 法隆寺地域の仏教建造物
（奈良県 文化遺産 平成5年）
2. 姫路城
（兵庫県 文化遺産 平成5年）
3. 屋久島
（鹿児島県 自然遺産 平成5年）
4. 白神山地
（青森県、秋田県 自然遺産 平成5年）
5. 古都京都の文化財
（京都府 文化遺産 平成6年）
6. 白川郷・五箇山の合掌造り集落

古都鎌倉の文化財保護の現状と課題

- | | | |
|---------------------------------|-----|--------------------------------|
| (岐阜県、富山県 文化遺産 平成7年) | | 対話集会を開催 |
| 7. 原爆ドーム
(広島県 文化遺産 平成8年) | 9月 | 「市民との対話集会」を経て市民憲章案決定 |
| 8. 厳島神社
(広島県 文化遺産 平成8年) | 10月 | 鎌倉市民憲章の制定について、市議会9月定例会で全会一致で可決 |
| 9. 古都奈良の文化財
(奈良県 文化遺産 平成10年) | 11月 | 市民憲章を11月3日の市制記念日に制定 |
| 10. 日光の社寺
(栃木県 文化遺産 平成11年) | | |

鎌倉については1992（平成4）年の批准と共にリストアップされたにも拘わらず、未だ登録されていない。次章以下では鎌倉に焦点を絞り、鎌倉における文化財保護について考察していきたい。

3. 鎌倉における文化財保護の経緯

日本文化の創造に寄与してきた鎌倉は、豊かな歴史的遺産と自然環境に恵まれ、我が国唯一の海を持つ古都である。この鎌倉が更に高度な文化都市として発展し、よりよい鎌倉を築くための基本的理念として、市民憲章が制定された。制定までの経過は次の通りである。

- | | | |
|-------|-----|------------------------------------|
| 1972年 | 5月 | 市民憲章に関する事務連絡会を市内に設置 |
| | 6月 | 市民憲章文案を市広報で公募審査員を7名決め、審査会を開催 |
| | 7月 | 市民憲章応募について市民との対話集会を開催 |
| | 9月 | 市民憲章応募作品入選者決定市民憲章に関するアンケート実施 |
| | 10月 | 市民憲章制定に係る起草委員を審査員から選出し、起草委員会を開催 |
| 1973年 | 2月 | 市民憲章素案を市広報に発表市民憲章素案について市民との対話集会を開催 |
| | 5月 | 市民憲章に関するアンケート実施 |
| | 7月 | 市民憲章素案について市民との |

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上するため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

この市民憲章にうたわれているように、「わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。」といった市民憲章

古都鎌倉の文化財保護の現状と課題

の心は、世界遺産条約の心でもある。奈良、京都が世界遺産に登録され、いよいよ今度は鎌倉の出番になったと言える。また、鎌倉、奈良、京都には古都法があるにも拘わらず、法制定以前にもましてこの三都の周辺に乱開発が激しくなっているのが現状である。

1990（平成2）年以來、同じ思いの三都の市民が結束して、世界遺産条約の早期批准、三都の登録、古都法の見直しという要求を掲げ、行政機関に抗し続けてきた。この三都フォーラムは古都奈良・京都・鎌倉の歴史的環境を守る為に活動しているNGOであり、ナショナルトラスト団体などや市民達を中心となり、古都を保護し、そして世界遺産登録に向けて日々努力を続けている。

三都の課題は共通であっても、古都の現実にはそれぞれ異なっており、市域の面積が京都の15分の1にすぎない鎌倉では、古い社寺も民家も小さな丘陵の谷間にあり、自然と人工物が混交している。我が国初めての首都に城壁を巡らした中世城塞都市の遺構は、緑に覆われ、樹木の根によって少しずつ崩され続けている。

鎌倉市の鶴岡八幡宮の裏手にうっそうとした森があり、この森は「御谷」と書いて「おやつ」と読む。フェンスに囲まれた端に、古びた木製の記念碑があり、そこには「古都保存法発祥の地」と書かれており、1966（昭和41）年の法制定を機に立てられたものである。

鎌倉では、高度成長期以降の宅地造成で緑地が減ったが、御谷は開発を免れた。宅地開発が持ち上がったのは1964（昭和39）年で、当時は昭和の鎌倉攻めといわれた開発ラッシュが続いた。しかし、「市民の手で貴重な緑を守ろう」を合言葉に反対運動が広がり、川端康成、大佛次郎、小林秀雄ら著名人も加わった。運動の成果は大きく、国内初のナショナルトラスト団体「鎌倉風致保存会」が発足した。これにより市民の基金などで開発予定

地を買い上げるとともに、乱開発を抑える「古都保存法」の制定につながったのである。¹¹⁶

鎌倉は京都、奈良の両市と並んで、日本の代表的な古都である。文化と政治の中心地として栄えていた当時の歴史を物語る建造物や遺跡が沢山残されており、それらの文化財と周囲の自然環境が一つに溶け合っ、古都の面影を彷彿させてくれるのである。しかし、近代社会における土地開発により、古都の自然は着実に破壊されてきている。古都の自然は単なる風致ではなく、歴史的な意義と価値をもっており、この貴重な歴史的遺産を守ろうとする古都の保存は当然のことといえる。

これを法律により守るべく制定されたのが「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」すなわち「古都保存法」なのである。「古都保存法」は従来の法律にない文化的格調の高いものであると評されているが、土地利用の規制という点においては、この法律の実際運用面における問題は少なくない。¹¹⁷

次に「古都保存法」（目的）第1条～（罰則）第24条のうち、第1条、第2条を記す。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

昭和41年1月13日
法律第1号

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法をここに公布する。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

（目的）

第1条 この法律は、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的とする。

（定義）

古都鎌倉の文化財保護の現状と課題

第2条 1 この法律において「古都」とは、わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村をいう。

2 この法律において「歴史的風土」とはわが国の歴史上意義を有する建造物遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況をいう。

鎌倉の古都保存区域は、全市域の24%を占めている。わずかな開発が全域に多大な影響をもたらすにも拘わらず、周辺では緑地を破壊する開発計画が進んでいる。中心部の旧鎌倉地域では、マンション建設による景観破壊が続いている。

前述したように「古都保存法」の線引き内では一木一草たりとも切ってはならず、保存区域の外での開発は自由とされる古都法の運用に、NGOは反対し続けてきた。鎌倉のNGOは、京都、奈良の市民有志たちと一緒に、それぞれの先人たちの苦勞の足跡に学びながら、古都の歴史的遺産と景観を確実に守れる方法を模索し、「古都保存法」の所管官庁である総理府、建設省に対して法改正案を提出し、話し合いを重ねてきた。

1998（平成10）年3月、古都保存行政の中核である歴史的風土審議会は内閣総理大臣への提言の中で「古都を古都として後代に継承するためには、歴史的風土（古都保存法による保存指定区域）に留まらず、古都全域の歴史的、文化的資産や町並みを含め、一体の風土として捉え、まちづくりの一環として適切な保存、継承を図る必要があると考えられる」と明記した。これはNGOや市民達にとって大きな進展であった。

4. 鎌倉広町緑地をめぐる開発と保全の現状

鎌倉山から江ノ島方向へ連なる60ヘクター

ルほどの樹林が広町緑地であるが、ここを例にとって土地開発の現状を考察していく。

鎌倉広町緑地をめぐる経過

1973年 広町緑地の開発計画が浮上し、住民の反対運動はじまる。

1983年 ゼネコンなど3社の共同事業体が、広町緑地の開発事前申請書を鎌倉市に提出。住民の反対運動が本格化し、6万人の署名を集める。

1987年 市緑化審議会が広町、台峯などの緑地保全を答申。

1989年 中西功市長（当時）が「広町と台峯は、緑地保全を基調として都市的整備をはかる」と事実上、開発容認の方針を打ち出す。

1991年 市が広町の開発整備計画の素案を公開。220区画の宅地を造成する内容。県の「地域環境評価書」が、広町緑地を最高級の『A1』ランクと評価。

1993年 竹内謙市長が広町、台峯緑地の「保全」を表明し、開発のための行政手続きを凍結。

1995年 市民団体が20万人を超える署名と「市緑地保全条例」制定を求める陳情を市議会に提出。市、市民、事業者による保全協議が始まるが、1年間で物別れにおわる。

1996年 市が「緑の基本計画」を策定し、広町を「保全施策を検討する地区」と位置づける。竹内市長、事業者が出した開発許可申請を不許可にする。

1997年 市議会で「緑条例」可決。県開発審査会、市の開発不許可処分の「取り直し」を裁決。

1998年 事業者が市に対して「15億円の損害賠償請求訴訟を起こす」と通告。市、開発手続きの再開を決定。市審議会、買い取り価格を「250億円」と試算。住民団体のトラスト運動が始まる。事業者が新しい開発計画（428区画）

古都鎌倉の文化財保護の現状と課題

を公表。

1999年 事業者の住民説明会が始まる。

このように、緑を守ろうと立ち上がった住民と、開発事業は合法的と譲らない事業者と、そして行政当局の三つどもえの議論は平行線のまま20年以上も続いている。

〈開発絶対反対〉〈広町の森を残そう〉という立て看板が、鎌倉市西部の住宅地のあちらこちらに並んでいる。中心部に近い雑木林や森は、四季折々の変化で人々をなごませ、自然に触れ合う貴重な場であるにも拘わらず、押し寄せる開発の波は様々なあつれきを生んでいる。

緑地の39ヘクタールを宅地にして売り出そうとする事業者側と反対する住民側との対立は、どちらも主張を譲らず、いまだ解決の糸がみえないのである。

鎌倉市は高度成長期に激しい開発ラッシュに見舞われ、市内の樹林地が占める割合は、戦後間もない1947（昭和22）年に61%だったものが、半世紀後の1995（平成7）年には35%にまで落ちこんでしまった。

宅地造成を計画しているのは三社でつくる共同事業体であり、広町緑地は都市計画法で市街化区域に指定されており、法的には開発が容認されている。

事業者側は1998（平成10）年11月、住民に新しい開発計画を説明している。それによると山を削り谷を埋め、428区画の宅地を造成するが、予定地の47%は現存する森を残したり、植栽をしたりして「緑地」として残すということであった。50%近くを緑地にする開発例は全国でも稀とも言えよう。環境には十分な配慮をしているとはいえ、地元住民は「少しでも開発が入れば、貴重な生態系が崩れてしまう」と提唱し、全面保全を訴えている。

広町緑地には手付かずの自然が残り、樹齢が150年の桜や桐の巨木が茂り、半夏生などの夏草が勢いよく伸びている。また、小川に

はサワガニの姿や、ゲンジボタルが乱舞する様が見られ、動植物の生息地としても自然環境の保護が必要なのである。

住民が取り組むナショナルトラスト運動の会は、周辺の七つの自治会で作る「鎌倉の自然を守る連合会」や、作家の井上ひさし氏らが発起人となった『鎌倉広町・台峯の自然を守る会』などがある。しかし、これらの会にもその方針には微妙な差異があり、連携できないという問題点を含んでいる。資金面において連合会は、「行政が緑地を買い取る資金の一部にしたい」と主張し、守る会は「土地所有者からの借り上げ資金にする」としている。さらに、開発予定地を通る市道については、「市が事業者との交換に応じなければ、開発は阻止できる」とするグループもあり、方法論に違いが生じている。本来自然を守るという目的意識は同じはずであるが、一緒に活動できない状況は少なからずマイナスに作用する面もあるかと思われる。

一方、市の行政面の動きを見ると、市長は6年前に自然環境の保護を公約し初当選をしている。その直後に開発を認める行政手続きを凍結したが、事業者側から「凍結を解かなければ、15億円の損害賠償請求訴訟を起こす」と通告され、やむなく市と緑地保全の話し合いをするということを条件に手続きを再開した。手続きは着々と進み、市議会は1998（平成10）年3月、「市長は具体的保全策を早く示してほしい」と決議したが、1年以上経っても市は保全策を明示していない。

市長の言い分は「大きな方向としては都市林公園として保全するのが一番良いが、いろいろな事を積み重ねていくのでどうしても時間がかかる。全面保存という立場は変わらない」ということであった。都市林公園とは、動植物生息地の樹林の保護を目的とした公園であり、もし実現すれば緑地は生き残ることができる。しかし、それには土地を買うか、借り上げるかしなければならぬのである。

古都鎌倉の文化財保護の現状と課題

また、事業者側も「見合う金額が示されれば、交渉に応じる」という姿勢を示している。

市の審議会は開発予定地全ての買い取り額を「250億円」と試算したが、この額は年間予算が600億円にも満たない市の財政力から見れば、限界を超えるものであり、国や県の補助を求めるにしても、不況と財政難の下では至難の業である。

鎌倉市には、緑を守る市民運動の伝統があり、前述したように60年代に鶴岡八幡宮の裏山が開発されかかった時に、鎌倉在住の文化人を含む市民が反対運動を組織し、問題の土地を買い取る形で開発を阻止してきた。

現在も広町緑地の他に、同市北部の台峯緑地に27ヘクタールの宅地開発計画が持ち上がっており、作家のなだいなだ氏が发起人となり、「北鎌倉の景観を後世に伝える基金委員会」を旗揚げして、トラスト運動を展開している。

次に特定非営利活動法人である「鎌倉広町・台峯の自然を守る会」¹¹⁹の定款第2章目的及び事業を記す。

(目的)

第1条 この法人は、鎌倉広町・台峯の中世城塞都市を形成した地形と、質の高い生態系をもつ自然を、ナショナルトラスト運動により保全し、それを市民生活に生かしながら後世に伝え、「鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝える」などとする鎌倉市民憲章の理念実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第1条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に挙げる種類の特定非営利活動を行う。

- ①環境の保全を図る活動
- ②まちづくりの推進を図る活動

とうたっている。さらに、鎌倉広町・台峯の

自然を守るナショナルトラスト運動への参加の訴えを記す。

「鎌倉広町・台峯の自然を守るナショナルトラスト運動への参加の訴え」¹²⁰

鎌倉は、首都圏にあって豊かな自然の生態系をもつ三浦半島の基部に位置しており、この地域に特徴的な谷戸の地形を随所に残す、海と山の美しい自然環境に恵まれた都市です。

また鎌倉は、日本の中世を切り開いた歴史都市として、数々の歴史的遺産をもつ古都です。

その鎌倉にとって、市街地をとりまく広町・台峯・常盤山の三大緑地は、かつて中世城塞都市鎌倉の一角を形成する貴重な台地であり、「昭和の鎌倉攻め」といわれた1960年代の開発攻勢を免れ、今日まで一部は壊されたもののその自然環境は大切に守られてきました。

しかし、1989（平成元）年2月、鎌倉市は常盤山は保全、広町・台峯は緑保全を基調とする都市的整備、つまり開発の方針を表明し、翌年12月に、三大緑地のうち、常盤山を除く広町と台峯緑地の大規模な開発計画素案を公表し、再び開発の動きが活発化しました。この動きに対して、自然環境を守ろうとする市民運動が大きく盛り上がり、1993（平成5）年には首長の交代を実現して、ひとまず開発手続きを凍結させることが出来ました。

ところがそれから5年経ったいま、凍結は解除され、開発業者による台峯への立入り調査と基本構想協議が進められており、広町についても事前審査が完了し、計画が公開されるという極めて切迫した事態となっています。しかも鎌倉市は、この開発計画を阻止する有効な手だてを講じることが出来ないでおり、3年前の市民運動による22万人署名の陳情を背景とした緑条例も、これを止める決め手にはなっていません。

古都鎌倉の文化財保護の現状と課題

このまま事態が推移すれば、かけがえのない広町・台峯の自然と地形は失われ、古都鎌倉の世界遺産リストへの登載にも大きな支障をきたすことが憂慮されます。

この鎌倉の緑の危機的状況の中で、広町・台峯緑地の保全に道を開くためには、新たな市民運動の大きな盛りあがりが必要不可欠です。

そこでこの際、かつて鎌倉八幡宮の裏の御谷開発に、市民運動が国・県・市を動かし、買い取りにより保全に成功した前例に倣い、再びナショナルトラスト運動によって開発阻止の市民運動を展開することを決意しました。

このナショナルトラスト運動というのは、今から約100年前に英国に生まれた市民運動で、自然環境や遺跡、歴史的建造物などを守るために、市民がお金を出し合って土地や建物を買い取り、あるいは寄贈を受け、それを保存しつつ市民に開放して、住みよい生活環境をつくろうというものです。

私たちはこの内外の運動に学び、1998（平成10）年12月1日施行の特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、鎌倉に特定非営利活動法人としてのナショナルトラスト団体を結成し、広く市民を結集して運動を展開したいと考えています。

どうか皆様がこの趣旨にご賛同くださり、鎌倉市民の貴重な広町・台峯の自然を守る運動に積極的にご参加下さるよう、心から訴えるものです。

平成10年12月1日

このようにナショナルトラスト運動の一例を挙げたが、一方で市議会は1999（平成11）年3月末、緑地保全基金への積立金がゼロだった事を理由に、市が提出した今年度予算案を否決したのである。予算の空白が生じかねない異例の事態は、鎌倉の緑地問題の重さを改めて印象づけ、論議は依然として「開発か、

全面保存か」の二者択一のままである。

これまでも述べてきたように、「古都保存法」は1960年代の開発ブームの渦中で、京都、奈良、鎌倉其々の、古都の景観破壊に反対する市民運動を契機に、1966（昭和41）年に制定された。とりわけ、鎌倉市の象徴である鶴岡八幡宮背後の山林開発に反対する全市民的運動が、我が国初めてのナショナルトラスト運動を成功させて、画期的な開発規制法を生んだのである。

しかしそれにも拘わらず、1980年代にはこれら三都において、制定以前にも増して激しい都市開発が進行する事態となってしまった。法が其々の都市の極めて限定された地域のみには適用されなかったことが、その保存効果を弱め、適用区域外の開発を促進する結果を生み出してしまったのである。

例えば京都市の市域は広大で、法適用地域は周辺の山林地帯に限定されており、市民の居住地域である中心部の市街地にその規制は及ばなかったのである。その為に、市街地は無節操な地上げや高層ビルの乱立で、周辺との歴史的な遺産・景観との脈路は断ち切れ、孤立し、山紫水明の地は破壊されてしまったのである。²¹²¹

鎌倉市域の面積は京都市域の10分の1にも達しておらず、その狭い市域の全てが海に面した丘陵地帯に乗っている。その半分近い地域が保存区域とされたが、非適用地域は多くの場合、同じ丘陵上に連なっている。したがって、両者の境界線を地図の上で読み取る事ができても、市民や観光客が現地を望見して境界線がどこに引かれているかを判断することは、不可能に近いと思われる。そして市域の中心部にある丘陵に突然マンションが立ち並び、美しい山容の半分がそれらに覆われてしまうという開発の現実を目の当たりにして、初めて特別保存区域の境界線が認識されるような事態も起きているのである。

日本の三大古都の歴史遺産と景観を破壊か

古都鎌倉の文化財保護の現状と課題

ら守りたいという思いが三都市民の共通の目的であり、1990（平成2）年に三都市民の共同案というものが提議された。三都市民の運動の総結集を目前に1990（平成2）年、京都、奈良の景観保全についての会議で採択された勧告、ユネスコ総会の文化財・景観の保全に関する幾つもの勧告が想起され、ユネスコ宛にメッセージが送られた。その課題の一つが古都保存法の見直しであった。次に三都フォーラムの主な活動を記す。

1990（平成2）年、三都フォーラム創立京都集会在特別決議として『世界遺産条約』の早期批准を政府に要求すると共に、京都宣言に「古都保存法」の見直しを訴えた。

1991（平成3）年の三都鎌倉集会において、古都保存法の見直しの分科会が設置された。ここでは法の評価をめぐって見解の一致は得られなかったが、三都の市民がはじめて膝を交えて「古都保存法」の現状について討論し、三都共通の課題と、三都それぞれに固有の問題点の存在を認識した。

1992（平成4）年奈良集会では、古都保存法見直しに関する特別決議を採択、「古都保存法」施行四半世紀の成果と欠陥を確認した上で、歴史的街区を含む保存区域の拡大と、保存地区と特別保存地区の一体的保存、保存地区における農林業経営の民主的調整方法の確立と相続税の減免、その他の財政的支援強化などの必要性を指摘した。

1994（平成6）年京都集会では、奈良集会以降、一層激しくなった古都の環境破壊の現状に照らし、早急な法の見直しを実施すべきことが提案され、古都保存法改正問題検討委員会の設置が実現した。検討委員会は、これまでの景観保全運動の体験、市民各層の所見を踏まえた討議を重ね、早急に改正すべき諸点—自然的環境に加えて歴史的環境をも保存対象とすること、国民こそが歴史的風土保存の担い手であることの確認、保存区域の範囲に関して地方自治体に発議権を与えること、

保存地域所有者の環境整備や農林業実施上の援助規定を含む条項を改正要綱案としてまとめた。

1996（平成8）年鎌倉集会では、『法改正要綱案』を採択、直ちに「古都保存法」実施の管理機関である総理府と建設省に伝達、早急に法改正に着手することを求めた。一方、「古都保存法」に関する国の諮問機関、歴史的風土審議会においても、古都各地の保存問題にかかわる状況の分析と今後の古都保存の在り方について検討の必要性を自覚しており、三都フォーラムの『法改正要綱案』受領の3週間後、審議会内に小委員会を設置した。

1997（平成9）年春、三都フォーラムは総理府に対し、古都保存の在り方に関して相互の意見交換を行うことを申し入れ、6月になって歴史的風土審議会の古都保存の在り方についての中間報告が取りまとめられたのを機に、三都代表団に、古都法担当参事官、調査官ほかとの懇談が実現し、古都保存法の限界や求められる改善の方向等についての意見交換を行った。

三都の法改正問題協議会は、引続きそれぞれの機関討議、あるいは市民との協議によって歴史的風土審議会中間報告を検討した結果に基づき、さきに政府に提起した「古都法改正要綱案」についての補足意見を整理し、1998（平成10）年2月に総理府並びに建設省に提出した。ここには、今後の古都保存の在り方について公聴会を開催して直接国民の声を聞くべきことを求め、歴史的風土の範囲に人為的な境界を引くべきでなく、特別保存地区の周辺には十分な広さを持つ緩衝地域を設定すべきこと、古都を古都地域と非古都地域に区別することなど保存区域の山林の管理の在り方についての工夫を求めるなどの点が強調された。

1998（平成10）年3月、歴史的風土審議会は今後の古都における歴史的風土の保存の在り方について内閣総理大臣に意見具申を行っ

た。この意見は三都フォーラムの求めた法改正について正面から答えることをせず、管理的側面の改善を図るにとどまっている。今後さらに具体的な改善に向けての措置を求め続ける必要がある。しかし、古都の保存に関して、『古都保存法』による保存指定区域内の保存にとどまらず、古都全域を一体として保存すべきことを明言した点に、前進が読み取れる。というような『古都保存法』改正運動の経過を三都フォーラム鎌倉事務局が年表とともに作成している。

次にユネスコ・イコモスからの三都フォーラムへのメッセージを紹介する。

Message from UNESCO to the Kyoto Conference 1990

—As it is well known, these three capital cities are rich of cultural and natural heritage as well as of man-made landscape, all of which constitutes an irreplaceable legacy belonging to all humankind.

Moreover, the humanity has appreciated that the authorities and the citizens have preserved and presented these heritage of universal value.

As you are aware, the General conference of Unesco (the United Nations Educational, scientific and Cultural Organization) has adopted three Conventions and ten Recommendations Concerning the safeguarding of cultural heritage. The most important ones are:

- the World Cultural and Natural Heritage convention adopted in 1972;
- the 1962 Recommendation concerning the Safeguarding of the Beauty and Character of Landscapes and Site;
- the 1968 Recommendation concerning the Preservation of the Cultural Property Endangered by Public or private Works;

- the 1976 Recommendation concerning the Safeguarding and Contemporary Role of Historic Areas.

Furthermore, the United Nations and Unesco launched in 1988 the world Decade for cultural Development with the aims in particular that the cultural and natural heritage of the world be Safeguarded and presented effectively in the present society and that all of the people: youth, women and old people especially, participate actively in the Present-day cultural life.—

1990年京都集会へのユネスコからのメッセージ

—これら三都が、人為的な景観だけではなく、古い時代から引き継がれてきた数々の文化遺産と自然遺産に恵まれ、そのすべてが全人類にとってかけがえのない遺産であることは、よく知られているところであります。それだけではなく、世界中の人々は、貴国と市民がこれらの普遍的な価値を持つ遺産を今日まで保存し、整備活用してこられたことを十分に理解しております。

ご承知のようにユネスコ（国連教育、科学、文化機関）の総会は、文化遺産の保護に関して3件の条約と10件の勧告を採択しており、中でも次の4件が重要と思われます。

- 1972年採択の世界遺産条約
- 風光の美と特性の保護に関する1962年勧告
- 公的又は私的工事により危険にさらされる文化財の保存に関する1968年勧告
- 歴史的地区の保全及び現代的役割に関する1976年勧告

さらに1988年国連とユネスコは、世界の文化遺産と自然遺産が、現代社会とその全ての人々、とりわけ現代的文化生活に積極的に関わろうとしている若者や、女性、高齢者たちに効果的に守られ、整備活用されることを目指して世界の文化発展10年を発足させました—

古都鎌倉の文化財保護の現状と課題

Message from UNESCO to the Nara Conference 1992

—As you are already aware, the General Conference of Unesco has adopted three conventions and 10 recommendations concerning the safeguarding of cultural heritage. The most important of these are the World Cultural and Natural Heritage Convention adopted in 1972 which calls for international co-operation for the protection of the cultural heritage of man kind as well as the protection of the natural heritage.

The 1962 Recommendation concerning the Safeguarding of the Beauty and Character of Landscapes and Sites is concerned with the preservation and restoration of landscapes and sites reminding us of their aesthetic and scientific importance as well as the role they play in the living condition of the general public.

The 1968 Recommendation concerning the Preservation of the Cultural Property Endangered by Public or Private Works recognizes the necessity to harmonize the preservation of cultural heritage with the changes necessitated by social and economic development. It calls for an inventory of important cultural property with those items situated in areas where they may be endangered by public or private works as a priority.

Finally, the 1976 Recommendation concerning the Safeguarding and Contemporary Role of Historic Areas recognizes that the survival of historic areas is of capital importance to every people seeking to preserve their true cultural dimension.—

1992年奈良集会へのユネスコからのメッセージ

—ご承知のように、ユネスコ総会は、文化遺

産の保護に関して三つの条約と10の勧告を採択しています。そのうち最も重要なものは、1972年に採択された世界遺産条約であり、これは自然遺産の保全と併せて人類の文化遺産の保全のために国際協力を求めたものです。

風光の美と特性の保護に関する1962年勧告は、景観と遺跡の保全と修復に関するものですが、景観や遺跡が公の生活環境に果たす役割と共に、美術や科学の面でも極めて重要であることに注意を喚起しています。

公的又は私的工事により危険にさらされている文化財の保存に関する1968年勧告は、社会的又は経済的開発によりもたらされる変化と文化財の保存を調和させる必要のあることを指摘しています。この勧告は公的、又は私的工事が優先されて危険にさらされる地域に存在するいろいろな品目の重要文化財の目録作成を要求しています。

さらに、歴史的地区の保護と現代的役割に関する1976年勧告は、歴史的地区をより永く保持することが、その本当の文化範囲を守ろうとしている全ての人々にとって、極めて重要であると認めています—

Message from UNESCO to the Kyoto Conference 1994

—It is strongly hoped that more sites in Japan, in particular, some of the irreplaceable historic urban quarters in these cities can be included in the list in the near future, bearing in mind the fact that they show clearly to the world community how a unique civilization has developed and maintained harmony with its modern development in this part of the world. The evidence of active cultural exchange between the east and the west throughout its history is also widely recognizes. Probably certain traditional technologies such as ancient urban planning and landscaping no longer exist, except in

Japan.

Therefore, safeguarding the historic value of the urban heritage and environment in question is a task of the people of Japan and the world.

Congresses like the present one organized with the initiative taken by enlightened citizens and specialists will no doubt encourage the general public and the authorities concerned in seeking consensus on the issue how to harmonize heritage and environmental conservation vis-a-vis urban development in these cities. At the same time, since proceeding the relevant issue will be beyond the means at the disposal of these cities, it should also be dealt with at the national level. For this reason it is strongly hoped that the outcome of the present conference will be put to the acknowledgement of the national and municipal authorities concerned.

Furthemore, should the authorities concerned agree, Unesco is ready to reactivate its collaboration in the appropriate safeguarding of the heritage and environment in the relevant historic cities.—

1994年京都集会のユネスコからのメッセージ—日本のより多くの史跡、とりわけ三都のかけがえのない歴史地区のいくつかは、近い将来世界遺産リストに加えらることを強く望んでいます。これらは、世界における日本という地域で、いかに個性的な文明が発達し、近代的な発展と調和し続けてきたかをはっきりと示しているからです。確かにその歴史の中で活発な東西間の文化交流があったことも広く認められており、古代の都市計画や風致計画のような特筆すべき伝統技術は、日本を除いて、もはや存在しないと思われます。だからこそ、三都の遺産と環境の持つ歴史的価値を守ることは、日本と世界の人々に課せられ

た責務なのです。

今回のように、先進的な市民や専門家たちのイニシアティブで開催された諸集会は、歴史都市における都市開発対遺産と環境の保全という問題をどのように調和させていくかという課題で、合意形成をめざす一般市民と関係行政機関を激励することでしょう。同時に、このような課題を進めるにあたり、これらの都市だけで対処するには限界があり、全国レベルで対処すべきです。そのためにも今回の集会の結果を中央、地方の関係行政機関に通告することを強く望みます。なお、関係行政機関の同意があれば、ユネスコも関係歴史都市の遺産と環境を適切に守る活動に再び協力する用意があります—

Message from UNESCO to the Kamakura Conference 1996

—Japan is a nation with a proud heritage and a long traditional of respect for the past which is a constant source of guidance and inspiration in the present. Japanese traditions reflect an abiding veneration for nature, a quality evident in Japanese art and architecture from their earliest beginnings. Since ancient times in the Emperor's palace, the residences of the aristocracy, Buddhist and Shinto architecture, fortresses built by warrior chieftains-form, structure, construction, colouring and painting techniques have been developed, producing a great variety of architectural styles and expressions representing the rich history of Japan's cultural heritage.

The three ancient capital cities of Nara, Kyoto and Kamakura have played a vital role in the development of Japanese civilization. Almost everywhere, the heritage from the past-palaces, places of worship, fortifications, simple dwellingstestifies to thorough

planning, respect for the environment, innovative architecture and an abundant wealth of art. Today, these three cities are just as important as they were in the past-historic centres and districts being treated both with a view to protecting the cultural heritage and the context of general urban development.

People involved at local level should be encouraged to participate in development and management of urban policies. Protection of historic monuments should be intimately linked to daily life in the neighbourhood.

The future development, management and planning of urban and civil centres and places with a unique identity such as the three ancient capital cities of Japan, will require the close co-operation of national and local authorities as well as the inhabitants.

Nara, Kyoto and Kamakura are symbols of the cultural and national identity of Japan; they should be used as examples for new cultural creations.—

1996年鎌倉集會へのユネスコからのメッセージ

—日本は過去というものを尊重し、誇れる遺産と永い伝統を持つ国であり、それらは現代における指針やインスピレーションの普遍的な源となっています。日本の伝統は原始以来、日本美術や建築に明らかな特質である自然に対する限りない畏敬の念を反映しています。古代から、御所や貴族の邸宅、神社仏閣、武将の造った城郭に見られる、形式、構造、構成、色調や彩色の技術が展開され、日本の文化遺産の豊かな歴史を表象する様々な建築様式や表現が生み出されています。

三大古都、奈良、京都、鎌倉は日本文化の発展には華々しい役割を担ってきました。宮跡、戦跡、城塞、素朴な住居からの、ありとあらゆる場所の遺産が、綿密な計画、環境重視、斬新な建築様式、美術分野の膨大な蓄積

を証拠だてています。今日においても、奈良、京都、鎌倉の三都はかつてのように歴史的な中核部と歴史的な地域を文化遺産の保全と言う観点と、総合的な都市計画の脈絡の中で、処理されることが大切なのです。

都市政策の展開と運営には、地域の住民の参画が促進されねばなりません。歴史的記念物の保全は、地域住民の日常生活と遊離してはならないのです。

都市やその中心域や地域環境のこれからの展開、運営と計画には、住民同士と同様に、国や地方公共団体当局の緊密な共同作業が必要なのです。

奈良、京都、鎌倉は日本の文化的個性と民族的個性の象徴であり、新しい文化創造の典型であり続けるべきものです。—

以上のメッセージからわかるように、1990（平成2）年の京都集會、さらに1992（平成4）年の奈良集會においても、世界遺産条約の重要性を強調しており、ユネスコ本部も奈良、京都、鎌倉が三大歴史都市の保護と保全に努め、歴史的環境との調和のもとにその発展に努め、文化的特性がさらに尊重され、充実したものとなり、国際的文化交流がより活発になるよう、一層の努力を望んでいる。

これまで述べてきたように、鎌倉の自然的、歴史的景観を守ろうとする運動はNGO、ナショナルトラスト、多くの市民達によって続けられている。次章では鎌倉において、一体何が核になるのか、またそれらの文化的遺産が現在どのような状況におかれているかについて考察を試みた。

5. 古都鎌倉の文化財の価値

①中世城塞都市鎌倉

ここでは、大正輪龍彦氏の1996（平成8）年鎌倉集會シリーズ『鎌倉の長城』¹²⁴についての講演及び『鎌倉の考古学』¹²⁵で述べられている

古都鎌倉の文化財保護の現状と課題

る内容を中心に考査してみた。

世界文化遺産として鎌倉を考えた時に、何が一番鎌倉らしく、何が大切なのか、そして他の地域には見られない鎌倉的な文化遺産とは何かを明確にしていく必要があると思われる。

京都・奈良と並んで、鎌倉は古都であるといわれている。確かに双方とも古都であるが、決定的な違いは、京都・奈良は日本の首都としての時代が存在した事である。鎌倉の場合はその時代がなかったのである。しかし鎌倉時代という約150年間、その首都に準ずる機能を持った都市であった事は事実である。日本の政治の中心であった点では共通しているが、鎌倉が異なっていたのは武家政権の本拠地であったことである。軍事政権であり、軍事要塞都市であった鎌倉が、現実的にどのような場所に残されているかを考定しなければならない。

古都鎌倉は、京都の王朝政権に対抗する武家政権の都城としてこの地に建設されたのであるが、その過程で造作された土木工事遺構が古都鎌倉の文化財を特徴付けるものといえる。

鎌倉の地形は東、西、北の三方を低い山で囲まれ、南は海で閉ざされ巖のように小さな谷が入り組んでおり、要害的には絶好の自然的条件を備えている為、守り易いとされている。鎌倉開幕当初は、この天然の要害としての自然地形そのものが城壁として意識されたと思われるが、1221(承久3)年の承久の乱で鎌倉が天皇勢に圧勝した結果、それまで京都、鎌倉という二元的支配から武士政権による全国支配というものが実現されて、文字通りの首都として政治、文化、経済の中心となった。そして西側の非常に大きな敵というもの脅威がなくなってきた結果として、防衛専一ではなく、政治の中心としての政治都市を構築する上での開かれた都市としての機能が新たに必要となったのである。

ここで二つの問題点が発生してくる。

第一点として、首都を改造する上でこのような地形というものが、大きな制約を加えてしまう事である。武士による軍事政権の拠点としては、鎌倉の自然地形は恰好の天然要害であったが、全国政権の都市建設上では、この自然の要害性が大障害となってしまうのである。特に土地の狭さと平地の少なさは如何ともし難いものがあり、平地の確保は中世都市鎌倉にとって大きな命題であったと言える。

もう一点は、自然の地形に恵まれ、要害性を併せ持ちながら政治都市にするには、大勢の人々を入り易くしなければならないという事である。

これらの問題の解決策として、開放と防衛の両機能を併せ持つ鎌倉の都市造りが行われていったのである。ごく限られた平地部分は海退現象で取り残された湿地帯であり、一部の旧砂丘上を除いて市街地として適さない為、鎌倉には多くの人工層が形成されていった。例えば、谷合部では山裾を削って、その土石を谷に埋め立てて用地を確保する工事が頻繁に行われており、その全面の谷頭に近い部分が埋立地となっている例が多い。このような土木工事が次々と施行され、谷の両側や谷奥に階段状の地形を持つ場所を多々見る事ができる。

平地部分でも半湿地状の地山の上に、泥岩や凝灰岩などに破碎した土丹塊と土とを混ぜてつき固めた場所が多く検出される。このような谷合の埋立て部分や低湿地を埋めて地盤を強化する地業層が多いことが鎌倉の特徴といえる。

鎌倉の中を歩くと必ずどこかで、垂直に切り立った岩の崖を見る事ができるが、これらは人工的に造った崖である。垂直に崖を切ることで平地が増え、それと同時に簡単には下りることができないという都市整備が行われた。これは鎌倉における都市造りの一つの知

恵ともいえる。

次に三方を取り囲む丘陵により鎌倉への交通が閉ざされている点についてみると、当時外部から鎌倉への交通路は、相模湾沿いを霊仙崎の南側を通して由比ヶ浜に入る古東海道と、梶原から亀谷に下る武蔵大路の2本だけであった。従って、交通路の確保は鎌倉が都市化していく上で早急に解決しなければならない問題点であったが、交通の便を図れば、鎌倉の天然の要塞性が失われていくことになるのである。軍事政治の鎌倉政権にとって、その拠点の要害性が失われることは致命的ともいえるのである。

総合的都市計画に基づいて平地部分の確保も兼ねた大規模な土木工事が、丘陵に加えられていった。また、交通路の確保としては尾根を切断して鎌倉への流入路を開いた。これが『切通し』とよばれるもので、尾根を切って通した道は尾根よりも高低さが少なく、交通は至便となる。道幅はわずかに馬1頭が通れるほどで、大勢が一度に通過できないようになっていた。それと同時に垂直に切り落とすことにより、周囲の山と切り離してしまうという軍事的効果を考えた防衛施設としての機能を持っていたのである。

この防衛施設のうち、「切岸」は丘陵斜面を人工的に垂直に切断した断崖で、丘陵への登頂及び降下を容易でなくする為のものである。名越坂の返子側山頂部付近の切岸は大規模なものとしてその名が知られている。この造成法として垂直に高い崖を造るものと、山頂付近から階段状に切岸と平場が交互に連続するものがあるが、谷戸の奥や支谷では比較的階段式の造成法を採用することが多い。

この切岸と関連し合いながら、防衛効果をより一層高めているものが「掘割」で、その大規模なものが「切通し」である。中でも主要な七つの切通しが鎌倉七口といわれているもので、西側では七里ガ浜から長谷へ通ずる極楽寺坂、深沢から長谷への大仏坂、梶原か

ら亀谷へ抜ける武蔵大路途中の化粧坂、北側では山ノ内から亀谷への亀谷坂、山ノ内から雪ノ下鶴岡八幡宮脇への巨福居坂、東側に六浦庄から十二所への朝比奈坂、三浦半島から名越への名越坂がある。

1333（元弘3）年の鎌倉攻めに際して、激戦地が切通しに限られ、稲村ヶ崎の南側から新田義貞が鎌倉に攻め入ったことから見ても、これらは防衛施設として、かなり効果を挙げていたといえる。このように崖と切通しを沢山造る事により鎌倉を要塞化させていったのである。

千葉県佐倉市にある国立歴史民俗博物館に造られた中世鎌倉の模型は、軍事的な施設を意識して造られた。崖、掘割、切通しの線をつなぐとまさに「鎌倉の長城」となってくる。このような首都に準ずる都市で、長城を持つ都市は日本において鎌倉以外には見当たらず、鎌倉の象徴ともいえるべきものである。

中世においては、作事よりも普請の方に重きがおかれており、この様な土木工事が非常に重要視された。幸いな事に鎌倉の場合、この土木工事の跡が多く残っている。例えば軍事的最終防衛線としての若宮大路などは一つの土木工事である。また、軍事施設を造ると同時に平地を確保した階段状の地形も良好な形で残っており、これらは鎌倉独自の大切な遺産に成り得るものと思われる。

鎌倉は平地が少なかった為、墓は平地に造ってはならなかった。その結果、丘陵の斜面を垂直に切り落とした崖に、鎌倉の独特の墓制であるやぐらを生み出していった。土木工事遺構とその二次的利用の墓制は、古都鎌倉における普遍的価値の最たるものである。

鎌倉付近では第三紀に属する凝灰岩質を四角にくり貫いて造った穴をやぐらと呼んでおり、鎌倉各所で見る事ができる。矢蔵、矢倉、屋蔵、窟等の文字を当てている為、昔の倉

庫や矢を納めていた倉であると考えられていたが、近年道路工事や山崩れの際、人骨や五輪塔等の供養碑が出る事があり、一種の墓として考えられるようになった。

文献上では江戸末期の「新編鎌倉志」（貞享2年編）に「鎌倉の俗語に巖窟をやぐらと云なり」（十二所ごほう谷の項）と記されたのが始めて、「鎌倉攬勝考」（文政12年編）にはこれらの岩窟について、わめき十王窟、団子窟、梵字窟、宮窟、五輪窟等の名称を以て記し、そのスケッチを入れて状況を説明し、「右のやぐらは東御門村の後の山中より西北、鶴が岡の後山迄の山上、又は山腹等にあり。思ふに、皆古への塋域にして、鶴が岡大別当等の墳なるべし。其の中にも、「法王」の文字を岩面に彫附けたる窟は、別当数十世の内に、法親（王脱か）の別当に任せられたるもあれば、其人々の古墳にて有べし。此余山谷にも見へたれど、悉く載るに遑あらず。」としており、これらをすでに墳墓と見ている。

鎌倉時代においては岩穴を「いわや」と呼んだらしく、吾妻鏡に「巖堂辺騒動云々」があり、岩穴を以て堂とした「いわやどう」が知られ、又そのような堂に対して「いわやどの」の名もあったことは「岩殿観音」に頼朝参詣の記事があることによって知られる。鎌倉市二階堂覚園寺所蔵文書（室町期）中に「当寺領繪旨御教書等目録」があるが、その中に、「一、石蔵安堵状等壺一結在善之」がある。この石蔵が何を指すかは明らかでないが、覚園寺境内に多数あるやぐらを指すものとすれば室町期に石蔵の名でよんだことになろう。しかし墳墓としての岩窟としての呼名は全く知られていない。やぐらの名は知ることの出来る範囲においては江戸時代末期以後の呼名であるが、方言やぐらが果して墳墓窟としての内容をもったものであったかどうかはわからない⁴¹²⁶、としている。

やぐらの形態は決して単一ではないが、少数の異形態のものを除けば殆ど大部分が単一

な形である。最も多く存在し、鎌倉中どこでも見られるやぐらの一般形態は矩形平面を持つ平天井のもので、その全面壁中央に出入口としての短い漢道を持つ形である。

内部施設としては、五輪塔が鎌倉期に見られる供養塔としては一般的である。五輪塔は仏教でも特に密教の宇宙観を図形化したもので、平安時代に日本において作り出され塔婆の形である。仏教によれば地・水・火・風・空の五つが宇宙を構成する五大要素である。これを四角形の地輪・円形の水輪・三角形の火輪・半円形の風輪・宝林形の空輪で表している。石塔の場合は風輪と空輪を一石で作る為に空風輪と呼ばれ、四つの部分によって構成されている。

極楽寺の忍性五輪塔、浄光明寺の覚賢五輪塔は鎌倉時代屈指の塔である。石塔にはこの他層塔、宝塔、宝篋印塔、板碑、無縫塔などがあるが、極楽往生を願って造る供養卒塔婆であるため、埋葬した場所に立てることが多い。そのため墓塔の役目も果たしている⁴¹²⁷。

石で造られた石塔以外に、木造塔や金属塔などが見られる。小型の塔を数多く造ることが、御利益が大きいとの考えから、鎌倉において八万四千基造塔供養が行われていたことが吾妻鏡にも見られる。また頼朝の墳墓塔である法華堂跡からは、五輪塔の文様のついた軒先瓦が発見されている。

やぐらは鎌倉時代に鎌倉において突然発生して流行した。そして、室町期に入ると共に衰微し、やがて消滅していくのであるが、このことは、鎌倉が武士政治の中心であった時から、政治の中心としての機能がなくなる時までの期間と一致しており、鎌倉に武士が群集し、やがて散り去った時期とも一致している。武士仲間の間で急激にこの風潮が広まり、彼らはその埋葬窟を墳墓堂として荘厳したが、鎌倉市中に墳墓を営むことに禁止令が出されたことから、墳墓は鎌倉を取り巻く丘陵の尾根をめぐって群集するに至ったと考えら

れる。

新御成敗状¹¹²⁾(仁治3年正月15日)にも次のような法令が見られる。

1 府中墓所事 右、一切不可有、若有違乱之所者、且(宜)改葬之由被仰主、且可被召基屋地矣

やぐらは室町前半期に湊道を失った形のものに変化し、且つ減少し、やがて消滅する。やぐらを営んだのは武士、僧侶であったので、室町期になると関東官領としての足利氏の勢力も次第に衰え、鎌倉に群集した武士達は次第にその本拠を各自の本貫に移し、鎌倉は名ばかりの本拠に過ぎなくなったことから、ここに墳墓を営む者も減少し、武士が去ると同時に自然消滅していったのである。

(2)鎌倉五山について(鎌倉の禅文化)

一方、平安時代に日本文化を完成した仏教は、貴族階級の私的な来世救済の信仰に陥したが、新しい支配階級たる武家の質実剛健の生活感情・簡素・自立を尊ぶ精神的支柱として禅宗の導入、保護に伴い禅宗様の寺院建築が旺盛となり、谷戸地形の静寂な環境に伽藍配置された五山を中心とする禅文化の隆盛の中に、日本独特の文化の源流が芽生えている。

この禅宗様式の代表として円覚寺舍利殿があるが、鎌倉幕府の滅亡の後、その大半が亡失した。後に江戸幕府によって、その古都として鎌倉の寺社が復興するが、特に五山の多くは禅宗様の様式を守って再建復興されていることは重要である。さらに、鎌倉新仏教として今日の仏教に連なる宗教活動がこの時代に始まり、鎌倉周辺に、その布教の根拠寺院が残ることも重要である。そして、これらの中世城塞都市の諸遺跡・遺構が、明治天皇制下に反逆者の都として冷遇され、その山稜地帯は自然遷移に委された山林として推移したが、戦後の首都圏大開発の中で、十分な保護の手が届かないままであった。しかし、八幡

宮の背後の山林開発に反対する市民運動を契機に、奈良・京都における同種の開発反対運動と結合して、議員立法による「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」の制定をみたことは、鎌倉にとって中世城塞都市の文化財の価値を再発見する重要な契機となった。

鎌倉において国宝に指定されている建造物は、円覚寺舍利殿1棟だけである。それは鎌倉が中世都市として誕生していながら、13世紀に建立されたと認められる建物が1棟も残っていない為でもあるが、円覚寺舍利殿は15世紀はじめに建立されたとみられ、もとは鎌倉尼僧五山の一つの太平寺の仏殿であったものが当地に移築されたものである。鎌倉時代末期から室町時代にかけて隆盛を誇った禅宗寺院の建築様式である禅宗様の特徴を最もよくあらわした建築であり、1899(明治32)年に重要文化財、1951(昭和26)年に国宝に指定された。

鎌倉における禅宗様の建築で重要なことは、禅宗寺院全体の伽藍配置である。谷戸の地形に、南宋の禅宗寺院の影響を受けて、軸線を有して個々の建築が整然と配置されている。この新しい寺院空間の代表例は建長寺であり、これをモデルとして多くの禅宗寺院が建設された。円覚寺においては、斜面になっている谷戸を四段に建造し、それぞれのレベルに建つ建物の屋根の重なりによって特徴ある景観が生みだされた。このように鎌倉を代表する禅宗寺院、あるいは八幡宮についても、その価値は起伏のある地形と一体となっていることを忘れてはならない¹¹³⁾。

世界遺産として鎌倉を考える時、方法論として単純に五山の歴史を語ることは避けなければならないが、日本文化の基本は禅宗文化であり、今日において歴史的文化を残してくれたのは正に禅文化なのである。

鎌倉はその禅を導入して、全国に向けて発進した地であり、世界遺産の観点からも禅文

化を育てた建物・風土全体が重要となってくる。1998（平成10）年に京都の禪寺が世界遺産に登録されたが、三都がどれも性格的に違っているとはいえ、同種の物件が二度登録はされることはない。したがって鎌倉の特徴である中世城塞都市・五山が歴史の中で鎌倉の生産・発展にどのような役割を果たしてきたのか、そして町づくりというものがどのように谷戸の地形にくみ上げられていったのかというものを考えていく必要がある。

日本に臨済宗を広めた栄西について三浦勝男氏は次のように述べている。

閑寂にして清浄そのものの香刹、もと鎌倉五山第三位の寿福寺は、源頼朝が没した翌年の1200（正治2）年に造営され、開基北条政子、開山には明庵栄西が迎えられた。

栄西（1141～1215年）は備中国（岡山県）の出身で、生家は吉備津神社に仕える神官の加陽氏とつたえ、幼いころから賢さを発揮した俊童であったといわれている。

我国にはじめて臨済宗という新しい中国の宗風を伝えて、九州の聖福寺をはじめ寿福寺や建仁寺を開き、中世禪文化の根基を築いた高僧の一人であり、また大陸から茶種をもたらし、茶の湯の根源を示した『喫茶養生記』をまとめた大徳としても名高い。14歳で頭を剃り、比叡山にのぼって天台を学ぼうと、墮落した日本仏教にあきたらず、漢の新しい仏法に触れようとしたのである。中国の宋に渡ること二回、臨済宗黄龍派の法を修学して帰朝した。

その栄西が鎌倉に入ったのは、頼朝が他界した1199（正治元）年のことと思われる。源氏ゆかりの園城寺（三井寺）出身である師は、おそらく頼朝と親交のあった九条兼実のとりなしによって、鎌倉へ下向したのであろう。当時の鎌倉は新興のものふの府であり、宗教上でも処女地であることから、幕府の支援のもとに新宗の種を蒔くの

に極めて好都合であった。しかし鎌倉での栄西は、少なくとも表向きは宋朝伝来の純粹な禪法を積極的に説くことはしなかった。「沙石集」の無住がいうように「戒律ヲモ学シテ威儀ヲ守リ、天台・真言・禪門共ニ玩バル」とか、「殊ニハ真言ヲ面トシテ、禪門ハ内行ナリ」ということであった。

それにしても、栄西の活躍はすばらしく、鎌倉では寿福寺を中心に各種供養の導師をつとめたかわら、臨済宗の弘通に意を用い、京都建仁寺の建立、奈良東大寺の再興に力をそそぐなど、多方面にその才を発揮したとある。

五山については、禪林の伝説によれば、宋濂の「護法録」所収の「覺原禪師遺衣塔銘」の序に「浮圖の禪覺を爲すもの、隋唐以來、初より定止なし。ただ律院を借りて居る。宋の至つて樓觀方に盛なり。然れども、猶ほ等第を分たず。ただ京に在る鉅刹を推して、之が首となす。南渡の後、始めて江南を定めて、五山・十刹と爲す。」つまり大禪院が盛に建立された。南宗になってから江南の禪院のみの中から五山・十刹の等級を定めて、禪僧をして、級を拾って升らしめた。それ故に、反って、古來禪宗史上重要であった曹溪・黄梅等の諸道場は、この列位に与らないという結果になった。これは古を去ること既に遠く、古制を忘却したためである、と解釈される。即ち五山・十刹は南宋時代に栄えた江南地方（杭州・浙江・明州等の）新禪寺のみが列位され、更に元代になり、首都金陵に在った文宗皇帝の潜邸（離宮）を、詔して禪院となし、大竜翔集慶寺と名づけ、独り既に定まった五山の上位に冠せしめたといっている。その五山とは次の如き諸寺である。そして虎關師鍊によれば、五山の列位は大慧宗杲以後の事であり、当時の靈隱寺の尊宿達が、同寺の直指堂に集まり、私に五山列位の寺を議定したもので、当初は公の制ではなかったという。そ

古都鎌倉の文化財保護の現状と課題

れが次第に官寺の公式の寺格となったのである。

中国五山

- 第一 径山興聖万寿禪寺（径山）
道欽 杭州臨安府
- 第二 北山景德靈隱禪寺（靈隱）
慧理 杭州臨安府
- 第三 太白山天童景德禪寺（天童）
義興 明州慶元府
- 第四 南山淨慈報恩光孝禪寺（淨慈）
永明延壽 杭州臨安府
- 第五 阿育王山弘利禪寺（育王）
宜密素 明州慶元府

日本の五山も之に倣って制定された。その萌芽は既に鎌倉時代に在るが、建長寺・南禪寺などその名はあがっているが、いずれの寺を以て五山とするかは判然としていない。それがはっきりしてくるのは、室町幕府の治制下になってからである。而もそれにも幾變遷があり、当初は文字通り京都・鎌倉を通じて五つの大寺を指定したのが、のちには京都の五寺、鎌倉の五寺の合計十寺となり、京都五山・鎌倉五山と区別されるようになった。更に五山に列位したい寺が増加したので、五山とは五つの寺という意味から、五段階の寺というように変化し、五山第一には某寺と某寺、五山第二には某寺と某寺というように、一階級に二寺以上の複数の寺が指定されるようになった。また五山であれば十方住持制を採らなければならないということより、東福寺のように圓爾一派独占の度弟院などはその故に除外されようとしたこともあった。しかし後には、幕府自体が開創した相国寺を十方住持から、夢窓疎石一派独占の度弟院にしてしまうというような混乱もみられた。また相国寺を五山に加えたいが為に、南禪寺を五山の上として更に上位の寺格を新設して、之に降せるということまで行っている。これは明らかに元の金陵の竜翔寺の先例に倣ったことであり、竜翔寺が文宗の潜邸だったのに対して、

南禪寺が龜山上皇の離宮であったという点で一致していることにより、義堂周信の提案によって制定されたのである。日本五山及びその変遷は次の如くである。

日本五山

建武年間

- 第一 南禪寺
- 第二 東福寺
- 第三 建仁寺
- 第四 建長寺
- 第五 円覚寺

暦応四年（天竜寺開創に伴う改訂）

- 第一 建長寺 南禪寺
- 第二 円覚寺 天竜寺
- 第三 寿福寺
- 第四 建仁寺
- 第五 東福寺

準五山 淨智寺

文和以後の某年の改訂

- 第一 建長寺 南禪寺
- 第二 円覚寺 天竜寺
- 第三 寿福寺
- 第四 建仁寺
- 第五 東福寺 淨智寺 淨妙寺 万寿寺

永和～永徳年間某年の改訂

- 第一 建長寺 南禪寺
- 第二 円覚寺 天竜寺
- 第三 寿福寺 建仁寺
- 第四 淨智寺 東福寺
- 第五 淨妙寺 万寿寺

至徳三年改訂（相国寺開創に関する）

- 五山之上 瑞竜山太平興国南禪禪寺
無關普門 京都市左京区
- 第一 靈龜山天竜資聖禪寺
夢窓疎石 京都市右京区
巨福山建長興国禪寺
蘭溪道隆 鎌倉市山ノ内
 - 第二 万年山相国承天禪寺
夢窓疎石 京都市上京区
瑞鹿山円覚興聖禪寺

古都鎌倉の文化財保護の現状と課題

- 無學祖元 鎌倉市山ノ内
- 第三 東山建仁禪寺
明庵榮西 京都市東山区
亀谷山金剛寿福禪寺
明庵榮西 鎌倉市扇谷
- 第四 慧日山東福禪寺
鬨爾 京都市東山区
金宝山淨智禪寺
古開山元庵普寧
開山大休正念
準開山南洲宏海 鎌倉市山ノ内
- 第五 万寿禪寺
東山湛照 京都市東山区
稲荷山淨妙禪寺
退耕行勇 鎌倉市淨明寺

1401(応永8)年、絶海中津が相国寺に再住するや、足利義満は相国寺を五山第一とし、天竜寺を五山第二に落とした。

1410(応永17)年、大岳周崇が天竜寺住持の時、足利義持は、天竜寺を五山第一に復し、相国寺を第二に落とした。以後今日迄、位次不変である。

中世末より江戸時代にかけて、南禅寺は深紫衣、天竜寺は浅紫衣出世の寺として、五山のうちで特別待遇を受けた。他の五山は黄衣出世の地で、一格下位の扱いを受けて、紫衣五山に昇るには黄衣五山を経なければならなかった。

なお五山は臨済宗においては「ござん」と訓み、曹洞宗においては、「ござん」と訓むようである。

6. 土木工事遺構の保存問題

以上のことから、鎌倉が世界遺産のコアとして打ち出していくべきものは、中世城塞都市における土木工事遺構と思われる。しかし最近では崖地対策・崖崩れを防ぐ目的からこの土木工事遺構である崖を切り崩したり、前面に間知積み⁴¹³¹をして覆い隠してしまうようになった。崖崩れの危険防止対策としてこのよ

うな方策が取られるのであるが、何百年も残されてきた土木工事遺構が、何故今になって崩れ始めたのかという根本的な問題を解決しなければ、それらの保存は難しいと思われる。

さらに、一木一草たりとも切ってはならないというような緑の保護政策を実践した結果として、鎌倉の緑というものが変容してしまったのである。緑を守るという名のもとに、鎌倉の緑が変わってしまったといえる。本来雑林は、10年前後の間隔で伐採することにより、そこからまた新しい芽が出て育つのである。そして、またそれをリサイクルとして使っていたのであるが、この保護政策のもとで雑林は伸び放題になり、木は大木になっているのが現状である。そして、その木の根は軟らかい場所を狙って進入して行くので、鎌倉の岩盤のように非常に軟らかい凝灰砂岩に根が入り込むと、風が吹く度に伐採していない木が揺れ、亀裂を生じさせてしまう。更に雨が降るとその亀裂に雨水が流れ込み、その結果、崖が崩れてしまうのである。

切通しの調査を行った際に、崖に根が張り、亀裂が生じている箇所がいくつも見受けられた。このような形で大切な土木工事遺構が次々と破壊され続けており、鎌倉山は草木が生い茂り雑木は伸び放題で、どこからも海を見渡すことができなかつたのである。更に問題とされるのは、二次的利用として造られたやぐらが、工事の機材置き場になっていたり、ごみ置き場にされている点である。近世、近代においてやぐらが物置・防空壕に転用された例もあるが、やぐらがもともと幕として使われていたという認識に欠けることもひとつの理由と考えられる。

我々が世界に誇れる文化遺産として、土木工事遺構を前面に押し出すのであれば、どのようにそれらを守っていかなければならないのか、そのために今まで鎌倉の山がどのような役割をしてきたのか、崖がどのようにして

残ってきたのかを考える必要がある。大三輪氏の提案の一つに、里山の復元というものがあるので紹介したい。

鎌倉の山の特徴は里山であるが、里山はそこに住んでいた人たちの生活と一体化した形で存在していた。必要に応じて雑木は伐るし、下草も刈ったので昭和30年代に至るくらいまでは、どこからでも海を見渡すことができた。しかし最近では、鎌倉の周囲の山で海が見える場所は殆どなくなり、多くが樹木や草に覆われてしまっている。つまり、鎌倉の山を鎌倉の里山の原風景に戻すことにより、土木工事遺構も守っていただけるのである。毎年、御谷の草刈りにボランティアグループが参加して倒木処理等を行っている。大きな雑木の伐採などは、行政の援助を借りる必要もでてくるかと思われるが、基本的には個人個人の奉仕によって鎌倉の山をきれいにして、大切な土木工事遺構・城郭的な遺構を保存していかなければならないのである。

7. 鎌倉の文化財保護の課題と博物館の必要性

加藤有次¹³²氏は1996（平成8）年度博物館学紀要の中で次のように述べておられる。

博物館の存在性は、自治体において、病院や学校等が必要であると同時に重要なのである。そして地域社会における博物館の使命は、明るい未来社会を創造させることにある。例え他の地域から移住して来た市民であっても、その子供はそこで育ち、そしてその地は彼らにとってのふる里になるのである。ふる里を皆でよいものにするためには、自然的・歴史的風土を築いてきた様相を学習することが大切である。そしてその学習の場としての博物館が必要となるのである。各地域において個性あふるる特色が内在しているものである。その発見が地域社会における生涯学習の一つである。そしてそ

の学習効果は、日本人に馴染まなかった自然保護思想や文化財保護思想を十分理解させることとなるのである。」としている。更に「地域博物館の使命は、その地域人がいかなる自然的風土を培って、永い間いかなる衣・食・住を通じた暮らしをし、歴史的風土を築いてきたかを、市民に博物館で生涯学習させて、地域における生き方、まち造りの方法等、未来にかけて創造をよりよく促進させることにある。これが地域博物館の目的理念であり、地域学の樹立となるのである。

として、地域博物館の重要性を明確にしている。

鎌倉は日本の一時代を画した都市であるが、その価値を研究して世の中に問うような機関を持っていない。1928（昭和3）年に開館した鎌倉¹³³国¹³⁴宝館は歴史・美術の博物館で、鎌倉地方の彫刻・絵画・書籍・古文書・考古資料などの文化財を展示・保管しているが、国¹³⁵宝館の持つ大きな使命は文化財の保存である。その設立の趣旨は1923（大正12）年の関東大震災の時に、多くの歴史ある社寺が倒壊し、重要な文化財を損失したことで、このような被害から文化遺産を保護し、保存する目的で造られたのである。従って、加藤氏の述べた地域博物館としての目的理念はそこには存在しない。

学校教育と同時に郷土教育は非常に大切な教育であり、博物館という生涯学習の場を造ることにより、鎌倉の文化を次の世代に伝えていく手だてをしなければ、文化遺産の継承は難しいと思われる。

鎌倉市役所の隣に所在する御成小学校の校庭から中世武家屋敷の遺構が非常に良好な状態で発見された。¹³⁴これと似た事例として広島県福山市の草¹³⁵戸¹³⁶軒町遺跡があるが、中世のまちがそっくり出てきたことから重要視されて、県立の専門研究所が設立された。その後、広島県立歴史博物館が開設されたことによ

り、研究は博物館に統合吸収されたが、当時の広島県知事は草戸千軒町遺跡を中心とした歴史博物館構想を進め、実現させたのである。しかし、鎌倉では小学校を移転させて遺構を保存するという措置は取られなかった。

加藤氏は¹³⁶

自治体が博物館を設立しようとする際に、議員によっては、また箱物を造るのかという非常識な発言を聞くことがある。その議員は地域住民の生活文化をどう解釈しているのであろうか…。ある時の東京都下の市長会で、ある市長さんが隣の市で博物館を造るならわが市では造らなくて済むという発言をしたというのを聞いたことがある。筆者はそれをきいて一抹の不安のみならず、言も愚か、あまりにも残念さを過ぎて憤りを感じ取った。地域住民のための文化の創造を、市長さんはどう考えておられるのか大変な疑問である…

と述べている。

文化に対して理解を示さない自治体が鎌倉だけでないことを実感すると共に、そこに住む地域住民に及ぼす影響の大きさについても考えていく必要があると思われる。

また、鎌倉は地下水の水位が非常に高い為、木や漆など木器遺物の保存がとても良好な状態で残っている。しかし、これらの水漬け状態で残っている有機質のものは、PEG含浸法などの保存処理を施さないとすぐに劣化が進み、変形してやがて崩壊へと向かってしまう。しかし、この保存処理には高額な費用がかかる為に、鎌倉では出土した遺物は水に浸けた状態のまま、コンテナ等に山積みになっている。実際、鎌倉市が木器の保存に費やす予算は年間25万8千円であり、この額では膨大な量の木器を処理するのは非常に難しいと思われる。

出土遺物の保管・管理という点については鎌倉だけでなく、どこの行政でも抱えている

問題であり、増加し続ける遺物は適切な保存処理を施されないまま倉庫に積まれる事の方が多い。しかし、中世遺構の中で残っている木器の割合が鎌倉の場合は日本一と言ってよい程の量であり、それらを含む文化的遺産を世界に打ち出していくのであれば、まず鎌倉から出土する膨大な木器処理の予算の組換えと、施設建設、さらには一般市民に公開していく場としての博物館を建設することは最低限の義務と思われる。鎌倉市では資料が置かれている収蔵庫の内部見学等を拒否しているが、資料の置かれている状況を一般市民に公開することにより、改善もされていくのではないだろうか。自分達の住む地域の大切な文化遺産がどのような状態なのかを把握し、それらをいかにして守り、後世に残していくかを考える必要性があるのではないだろうか。

8. 世界遺産登録に向けての今後の課題

世界遺産登録の現状として、1992（平成4）年に「世界遺産条約文化遺産暫定一覧表」が作成された後、登載された遺産のうち「彦根城」、「古都鎌倉の寺院神社ほか」の2件のみが登録されずに残っている。国は準備が整えば推薦するとの方針を持っており、県議会は古都鎌倉の世界遺産への登録実現に関する決議を採択している。¹³⁷

また、県知事の世界遺産推進表明を受けて、県・鎌倉市の関係職員が構成する古都鎌倉の世界遺産登録検討連絡会議が発足した。連絡会議の所掌事務は、世界遺産に関する情報の収集・分析・古都鎌倉の世界遺産についての調査研究、関連機関との連絡調整等で、現在までに登載された資産の分析、鎌倉の歴史的遺産の現状の分析等を行った。

鎌倉の遺産を残していく目的で形式的に登録が実現されたとしても、現在抱えている問題を解決し、中身の充実が整わないことには、世界遺産という一種の文化財のブランド化になりかねない。そして更に、博物館を建設す

るという行為も自然破壊につながっていくのである。建設の為に緑を削っての開発が不可欠となってくるからである。また、世界遺産登録による二次的環境破壊ということも予測される問題である。実際、世界遺産に登録されている各地域において観光客の増加による環境破壊は、現実的に起こっている問題なのである。

京都では世界遺産登録以前から過去三回にわたり、景観論争が繰り返されてきた。高層ビル建設ラッシュの中、外国からの非難の的にもなってきた。仏ミッテラン大統領は第一次景観論争で阻止できなかった京都タワーを指差し、「あの塔は京都にふさわしくない。」と指摘したのを初めとして、第二次景観論争では「Kyoto as an abandoned city」(The Independent)、「Such architecture is a shameless monstrosity at odds with the traditional Japanese capital which survived World War II bombing」(Le Monde)、「京都はすでに荒れた都市」、「そのような建物は第二次大戦の爆撃を免れた伝統的な日本の都にはふさわしくない恥知らずの化け物である。」と議論は続いている。

奈良においても戦後二度にわたり、建物の規制緩和などの破壊行為が繰り返されており、また、観光客の増加で交通量も増え、それによる排気ガスの大気汚染も深刻な問題になっている。¹¹³⁸

白神山地では400年の樹齢を誇る巨木の周りが観光客によって踏み固められ、吸水状態が悪化して枝の元に亀裂が入ってしまった¹¹³⁹り、歩道も幅が70センチのものが2メートルにまで広がってしまい、保全が追いつかない状態になっている。これも世界遺産に触れようと山地に入る観光客の増加がもたらした僅か数年の結果なのである。¹¹³⁹

自然保護運動により保全されるのと同時に観光という活用をはかる面が強まることは地域活性化には必須であるが、自然そのものを

観光として利用するのであれば、保全を前提とした管理の下で行われなければ、とり返しのつかない破壊的なダメージを受けてしまうことになる。歴史的景観も自然的景観も一度破壊されてしまうと、元に戻すことが非常に困難なものになってしまう。世界遺産に登録されることによって、世界単位で文化遺産・自然遺産が守られなければならない。観光客による二次的破壊という現状は早急に解決していかなければならない問題である。

鎌倉においても自然と一体となった土木遺構城塞都市が、世界遺産登録後に観光地として活用され、その結果、今日以上に破壊が進むのではないだろうかということが、現在大きな問題点となっている。

鎌倉の文化遺産の評価は、武家が初めて政権をおいた防御的都市であるという事にある。政権が所在した都市として武家の文化を偲ばせる文化遺産がまともに残っている地域は鎌倉だけなのである。三方を山で囲まれ、一方を海に面した防御に適した土地であり、防御的都市として険峻な地形をとどめている。また、武家政権の精神部分を担った鶴岡八幡宮・建長寺・円覚寺・大仏などの宗教的遺産、権力者の館跡や外部に通じる鎌倉七口、和賀江嶋が現存する。

今後、それらの防御的都市であることを証する切通し・切岸などのコアになる遺産についての調査・研究を進め、必要な部分は文化財保護・整備を行うこと、武家の政権の特徴を表わす鎌倉大仏等の資産の保護を行うこと、国・県・市及び市民が遺産を守っていくシステムを構築すること、若宮大路周辺の商業地域における遺産を取り巻く区域をバッファゾーンとして保全していくための問題点を解決していくこと等を検討しなければならぬ。

鎌倉の世界遺産登録は目前でありながら、足踏み状態ということも事実であり、鎌倉ならではの世界的価値をアピールしていく必要

古都鎌倉の文化財保護の現状と課題

があると思われる。危機に瀕している遺産としての鎌倉が世界遺産に一日も早く登録されて、充実した整備・保護が進められると共に、市民ひとりひとりの文化財への関心がより一層高まることを心から願いたい。

おわりに

本稿はこれまで鎌倉の保護運動に長い間取り組んでこられたNGOの関係者の方々の活動経過、提供いただいた資料、諸先生方の論文等をまとめたに留まってしまいました。鎌倉の世界遺産問題は今後も更に新しい問題が生じてくると推測されますが、今後の進展を見ながら、加筆していきたいと思っております。

本稿を草するに当り、三都フォーラム事務局長阪口宏司先生には鎌倉の随所を何度も案内して頂いた上、研究会では多大なるご教示を賜わり、末筆ながら心より感謝の意を表します。また、國學院大學加藤有次先生には日頃より博物館学及び論文指導と様々な分野でのご指導・ご教示を心より感謝いたします。また、加藤美江氏には私の拙稿を校正して頂き御礼申し上げます。

註

- 1 古都フォーラム鎌倉 1996 『鎌倉の長城 大 三輪龍彦教授の講演記録』
- 2 世界遺産条約資料集3 1994 『世界遺産条約・履行のための作業指針』（第2版改訂版 1993 世界遺産リストの策定 一般原則6節）
- 3 Ernest Francisco Fenollosa アメリカの哲学者・美術研究家。1878年来日、東大に哲学を講じ、傍ら日本美術の研究に意を注ぎ、弟子の岡倉天心と共に美術学校を創設、日本画復興などに助力、のちボストン美術館東洋部長を務めた。『美術真説』『東亜美術史綱』（1853～1908）
- 4 明治時代の美術界の指導者。本名覚三。日本美術院を創設。東京美術学校長、米国ボストン美術館東洋部長を務めた。『東洋の理想』『日本の目覚め』『茶の本』（1862～1913）
- 5 西川杏太郎 1999 『奈良の文化財』講演会資料
- 6 文化財を保存し、その活用をはかって国民の文化的向上に資する目的の日本の法律。1950年制定。従来の国宝保存法重要美術品等保存に関する法律などは、これに吸収、廃止された。
- 7 WORLD HERITAGE Historic Monuments of Ancient NARA 奈良市市報
- 8 THE WORLD HERITAGE 1999 ユネスコ世界遺産年報 No.4 光村図書
- 9 前掲 註5
- 10 自然環境保全についての基本理念と、そのための基本となる事項を定める日本の法律。1972年公布。屋久島の原生自然環境保全地域、白神山地の自然環境保全地域の指定はこの法律に基づく。
- 11 International Council on Monuments and Sites. 1965年に発足した国際機関で、人類の遺跡や建造物の保存を目的とする。推薦された文化遺産に対し、調査に基づいて専門的評価、調査を行い、世界遺産委員会に協力する。1998年12月現在、参加国は90ヶ国以上。
- 12 International Union for Conservation of Nature and Natural Resources. 1948年にユネスコやフランス政府、スイス自然保護連盟などの呼びかけで各国政府、民間の自然保護団体が参加して発足した自然環境保全に関する国際機関。自然遺産の評価、調査の面で、世界遺産委員会に協力する。
- 13 International Centre for the Study of Preservation and Restoration of Cultural Property. 1959年に発足した政府間機関で、文化財の保存及び修復の学術的・技術的問題に関する研究や助言を行い、技術者の養成、修復作業の水準向上に援助を行う。1997年12月現在、参加国は82ヶ国。通称ローマセンター。
- 14 前掲 註5
- 15 『鎌倉市民憲章』鎌倉市役所企画部企画課

古都鎌倉の文化財保護の現状と課題

- 16 朝日新聞 1999年掲載記事
- 17 「古都保存関係法規集」 1996 鎌倉市
- 18 朝日新聞 1999年6月17日掲載記事
- 19 「特定非営利活動法人 鎌倉広町・台峯の自然を守る会 定款」 鎌倉広町・台峯の自然を守る会
- 20 「鎌倉広町・台峯の自然を守るナショナルトラスト運動への参加の訴え」 鎌倉広町・台峯の自然を守る会
- 21 前掲 註1
- 22 「NGO世界遺産レポート 市民の見た日本の文化遺産」 1998 NGO世界遺産レポート編集委員会
- 23 「NGO WORLD HERITAGE REPORT How Japan's Cultural Heritage is seen by Citizens」 Editorial Committee for NGO World Heritage Report
- 24 前掲 註1
- 25 大三輪龍彦著 「鎌倉の考古学」 考古学ライブラリー32 1985 ニュー・サイエンス社
- 26 鎌倉市史編纂 考古編
- 27 「かまくらの石塔―極楽浄土への祈りのかたち―」 1999 神奈川県立歴史博物館
- 28 前掲 註26
- 29 前掲 註22
- 30 三浦勝彦 「鎌倉五山について」 古都フォーラム公開学習会資料
- 31 けんちづみ 間知石を積み上げる石垣工法。江戸時代に城の石垣や垣根に用いられた間知石は、我が国独特の石垣用石材で四角い底面を持つ角錐状の石材。セメントを使用しなくても極めて堅固な壁面を構築できた。
- 32 加藤有次 1996 「地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察」 「國學院大學博物館學紀要 第21輯」 國學院大學博物館学研究室
- 33 鎌倉国宝館資料
- 34 前掲 註1
- 35 くさどせんげんちょういせき 広島県福山市の西部を流れる芦戸川の河口近い河川敷に埋もれていた中世の集落跡。1673（寛文13）年の洪水で千軒の町家が押し流されたとされる伝説の町「草戸千軒」は、大正末期に始まる芦戸川改修工事の過程で発見され、1961（昭和36）年以來十数年にわたる本格的学術調査が行われた。その間、建設省の芦戸川の大規模改修計画、河口堰建設計画の圧力に抗しながら、調査年次計画のもとに調査所（後の調査研究所）を設置。ついに中世瀬戸内に発達した都市民衆文化の全貌を明らかにし、その成果を1989（平成元）年設立の県立歴史博物館に展示、公開している。
- 36 前掲 註32
- 37 玉林美男 1999 「「古都鎌倉の寺院神社ほか」の世界遺産一覧表への登載について」 古都フォーラム公開学習会資料
- 38 前掲 註22
- 39 前掲 註8
- 40 緩衝地帯 文化遺産及び自然遺産の保護のために、その遺産の周囲に設けられる利用制限区域。これに対してコアゾーン（核心地域）とは、文化遺産及び自然遺産の直接指定対象として厳密に保護される地域。

（吾妻考古学研究所・國學院大學大学院博士課程前期）

近世大坂商人の美術品蒐集

—升屋平右衛門「家蔵記」の分析から—

A Story of an Antiquarian in the Edo Period.

内川 隆志

Takashi UCHIKAWA

1. 近世大坂の蘭学と知蘭派の人々
2. 四代升屋平右衛門（山片重芳）の出生と蘭学への関心
3. 「家蔵記」について
4. 蒐集品内容の分析
5. 入手時期にみるコレクションの傾向
6. 取次ぎ商人と品々
7. おわりに

1. 近世大坂の蘭学と知蘭派の人々

17世紀に萌芽する蘭学は、18世紀に至って徳川八代将軍吉宗在位の享保五年（1720）「洋書の禁」の緩和に始まり、医官の野呂元丈と儒学者青木昆陽に蘭語の学習命令を出して以降、いっそう興隆する。この吉宗時代から田沼時代にかけての時期は、西欧の学問研究の方法を身に付ける素地がための時代、すなわちオランダ語の理解と諸種の科学知識受容に主眼をおいた狭義の蘭学とともに、彼国より将来される蘭書や阿蘭陀物と呼ばれる品々への興味が流行した時代でもあった。前者については江戸では、大槻玄沢や宇田川玄真、玄沢の芝蘭堂塾の門人が中心となり、大坂では橋本宗吉、緒方洪庵や岡研介、高良斎といった人々や日高涼台などシーボルトの門人達による蘭学熱がある一方で、知蘭派と呼ばれる西洋の書画や奇物をこよなく愛する人々の一群がいた。中でも特筆すべきは、木村兼葎堂（1736～1802）やここで取り上げる第四代升屋平右衛門山片重芳（1764～1836）などが、その代表である。

山片重芳とも交流のあった木村兼葎堂は、

蘭学に関しては知蘭程度の知識しか得ていなかったかも知れないが従来博物学に篤く、当時の大坂においては存在感ある町人学者であったことは誰もが認めるところである。その知名度のわりに人物、業績を伝える文献記録は少なく、交遊録「兼葎堂日記」¹²やその人となりは、「兼葎堂雑録」¹³所収の「巽斎翁遺筆」の自叙伝的記述によるところが大きい。それらの諸文献によると兼葎堂は、元文元年（1736）大坂北堀江（堀江瓶橋北詰西へ入北側）の酒造家に生まれ、名は孔恭、字は世肅、号は巽斎、通称坪井屋吉右衛門と名乗った。家系は明らかでなく僅かに増山雪齋撰の碑文によると祖先は、大坂の陣の勇将で河内道明寺の戦で討死した後藤壱岐守基次である。その子後藤吉右衛門基房は、醫を志し玄哲と號し、醫官として近衛家に出仕した人物である。基房の二子で兄の後藤玄篤は医学を業とし、弟の後藤芳雅は大坂の町人として家を出た。兼葎堂の直系は後藤芳雅（五助芳雅）であり以降、後藤七郎兵衛芳矩、後藤延助芳昌と続き、兼葎堂の父吉右衛門重周に至る。重周は木村重直の家督を継いで木村の姓を名乗り、

以降木村姓を冒した。

実母の存在は、明和年間（1764～1772）以降まで存命であったことは兼葭堂の自記『巽齋翁隨筆』にも記載されており、菩提寺である大徳寺過去帳には「安永七戊戌十一月六日坪井屋吉右衛門母」とあり兼葭堂43歳の時に没している計算になる。兼葭堂には男子の相続人が無かったため、没後甥である坪井屋長右衛門方同居の吉兵衛という人物を養子に迎え、坪井屋長右衛門を襲名し、木村石居を名乗った。石居は名を孔陽、字を世輝と称し煎茶をよくしたといわれている。この木村石居以降の子孫の詳細な系譜は明かでないが、晚晴翁の「兼葭堂雜録概略」には、安政年間（1854～1860）に兼葭主人、四代吉右衛門の名が明らかにされていることから、少なくとも四代までは確認されている訳である。岡本撫山の「浪華人物誌」には「巽齋の後裔、今駿河静岡に住し、木村吉右衛門と称し、造酒を業とす」云々と記載されているものの、その消息は明らかにされていない。

6歳にして画を学び、11歳の永享元年（1746）頃に、片山北海（1723～1790）を訪ね、名を鶴、字を千里と名付けられた。北海は後に浪華立売掘で開塾し、兼葭堂もここに学んだ。父である吉右衛門重周は、寛延三年（1750）兼葭堂15歳の時に没しているから、以降は母の手一つで育てられたことになる。「兼葭堂雜録」の自序によれば、

予幼年ヨリ生質軟弱ニアリ。保育ヲ専ラトス。家君余ヲ憐テ草木花樹ヲ植ルコトヲ許ス。親族ニ藥舗ノモノアリテ、物産學アルコトヲ話シ、稻若水物産家中興名宣義、松岡玄達字成章號慈菴、平安人、以物産學繼若水面與アルコトヲ聞ケリ。十二三歳ノ頃、京師ニ松岡門人津島恒之進、名久成、字桂菴、號彭水、又如蘭軒、受業松岡先生、越中高岡人、法橋津島玄俊、弟松岡學頭タリ。物産ニ委コトヲ知り、コノ頃家君ノ京遊ニ從、始テ津島先生

ニ謁シ、草木ノ事ヲ問フコト一會、翌年余十五歳、家君ノ喪ニアイ、十六歳ノ春余家母ニ從テ京ニ入、再ビ津島氏ニ從學シ門人ト成ルコトヲ得タリ。之ヨリ屢書ヲ通ジ物産ノ説ヲ聞キ、津島氏モ毎歳浪華ニ下リ本草ノ會アリ、數出會ス。寶曆四年甲戌津島氏客中ニ卒ス。同社戸田齋、號旭山備前人、江戸田村元雄、坂上登、號藍水、平安直海元周名龍、越中人、ナド書ヲ通ジ考索ヲ事トス。近キ頃平安蘭山小野希博字以文ニ從テ、益名物ノコトヲ究ム。

と記し、親族の藥屋より物産学のことを聞き、稻若水、松岡玄達の名を知った、12、3歳には津島恒之進（如蘭・桂庵）に会い、宝暦元年（1751）16歳の春上洛し、恒之進に入門した。ここで木内石亭と机を共にしている。

また、物産学を志すと同時に、6歳の頃から狩野派の画家大岡春ト（1680～1763）について「芥子園画伝」や「明朝紫硯」などを習い唐画を志した。12歳の頃には長崎の南蘋流画家、黄檗僧鶴倅より花鳥画を学び、18歳で名付け親である片山北海門下に入り、漢詩を学び、その頃、柳沢淇園（1704～1758）と交流し、文人画を池大雅に学んだ。兼葭堂は、宝暦八年（1758）22歳の頃より自宅で詩会を催し、明和二年（1756）の「混沌社」結成後は、漢詩の世界にも没頭した。28歳の宝暦十三年（1736）には、「山海名産図会」を出版し、兼葭堂の名は衆目を集めることとなった。

兼葭堂の真骨頂は、様々な物を集めるところにある。その内容は「兼葭堂雜録」にも記しているように「本邦唐山金石碑本、本邦古人書畫、近代儒家文人詩人、唐山眞蹟書畫、本邦諸國地圖、唐山蠻方地圖、草本金石珠玉蟲魚介鳥獸、古錢、古器物、唐山器具、奇ヲ愛スルニ非ズ、専ヲ考索ノ用トス。蠻方異産。右ノ類アリトイヘドモ、ミナ考索ノ用トス。他ノ髣髴ノ比ニアラス。」とあるように、大

きく分けて、書画・古地図・天産資料・古器物に分類できる。これらの蒐集品は、「余嗜好ノコト専ラ奇書ニアリ。名物多識ノ学、其他書画碑帖ノコト、余微力カトイヘドモ、数年来百費ヲ省キ収ル所書籍ニ不足ナシ。過分トイフベシ」と明言するように、単なる奢侈品としてのものではなく博物学研究のための資料とし、「兼葭堂雑録」の編者、暁鐘成（1793～1860）も兼葭堂のコレクションを評して「栄耀放蕩の所為にはあらず」と記している。

兼葭堂が断片的に残した蒐集記録には、中国や朝鮮の品々に混じってオランダ渡りの物品が色を添えており、⁴⁴ 知蘭派の側面を垣間見せている。

本論は、近世大坂を代表するもう一方の大家、豪商升屋四代平右衛門（山片重芳）の蒐集品記録である「家蔵記」の分析を通して、該期の蒐集家の嗜好を明らかにすることに主眼をおいている。既に山片重芳研究の泰斗有坂隆道博士の先駆的研究に、私見を交えて統計的な分析を添えるような内容ではあるが、博士のお導きどおり「要するに原本をできるだけ原文どおり忠実に掲載すればよいことになる。そのかわり、読者はこの目録を丹念に検索して珠玉を見いだして頂かなければならないことになるわけである。」と記されているとおりの海容なお言葉に甘んじ、筆者なりに「家蔵記」を分析させていただいた訳である。蘭学興隆期にあって先進的文化人である豪商主人の物品に対する嗜好性、あるいはそれらを取次いだ専業商人の動向、専門性を明らかにすることに改めて意義を覚えるところであり、日本博物館学史への史料蓄積を目的とするものである。

2. 四代升屋平右衛門（山片重芳）の出生と蘭学への関心

近世大坂は、堂島米市場に代表されるが如

く商業資本の進展にともなって投機性に富む米取引から莫大な利潤を生み出し、豪商と称される幾多の富裕家を輩出した土地柄である。升屋は、堂島米市場で五仲買に挙げられる豪商であり、鴻池らと並び称される全国諸藩の大名貸として君臨した。その家祖は、摂州島上郡高槻冠馬場邑在の宮本仁兵衛に始まる。その子の一人が京都綾小路に住して山形屋を号し、中川七兵衛家の初代となる。七兵衛の子光重は、元禄七年（1694）大坂堂島中一丁目に住し、升屋山片家の初代となった。享保二年（1717）より平右衛門を名乗り、今日に至るまで襲名されている。初代平右衛門の動向を知るべき史料は、断片的であるが初代が商売を始めた元禄七年頃における大坂淀屋米市場の活況から、さらに元禄十年（1697）には堂島新地に移っての米取引市場の拡大は升屋を大いに成功に導くものであった。⁴⁶

懐徳堂出身の町人学者山片蟠桃（1748～1821）は、升屋の大番頭を勤めたことで知られている。その名、蟠桃も升屋の番頭をもじって号とした。いうまでもなく懐徳堂は、富永芳春（通称道明寺吉左衛門）をはじめとする町人たちの力によって、享保九年（1724）に創設され明治二年（1869）までの146年間続いた近世大阪を代表する学問所であり、蟠桃をはじめ富永仲基、草間直方といった碩学を輩出したことで適熟と並び賞される。蟠桃は、寛延元年（1748）播磨国印南郡米田町神爪村、長谷川小兵衛・同のぶの二男として生まれ、初代升屋平右衛門の時代にその別家となった九兵衛家へ宝暦十年（1760）養子に迎えられ第四代久兵衛となり、別家升屋久兵衛家の二代・三代は何れも蟠桃の叔父、初代はまた二代・三代の叔父という縁戚関係にあった。蟠桃は、九兵衛、ついで七郎左衛門と称し、享和四年（1804）正月に小右衛門を称するようになった。本姓長谷川氏、初名有躬で文化二年（1805）八月幾年の功勞を賞され異

例の抜擢を受け、別家から親類次第に取り立てられ、本家の山片姓と主人の重芳の名を拝受し山片芳秀と名乗り、文政四年（1821）に74才で歿するまで、主家に尽くすことを怠らなかつた。

本家升屋平右衛門第四代山片重芳（1764～1836）は、明和元年（1764）生まれ、わずか8才で家督を継ぎ、別家蟠桃の助けを受けて升屋の名声を世に高らしめた。封建的危機にあえぐ仙台藩の財政建て直しに多大な貢献をなし、さらには全国諸藩の大名貸としての位置を堅持したのも蟠桃の敏腕に依るところが大きかった。重芳の学問的教養もまた蟠桃に負うところ大であり、海保青陵は、『稽古談』巻二に「升小ハ学者ナリ、升平モヨキ学問ナリ、身上ヲヨフスルハツナリ」と賞するほど升小（升屋小右衛門＝山片蟠桃）と升平（四代升屋平右衛門＝山片重芳）の学問を賞賛し

ている。¹¹⁷

山片重芳の蘭学への関心とその知識等の高さを示す史料として、寛政十年（1796）十一月二十六日、大槻玄沢の芝蘭堂における新元会（阿蘭陀正月を祝会）（第1図）の際、余興に作られた「蘭学者相撲番付」（早稲田大学図書館蔵）がある。（第2図）記載の80名の内、大坂人は山片重芳（前頭十枚目）のほかに橋本宗吉（小結）、兼葭堂木村多吉郎（前頭二十四枚目）があり、蘭学に関して特に優れた著書のない重芳が江戸の蘭学者や愛好家のなかで相当の知名度を持っていたことが窺える。大槻玄沢との接点は、寛政七年（1795）に32歳で初めて仙台に下向した往路の二月十六日午後から十九日朝までの中二日という短期間の多忙を縫って大槻玄沢を訪ね質疑することから知遇を得ている。この時、酒肴を交えて蘭談に気炎をあげ禽獸蟲魚の番書



第1図 第1回新元会図（市川岳山筆）「大坂蘭学史話」 中野操所載



第2図 蘭学者番付 (早稲田大学図書館蔵)

「勇斯東私」を見たことなどが彼の旅日記「旅譚」に記録されている。後には、重芳からシヨメールの「居家纂要」を送ったり、玄沢の住宅と熟舎が火災を被った際、その新築経費を融通するなどし、その立替金の謝礼に西洋の書物を送りなどして信頼と友情を深める仲となった。「勇斯東私」が重芳の蔵書中に遺されてことなどは、このような経緯の中で重芳に送られたものとも推察される¹¹⁹。さらに、同年仙台からの帰路、一カ月近く江戸に滞在し、その間、岡・仙台・金屋（館林）の諸侯に謁したり、白河侯の別業に招かれもし

ている。四月二十五日には司馬江漢を訪ね「蘭談数刻。益ヲ傾テ酔フ。」とあり蘭学についての熱心なやりとりが聞こえてくるようである。

木村兼葭堂との交友については頻繁な行き来は認められないものの「家蔵記」51の「明清人書画扇一面 一箱 代金四両三步 右者兼葭堂所持之所譲受ル」とあるなど物のやりとりもあったようだ。入手時期が寛政七年（1795）前後と推察され、「兼葭堂日記」¹¹¹⁰寛政八年（1796）八月廿八日の条に「八ツ時升屋平衛門始行ク招カレ行」欄外には「升屋ハ山

片氏重芳」と記載されているところからこの時の交流の中で重芳に譲ったものかもしれない。「兼葭堂日記」によれば安永七年六月廿八日の条に「升屋平右衛門」の記載があり、44歳の兼葭堂と16歳の重芳が会っているが自宅に招かれたのは、この時が初めてのようにある。重芳の家宅は、天明四年（1784）三月朔日の火災で堂島中一丁目から梶木町に移り、寛政四年（1792）五月十七日再度火災を被っており、兼葭堂の訪れた寛政八年（1796）頃は灰燼に帰した蒐集品を再構築しようとした時期であったろう。この時兼葭堂60歳、重芳32歳、兼葭堂の圧倒的な蘭学や博物学の知識と物に刺激され、後に大成される蒐集に少なからず影響を与えたことは想像に難くない。

重芳と交流の深かった大槻玄沢は、天明五年（1785）と六年（1786）に長崎遊学の往復に、しばし兼葭堂を訪れている。「兼葭堂日記」天明五年（1785）十月廿四日「大槻玄沢来ル」、十月廿五日「大槻玄沢見舞」、十月廿六日「大槻玄沢来ル昼食」、十月廿八日「大槻玄沢宿」、十一月四日「大槻玄沢暇乞来」、十一月六日「大槻玄沢来不遇」、天明六年（1786）四月十五日「大槻玄沢中食出シ」、四月十六日「大槻玄沢来宿」、四月廿一日「大槻玄沢暇乞来」など、在坂の際には幾度となく兼葭堂を訪ね、食事を共にしたり一泊したりして蘭談を交わしたのである。兼葭堂の書『一角纂考』に与えた序文には「余ト浪華之木君世肅トハ千里之交リヲ為スコトバニ久シ」とある。知蘭派の二人が前述の先に示した「蘭学者相撲番付」に掲載された経緯もこのような大槻玄沢との親密な交友の結果と見て大過なからう。

3. 「家蔵記」について

山片重芳には、著書はないものの重芳が自ら記した升屋歴代の蔵書記録、蒐集品目録な

どが残されており、これらの目録原本の詳細な分析に関しては有坂隆道博士の研究がある。これによると重芳覚帳（一）の末尾に記載される「書物目録¹¹¹」といわれる504部の蔵書目録と蒐集品を記録した重芳覚帳（四）¹¹²および重芳覚帳（五）¹¹³の二冊があり、（四）には外題に「諸道具」とあり、茶道具を始めとした主に美術品類の目録となっている。目録は、懸物・香器・蓋置・茶器・茶匙・茶碗・鑢井鎖・建水・花器・水指・土鍋・茶籠・屏風・水次・香炉・杓立・茶匣・釜・研筥并硯・文匣・卓・風炉・炉緑・皿鉢・猪口・南京今利類茶碗・漆器家具類・灰井台類・研蓋并乱箱・広蓋類・銚子并間鍋德利類・燭台・煙盤・重匣・提重井弁当類・野風炉・刀懸井手拭掛・火鉢并火入付込・二番漆器類付込并面々盆・懸物二番・研匣二番・懸物二番（三番）と、41種類の諸道具、器物類を分類し、名称・由来・取次・金額等といった事項を簡潔に記載したものである。（五）には外題に「諸価 □（不明）」とあって、内題には「家蔵記」と記されるがごとく、千点以上にも及ぶ家蔵の蒐集品の入手記録および目録が明かとなっている。内容的には（四）「諸道具」と重複する物もあるが、さらに広範な道具類を含む蒐集品について物品名・数量・解説・代価・取次者名・入手事情などが記載されている。

今回、分析対象として「家蔵記」にのみ絞った理由は、数量が多く、なおかつバラエティに富み、ほぼ年代順の記録であること、さらには代価・取次者名・入手事情などがこと細かに記載されているところから多角的に分析できるものと見做したからである。無論「諸道具」の内容分析は、山片重芳の美術品蒐集の嗜好を検証する意味で重要であるが、煩雑を避けるため「家蔵記」に限定した。

なお、巻末に一覧表を付したが基本的には有坂隆道博士の示した「家蔵記」原本に分類

近世大坂商人の美術品蒐集

を付し、料金と取次を別表に組み入れた。さらに原本では、取次（購入先）記載が略されている場合が多く煩雑であるため、有坂隆道博士の記載に従って下の凡例の如く可能な限り姓名を明記することにした。なお、文中に登場する升屋の縁者等の人名については詳細を割愛する。

正空・匹空・匹もく・ひき空…正田空兵衛
(唐高麗物屋)

匹善・ひき善・匹せん・匹せん…正田善兵衛
(茶屋)

加忠・加、忠・か、忠…加賀屋忠兵衛
(唐高麗物屋)

加、善・か、善・加、セン・か、セン…
加賀屋善蔵(書物屋)

笠宗・かさ宗…かさや宗兵衛
(道具家具屋)

墨平…墨屋平兵衛(瀬戸物屋)

長文…長浜屋文次(刀屋)

上幸…上村屋幸八(刀屋)

越林…越後屋林輔(香具屋)

俵竹…俵屋竹吉

はり九…はりまや九兵衛

間与・相与…江戸間物屋与兵衛

松与…相州松崎屋与兵衛

銭又…銭屋又兵衛

4. 蒐集品内容の分析

蒐集品の大分類は大まかに以下のとおりとした。なお、資料総数は原本通し番号では1,037項目であるが、286番に種類を異にする4品が含まれることなどから数値的に1,040項目の資料が分析対象となっている。各項目の表現は「点」となっているが、これは、家蔵記の一項目を示すものであり数値的に全てが1点を示すものではない。書籍類(A)・地図類(B)・標本類(C)・模型類(D)・武具、刀装具類(E)・服飾(F)・調度、什器類(G)・酒器類(H)・喫煙道具類(I)・茶道具類(J)・香

道具類(K)・花器類(L)・書画、美術品類(M)・文房具類(N)・楽器類(O)・仏像、仏具類(P)・その他の工芸類(Q)・観測機器類(R)・精密機器類(S)・その他(T)

さらに大分類の内容を以下のとおり細目分類し、内容の詳細を整理を試みたが、分類基準が甚だ不明解なものも含まれている。例えば、調度、什器類(G)の中には陶磁器やガラス製品等の中に多分に美術工芸品的要素を含むものもあるが什器として一括している。

A 書籍類

B 地図類

C 標本類

- a 考古(瓦類)
- b 考古(その他)
- c 鉱物
- d 化石(貝類)
- e 化石(植物)
- f 化石(甲殻類)
- g 貝類標本
- h 植物標本
- i 動物標本
- j 鳥類標本
- k 甲殻類標本
- l その他

D 模型類

E 武具・刀装具類

- a 太刀
- b 刀
- c 脇差
- d 短刀
- e 薙刀
- f 劍
- g 弓矢・鏃
- h 鐔

近世大坂商人の美術品蒐集

- i 目貫
 - j 小柄
 - k 鞆・拵
 - l 鎗
 - m 縁頭
 - n 刀懸
 - o 素材等
 - p 馬具
 - q 甲冑類
 - r その他
- F 服飾類**
- a 衣服類
 - b 布地・素材
 - c 帯留類
 - d 装身具類
 - e その他
- G 調度・什器類**
- a 陶磁器
 - b 漆工
 - c 金工
 - d 硝子製品
 - e 木工
 - f 織物（繊維）
 - g 皮革製品
 - h 家具
 - i 道具類
 - j 石製品
 - k その他
- H 酒器類**
- a 陶磁器
 - b 漆工
 - c 金工
 - d 硝子製品
 - e その他
- I 喫煙道具類**
- a 煙草入
 - b 煙管
 - c 煙草盆
 - d 鼻煙壺
- J 茶道具類**
- a 茶碗
 - b 茶入
 - c 茶箱
 - d 釜
 - e 手取釜
 - f 鉄瓶
 - g 風炉
 - h 服紗
 - i 水指
 - j その他
- K 香道具類**
- a 香合
 - b 香炉
 - c 香箱
 - d 香
- L 花器類**
- M 美術工芸品類**
- a 日本画（掛物）
 - b 日本画（絵巻物）
 - c 日本画（浮世絵）
 - d 日本画（画帖）
 - e 日本画（屏風）
 - f 日本画（襖絵）
 - g 日本画（その他）
 - h 中国画
 - i 蘭画
 - j 蘭画（硝子絵）
 - k 書（日本）
 - l 書（中国）
 - m 工芸（根付）

近世大坂商人の美術品蒐集

- n 工芸（印籠）
 - o 工芸（巾着・胴乱）
 - p 盆石
 - q その他
- N 文房具類
- a 筆
 - b 筆立
 - c 墨
 - d 文箱
 - e 文鎮
 - f 硯
 - g 硯箱
 - h 研屏
 - i 水滴
 - j 印・印材
 - k 印肉入
 - l その他
- O 楽器類
- a 笛
 - b 蛇味線
 - c 琵琶
 - d オルゴール
 - e その他
- P 仏像・仏具類
- a 仏像
 - b 仏具
- Q その他の工芸
- a 玉類
 - b 玩具類
 - c 漆工
 - d 金工
 - e 硝子工芸
 - f 木工
 - g 素材
 - h その他

- R 観測機器類
- a 天文観測機器
 - b 気象観測機器
 - c 望遠鏡
 - d 磁石類
 - e 測量機器
 - f 顕微鏡
 - g その他

- S 精密機器類
- a 時計
 - b 時計付属品
 - c その他

T 実験機器類

U 医療機器類

「家蔵記」に記載されている蒐集品全体の傾向は、国内の物品が58%、中国、欧州を含めた海外の物品が42%となっている。(第3図) 何れにしても統計的数値として42%もの品々が中国、朝鮮、オランダ、イギリスといった異国趣味を反映した品々であることに重芳の嗜好を再認識するところである。その内訳は国内 (J) 605、中国 (C) 104、朝鮮 (K) 13、オランダ (H) 116、イギリス (U) 15、フランス (F) 8、不明・その他 (O) 180 (国外の物で帰属の不明確なもの) である。

蒐集品全体の傾向 (大分類) は、棒グラフに示したとおりである。(第4図) G (調度・什器類) が突出しているのは陶磁器、漆器といった日常什器類が数量的に多いことに起因している。

A (書籍類)

32点で、総数の3.1%を占める。

B (地図類)

4点で、総数の0.4%を占める。

C (標本類) (第5図)

146点で、総数の14%を占める。内訳は考

古資料が52点で標本類全体の36.4%を占め、特に各地出土のa(瓦類)の比率が高く41点で、考古資料の中では79.6%と大半を古瓦が占めている。中でも仙台藩との関係から多賀城の古瓦が8点と多い。b(その他)土器・陶器や矢根石(石鏃)、管玉、金環、古鏡、土鏡、古鈴といった考古資料が11点で20.6%を占める。

c(鉱物)は39点で、標本類全体の26.7%を占める。その内9点(182・197・191・192・193・195・198・201・202)は、寛政十二年(1800)に「仙台久五郎相登ス」とあるとおり升屋の縁者村上久五郎が携えたものである。大半は縁者が携え持ってきたもので商人を通じて入手したもの(341・375・727 正田空兵衛)は極く少ない。

化石類は21点で、標本類全体の14.7%を占める。内訳はd(化石貝類)8点、e(化石植物)12点、f(化石甲殻類)1点である。大半は寛政十二年(1800)、享和二年(1802)前後に村上久五郎及び仙台藩縁者によってもたらされたものである。

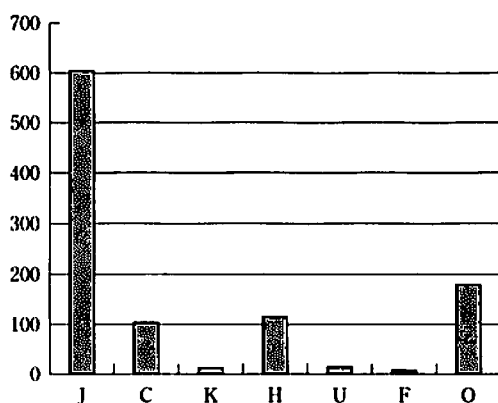
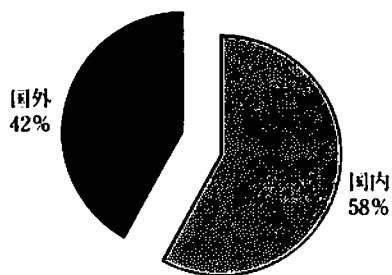
g(貝類標本)は8点で、標本類全体の5.5%を占める。尾田空兵衛取次南洋産の大シャコ貝(257)などは、銀45匁で購入されたものである。

h(植物標本)は7点で、標本類全体の4.8%を占める。南洋の椰子材(400)が含まれている。

i(動物標本)は8点で、標本類全体の6.2%を占める。熊や豹動物の皮革が中心で、鯨の骨格標本(437)や珊瑚(551)も含まれる。

j(鳥類標本)は7点で、標本類全体の4.8%を占める。何れも剥製標本ではなく、鳥類の羽根が大半で、酒器に用いた駝鳥の卵(165)も含まれている。

k(甲殻類標本)は、415の平家蟹1点、l(その他)(158 土壌か)3点である。



第3図 内外の別とその内訳

D(模型類)

2点(31 箕山手製地球、724 エトロフ船雛形)で、天文学にかかる国産地球儀と船の縮小模型が含まれる。総数の0.19%を占める。

E(武具・刀装具類)(第6図)

82点で、総数の7.9%を占める。内訳はa(太刀)3点、b(刀)1点、c(脇差)2点、d(短刀)8点で、武具・刀装具全体の10.8%を占める。短刀の中には、南蛮小刀(471)など外国製品も含まれている。e(薙刀)1点、f(剣)3点で、蛮製刺刀(520)、和蘭剣(38)などが含まれている。g(弓矢・鏃)20点、i(目貫)7点の内、ロシアの金貨を目貫に転用したものも認められる(235)、j(小柄)8点、k(鞘・拵)1点で、武具・刀装具全体の25.3%を占める。l(鎗)2点、m(縁頭)4点、n(刀懸)2点、o(素材等)5点、p(馬具)

1点、q（甲冑類）2点、r（その他）6点である。刀剣類は太刀や刀より短刀が多く、刀装具では鞘や拵、目貫や小柄が多い傾向にある。

F（服飾類）（第7図）

31点で、総数の2.9%を占める。a（衣服類）8点の内、蝦夷関連の衣服が3点（39・40・230）含まれる。b（布地・素材）は16点で、服飾類全体の51.6%を占め、各地の更紗（83・84・322・340・427・850）やラシャ（306）など各種の布地が含まれている。c（帯留類）は3点（122・219・406）で、d（装身具類）はオランダ製の指輪が1点（403）、e（その他）が3点である。

G（調度・什器類）（第8図）

235点で、総数の22.6%を占める。その内、a（陶磁器）は50点で、調度・什器類全体の21.3%を占める。陶磁器の内、中国製品が22点あり、陶磁器全体の44%、オランダ製品は13点で、陶磁器全体の26%、日本製品は11点で、陶磁器全体の22%、朝鮮、その他が4点で8%である。中国、オランダ製品の総数は35点で陶磁器全体の70%を占めることからその嗜好が看取され、50点の内、16点は正田全兵衛の取次である。

b（漆工）は39点で、調度・什器類全体の16.6%を占め、そのほとんど日本製である。重箱（372・683・686・704・759・919）や弁当箱（474・527・528・691・）、椀や膳など実用的な什器が多い。

c（金工）は44点で、調度・什器類全体の18.7%を占め、燈籠（60・239・254・336・530・635）などの灯火器や外国製のコップ（252・298・432・397・709）なども特徴的である。

d（硝子製品）は24点で、調度・什器類全体の10.2%を占め、大半の19点は外国製品である。器種はコップ（142・352・396・397・408・447・457・709）が多い。

e（木工）は22点で、調度・什器類全体の9.4%を占める。

f（織物・繊維）は、13点で、調度・什器類全体の5.5%を占める。イギリス製品の毛織りの敷物（343）や段通（920）は、それぞれ6両2分と4両3分と高価な品物である。

g（皮革製品）は、13点で、調度・什器類全体の5.5%を占め、箱類（346・508・579・970・991）が多い。

h（家具）は7点で、調度・什器類全体の2.9%を占める。

i（道具類）は4点で、調度・什器類全体の1.7%を占める。

j（石製品）は3点で、調度・什器類全体の1.2%を占め、何れも石灯籠である。

k（その他）は13点で、調度・什器類全体の5.5%を占める。

H（酒器類）（第9図）

調度・什器類に含まれるが数量的に多く認められ、飲酒を好む者にとっては嗜好を凝らす物ゆえ独立させた。

45点で、総数の4.3%を占める。

a（陶磁器）は22点で、酒器全体の4.88%を占める。器種的には、徳利（251・402・416・360・513・723・1004）や猪口（822・840・912・913・921・1024）が多く、中国製品が9点、オランダ製品が7点、日本製が6点であり、全体の72.7%が外国製品であるところに特質が認められる。

b（漆工）は7点で、酒器全体の15.5%を占める。器種には、杯（879・886）や坏台（475）、酒樽（664・734）などが認められる。全て日本製である。

c（金工）は2点のみで、酒器全体の4.5%を占める。器種は杯洗（426・636）のみである。

d（硝子製品）は8点で、酒器全体の17.7%を占める。1点を除いて全て外国製品で、器種は、徳利（302・898・934）、猪口（409・

818・941)が多い。

e (その他)は6点である。

I (喫煙道具類) (第10図)

20点で、総数の1.92%を占める。

a (煙草入)は、4点で、喫煙道具類全体の20%を占める。

b (煙管)は2点で、喫煙道具類全体の10%を占める。

c (煙草盆)3点で、喫煙道具類全体の15%を占める。

d (鼻煙壺)11点で、喫煙道具類全体の55%を占める。清朝に流行った鼻煙壺は、硝子小瓶に極彩色の細密画を施したものが多く、実用品としてではなく美術品として蒐集されたものと考えられる。

J (茶道具類) (第11図)

86点で、総数の8.26%を占める。

a (茶碗)は10点で、茶道具類全体の11.6%を占める。中国(300・446・776・885・890・891)や朝鮮(584)、オランダ(421・518)など外国製品が多く認められる。

b (茶入)は5点で、茶道具類全体の5.8%を占める。

c (茶箱)は5点で、茶道具類全体の5.8%を占める。

d (釜)は3点で、茶道具類全体の3.4%を占める。

e (手取釜)は9点で、茶道具類全体の10.4%を占める。

f (鉄瓶)は24点で、茶道具類全体の27.9%を占め、何れも日本製である。鉄瓶は本来、茶道具に数えず、日常什器に分類すべきものかもしれないが、形状や文様が様々で日常什器の金工とするには若干違和感を持ったためここに分類した。

g (風炉)は11点で、茶道具類全体の12.8%を占める。

h (服紗)は12点で、茶道具類全体の13.9%を占める。

i (水指)は2点で、茶道具類全体の2.32%を占める。

j (その他)には、釜の蓋(662)や鉄瓶蓋(775)など5点を数え、茶道具類全体の5.81%を占める。

K (香道具類) (第12図)

21点で、総数の2%を占める。

a (香合)は8点で、香道具類全体の38%を占める。

b (香炉)は10点で、香道具類全体の47.6%を占める。

c (香箱)は2点で、香道具類全体の9.5%を占める。

d (香)1点で、香道具類全体の4.7%を占める。

L (花器類)

16点で、総数の1.5%を占める。

唐物の花入(328・665・719・751・816)やオランダ製の花器(205・541・1000・1012)などが含まれる。

M (美術工芸品類) (第13図)

119点で、総数の11.4%を占める。

a (日本画(掛物))は37点で、美術工芸品類全体の31.1%を占める。重芳覚帳(四)「諸道具」懸物に190点の記載があり、内容的な分析は、「諸道具」の分析によらなければならないが、光琳(476)や等伯(573)など大家の名前が散見される。

b (日本画(絵巻物))は8点で、美術工芸品類全体の6.7%を占める。

c (日本画(浮世絵))は1点(741)で、美術工芸品類全体の0.8%を占める。

d (日本画(画帖))は3点で、美術工芸品類全体の2.54%を占める。源氏五十四帖(604)などの希観品も認められる。

e (日本画(屏風))は6点で、美術工芸品類全体の5%を占める。

f (日本画(襖絵))は1点で、美術工芸品類全体の0.8%を占める。

近世大坂商人の美術品蒐集

g (日本画 (その他)) は2点で、美術工芸品類全体の1.6%を占める。

h (中国画) は、9点で、美術工芸品類全体の7.5%を占める。

i (蘭画) は10点で、美術工芸品類全体の8.4%を占める。

j (蘭画 (硝子絵)) は6点で、美術工芸品類全体の5%を占める。

k (書 (日本)) は9点で、美術工芸品類全体の7.5%を占める。

l (書 (中国)) は4点で、美術工芸品類全体の3.38%を占める。

m (工芸 (根付)) は7点で、美術工芸品類全体の5.8%を占める。

n (工芸 (印籠)) は4点で、美術工芸品類全体の3.4%を占める。

o (工芸 (巾着・胴乱)) 6点で、美術工芸品類全体の5.1%を占める。

p (盆石) は2点で、美術工芸品類全体の1.7%を占める。

q (その他) は3点で、美術工芸品類全体の2.5%を占める。

N (文房具類) (第14図)

24点で、総数の2.3%を占める。

a (筆) は1点 (120) で、文房具類全体の4.1%を占める。

b (筆立) は1点 (942) で、文房具類全体の4.1%を占める。

c (墨) は2点で、文房具類全体の8.3%を占める。

d (文箱) は3点で、文房具類全体の12.5%を占める。

e (文鎖) は1点 (615) で、文房具類全体の4.1%を占める。

f (硯) は3点で、文房具類全体の12.5%を占める。

h (研屏) は1点 (807) で、文房具類全体の4.1%を占める。

i (水滴) は2点で、文房具類全体の8.3%

を占める。

j (印・印材) は4点で、文房具類全体の16.6%を占める。

k (印肉入) は1点 (672) で、文房具類全体の4.1%を占める。

l (その他) は2点で、文房具類全体の8.3%を占める。

O (楽器類) (第15図)

17点で、総数の1.63%を占める。

a (笛) は2点で、楽器類全体の11.7%を占める。

b (蛇味線) は1点 (347) で、楽器類全体の5.8%を占める。

c (琵琶) は1点 (631) で、楽器類全体の5.8%を占める。

d (オルゴール) は11点で、楽器類全体の64.7%を占める。全て舶来の製品で、高価なもので、20両以上 (910・944・1014・1019) の品々も認められる。

e (その他) は2点で、楽器類全体の11.7%を占める。

P (仏像・仏具類) (第16図)

10点で、総数の0.96%を占める。

a (仏像) は8点で、仏像・仏具類全体の80%を占める。

b (仏具) は2点で、仏像・仏具類全体の20%を占める。

Q (その他の工芸) (第17図)

玩具や雑多な工芸品を一括して分類したもので、68点を数え、総数の6.5%を占める。

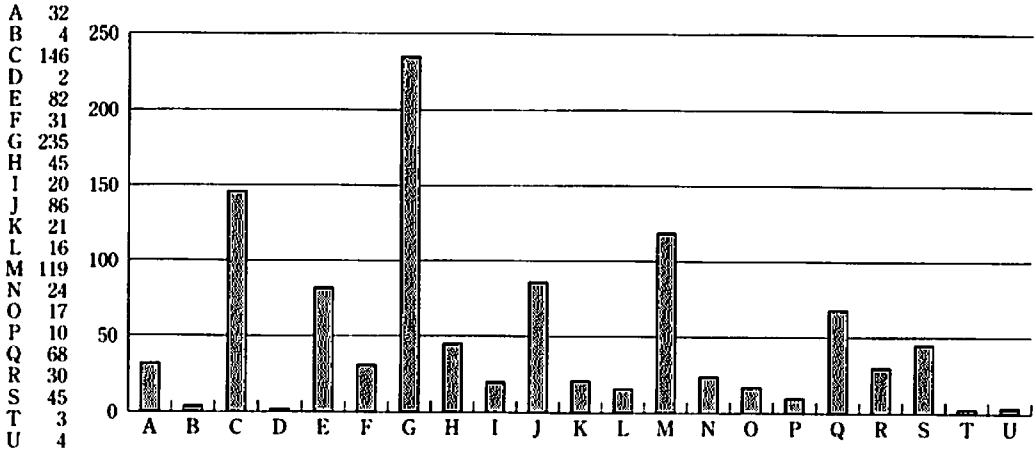
a (玉類) は7点で、その他の工芸全体の10.3%を占める。何れも中国製と思われる。

b (玩具類) は4点で、その他の工芸全体の5.9%を占める。オランダ製のからくり人形 (967・1015) や陶製人形 (58) などがある。

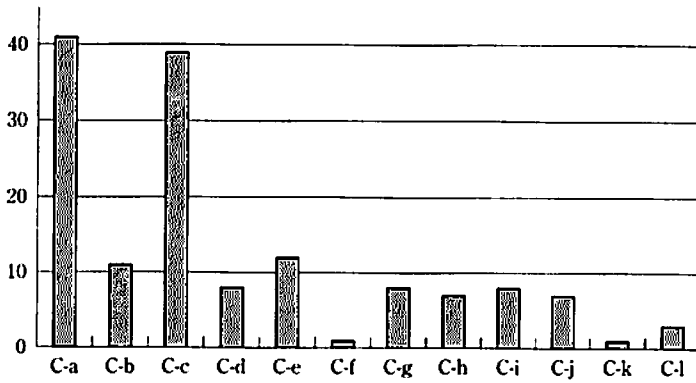
c (漆工) は1点 (747) で、その他の工芸全体の1.47%を占める。

d (金工) は12点で、その他の工芸全体の

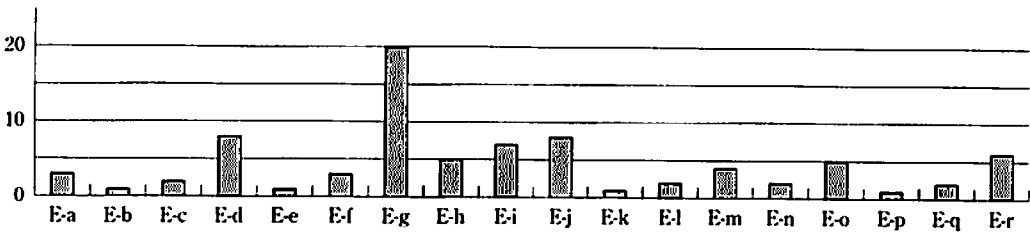
近世大坂商人の美術品蒐集



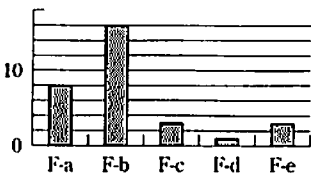
第4図 大分類にみる蒐集品の傾向



第5図 C (標本類)

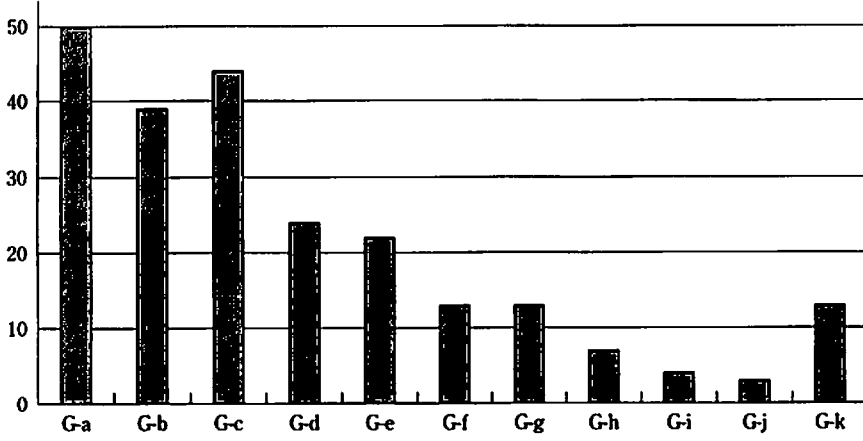


第6図 E (武具・刀装具類)

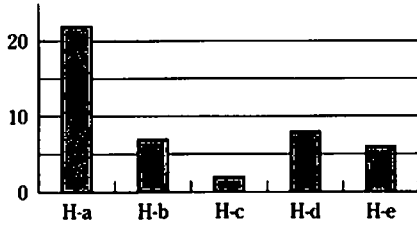


第7図 F (服飾類)

近世大坂商人の美術品蒐集



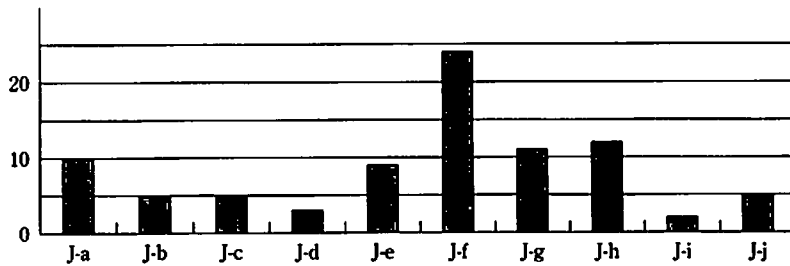
第8図 G (調度・什器類)



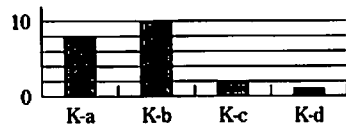
第9図 H (酒器類)



第10図 I (喫煙道具類)

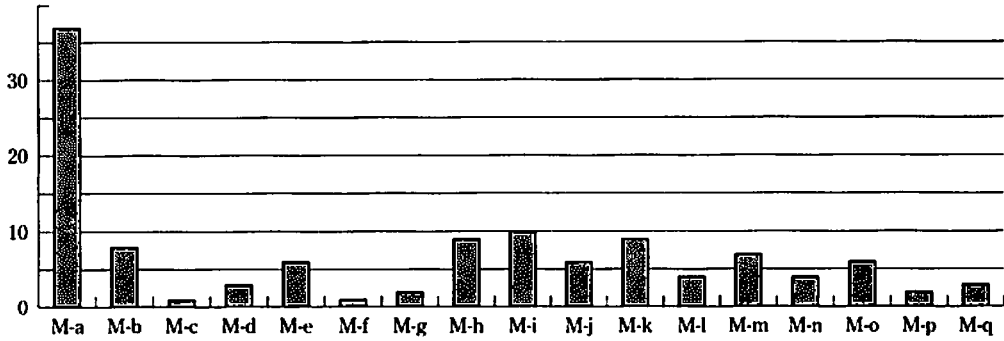


第11図 J (茶道具類)

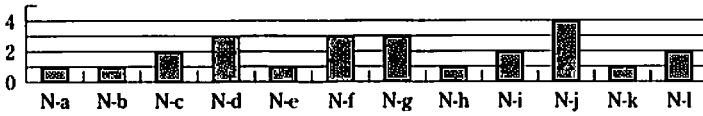


第12図 K (香道具類)

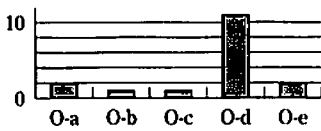
近世大坂商人の美術品蒐集



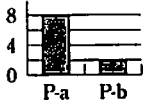
第13図 M (美術工芸品類)



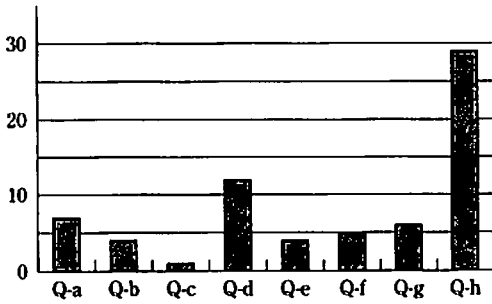
第14図 N (文房具類)



第15図 O (楽器類)

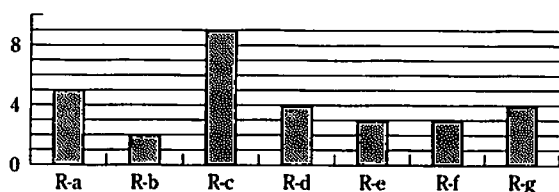


第16図 P (仏像・仏具類)

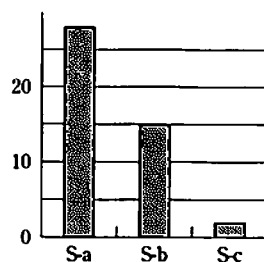


第17図 Q (その他の工芸品類)

近世大坂商人の美術品蒐集



第18図 R (観測機器類)



第19図 S (精密機器類)

17.64%を占める。

e (硝子工芸)は4点で、その他の工芸全体の5.9%を占める。

f (木工)は5点 (747) で、その他の工芸全体の7.35%を占める。

g (素材)は6点で、その他の工芸全体の8.82%を占め、名取川埋木 (419・424・501) などが見られる。

h (その他)は29点で、その他の工芸全体の42.64%を占め、内外の様々な工芸品が含まれる。

R (観測機器類) (第18図)

30点で、総数の2.9%を占める。大半がヨーロッパからもたらされた貴重な機器類である。

a (天文観測機器)は5点で、観測機器類全体の16.6%を占める。

b (気象観測機器)は2点で、観測機器類全体の6.6%を占める。

c (望遠鏡)は9点で、観測機器類全体の30%を占める。

d (磁石類)は4点で、観測機器類全体の13.3%を占める。

e (測量機器)は3点で、観測機器類全体の10.71%を占める。

f (顕微鏡)は3点で、観測機器類全体の10%を占める。

g (その他)は4点で、観測機器類全体の13.3%を占める。

S (精密機器類) (第19図)

45点で、総数の4.32%を占める。

a (時計)は28点で、精密機器類全体の60%を占める。大半がイギリスを始めとした外国製品である。

b (時計付属品)は15点で、精密機器類全体の33.33%を占める。特に時計を繋ぐ鎖類 (112・247・292・357・800・852・947・952・994) などである。

c (その他)は2点で、精密機器類全体の6.66%を占める。

T (実験機器類)

3点 (131・137・940) で、総数の0.28%を占める。

U (医療機器類)

4点 (136・143・678・1002) で、総数の0.38%を占める。

5. 入手時期にみるコレクションの傾向

「家蔵記」は1~16の書籍を除いて17以降の器物については、ほぼ入手した年代順に記載されていることから時系列による蒐集品の嗜好性をみることが出来る。25、6歳から始めた蒐集品は千点を優に越える膨大な量であり、購入金額の総計は明確なところを明らかにすると金1.682両564歩119朱、銀4貫24.732匁387分と桁はずれである。因みに入手年代の初出する寛政2年 (1790) 当時の加賀米一石 (100升)、銀44匁前後、肥後米一石51匁前後である。

寛政2年 (1790) ~ 寛政10年 (1798) 26歳

近世大坂商人の美術品蒐集

～34歳

143点の蒐集品があり、全体の傾向としてはC（標本類）が51点と突出しており42.25%を占めている。内訳は、A3点、C-a16点、C-b2点、C-c13点、C-d3点、C-e7点、C-f1点、C-g5点、C-h4点、C-i3点、C-j4点、C-l2点、D1点、E-d1点、E-f1点、F-a3点、F-b4点、F-c1点、F-e1点、G-a1点、G-c4点、G-d1点、G-e3点、G-g1点、G-i1点、G-k2点、I-a2点、I-c1点、K-a1点、K-b1点、L1点、M-i3点、M-l1点、M-m1点、M-o3点、M-q2点、N-a1点、N-f2点、N-i1点、N-j2点、P-b2点、Q-a4点、Q-b1点、Q-d1点、Q-e1点、Q-h5点、R-a5点、R-b1点、R-c2点、R-f1点、S-a4点、S-b1点、S-c1点、T2点、U2点、E（武器・刀装具類）やH（酒器）、J（茶道具類）の蒐集はほとんどなく、C（標本類）やR-a（天文観測機器）などは5点も入手していることなどから、この時期興味の矛先はもっぱら自然史関係にあったことが窺える。

寛政11年（1799）頃～文化6年（1809）頃
35歳～45歳

306点の蒐集品があり、内訳はA7点、B2点、C-a17点、C-b7点、C-c22点、C-d5点、C-e5点、C-g3点、C-h3点、C-i3点、C-j1点、C-k1点、C-l1点、E-c1点、E-d4点、E-g2点、E-h1点、E-i2点、E-j4点、E-k1点、E-l1点、E-m1点、E-o3点、F-a3点、F-b5点、F-c2点、F-d1点、F-e2点、G-a8点、G-b4点、G-c18点、G-d13点、G-e6点、G-f4点、G-g7点、G-h3点、G-i3点、G-k7点、H-a5点、H-b1点、H-c1点、H-d3点、H-e1点、I-a1点、I-b1点、I-d4点、J-a3点、J-b1点、J-c1点、J-d1点、J-f1点、J-g2点、J-h4点、K-a2点、K-b1点、K-c1点、L4点、M-a3点、M-b1点、M-d2点、M-g1点、M-h2点、M-i6点、M-j4点、M-k4点、M-l1点、M-m2点、M-n4点、M-o2点、M-q1点、N-c2点、N-f1点、N-i1点、N-j2点、N-l1点、O-a1点、O-b1点、O-e1点、Q-a3点、Q-b1点、Q-d3点、Q-e2点、

Q-f1点、Q-g2点、Q-h5点、R-b1点、R-c3点、R-d1点、R-e1点、R-f3点、S-a10点、S-b6点、である。やはりC（標本類）は、68点と多く22.14%を占めている。中でも古瓦類が増加している。これまでほとんど無かったE（武器・刀装具類）が20点、G（調度・什器類）が73点と圧倒的に増え、23.77%を占めている。なかでもG-c（金工）が18点と多い。また、H（酒器）12点、I（喫煙道具類）6点、J（茶道具類）13点、M（美術工芸品類）33点と伝統的な工芸関係に興味が推移していることが窺える。さらに、S-a（時計）10点、S-b（時計付属品）6点と新たな蒐集対象として時計類およびその付属品が加わったこともこの時期の傾向として捉えられる。

文化7年（1810）頃～文政3年（1820）頃
46歳～56歳

344点の蒐集品があり、内訳はA1点、B2点、C-a8点、C-b2点、C-c3点、C-i2点、C-j2点、D1点、E-a3点、E-b1点、E-c1点、E-d2点、E-e1点、E-f2点、E-g17点、E-h2点、E-i2点、E-j3点、E-l1点、E-m1点、E-n2点、E-p1点、E-q2点、E-r6点、F-b4点、G-a23点、G-b27点、G-c12点、G-d4点、G-e9点、G-f5点、G-g2点、G-h4点、G-i1点、G-j3点、G-k5点、H-a5点、H-b4点、H-c1点、H-d1点、H-e1点、I-a1点、I-b1点、I-c2点、I-d5点、J-a4点、J-c4点、J-d1点、J-f10点、J-g3点、J-h3点、J-i1点、J-j4点、K-a2点、K-b6点、K-c1点、L5点、M-a24点、M-b4点、M-c1点、M-d1点、M-e1点、M-f1点、M-h6点、M-k5点、M-l2点、M-m4点、M-p2点、N-d3点、N-e1点、N-g2点、N-h1点、N-k1点、N-l1点、O-a1点、O-c1点、O-e1点、P-a6点、Q-c1点、Q-d7点、Q-f4点、Q-g4点、Q-h13点、R-c1点、R-d2点、R-e1点、R-g1点、S-a6点、S-b1点、S-c1点、U1点である。C（標本類）は、僅かに17点と全体の5%である。G（調度・什器類）は、95点で27.94%を占めている。特にG-a（陶磁器）23点、G-b（漆器）

27点と多くなっている。E（武具・刀装具類）は、46点、M（美術工芸品類）は51点と増加し、それぞれ、13.52%、15%を占めている。中でもM-a（日本画 掛物）は24点とその約半数を占めている。この時期興味はさらに純然たる美術品へと推移していることが理解できる。

文政4年（1820）頃～天保7年（1836）頃
没年 57歳～72歳

229点の蒐集品があり内訳は、A3点、C-c1点、E-d点1、E-g1点、E-h2点、E-i3点、E-j1点、E-k1点、E-m2点、E-o2点、F-a2点、F-b3点、G-a18点、G-b8点、G-c10点、G-d6点、G-e4点、G-f4点、G-g3点、G-k1点、H-a12点、H-b3点、H-d4点、H-e3点、I-d2点、J-a3点、J-b4点、J-d1点、J-e9点、J-f13点、J-g6点、J-h5点、J-i1点、J-j1点、K-a3点、K-b2点、K-d1点、L6点、M-a10点、M-b3点、M-e4、M-g1点、M-h1点、M-i1点、M-j2点、M-k1点、M-o1点、N-b1点、N-g1点、O-d11点、P-a2点、Q-b2点、Q-d1点、Q-e1点、Q-h6点、R-c5点、R-d1点、R-e1点、R-g1点、S-a8点、S-b7点、T1点、U1点である。C（標本類）は、僅か1点となり、E（武具・刀装具類）も13点と大幅に減少し、G（調度・什器類）は、54点でやや減少する。H（酒器）は22点と増加し、J（茶道具類）は44点で19.13%を占めている。この時期O-d（オルゴール）を集中的に11点蒐集し、S-a（時計）8点、S-b（時計）7点と時計熱は継続している。

以上、凡の傾向として20代後半から30代半ばにかけてはC（標本類）やR-a（天文観測機器）など興味は自然史関係にあったことが窺え、30代半ばから40代半ばにかけては伝統的な工芸関係に興味が増え、さらに、S-a（時計）、S-b（時計付属品）と新たな蒐集対象として時計類およびその付属品が興味の対象に加わり、以降継続する。40代半ばから50代半ばにかけての興味は、E（武具・刀装具

類）、M（美術工芸品類）等武具や美術品へと推移していることが理解できる。50代半ばから晩年は、武具等は敬遠し、H（酒器）やJ（茶道具類）、O-d（オルゴール）といった諸道具や情緒的安らぎを求めたのであろうか楽器類の蒐集が増加傾向にある。S-b（時計）の蒐集は、30代半ばから終世継続する。

6. 取次ぎ商人と品々

「家蔵記」に記載されている蒐集品の多くには購入金額と入手先が記載されている。取次先には平蔵（重芳の嗣子で五代平右衛門重長の幼名）や平左（分家初代平左衛門重喜）、平次郎（分家二代重遠）、七兵衛（升屋本家の親類で中川七兵衛＝御向）、七郎左衛門・小右衛門（山片蟠桃）など升屋の縁者や仙台藩関係者も数多く記載されており、親類縁者によるネットワークで升屋重芳の蒐集活動をもり立てていた一面が看取れる。

一方、正田奎兵衛、加賀屋忠兵衛、かさや宗兵衛、はりまや九兵衛、相州松崎屋与兵衛、上村屋幸八、俵屋竹吉、銭屋又兵衛、井手佐平等々専門商人の取次によって好みの品々を入手していることも克明に記録されており、美術品流通史の上からも看過できないところである。ことに西洋舶載の器物は、先に記した蘭学の流行と相俟って、重芳を始めとした知蘭派の好事家垂涎の蒐集対象であったことが、その蒐集品内容からも窺い知ることができる。

杉田玄白「蘭学事始」には「其頃より世人何となく彼国持渡りのものを奇珍とし、総て其舶来の珍器の類を好み、少しく好事ときこえし人は、多くも少くも取集めて常に愛せざるはなし」と時勢の風潮を書き記している。これらの舶来品を商う商人は唐高麗物屋と称され、大坂伏見町一帯に数多く店を構えていたことが知られている。中でも加賀屋を名乗る商家は16世紀後半に秀吉に従って加賀から

大坂に移り住んだ斎藤九郎右衛門を祖とする唐高麗唐物屋で、斎藤九郎右衛門の分家、縁者であるといわれている。

江戸後期の風俗を見聞のままに類聚した喜田川守貞『守貞謄稿』巻五「生業」には「伏見町茶道具屋 表専ラ格子也。茶道ノ具及ビ惣テ貴價ノ古器物雅玩ノ品ヲ商フ。」とあり、さらに「平野町唐物問屋 表揚げケ店構ナレドモ、見世更賣物ヲ置ズ。専ラ東廻ノ川岸ニ、土蔵ヲ連ネ建テ是ニ貯フ。唐及和蘭來船ノ諸品ハ、長嵩ニテ官市也。長嵩ニ、シャワニシカタト云アリ。商人方也。買人アリテ、入札ニテ、官ヨリ買之。其諸物全ク大坂問屋ニ贈ル、問屋リ、其品ノ中買ニ賣ルニ、賣出シ買出シ、入札、直組其他種々ノ買法アリ。畧之。又、京江戸ニモ漕シ賣ル。」とあり、江戸後期の平野町には長崎の官市を介して入札によって唐、和蘭舶来の品々を買い入れている仲買人の様子が記されている。

「家蔵記」に記されている升屋関係者以外で商人と考えられる人々は、約60人ほど認められ、中でも大坂を代表する唐高麗唐物屋、加賀屋忠兵衛や正田空兵衛といった大店の記載が数多く認められる。これらの商人の中で、「家蔵記」に数多く記載されているものや特徴的な商人に関して取扱いの品々の傾向等について分析を試みる。

正田空兵衛（正田屋空兵衛）

正田空兵衛は、「家蔵記」に、正空・匹空・匹もく・ひき空と略称で183に及ぶ記載が認められ、「兼葭堂日記」にも50回ほどの交流記録が認められる。「家蔵記」に頻出する取次商人であるところから山片重芳が最も鼻祖にした商人であることが窺える。伏見町の正田空兵衛の店先の様子は、寛政八年（1796）刊行の『棋津名所圖會』大坂部四上に所載（第20図）されており、当時の唐高麗唐物屋の様子が興味深く観察できる。重厚な看板には「異国新渡奇品珍物 蝙蝠堂」と記

され、店先で行われているエレキテルの実験に見入る人々の様子や、店内に分類されてディスプレイされた品々が異国情緒を演出している。商業ディスプレイの基本である人目を引くものを店先に、奥には分類された品々が整然と並べられる。画面右手前の緑台には木彫の鯉と甕、左手に突出する緑台には唐木細工の背凭れ椅子と陶製の太鼓形の腰掛が置かれ、「唐高麗物品々」と記された標識が立掛けられている。その後方には清朝乾隆年間（1736～1795）を彷彿させる豆彩双耳大壺と軸物の一山、さらにその隣りには規格物の瓶三口と盃の一山、煙管を持つ人物の手許には陶製の筆架が並べられている。左手軒からは提灯形をした燭器と如意、仏子を垂下させ、左手の棚の上段には碗と盆石、木箱に納められた異国風の人形と箱の上には銀食器とグラスが、下段の壺には孔雀の羽が挿してある。壺前の衣桁形の道具架けには玉類や根付、印篋を二列下げ、奥の棚には最上段に硝子碗や合子、中段には硝子のワイングラスやコップ・水指・瓶などを整然と並べ、下段には唐渡りの銅器や大壺が並べてある。羽織を着た人物は正田空兵衛であろうかエレキテルの起電機に手をかけ、鎖で繋がった盤上に座す男の頭部から電光が放たれている様子が衆目が集まっている。主人の後方に据え付けられた引き出しの前には段通が一巻ころがっている。この店先の様子を窺えば当時の異国趣味の蒐集家の多かった土地柄における所謂売れ筋の品々を網羅する商売の様子が垣間見え、興味深い。画面右肩には「ある人伏見町の唐高麗物屋正田が店をみて阿蘭陀文字にて狂歌を書侍る」と添え「Japan ni mo tin pun cwan no Mise Arite Kaite wo hikida Mocu Zen no Kala」とローマ字の狂歌が添えられている。Kaite wo hikida Mocu Zen no Kalaの意味は、買手を引出す正田の店は目（空）前に唐を見る

ようだということであろう。

正田奎兵衛は兼葭堂とも取引があり「兼葭堂日記」には、正田奎兵衛、正田、正田茶碗屋の名前で安永八年（1779）～享和元年（1801）の間に約50回、年に2～3回の顔繋ぎ程度の頻度で記録されている。「家蔵記」に記録された正田奎兵衛の名は寛政二年（1790）～文政九年（1826）の間に183回であり、頻度からいえば山片重芳の方が最頻にしていたことが看取される。

「家蔵記」にみる正田奎兵衛商店の商品の特質は、蒐集者の要求に広く答えられる品揃えであったことが窺える。

取次ぎ商品の総数は187点で総数全体の17.98%を占める。その内、142点は国外の品物（オランダ51点・中国21点・朝鮮3点・イギリス3点・その他64点）で、唐高麗物屋の名に相応しく取次ぎ商品全体の76%を占めている。内容の傾向は、A8点、C-a1点、C-c3点、

C-g1点、C-i2点、C-l1点、E-f1点、F-a1点、F-b7点、F-c1点、F-d1点、G-a16点、G-b4点、G-c6点、G-d9点、G-e5点、G-f8点、G-g5点、G-h2点、G-i5点、G-k7点、H-a4点、H-d3点、H-e1点、I-a2点、I-b1点、I-d2点、J-a1点、J-b1点、J-g1点、J-h7点、J-j1点、K-a1点、K-b1点、L4点、M-a1点、M-h1点、M-i3点、M-j4点、M-m1点、N-b1点、N-e1点、N-j1点、N-l1点、O-a1点、O-d4点、P-a1点、Q-a4点、Q-b3点、Q-d4点、Q-e3点、Q-f1点、Q-h5点、R-a1点、R-c3点、R-e1点、R-f3点、R-g1点、S-a8点、S-b6点、T1点であり、（第21図参照）ほぼ全般の品々にわたって取次いでいることが理解できる。しかし、E（武器・刀装具類）については一点の扱いもなく、取扱い商品から外れている。特に、扱いの多いものはG（調度・什器類 陶磁器）67点で、取次ぎ商品全体の35.82%を占めている。G-a（陶磁器）16点を数え、全体の8.55%を占めている。し



第20図 唐高麗物屋悲喜田の店頭 「摂津名所図絵」所載

かも、内容は、広東焼角小皿（但内五枚人物画五枚卉花之画有之）(338)、南京平鉢(515)、南京菊染付中皿(794)などの中国製が7点、白和蘭焼盃台(439)や和蘭焼小皿（但藍絵）(514)などオランダ渡りの品が9点と全て中国やオランダ渡りの品々で占めていることが理解できよう。また、S-a（精密機器類 時計）は8点と多く、S-a全体の29.62%を占めている。

加賀屋忠兵衛

「家蔵記」には、加忠・加、忠・か、忠と略称で101回に及ぶ記載が認められ、正田奎兵衛と並ぶ大坂伏見町の本店である。前述したが、加賀屋を名乗る商家は16世紀後半に秀吉に従って加賀から大坂に移り住んだ齋藤九郎右衛門を祖とする唐高麗唐物屋で、齋藤九郎右衛門の分家、縁者であるといわれている。「兼葭堂日記」には安永八年(1779)～享和元年(1801)の間に400回以上登場し、兼葭堂がもっとも巔頂にした唐高麗唐物屋であることが窺える。このようなことから、前述の正田奎兵衛は山片重芳が、加賀屋忠兵衛は木村兼葭堂が出入りを密にしていた唐高麗唐物屋で、蒐集のピークはずれるが同蒐集家に稀覯な品々を競って入れていた様子が推察される。

取次ぎ商品の総数は98点で総数の9.42%を占める。正田と同じくその内、71点は国外の品物（中国21点・朝鮮1点・オランダ18点・イギリス8点・その他24点）で、取次ぎ商品全体の72.44%を占めている。その内訳は、B1点、E-r1点、F-a2点、F-e1点、G-a9点、G-b3点、G-c7点、G-d3点、G-e2点、G-g1点、G-k1点、H-a9点、H-d3点、H-e1点、I-d3点、J-a4点、J-b1点、J-c1点、J-e5点、J-f1点、J-g2点、J-h1点、J-i1点、J-l3点、M-a4点、M-h1点、M-m2点、M-n1点、M-o2点、N-i1点、O-d3点、P-a1点、Q-d1点、R-b2点、R-c2点、R-d1点、S-a7点、S-b3点、U1点（第22図）で、特に、

抜いの多いものはG（調度・什器類 陶磁器）26点で、取次ぎ商品全体の26.53%を占めている。G-a（陶磁器）9点を数え、内7点が中国製、1点がオランダ製、1点が日本製である。金画コップ（298）や朝鮮砂張小燭（503）、銀写匙（987）などG-c（金工）も7点と比較的多い。S-a（精密機器類 時計）は7点と多く、S-a全体の29.62%を占めている。

かさや宗兵衛

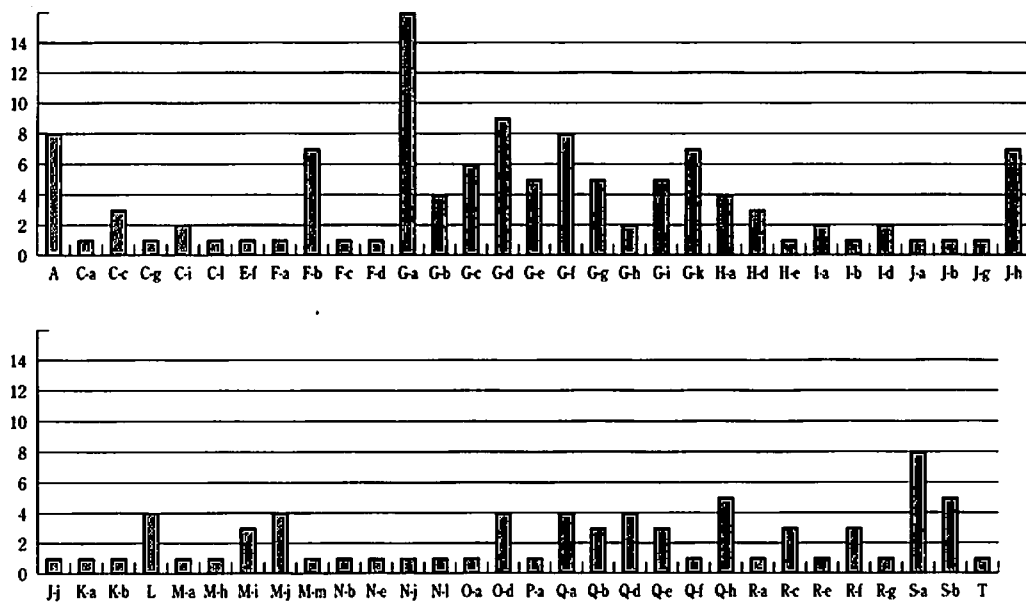
取次ぎ商品の総数は69点で総数の6.63%を占める。国内の商品が56点と取次商品全体の81.15%を占めることから国内の商品を地道に扱う店柄であったことが推察される。中でも、G-b（調度・什器類 漆工）、J-f（茶道具 鉄瓶）の取次ぎが12点、13点と多く、蒔絵五人前弁当（但膳碗飯杓子共外匣青貝入）(474)、時代蒔絵弁当（但梨地栢之もやふ）(527)、根来菓子盆（足高し）(710)、朱細蒔絵吸物碗（768）、真塗大丸弁当（但菊小籠もやう懸子 盆二枚分匣桑）(985)など蒔絵や根来菓子器、吸物碗といった漆工芸品の秀でた品々や大徳寺形鉄瓶（690）、時代剥蜜柑鉄瓶（845）、緞子形もやう鉄瓶（853）、珍品時代鉄瓶（銘北野）(903)など鉄瓶の品揃えに特質がみられるところである。内容の詳細は以下のとおりである。

G-a3点、G-b12点、G-c1点、G-d1点、G-e2点、G-h1点、H-a3点、H-b2点、H-e1点、I-a3点、J-a3点、J-c1点、J-d1点、J-e1点、J-f13点、J-g3点、J-i1点、J-j1点、K-b3点、L2点、M-a4点、M-b1点、M-e1点、N-d3点、N-g2点、N-l1点、P-a1点、Q-c1点（第23図）

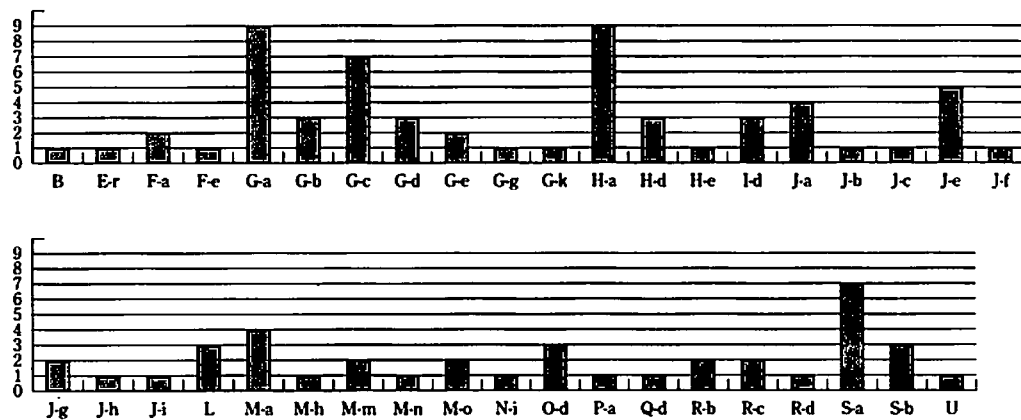
俵屋竹吉

一通りの品々を取次いでいるが特に美術工芸品関係の品に強い。G-a1点、G-b2点、G-c2点、J-d1点、J-j1点、K-b1点、K-c1点、M-a11点、M-e2点、M-g1点、M-h2点、M-j1点、Q-g1点、S-a1点で、特に、M-a（日本画 掛物）は、光淋鶴懸物（476）、土佐光超画（但猿丸

近世大坂商人の美術品蒐集

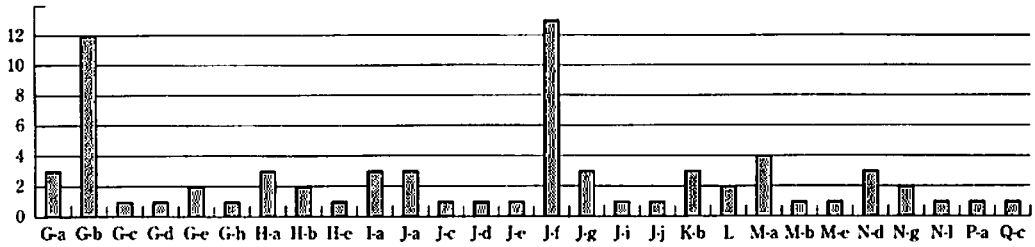


第21図 足田空兵衛取次商品の傾向

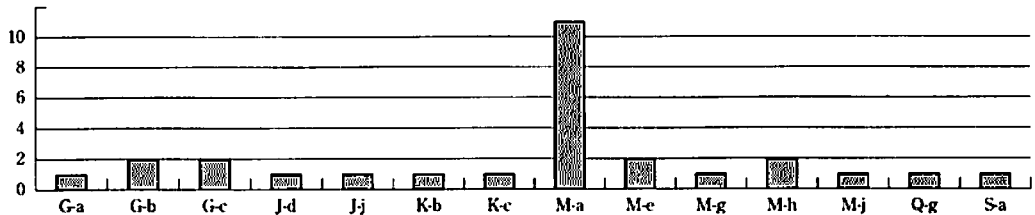


第22図 加賀屋忠兵衛取次商品の傾向

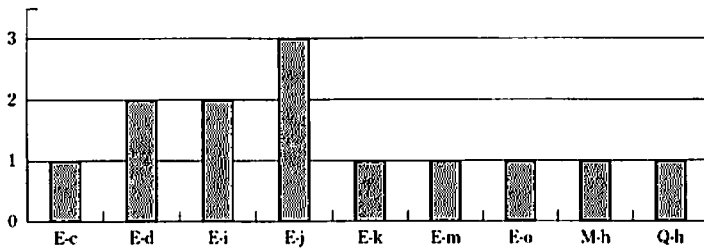
近世大坂商人の美術品蒐集



第23図 かさや宗兵衛取次商品の傾向



第24図 俵屋竹吉取次商品の傾向



第25図 上村幸八取次商品の傾向

大夫家持) (525)、英一蝶懸物 (但安宅図) (543)、等伯猿猴画懸物 (573)、探雪竹之画懸物 (833) など11点取次いでおり掛物の品揃えに特徴が認められる。(第24図)

M-e (屏風) では時代土佐画小屏風 (486) や時代源氏図式枚屏風 (907) をM-h (中国画) では南蕪柳鶴絵懸物 (774)、M-k (日本書) 定家卿墨跡懸物 (但上下唐物緞子中風袋印金)、古今珍敷物故求置 (570) など優品が認められる。

上村屋幸八

武器・刀装具類を取扱う専門商人で、『家蔵記』には13品の品々が見える。E-c1点、E-d2点、E-i2点、E-j3点、E-k1点、E-m1点、E-

o1点、M-h1点、Q-h1点で、特に刀剣そのものより魯西垂金錢 目貫ニ致置 (235)、時代小柄 (唐艸に紋瓦字有之) (224)、時代牡丹獅子縁 (225) など目貫や小柄、縁頭といった刀装具関係の品々に店の特質が認められる。(第25図)

井手佐平・井手斧次

井手佐平は時計を中心に商う商人で、『兼葭堂日記』には天明六年 (1786) 閏十月二日に「香合時斗井出佐兵衛遺ス」とある。「家蔵記」には、金無垢鈴打袂時斜 (92) の取次が記載され、寛政八年 (1796) 頃である。井手斧次は井手佐平の嗣子と思われ、やはり、40両もの高価な暗計利垂 (=イギリス) 時計

(但三本針惣唐舂もやう) (758) や30両の暗計兎亜時計 (但蓋飛出三本針早廻裏瑠理白絵もやう) (797)、大時計クサリ (但長サ四間有之) (800) や魯西亜人鉄砲打之図赤絵服紗 (867)、時計鎖先ヲルコル (880) など6点を取次いでいる。

間五郎兵衛重富

間五郎兵衛重富は、長堀川富田屋橋北詰に住した富裕な質屋の主人で、生来機械に関心を示し自ら工夫したり創造する才に恵まれていた。特に天体の高度測定器である像眼儀や天体の子午線経過時刻を測定する子午線儀などを考案し、その財力をもって麻田流天文学の興隆に大きく貢献した。後に、江戸浅草暦局に出仕し高橋景保を輔佐して科学的な天文暦学につくした人物である。重芳との交流の実態は定かではないが、日晷儀 (50)、蘭製ヲクタント (46) など観測機器類やアトラス (1) やウヲールデンフーク (4)、アンソンス (8) といった書籍類を取次いでいることから、しばし商人の間に立って舶来の機器類や洋書を紹介している。

7. おわりに

以上、豪商升屋四代平右衛門 (山片重芳) の蒐集品記録である「家蔵記」の分析を通して、江戸時代の蒐集家の嗜好とそれを取り巻く商人に関してある程度詳細な分析をすることができた。できるだけ山片重芳という一蒐集家の嗜好をクローズアップできるように細かな分類を試みたつもりであるが、何分数値的に多く、内容も多岐に互るため不適切なものも含まれていることは否めない。叱責を乞う次第である。

註

- 1 中野 操は、1979「大坂蘭学史話」思文閣出版の中で、知蘭派という用語を規定している。すなわち「大坂では、いわゆる蘭学者でもない、

また蘭方医でもないもう一群の蘭学関係者を区別したいと思うのである。それは西洋の学問技術等に関しては全くこま切れ程度の知識しかもたないが、むしろディレタントとして、オランダの、または西洋の書画や器物をこよなく愛した一群の人たちである。この人々を蘭学者と呼ぶことは不適当とおもうので、わたくしはここに知蘭派という新しい範疇を想定このなかにその人たちを入れることにした。」としている。

- 2 安永八年 (1779) ~ 享和二年 (1801) の22年間に互る兼霞堂自筆の日記。野間光辰監修 1972「兼霞堂日記」翻刻編 兼霞堂日記刊行会 羽間平三郎
- 3 「日本随筆大成」巻七 1927 吉川弘文館所収
- 4 「新燕石十種第五」第五巻 1927 「攝陽見聞筆拍子」巻八 所収の「唐の開帳の事」には兼霞堂所持の108種の品々が記載され、中国、朝鮮の物品の他に阿蘭陀渡りの品々も認められる。

森正綱「傾蓋漫録」(『四日市市史』第十巻史料編近世Ⅲ 1996 470頁所収)には、寛政四年正月 (1792) 増山雪斎の庇護によって伊勢長島藩領川尻村に仮寓していた兼霞堂を訪ねた森正綱が、兼霞堂所持の様々な文物を垣間見ている。その中には「阿蘭陀銅版ノ大冊、海族ヲ図ス、殊ニ精緻スヘテ影ヲ写ス、書ハ其国字ナリ、同画譜、橋本也、其中宮殿樓閣門額ノ製造、唐土ト異ル、橋殊ニ奇ナリ、同葉草ノ写彩色調美ナリ、水仙ノ類十種アリ、本邦未タ見ザルノ花多シ、同シク紅毛人墨画一卷アリ、書亦奇」や「座右ニ珍器アリ、コレヲ問ヘハ、ランハント云、阿蘭陀人ノ玩モノ也、高サ尺許、横長ク堅短シ、形ハ須弥也、アヤアリ、高端ニ軍配ノ如キモノアリ、向ニ欄ノ如キモノアリ、其間ニ板ヲ並フ、十六七葉段々ニ長シ、撥ヲモツテ琴ハ一牧一音ヲ出ス、サテサテ妙哉、撥ハ柄先ニ小車形ノ者、大サ経寸バカリナリ、余以為、上古ノクハゲン簞、十二調子ヲ出スモ珍シカラスト感シス」など、蘭書や阿蘭陀製の珍しい楽器

近世大坂商人の美術品蒐集

- の見聞を記録している。
- 兼霞堂貝石標本（大阪市立自然史博物館蔵）中の6段目の箱、最上列右から5番目にはヨーロッパの北海方面でしか産出しないモミジソテ（*Aporrhais pes-pelecani*）が三個体含まれている。はるばるオランダからもたらされた蓋然性は高い。梶山彦太郎 1982「木村兼霞堂蒐集と推定される貝類標本について」『木村兼霞堂貝石標本 江戸時代中期の博物コレクション』大阪市立自然史博物館収蔵資料目録第十四集 大阪市立自然史博物館 22頁所収
- 5 有坂隆道 1985 「山片重芳の蘭寮収集品」『日本洋学史の研究』Ⅶ 創元社
- 6 有坂隆道 1993 「山片蟠桃と升屋」創元社 29頁～30頁所収
- 7 註3と同じ 99頁所収
- 8 有坂隆道 1965 「升屋平右衛門山片重芳の寛政七年仙台初下向日記（「旅譚」）」『史泉』30号 関西大学
- 9 重芳覚帳（一）の末尾に記載される「書物目録」（有坂隆道 1966 「豪商升屋平右衛門山片重芳の蔵書・収集品について」（上）『史泉』33号 関西大学）には、「江都大槻玄沢老ヨリ無抱取替金之事被頼為信儀被相登候蘭書目録」とあり、数冊の本が列記されている。
- 383 アルゲメー子ウ、ヘンスコーレ 八巻
ウエーテンシカッペン著述
但三才諸術芸及本然窮理学校講業細密図説
- 384 ナチュール ヨハン子スフロレンチエスマルチ子ット著述
但諸国精説物産細密図着色人
- 385 ジョーガラヒ ヨハンヒブ子ル著述 但四大洲世界地説
- 386 ヨンストンス 但禽獸蟲魚介講世界大成図説紅革表帯 珍蔵
- 387 子ーテルラントヒストリヘニンケン 大本四巻
但金銀銭泉大小細密諸図数千顆写真金革
- 表帯美本
- 388 ヒブ子コンストウワールテンブック 一巻
但百工館府要術書白革表帯
- 389 アルゲメー子ヒストリー 拾九巻
但割判絵史 天地割判セル開闢ノ初ヨリ今時ニ至ルマテノ数千載ノ際ノ史録也
- 390 本朝第壹部之書珍蔵 プレホスト 大本式拾壹巻
但四大洲各国ヲ始テ開キシ人々又航海征客諸士ノ経歴ノ記録ヨリ採リ集メ地面方位隣界分洲王侯地主并気候風土江湖山川海洋及海岸河岸居宅管作民俗崇奉神仏政治芸術交易技術等古今同異毎編精密ナル鑲嵌ヲ以テ其諸国地圖勝景都城家作人物鳥獸草木魚介之類悉ク其土産ヲ写真スルモノ数百葉
- 391 ハンドカールテ 大本 壹巻
但世界精図 革表帯
- 392 セーハッケル 大本 壹巻
但諸地諸島國及海國航海要所
- 393 スブラークトコンスト 壹巻
但渥第爾蘭土言語術
極品美本 右ハ江都大槻玄沢君ヨリ取替金之為礼到来
とあり、ヨンストンスが大槻玄沢より事実を推察するに足る記録が残されている。
- 同氏によれば「文化三年ごろに書きつけたと考えられるので、同年三月玄沢の本挽町宅の火災、同八月 采女新宅に結び付けて考えてよいかもしれぬ」とし、玄沢借金の一件と蔵書の移管を示唆しておられる。
- 10 「兼霞堂日記」復刻編 1972 兼霞堂日記刊行会 396頁所収
- 11 有坂隆道 1966 「豪商升屋平右衛門山片重芳の蔵書・収集品について」（上）『史泉』33号 関西大学
- 12 有坂隆道 1967 「豪商升屋平右衛門山片重芳の蔵書・収集品について」（中）『史泉』34号関

近世大坂商人の美術品蒐集

西大学

- 13 有坂隆道 1966 「豪商升屋平右衛門山片重芳
の蔵書・収集品について」(下)『史泉』35・36
合併号 関西大学

(國學院大學考古学資料館学芸員、兼任講師)

家庭記番号	物品名	大分類	細目分類	員数	内外の別	(巻)	歩	采	重	匁	分	基本単位外	取次	入手時期
1	アトラス (複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	H	32							間五郎兵衛	
2	シムラベルデン(旧州第1師団上之隊誌之記録入)	書籍	A	1巻	H	3							定田幸兵衛	
3	ウールベニ(旧第1師団之図形色入装束表帳)	書籍	A	1巻	H	10							大槻玄沢	
4	ウールベニ(旧第1師団之図形色入装束表帳)	書籍	A	1巻	H	4							間五郎兵衛	
5	アトミイ(旧師団之図形)	書籍	A	1巻	H	3	2						定田幸兵衛	
6	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	H	15							定田幸兵衛	
7	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	H	2							間五郎兵衛	
8	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	H	3	2						間五郎兵衛	
9	ウールベニ(旧第1師団之図形色入装束表帳)	書籍	A	1巻	F	3							右ノ門ニ子間物部ノ兵衛ノ采	
10	ウールベニ(旧第1師団之図形色入装束表帳)	書籍	A	1巻	H	7							間五郎兵衛	
11	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	5巻	H	4							足越屋 正兵衛	
12	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	H	3							足越屋 正兵衛	
13	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	H	3							定田幸兵衛	
14	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	2巻	H	13	2						定田幸兵衛	
15	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	H	1	2						定田幸兵衛	
16	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	H	1	3						定田幸兵衛	
17	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	O	2								
18	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	J	3								
19	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	O	4	3						右ノ實野 大助	寛政2(1790) - 5年(1793)
20	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	O	5							定田幸兵衛	
21	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	J	1							大槻玄沢	
22	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	C	1	1						定田幸兵衛	
23	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	C	1	1						定田幸兵衛	
24	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	C	1	1						定田幸兵衛	
25	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	J	7	3							
26	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	J	3	5							
27	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	J	4	3						加賀州忠兵衛	
28	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	J	3							曾谷兵衛	
29	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	J	3							大槻玄沢	寛政5年(1793)12月
30	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	J								右ノ高島山台ノ工部	
31	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	J								右ノ高島山台ノ工部	
32	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	J								右ノ高島山台ノ工部	
33	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	J								右ノ高島山台ノ工部	
34	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	2巻	J								右ノ高島山台ノ工部	
35	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	J								右ノ高島山台ノ工部	
36	アトラス(複製地全国基金表帳)	書籍	A	1巻	J								右ノ高島山台ノ工部	

115	歌贈帖(但延長之文字有之)	その他の工芸品類	Q-d	1	J														徳助 右白川卿家中地田氏へ進物	
116	結婚	漆本	C-g	1箱	J														平左	
117	貝類	漆本	C-g	1	J														加賀越前屋	
118	漆木化石	漆本	C-a	1	J														九五郎	
119	交感鏡小カブツ	漆皮・什器類	G-l	1	C														足田幸兵衛	
120	青白銀玉ノ筆	文房具類	N-a	1	C														京都入江町に定留ノ前竹屋町通 具屋ニテ来ル	
121	玉(但角雨電影)	その他の工芸品類	Q-a	1	C														足田幸兵衛	
122	扇子ノ緒	扇類	F-c	1	J														鎌原又兵衛	
123	焼古十種之内(但神鏡類并小倉色所取也)	書籍	A	1箱	J														右者白川家中新具屋八出帳之節 并(但)河段次	
124	伊豫形明之反古	その他の工芸品類	Q-h	2	C															
125	念者古代鏡	漆本	G-b	3	J															
126	扇之産御竹	漆本	C-h	1	J															
127	子規全羽	漆本	C-j	1	J															
128	團扇寄金瓦	漆本	C-a	1	J															
129	金ノ解	漆本	C-c	1	J															
130	豊州玉造石	漆本	C-c	1	J															
131	書製茶入(但外敷物欄欄有之内小箱子)	文藝機器類	T	1	O															
132	越前トクメ(但箱子地小児島郡津田)	漆板工芸品類	M-l	1	O															
133	唐物鏡切(但前頁鏡子唐花鏡)	扇類	F-b	1枚	C															
134	蛸吹巾着	美術工芸品類	M-o	1	J															
135	硝化石	漆本	C-e	1	J															
136	カチーナル(但便附二用ル器) 外科用	医療機器類	U	1	O															
137	天衣子土(但水押ナリ)	文藝機器類	T	1	O															
138	天文年号漆木鉢	漆皮・什器類	G-c	1	J															
139	石卵	漆本	G-c	1	J															
140	内洋入御石磨	その他の工芸品類	Q-h	1	O															
141	文器下敷	漆皮・什器類	G-k	2足	C															
142	团子天コウフ(但文字等有之)	漆皮・什器類	G-d	1	O															
143	カバ(但木小2コ付計1コ付1本象牙)	医療機器類	U	6	J															
144	漆器漆物俵	文房具類	N-j	1	J															
145	漆器漆年鏡	漆皮・什器類	G-k	1	J															
146	天正年印小鏡(但文字類厚ト有并漆皮漆竹之痕跡)	漆皮・什器類	P-b	1	J															
147	寛永年印小鏡	漆皮・什器類	P-b	1	J															
148	小化石具	漆本	G-d	3	J															
149	木鑿石	漆本	C-e	1	J															
150	上杉家瓦	漆本	C-a	1	J															
151	建長寺観音開瓦	漆本	C-a	1	J															
152	阿蘇観心寺瓦	漆本	C-a	1	J															
153	仏子貝	漆本	C-r		J															

154	御蔵出陣(伊丹成之記)山内入	多額	A	1	1	1	2									曾谷林藏		
155	信田旭刀	武具・刀装具類	E-d	1	1	1	2									藤園君		
156	旗巻通札	美術工芸品類	M-o	1	1	1	3											
157	元禄年間香爐蓋 数	香道具類	K-b	1	1	1												
158	辰田兵衛土	C-1	1箱	1	1											里松留保と兵衛ら御		
159	八木糸籠	その他の工芸品類	Q-h	1	1	1										定田幸兵衛より贈		
160	竜纏(伊丹名格柳ト云)	標本	C-h	1箱	1	1										七郎左衛門(山片雄純)伊丹入贈		寛政11年(1799)
161	旗山城全瓦	標本	C-a	1	1	1												
162	京大仏燼瓦	標本	C-a	2	1	1												
163	京大仏向燼瓦(伊文字有之)	標本	C-a	1	1	1										御屋次千蔵ら密贈		
164	古竹物頭	標本	C-b	1	1	1												
165	肥後船(伊達重之内清澄三州)	標本	C-j	1	1	1	3	2										
166	多賀城丸瓦	標本	C-a	1	1	1												
167	竜文石	標本	C-c	1	1	1												
168	黒石	標本	C-c	1	1	1												
169	笠置	標本	C-c	1	1	1												
170	下見石	標本	C-c	1	1	1												
171	松波化行	標本	C-e	1	1	1												
172	鱧乳石	標本	C-c	1	1	1												
173	鯉之皮	標本	E-o	1	1	1	1	1								右者仙台も久五郎相替		
174	奥御寺平瓦	標本	C-a	1	1	1												
175	元御寺平瓦	標本	C-a	1	1	1												
176	相模寺平瓦	標本	C-a	1	1	1												
177	勢島経線瓦	標本	C-a	1	1	1												
178	京大仏三平丸瓦	標本	C-a	1	1	1												
179	大石氏巴丸瓦	標本	C-a	1	1	1										定田幸兵衛		
180	田楽茶炊	強度・什器類	Q-b	1	1	1	175									定田善兵衛		
181	大甕(0以外ニ朱クノバチ有之)	茶器類	Q-c	1	1	1	12											
182	ナンテモノツタ石	標本	C-c	1	1	1												
183	桑畑村魚貝から髪	標本	C-g	1	1	1												
184	中尊寺境内地形(香願みちのくト云)	香道具類	K-c	1	1	1												
185	大甕之石	標本	C-e	大1	1	1												
186	相模御古瓦	標本	C-a	1	1	1												
187	中尊寺様堂瓦	標本	C-a	1	1	1												
188	四目石	標本	C-d	1	1	1												
189	赤石化行	標本	C-d	1	1	1												
190	磯山石(平泉門跡寺山之産)	標本	C-d	1	1	1												
191	磯石	標本	C-c	1	1	1												
192	四目石(筑前郡立練村之産)	標本	C-c	1	1	1												
193	松葉石(鹽井郡火川之産)	標本	C-c	2	1	1												
194	欠之掛石(阿部東山長政村之産)	標本	C-b	1	1	1												
195	鱧乳石	標本	C-c	1	1	1												
196	小石化行同産	標本	C-d	1	1	1												
197	扇旗石	標本	C-c	1	1	1												
198	扇旗石(中尊寺山中も掘出ス)	標本	C-c	1	1	1												
199	扇旗石	標本	C-b	1	1	1												

244	上毛田舎名園分亨瓦(但様名一丁集二行之)	標本	C-a	1	J													仙台家中作藤正太太郎6塔閣棟 享和元年(1801)9月
245	時代色紙浪三番小納	武器・刀道具類	E-j	1	J	2	2											上村屋幸八
246	小刀(組焼黒名)	武器・刀道具類	E-d	1	J	2												上村屋幸八
247	私良殿時斗(但様三一人子供運之儀付留録色紙)	秘密機密類	S-a	1	F	8	2											近田李兵衛
248	雙屋形酒玉	その他の工芸品類	Q-a	1	J	1	1											近田李兵衛
249	宮玉凡四拾六七・古鏡・土鏡・古鈴	標本	C-b	4	J			18										桑川
250	私良殿時斗・クサリ	秘密機密類	S-b	4	F			7	2									加賀屋忠兵衛
251	金輪殿酒地和	酒器類	H-a	9	J	7	1											加賀屋忠兵衛
252	撥金台コソフ	加度・什器類	G-c	1	O			21	5									加賀屋忠兵衛
253	唐金使之口	加度・什器類	G-c	1	C			220										近田李兵衛
254	笈形組敷	加度・什器類	G-c	1	J			23										右ハ上毛野四郎三郎の族系近英 古風を口依所頼所建己来古風形 出葉ト云フ有之由ハ古之品也委 曲別部ニ有之天福天神ノノ門通 具ヤニテ与風見ヨリ求ル底至十 十年探得之由白川英ノ叙上
255	長慶七年掛	書類	A	1	J			6	5									加賀屋善盛
256	依輸入和蘭大納	加度・什器類	G-k	1	H	2	2											近田善兵衛
257	大ソコ目	標本	C-R	1	O			45										近田李兵衛
258	鉄輪入和蘭大納	加度・什器類	G-k	1	H			32										近田李兵衛
259	玉(御足抄品)	その他の工芸品類	Q-a	1	C													近田李兵衛
260	硝子函人物類	美術工芸品類	M-j	1	O	1	1											近田李兵衛
261	小箱人物類	秘密機密類	R-f	1	O	2	2											近田李兵衛
262	大石氏手簡 墨物に取扱	美術工芸品類	M-k	1	J			2										近田善兵衛
263	玉川透影	その他の工芸品類	Q-a	1	C	1	1											桑園君6頼米
264	團扇小室(但様色ゾ筋)	加度・什器類	G-i	3	H			1	1									近田善兵衛
265	和製金堂(但三張事)	加度・什器類	G-R	1	J			2	2									近田李兵衛
266	抜小坂通	茶道具類	J-R	1	J			2	2									近田李兵衛
267	初時斗	秘密機密類	S-a	1	O	17												田仁
268	明由新機盤	秘密機密類	R-b	1	O	9												加賀屋忠兵衛
269	上器匣人	標本	C-b	1	J													右者公方藤介始之節即是中方工 器下張御前之由ニテ判来 享和 二年成之冬安出清兵衛江ナリ6 候頭為上座附也
270	忍石	標本	C-c	1	J													享和2年(1802)冬
271	松化石 小石也	標本	C-e	1	J													享和2年(1802)冬
272	梁化石 小石也	標本	C-o	1	J													享和2年(1802)冬
273	杉化石 小石也	標本	C-e	1	J													享和2年(1802)冬
274	清物身掛	加度・什器類	G-h	1	C	6												右ハ近田通具屋6元ニテ元兼候 ニ付和名御門を以相願也
275	金赤燭 西洋燭	加度・什器類	G-R	1	O	1	3											近田李兵衛

313	大形私貞様時計	精密機器類	S-a	1	F	4	1											加賀屋忠兵衛(右子之孫(代)ノ孫六郎(第五分ノ孫九郎五分)		
314	大形私貞様時計	書籍	A	60巻	C	2	2	2										加賀屋清盛		
315	大形私貞様時計(但御象紙書(電機様文字年号有之元市正(改氏)十八年トテ)文化元年申子迄の計四百六十四年)	調度・付器類	G-c	1	J					465								足田吾兵衛		文化1年(1803)
316	大仏金物手廻(右白川源平中興印氏へ産物)	調度・付器類	G-c	2	J					7								大五		
317	大仏金物手廻	調度・付器類	G-c	2	J					8								足田吾兵衛		
318	大仏金物	調度・付器類	G-c	2	J					62								足田心(足田吾兵衛?)		
319	加賀印	楽器類	O-a	1	H													足田吾兵衛		
320	本組玉カギ	その他の上品類	Q-f	1	J													右へ加賀江ノ川橋頭河		
321	金細手掛口 五華 組	楽器類	H-a	1	J	2												加賀屋忠兵衛		
322	ワトツ之図皿	調度・付器類	F-b	1	O	1	1											遠後屋林崎		
323	商人御製人形	調度・付器類	G-a	1	O	5	1	2										足田吾兵衛		
324	ワカトマズーン 人面彫印 茶付人形	その他の上品類	Q-b	1	C															
325	広敷度五人	調度・付器類	G-a	1	C					21	5									
326	加賀屋時計(但御象金針)	精密機器類	S-a	1	F	4												加賀屋忠兵衛		
327	加賀屋時計(但御象金針)	精密機器類	S-a	1	F	4												かさや宗兵衛		
328	加賀屋時計(但御象金針)	花器類	L		C	1												加賀屋忠兵衛		
329	加賀屋時計(但御象金針)	玉物上品類	M-n		C	1				12								足田吾兵衛		
330	加賀屋時計(但御象金針)	花器類	F-b	1	O	1	2											足田吾兵衛		
331	加賀屋時計(但御象金針)	花器類	R-c	1	H	1	2											足田吾兵衛		
332	加賀屋時計(但御象金針)	文房具類	N-1	1	H													足田吾兵衛		
333	加賀屋時計(但御象金針)	文房具類	N-1	1	H													加賀屋清盛		
334	加賀屋時計(但御象金針)	美術上品類	M-n	1	J													足田吾兵衛		
335	加賀屋時計(但御象金針)	精密機器類	S-b	1	O													江ノ川源平御門も相登又		文化24(1807)4月
336	加賀屋時計(但御象金針)	茶道具類	J-f		O													伊藤竹吉(右之品(加賀屋時計)ノ下ニ金室(加賀屋時計)ノ下ニ)		
337	加賀屋時計(但御象金針)	調度・付器類	G-c		J													銀式帳		
338	加賀屋時計(但御象金針)	精密機器類	S-a	1	U	4												加賀屋忠兵衛		
339	加賀屋時計(但御象金針)	調度・付器類	G-a	10	C					85								足田吾兵衛		
340	加賀屋時計(但御象金針)	調度・付器類	G-a	1	C					30								加賀屋忠兵衛		
341	加賀屋時計(但御象金針)	調度・付器類	F-b	1	O					27	5							足田吾兵衛		
342	加賀屋時計(但御象金針)	調度・付器類	C-c	1	J					7	5							足田吾兵衛		
343	加賀屋時計(但御象金針)	調度・付器類	R-c	1	H					50								加賀屋忠兵衛		
344	加賀屋時計(但御象金針)	調度・付器類	G-f		U													江ノ川源平御門も相登又		
345	加賀屋時計(但御象金針)	調度・付器類	G-f	2枚	J					86								足田吾兵衛		
346	加賀屋時計(但御象金針)	調度・付器類	G-h	1	J					300								足田吾兵衛		
347	加賀屋時計(但御象金針)	調度・付器類	O-b	1	J	1	2											代銀 枚		
348	加賀屋時計(但御象金針)	調度・付器類	G-c	1	J													代銀 枚		
349	加賀屋時計(但御象金針)	調度・付器類	G-r	1	O					91								代銀 枚		
350	加賀屋時計(但御象金針)	調度・付器類	M-1	1	H													代銀 枚		
351	加賀屋時計(但御象金針)	調度・付器類	F-n	1	O					110								代銀 枚		

352	硝子角付コップ	四度・什器類	G-d	1	O				43		足田李兵衛	
353	漆作(木ノ) 御厨付	美術工芸品類	M-m	1	J				30		足田李兵衛	
354	音筒子ホタン	彫器類	F-e	1	O	1					加賀屋忠兵衛	
355	銅製もやう火入(但金銀五郎三郎作)	四度・什器類	G-c	1	J				70		佐藤竹吉	
356	工筆風扇(但表作未施)	美術工芸品類	M-d	7	J							
357	硝子鏡タサリ	精密機器類	S-b	1	O		3					
358	硝子手拭箱	四度・什器類	G-d	1	J				48		加賀屋忠兵衛	
359	三重輪時計(但文字ニ直シ有之)	精密機器類	S-a	1	O	4	2				足田李兵衛	
360	和蘭名酒地判入俵(但大樽判六コツク小式コツク小式コツク)	酒器類	H-a	17	H				365		加賀屋忠兵衛	
361	硝子蓋物	四度・什器類	G-d	1	O				57	5	足田李兵衛	
362	チヤン登花タンゴ入(但地味もやう人物山水)	喫煙道具類	I-d	1	O	1	2				江戸川出賀行御門も書ス	
363	硝子文字機表(但内名技師入)	精密機器類	S-b	2	O		2				江戸川出賀之書も為書来	
364	硝皮	漆本	G-1	2枚	O				19	5	福吉	
365	硝皮座敷物	四度・什器類	G-g	1	O	1	2				大船血打も船坂之節鳴米	
366	硝製燭台	四度・什器類	G-c	1	O	1	2				足田李兵衛	
367	竹花生(但但野北樹工齋波風因之節向地進具厨中取 崖左御門より採来)	花器類	L		J						中屋基左御門	
368	藍霞丁羽置	四度・什器類	G-k		J				8		加賀屋伴蔵	
369	紅糸行笠併入	文房具類	N-1	1	J	2	2				足田李兵衛	
370	玉杯	酒器類	H-e	1	O	3	2				足田李兵衛	
371	小硝子台付格罎(但キヤン彫アリ)	四度・什器類	G-d	1	O			30			足田李兵衛	
372	大形磁器燈皿(但)	四度・什器類	G-b	1	J	2					足田李兵衛	
373	硝製燭臺	漆箱	A	5枚	J	2	2				桑川政次	
374	硝品 私貞輪時計針(但三本針仕掛サソ自漆ニ動タ ニハカ金 江戸地所左七定取取次(但三拾五兩定 辛兵へ取)	精密機器類	S-a	1	F	35					足田李兵衛	
375	漆本品	漆本	G-c	1	J			30			足田李兵衛	
376	硝製燭入金物	四度・什器類	G-c	1	H	1	1				足田李兵衛	
377	硝製サチダ(但硝子リ彫器ニ成)	四度・什器類	G-c		H		3				足田李兵衛	
378	硝製サチヤ	精密機器類	S-b		O		2				足田李兵衛	
379	硝製硝子掛燈	四度・什器類	G-d	1	H		3				足田李兵衛	
380	硝製燭臺	喫煙道具類	I-b	1把2本	H			5				
381	硝製細工印籠(但ノ家中今付常取御用ニテ右御焚 へ密受候御供納硝品ニテ申受取御焚)	美術工芸品類	M-n	1	J						但真右御門坂坂之節仙台も掛焼	
382	漆箱蓋類(但硝子)	美術工芸品類	M-n	1	J			50				
383	硝物チヤンコ(但硝子之台箱)	酒器類	H-b	5	C			100			かきや宗兵衛	
384	半原硝物燭長座	四度・什器類	G-e	1	C			35			足田李兵衛	
385	硝物硝子細工道具	美術工芸品類	M-o	1	C			8	5			
386	硝製硝製遠近扇	摺扇	B	1	J		1	2			桑川	
387	硝品 紅藍風扇(但紫色硝子製)	摺扇類	F-a	1	O	9	1				越後屋林輔	
388	硝子金銀燭燭入(但大式(但百六拾日中二代百六拾 小式(但四拾日)	酒器類	H-d	1組	O			360			加賀屋忠兵衛	
389	硝子金銀入子三ツ組	四度・什器類	G-d	3	O						足田李兵衛	

430	果志	書類	A	22部	J					303	6					石路
431	松子徳行	種別機器類	R-d	1	O											足田晋兵衛
432	種別器コソフ	高度・什器類	G-c	1	O					105	2					足田晋兵衛
433	丹州徳山御城下西(阿部朝徳味ト云有此地之古)	書本	C-a		J											大輔勝信
434	丹州田分寺瓦	書本	C-a		J											右ハ節ノ様ニ到来大輔勝信
435	徳州人物扇子陶	美術工芸品類	M-j	1	II											
436	本業品職主	書本	C-h	3	J											
437	絵巻巻	書本	G-i	1	J											天野江庵ノ到来
438	古物粉	その他の工芸品類	G-d	1	J					10						足田晋兵衛
439	白和紙巻巻行	高度・什器類	G-a	1	II											足田晋兵衛
440	寶鏡毛彫小ノソキ	その他の工芸品類	Q-d	1	O					13	5					足田晋兵衛
441	奇連歌巻(但西人未詳)	美術工芸品類	M-a	2巻	J											はりまや丸兵衛
442	豊志二十七部	書類	A	21部	J					319						代田次徳
443	小千巻	種別機器類	R-c	1	O											徳久五郎江ノ島編製之御機嫌
444	南原炭付茶碗(但巻台ニも成)	香道具類	K-b	1	O					25						依留竹吉
445	硝子キヤヤン(但小瀬府)	その他の工芸品類	Q-e	1	O					12	9					足田晋兵衛
446	洋筒茶碗(但雁島密刷)	茶道具類	J-a	1	O					180						足田晋兵衛
447	硝子茶盤動う人コソフ	高度・什器類	G-d	1	O					25						足田晋兵衛
448	豆粉ノ銀抄	茶道具類	J-h	1	O					300						足田晋兵衛
449	エトコノ松皮筒介	香道具類	K-a		O											但右皮ニテ保間ニテ日事英製機 ノ久五郎へ被贈承道中ニテ補 儀ヲ行儀ニテ真山香台を遺ル
450	保元時代茶合(但角廻徳神花もござ)	香道具類	K-a		J					60						足田晋兵衛
451	豆粉ノ銀抄	茶道具類	J-h		O											足田晋兵衛
452	和蘭大瓶	その他の工芸品類	Q-d		H					12						足田晋兵衛
453	朝鮮異体文字 辰古本一葉	書類	A		K											存者文化五年戊辰冬但州一日市 之成へ異山船渡者則朝鮮經船道 之商民の由向所野野氏ヨリ到来
454	和蘭銀細工人形	その他の工芸品類	Q-h		II					8						足田晋兵衛
455	硝子角大ガラスコ	高度・什器類	G-d	2	O					96						加賀晋忠兵衛
456	糸細工磁物	美術工芸品類	M-a	1	J					28						加賀晋忠兵衛
457	硝子小台コソフ	高度・什器類	G-d		O					17						
458	埴茶木成	高度・什器類	G-b		C					26						
459	大板徳之間	美術工芸品類	M-a	1編	J					20						益兵衛
460	備後四三原住王家御刀	武器・刀剣類	E-d	1	J											
461	置谷寺等種御池	美術工芸品類	M-b	1	J											右御品文化六年巳年夏御池又右 依留同御池之御安部所治儀も被 贈下候山ニテ御機嫌ル
462	徳山君親公院具御鳴響御味	美術工芸品類	M-k	2編	J											文化六年(1809)
463	徳山君御筆	美術工芸品類	M-k	1巻	J											文化六年又古も御ル
464	鉄匠(但巻之彫)	武器・刀剣類	E-h	1	J											希路又古も御ル
465	銅製物手杖懸	高度・什器類	G-h	1	J											希路左五郎様も被贈下候事
466	銅製物断ノ次	武器・刀剣類	E-g	1丁	J											今村常次郎様も被贈下候事
467	山ノ身ノコキリ	高度・什器類	G-i	1巻	J											足田晋兵衛

468	丹波四分寺瓦	標本	G-a	1	1	J										右二品屋左衛門龜山と標本ル	
469	丹波板石	標本	G-c	1	1	J										左衛門龜山と標本ル	
470	山刀	武器・刀装具類	E-g	1	1	J										小形分七兵御腰より到来	
471	腰座小刀	標本	C-b	2枚	2	J										文物より来	
472	南蛮小刀	武器・刀装具類	E-d	1	1	O											
473	燗針見	その他の工芸品類	Q-h	1	1	O											
474	朝旗六丁	武器・刀装具類	E-e	1	1	O											
475	朝旗五人御穿子(但御穿御穿子共外証背具入)	武器・刀装具類	E-e	1	1	O											
476	鑓子抱杯台(但鑓子抱杯)	酒器類	G-b	1	1	J											
477	光緒御懸物	茶箱工芸品類	H-b	1	1	J											
478	時代阿比引柄	武器・刀装具類	M-a	1	1	J											
479	時代阿比引柄	武器・刀装具類	E-j	1	1	J											
480	時代表物類	武器・刀装具類	E-p			C											
481	時代表物類	酒度・什器類	G-e			J											
482	時代表物類	酒度・什器類	G-k			J											
483	時代表物類	その他の工芸品類	Q-h	1	1	C											
484	時代表物類	酒度・什器類	G-c	5	5	C											
485	時代表物類	武器・刀装具類	E-j	1	1	J											
486	時代表物類	武器・刀装具類	E-j	1	1	J											
487	時代表物類	武器・刀装具類	E-m	1	1	J											
488	時代表物類	武器・刀装具類	M-e	1	1	J											
489	時代表物類	茶道具類	J-c			J											
490	時代表物類	酒度・什器類	E-i			J											
491	時代表物類	武器・刀装具類	G-k	1	1	J											
492	時代表物類	茶道具類	J-g	1	1	J											
493	時代表物類	茶道具類	G-k	1	1	J											
494	時代表物類	茶道具類	J-g	1	1	J											
495	時代表物類	茶道具類	E-g	1	1	J											
496	時代表物類	茶道具類	O-a	1	1	H											
497	時代表物類	武器・刀装具類	E-g			J											
498	時代表物類	酒度・什器類	G-e			J											
499	時代表物類	その他の工芸品類	Q-h	1	1	J											
500	時代表物類	武器・刀装具類	E-g	6	6	J											
501	時代表物類	武器・刀装具類	E-g	7	7	J											
502	時代表物類	その他の工芸品類	Q-a	7枚	7	J											
503	時代表物類	酒器類	Q-a	11-a	11	J											
504	時代表物類	酒器類	G-c			K											
505	時代表物類	酒度・什器類	G-c			K											
506	時代表物類	その他の工芸品類	Q-g			J											

588	陣敵金銀類	支物工芸品類	M-J	1軸	C	6										用兵物	
589	竹山先生型跡(御指具着者油塗之其木其着者油塗之 下行)	支物工芸品類	M-K	1軸	J		2		10							はりよや丸兵衛	
590	妙品磨針兜巻小下平頭	鍔刃機器類	R-e	1軸	U	2	2									右者久五郎(1)6編敷之御書箱	
591	時代太刀	武器・刀装具類	E-a	1軸	J	2	1									但上野辰蔵6求福心	
592	九ツ輪三線	鍔刃類	F-b	1軸	J	4	1									お菊取次 右品お菊へ遣ス	
593	御乳扇狂刀両端物	支物工芸品類	M-a	C	C	1	2									加賀陣型兵衛	
594	英雄指太直香燭	香道具類	K-b		J			12								豊福平兵衛 足田へ遣ス	
595	江村信三ツノハス	鍔刃機器類	R-e		J			30								久五郎(1)より授け取次	
596	伊勢古入笠	兼器類	O-e		C											右へ龜山御札授役人中より到来	
597	陣込赤黒松籠	武器・刀装具類	E-h		J	2	1	2								長浜岡文次	
598	徳川御給物たちひ(御賜取部)	調度・什器類	G-b		J			118								山倉殿取次	
599	相州御止刀	武器・刀装具類	E-b	1	J	6	2		20							かさ屋宗兵衛	
600	寄置燭臺物(御栗山給御)	支物工芸品類	M-a	3羽軸	J											藤島取次	
601	志野火入	調度・什器類	G-a	1	J			8								底端竹占	
602	飯もやう上極寄置(内小乳香燭紙台打居有之)	香道具類	K-e		J	11			300							加賀新忠兵衛	
603	小紋鳴引(御十下十二支出)	精密機器類	S-a		J											加賀陣音蔵	
604	徳氏五十四帖(御阿野大納言太郎御御受書占書了巻 作 壽松院三人有之)	支物工芸品類	M-d	1冊	J	3										奥山取次	
605	徳公御頭	支物工芸品類	M-k		J			100								代掛芝居 奥山取次	
606	大目如求巻	仏像・仏具類	P-a		J											富木川殿取次	
607	陣刀(徳川徳大秀御所持)	武器・刀装具類	E-e	巻軸	J	1	1									富木川殿取次	
608	古銃銃家公鏡	その他の工芸品類	Q-d		J		1									さかべの宗(かさ屋宗兵衛)	
609	寄置燭臺物	支物工芸品類	M-b		J	2	3	2								足田平兵衛	
610	黒二葉楓松三重 希世	調度・什器類	G-b		J	1	1	130								かさ屋宗兵衛	
611	瑞雲細巻	調度・什器類	G-b		J			100								足田平兵衛	
612	小ソノン形巻女直	その他の工芸品類	Q-f		J			28								足田平兵衛	
613	人丸女鏡	調度・什器類	G-k	1	O			19								足田平兵衛 右間氏へ見立月贈 る	
614	付露口傘	武器・刀装具類	N-e	2本	O			30								加賀陣型兵衛	
615	寶鏡四象鏡器(御文鏡ニ川州妙)	武器工芸品類	M-a	1	J											かさ屋宗兵衛	
616	可打笠電燈物	武器工芸品類	M-a	1	J	2	3									右へ文化十稔青年御台へF取御 徳地ニテ求ム	
617	笈一盤 かまはらい回	香器類	H-a		C			150								右間氏ニテ求ム	
618	南京大圓形着入(御花刀ニ川州妙)	兼器類	M-k	1軸	J	2	3									右間氏ニテ求ム	
619	陣太刀(宋御取部)	武器・刀装具類	E-a		J	6	2									右間氏(1)相子(御州御陣屋身 兵衛)ニテ求ム	
620	近衛基綱公旗指(上・下 中 文字取部)	支物工芸品類	M-k	1軸	J		3									右間氏ニテ求ム	
621	正法香燭	調度・什器類	G-b		J	2										右間氏ニテ求ム	
622	珍品 御扇繪	その他の工芸品類	Q-h		H	7	2									右間氏(1)相子(御州御陣屋身 兵衛)ニテ求ム	
623	陣敵駒コケル(内ハサミ口物前)ワサシ コソバ スサシ	鍔刃機器類?	R-e		O	3	2	2								右間氏	
624	陣敵器内扇形コケル	その他の工芸品類	Q-h		O	2										右間氏	
625	水牛打出花タマコ入	香道具類	I-d		J	1										右間氏 殿次郎へ贈る	
626	新巻御風箱香合	香道具類	K-a		O			25								右間氏	
627	唐写墨石	鍔刃機器類	R-d		J		3									右間氏 平蔵へ贈る	
628	イロキニコケル(御祭道具タハコ巻ニ用)	鍔刃道具類	I-c		O	7	1									右間氏 相州御陣屋身兵衛	

668	明文化遺産陶	美術工芸品類	M-h	1	C	4						舊兵衛辰次はりまや丸兵衛兵衛		
669	平岡陣笠(但左乗着有之)	武器・刀装具類	E-g	1	J	1	2					奥山殿次		
670	菅公木造	その他の工芸品類	Q-f	1	J			21	5			足田善兵衛		
671	古代理付和服腰(但胡粉帯)	その他の工芸品類	Q-f	1	J			7				足田善兵衛		
672	牙白玉角内入	文房具類	N-k	1	J							但文化十二年冬四月下旬岡村新 兵衛出行し持懸腰俵事	文化十二年三月小林源四郎保 藏の堀坂之助所敷地掃部頭俵 事	文化十二年(1815)4月
673	蒸物類(但芥ニテあミ候物也)	厨度・什器類	G-o		J									文化十二年(1815)4月
674	厨度(刀)	武器・刀装具類	E-r	2f	H			12	8			加賀越前兵衛		
675	打射笠(但真鍮茶箱)	厨度・什器類	G-b	20人前	J	1						かさ稲宗兵衛		
676	鯛毛彫射籠籠(但神花色絵もやう)	茶道具類	J-k		J							かさ稲宗兵衛	右之品村岡新兵 衛へ贈	
677	保元時代御用金匣	厨度・什器類	G-h		J	1	2					足田善兵衛	文化十二年九月御 向へ贈	
678	組小分盃斗	医薬器類	U		J			17	5			足田善兵衛		
679	唐物小皿匣(但墨子有之)	厨度・什器類	G-e		C			17	5			足田善兵衛		
680	二瓶付占卦茶	厨度・什器類	G-b	20人前	J	1						かさ稲宗兵衛		
681	交遊字半篋(但買兼人物錦子もやう)	厨度・什器類	G-a		J			3				笠野		
682	時代時袋小魚酒次	箱器類	H-b	1	J							御向西遊之御為士彦利栄		
683	時代時袋小皿	厨度・什器類	G-b	1	J									文化十二年(1815)10月
684	ノソコ作手篋匣	厨度・什器類	G-a	10	J							右二品文化十二年冬十月上京之 御期御氏ニテ買物		
685	船天規度俵(打續作メシ入)	仏像・仏具類	P-a		J		3					代金三巻外二續銀三圓程		
686	時代表組時袋小形提籠一組(但至香盤共)	厨度・什器類	G-b	1枚	J			245				奈良七		
687	孔雀弁尾	標本	C-f		O			32				足田善兵衛		
688	組和蘭茶箱花タハコ入 二重ふた	突物道具類	I-d		H	2						打江ニテ求上付藤		
689	組付小籠茶	武器・刀装具類	E-c		J	1						東岸(五郎)より取次右衛門左衛門 左		
690	大徳寺形鉄瓶	茶道具類	J-f		J			28				かさ稲宗兵衛	右品箱御幸之遊 帳へ題し	
691	御座時袋小非 ^キ	厨度・什器類	G-b		J		1	2				かさ稲宗兵衛		
692	大徳寺竹筒籠もの(但大形白シテ表具)	美術工芸品類	M-a		J		2					はりまや丸兵衛		
693	柳沢山隠(ベリ)石	標本	C-c		J							但曾組吉右衛門持持堀		
694	南郷大仏殿半皮	標本	C-a	2	J							右へハ右二門(總持)方丈(左め) 坊間元三右之候由ニテ取寄候旨 候事		
695	赤日形大石燈籠	厨度・什器類	G-j		J			480				竹久		
696	岡小形(右二本北の二右之)	厨度・什器類	G-j	1	J	1	1					奈良七		
697	茶一覆ノリ花箱(但狂形有之)	美術工芸品類	M-a		J	1	2	48				足田善兵衛		
698	時代袋小非(因氏繪)	厨度・什器類	G-b		J							足田善兵衛		
699	短冊時袋	突物道具類	I-c		J			35				右へハ右二門(總持)方丈(左め) 坊間元三右之候由ニテ取寄候旨 候事		
700	砂品 和蘭火槍(但品日本二只也)	精密機器類?	S-c		H		3					江ノ箱子(相州松崎屋兵衛)		
701	打度(但凡野あれ其如度之皮篋之下エ々)	標本	C-i		O	2	1							
702	打度(但凡野あれ其如度之皮篋之下エ々)	武器・刀装具類	E-r		J							右御用ニテ取寄候遊		
703	箱 ^キ 打度	武器・刀装具類	E-r	1丁	J			28				荒川		

737	姫前公御用 干体阿努陀仏	仏像・仏具類	P-a	1	J														右へ布地庄兵衛も到案内之内ニ 附行也	
738	青磁子楯成林密鉢	陶度・什器類	G-a		J														かき角	
739	珍品 早廻り管柱時時計(山積ニテ人形時計)	精密機器類	S-a		O	50													右者御座人珍物ニテはり古 次、延文取戻 外ニセも取次へ 口持遣	
740	磁器作り燗酒筒(但虫つくし彫)	喫煙道具類	I-b		J	1													足田平兵衛 右之品者次郎へ遺 ス	
741	珍品 浮世絵磁鉢(松花堂製)	美術工芸品類	M-c		J	7	2												足田平兵衛 外ニツル金二分	
742	虫之アブメ	服飾類	F-b		J														足田平兵衛	
743	菊絵漆出文箱(内梨子)	文房具類	N-d		J		2												かき風宗兵衛	
744	檀漆松合引	文房具類	N-1		J														かき風宗兵衛	
745	春日大宮(但八足)	陶度・什器類	G-b		J	2													足田平兵衛	
746	西代高松殿尺笈	尺貫・刀装具類	E-r		J														右者御向も到案也	
747	時代香松合引	その他の工芸品類	Q-c		J		2												かき風宗兵衛	
748	志野片口香物鉢	陶度・什器類	G-a		J		1												加ハ券	
749	尺上細形盆	茶道具類	J-d		J														佐田竹吉	
750	陶器磁器磁器	美術工芸品類	M-b		J														但島山觀齋氏も到案	
751	青磁花生 天龍寺子(但親子花面ヲ食形)	花器類	I		C														かき風宗兵衛	
752	モロコ物金糸 二重付 もやう風紗	茶道具類	J-h		O	1	2												足田平兵衛	
753	青磁親子下(但天龍寺子)	陶度・什器類	G-a		C														かき風宗兵衛	
754	モロコ物風紗(但地赤海気糸糸織モヨクは金糸組物 四方)	茶道具類	J-h		O	1	2												夫平力御座(足田平兵衛)取次	
755	袋付新水吹酒呑	香器類	I-a		C		2	3											豊後平兵衛	
756	藍巾敷類	茶道具類	J-f		J														かき風宗兵衛	
757	十所こも	服飾類	F-b		J														但大領録取戻十月將兵衛御取之 朝到案	文政1年(1818)10月
758	小笠原計(正支出し)	精密機器類	S-a		O	10													足田平兵衛	
759	梨子取杖(但中形有直(但外甲))	陶度・什器類	G-b		J														かき風宗兵衛 跡も申付ル	
760	江戸製山鏡キヤレン小皿	陶度・什器類	G-d		J	10														
761	バウチター	その他の工芸品類	Q-h		O	7	2												御向取次	
762	掛付念作太刀(但源氏取杖有之)	美術工芸品類	M-m		J	4	1												かき風宗兵衛	
763	掛付念作太刀(但源氏取杖有之)	陶度・什器類	G-a		J														右者番一斎とも所題	
764	モロコ物トング	その他の工芸品類	Q-h		O															
765	江戸製キヤレン酒呑	香器類	H-d		J														出入宗七取次	
766	掛物鳥籠	陶度・什器類	G-e		C		1												西田忠助	
767	埋架掛付	美術工芸品類	M-m		J														西田忠助	
768	衣箱漆器類	陶度・什器類	G-b		J	5													かき風宗兵衛	
769	珍品 徳寺風金古弓 乙卯	尺貫・刀装具類	E-r		J	1	2												柴川	
770	大島風鏡	その他の工芸品類	Q-d		J	1	1												足田平兵衛	
771	時代御用尺笈	文房具類	N-d		J	2	1												かき風宗兵衛	
772	朝日御用	その他の工芸品類	Q-f		J														足田平兵衛	
773	玉葉花鳥絵磁物	美術工芸品類	M-a		K														佐田竹吉	
774	付録陶器類	美術工芸品類	M-h		C														佐田竹吉	
775	藤枝風太	茶道具類	J-j		J														佐田竹吉	
776	万葉茶碗茶碗	茶道具類	J-a		C														代銀取次 豊原平兵衛	

777	加藤家防敵	仏像・仏具類	P-a	1	J	2			在京中寺下光寺下田中伊兵衛方 二字求	
778	白鹿古金櫃(但打敷地也)	銅度・什器類	G-f	1	J	3			右同人	
779	銀ノカネ煎茶具(但二期物付)	銅度・什器類	G-c	20人前	J		300		原水私物	
780	丸形漆器	茶道具類	J-f	1	J		80		かき福宗兵衛	
781	大連漆器	茶道具類	J-f	1	J	2			かき福宗兵衛	
782	砂器建水	茶道具類	J-i	1	J	1			常川	
783	砂器茶室金台一 甲印	茶具・刀装具類	E-k	1	J	1	2		御向政次	
784	砂器茶室金台一 甲印	茶具・刀装具類	M-k	1	J	2	2		御向政次	
785	獅子牡丹金物漆器之匣(但金物後藤赤子彫)	銅度・什器類	G-e	1	J		100		近田杏兵衛	
786	漆細工地唐物舟山入倉台	銅度・什器類	G-b	3	J		130		近田杏兵衛	
787	大連漆器漆器漆物	漆細工漆器類	M-a	1	J				はりまや九兵衛	
788	真山時代磁器(但桐桐并桐枝漆器)	銅度・什器類	G-b	1	J		189		奈良七	
789	桐枝ノ新刀	茶具・刀装具類	E-g	1張	O				御向向仙行家工職上之余衛門 下藏事	
790	中形漆器漆	茶道具類	J-f	1	J		25		行六鉄次郎三遺又	
791	大面盆(但舟船老杖器)	銅度・什器類	G-c	1	J		20		かき福宗兵衛	
792	和蘭器ノ中国(但内三同も茶台茶台)	銅度・什器類	G-a	2	H		95		近田杏兵衛	
793	時代磁瓶	茶道具類	J-f	1	J				代銀文帳	
794	南京御成付巾置	銅度・什器類	G-a	30	C		64	5	奈良七	
795	大連漆瓶	茶道具類	J-f	1	J		110		近田杏兵衛 御向向6 別家外二 同代傳少全七也枚求人	
796	宝篋磁瓶	茶道具類	J-f	1	J	2			かき福宗兵衛	
797	漆器 桐枝別室斗斗(但三本釘器漆器もやう)	銅器磁器類	S-a	1	U	40			井手彦次	
798	控高瓶小瓶(但強上人物之佳り物)	銅度・什器類	G-a	1	K				豊岡平兵衛	
799	銅板御成付御成付人物金櫃もやう)	茶道具類	J-h	1	O	2			井手彦次	
800	大時計ノヤリ(但度才四同有之)	銅器磁器類	S-b	1張	O	2	85		近田杏兵衛	
801	奈良色紙(四足並二用エド)	銅度・什器類	G-b	1	O				近田杏兵衛	
802	南京御成付敷板(但赤紙文有之)	銅度・什器類	G-a	1	C		100		近田杏兵衛	
803	徳本古茶ノ	茶具・刀装具類	E-g	1張	J					文政3年(1820)
804	玉葉仕舞屏	銅度・什器類	G-e		J				但御成儀高徳之高様御手舞之由 右云ノ同断御向所6 被下	文政3年(1820)
805	御名目之出大庭	漆器類	H-e		J				但御山様6御作御之由ニテ右 云ノ同断同所6 被下	文政3年(1820)
806	松葉御茶席	茶道具類	J-c		J				但云ノ右同断 御山様6御作御 之由ニテ同断内御山様6 被下	文政3年(1820)
807	舟山御屏	文房具類	N-h		J				右同断之御此方エ上6 被下右六 舟山御御影行之品御代ノ御末器 下御事	文政3年(1820)
808	虫鏡ノ御屏	銅度・什器類	G-a		C		120		豊岡平兵衛	
809	御屏ノ火鉢	銅度・什器類	G-c	1	K		500		近田杏兵衛	
810	長虎作入型花籠	花器類	L		J		85		大五	
811	金襴緞染度毛彫屏(四十二増カハ 幅目五拾六匁 余有之)	茶具・刀装具類	E-h		J	2	400		長浜屋文次	

928	白鷹酒標物 文庫重 表具は此方ニテ折	美術工芸品類	M-a		J					(代額石馬)	
929	フロイトナルコル(由来 もやう編子形之方)	楽器類	O-d		O	18				定田幸兵衛	
930	府民堂型紙本箱(巾わり本た)	茶道具類	J-1		C	60				加賀屋忠兵衛	
931	太鼓座狂亭(但馬日二百六拾発)	香道具類	K-d	1本	O	350				徳八郎次	
932	膳物徳もやう手紙笺 狂兵衛作	茶道具類	J-e		J	70				加賀屋忠兵衛	
933	膳物徳もやう手紙笺 狂兵衛作	茶道・付箋類	J-e	10枚	C	190				加賀屋忠兵衛	
934	キヤーン開品入札札	清器類	H-d		O					定田幸兵衛	
935	金銀製物腕	茶道・付箋類	G-b	30人箱	J					定田幸兵衛	
936	キヤーン扇子仕切度子人 大形	茶道・付箋類	G-d	1	O	4				定田幸兵衛	
937	和蘭酒度盆 赤キヤーン西	茶道・付箋類	G-e		H	260				定田幸兵衛	
938	キヤーン扇子仕切度子人 小形	茶道・付箋類	G-d		O	3				平盛二郎	
939	和蘭製茶道具	茶道・付箋類	G-d	10	J	135				平盛二郎	
940	和蘭製茶道具	火鉢燗器類	T		H	45				新兵衛取次	
941	硝子キヤーン硝子	清器類	H-d	10	O	1				定田幸兵衛	
942	小袋付八巻スカツ筆立	文房具類	N-b	1	C	70				定田幸兵衛	
943	水品臨時計鐘	箱籠器類	S-b	1	O	1				定田幸兵衛	
944	フロイトナルコル(但上蓋斜組上人物箱并大箱本写 之もやう)	楽器類	O-d		O	27				定田幸兵衛	
945	屏物野行鹿花形(但四方三千石之)	花器類	L		J	2				加賀屋忠兵衛	
946	人江山船遊(但西割事本群)	美術工芸品類	M-b		J	2				鑿具	
947	和蘭味小玉クオリ(但時計下盤二用)	箱籠器類	S-b		J	5				定田幸兵衛	
948	和蘭目小野風爐(但和蘭狂行之酒次席)	茶道具類	J-k		J	2				かき屋宗兵衛	
949	和蘭切提手組(但和蘭三 提手三)	清器類	H-a		H	10				定田幸兵衛	
950	和蘭花もやう膳物度子人 井ツクミニモ成	茶道・付箋類	G-a		H	50				定田幸兵衛	かき屋宗兵衛
951	ソングル(但蓋人物もやう)	楽器類	O-d	1	O	2				定田幸兵衛	
952	和蘭味小玉クオリ	箱籠器類	S-b	1箱	J	3				定田幸兵衛	
953	新設洋器手紙笺	茶道・付箋類	G-n		C	55				定田幸兵衛	
954	日豊拾打時計	箱籠器類	S-a		O	25				定田幸兵衛	
955	和蘭金杖燗提重 和蘭燗添	茶道・付箋類	G-e		J	100				かき屋宗兵衛	
956	本玉大目鏡	箱籠器類	R-e	1	O	1				定田幸兵衛	
957	大面古鏡手燗盆(但野鳥燗 庄兵衛燗有之)	茶道具類	J-e		J	3				(代額五枚 加賀屋忠兵衛)	
958	新設洋器手紙笺(但 箱ニテ和蘭拾打本用)	茶道・付箋類	G-n	5枚	C					(代額壹枚 かき屋宗兵衛)	
959	和蘭切提手組(但和蘭燗添)	茶道具類	J-d		J	3				定田幸兵衛	
960	徳本小倉燈	茶道・付箋類	G-b	1	J	1				定田幸兵衛	
961	毛氈燗盆	燗器類	F-b	1	O	3				定田幸兵衛	
962	ネカリニ組計提手燗 F半段(但野鳥燗)	箱籠器類	R-e		U	16				加賀屋忠兵衛	
963	和蘭徳も人物度子人(又外巻進米ノスナール)	茶道・付箋類	G-a		H	100				定田幸兵衛	
964	和蘭色更紗腹巻	茶道具類	J-h		O	35				定田幸兵衛	
965	赤更紗腹巻	茶道具類	J-h		O	60				定田幸兵衛	
966	術真豆(實?)の腹巻	茶道具類	J-h		O	60				定田幸兵衛	
967	和蘭カクオリ人形	その他の工芸品類	Q-b		H	7				定田幸兵衛	
968	和蘭燗タハコ人(但縁取之方)	燗器類	I-d		H	35				定田幸兵衛	
969	和蘭燗タハコ人(但人物表向)	燗器類	I-d		H	26				加賀屋忠兵衛	
970	ソラタ燗燗	茶道・付箋類	G-e		O	2				加賀屋忠兵衛	
971	佛利耶(但聖人人物大瓶之図即酒度盆ナリ)	清器類	H-e		O	1				かき屋宗兵衛	
972	和蘭旅行清器 箱ニテ(但黒新型)	清器類	H-e	1匣	H	17				加賀屋忠兵衛	

973	和蘭赤銅丁印刷	美術工芸品類	M-a		11					右者誠家實正生(即田季兵衛)の到来	文政9年(1826)4月
974	古付茶碗成箱	茶道具類	J-f		J					代出を枚 かさ屋宗兵衛	
975	極彩色紙衣(即深川壱)	美術工芸品類	M-a		J	13				菅四郎取次 足田季兵衛	
976	大正紗敷もの	調度・什器類	G-f		O				260	右之品方類を~々八月廿三日贈 加賀屋忠兵衛 右之品奥川春隆 へ贈	
977	銀仏具御時針	箱器類	S-a		F	7	2				
978	ヲゴ(ウルゴル)××再求(但番人物如前少大ツリ)	架設類	O-d		O	18					
979	磁石針筒ふた 小形	架設類	R-d		O				15	加賀屋忠兵衛	
980	嵐山燕窩(即山本松盛もの)	美術工芸品類	M-a		J	1	2			かさ屋宗兵衛	
981	青銅煙燭(即四三常川)	茶道具類	J-g		J	4				加賀屋忠兵衛	
982	磁筒針(即御許光堂) 子ウエレン作)	箱器類	S-a		J	6	1			加賀屋忠兵衛	
983	磁小手籠(但松竹梅もやう)	茶道具類	J-j		U		2			かさ屋宗兵衛	
984	鉄火櫃(ウツ)(個人シイボル(ウツ)所持)	調度・什器類	G-c		J					文政九年庚三月空向之御高 斎 老徳兵衛	文政9年(1826)3月
985	瓦敷丸茶子(但斯小籠もやう 髷f 並二枚分座 敷)	調度・什器類	G-b		J				90	かさ屋宗兵衛	
986	白茶瓶	茶道具類	J-b		J	4品			147 5	1 祭食七 代贈九百九十四分式類 御目式百九十九分有之 老男二 付四男三分 徳政四男五分か 右之品相返し左之通改相求 申物定意 覺 一頁三百三拾 五拾目 一七五拾五 九 百五拾 指口式内 四品目 ノ式類八拾五 一八拾目	
987	銀子籠	調度・什器類	G-c		J	5本			21 5	加賀屋忠兵衛	
988	箱付針筒成箱(但内タンホ様子瓶)	茶道具類	J-r		J				159	大五 加賀屋忠兵衛	
989	辛皮刺青	箱器類	F-a		O	6				加賀屋忠兵衛	
990	天徳手紙巻	茶道具類	J-o		J	2				加賀屋忠兵衛	
991	古徳金屏風(但江戸ニテ置ニ申付事)	調度・什器類	G-r		O	3			25	かさ屋宗兵衛	
992	古鏡付杯台(但御調竹之もやよ)	箱器類	H-a		C				30	足田季兵衛	
993	小籠白木燧足メリヤス	箱器類	F-b		H					加賀屋忠兵衛	
994	小籠玉ノオリ	箱器類	S-b		O	5	2			足田季兵衛	
995	松良製小千組(個人子テ紫木燧有之)	箱器類	R-c		F	5	2			足田季兵衛	
996	射期 福山番兵刺作	武器・刀剣具類	E-r		J	1	2			平井文次	
997	時代大刀(即金熱刺鷹もやう)	武器・刀剣具類	E-m		J					長浜川文次	
998	金燧短牌花目貫	武器・刀剣具類	F-i		J					長浜川文次	
999	燧匣	箱器類	A		J	2				加賀屋宗兵衛	
1000	和蘭金花槍花型(但筒花もやう角付)	花器類	L		11		3			足田季兵衛	
1001	四季生花 花林作	その他の工芸品類	Q-h		J	2					
1002	外科道具一式(但紅茶外包和帯入仕立内帯黄茶金熱 N)	医薬機器類	U		O	4	3			加賀屋忠兵衛	
1003	因是居士轉物(但香公持物)	美術工芸品類	M-a		J					代出を枚 益臣七	
1004	天龍寺手舟燧地利	箱器類	H-a		J	1	2			かさ屋宗兵衛	
1005	京細工ニール(但内石室胡小池知入)	調度・什器類	G-r		O	1	2			徳八取次	
1006	笠上燧本図録	箱器類	A		J	2	2			徳助取次	
1007	燧地巻判	箱器類	H-a		11				15	加賀屋忠兵衛	

参加・体験型講座の一試案

—散策マップ・ガイドの制作—

A Case Study of “Making a Walking Guide Map”

粕谷 崇

Takashi KASUYA

- 1 はじめに
- 2 博物館をめぐる現況と問題
- 3 散策マップ・ガイドができるまで
- 4 成果と課題
- 5 おわりに

1 はじめに

21世紀を迎えようとして、博物館を取り巻く環境は大きく変わろうとしている。例えば2001年からの国立博物館の独立行政法人化、学校教育での2002年からの新学習指導要領などをあげることができよう。

さて1980年代・90年代を振り返ると、バブル景気と崩壊は経済ばかりではなく、文化的な面においても大なる影響を及ぼしたと言える。名画が収集され、また博物館・美術館・ホールなどの文化施設が各地で建設された。そして、今度はその施設維持困難化という問題に直面している。この20年間は、博物館界にとって、まさに激動という言葉が当てはまる時代であった。

またその一方でこの時代には、博物館のあり方について捉えなおす見方も出てきた。その代表的なものが「第三世代の博物館」という考え方である。¹⁾博物館とその利用者との関係をどのようにしていくか、その観点から90年代では参加・体験型の講座が注目され、各地で様々な取り組みがなされている。

今回は、その参加・体験型の講座としての一事例を紹介し、博物館の講座について考え

てみたい。

2 博物館をめぐる現況と問題

まず講座についての事例を紹介する前に、博物館をめぐる現況を確認しておきたい。

(1) 独立行政法人化の影響

前述したように21世紀を目前にし、博物館をめぐる状況は変化しつつある。その一つが国立博物館の独立行政法人化である。来年の法人化実施に伴い、それによって発生するであろう問題もすでに出始めているように思える。その一つが独立行政法人化の決定後に、特別展あるいは企画展などの展覧会が矢継ぎ早に企画・開催されていることである。実際にこのような特別展の乱発で一番危惧されるのが、やはり展示の質の低下である。その防止策はすでに考えられているとは思いが、やはり時間の経過とともに避けられないのではないか。

さてこの特別展の開催であるが、国内のみならず世界から資料を借用する大規模な特別展となると、予算規模が当然大きくなることを意味する。自館だけで開催できればよいが、

昨今、予算の切り詰めがどこでもなされている。その場合、どこにしわ寄せがくるのか。回数なのか、借用する資料の点数を減らすのか……。

その解決策の一つとして、他の館との合同企画により特別展を行う、巡回展がより有効とされるであろう。これは予算的な面はもとより、企画が多様化するという面で有効とも言える。但し移動や環境の変化が、資料に対し悪影響を及ぼすこともあることは忘れてはならない。

また、協賛という形で企業などからの援助もますます必要になる。しかしその反面、「人が入る特別展を」ということが要求される、つまり多くの来館者が入る特別展が企画の第一に優先されてしまうという危険性も生じる。その時に、どのようにやりくりしていくか、学芸員をはじめ博物館職員のマネージメント能力が、不可欠になってきている。

特別展の醍醐味は、やはり世界の、そして日本の貴重な資料の数々を一同に見ることにある。しかし区市町村規模の博物館の場合、年に何度もこのような特別展を行うことは難しい。そうなるのであれば、大規模博物館へとより多く人の足は向くようになることが予想される。恐らくこれは、大都市周辺の中小規模博物館には起こりうる現象ではないであろうか。

(2) 博物館利用者の育成

さてそうなる、そのような中小規模の博物館では何ができるであろうか。

それは、本当の意味での博物館利用者の育成である。

「博物館を利用するひと」と一言にいつても、様々な利用のきっかけがあると思われる。例えば個人的な興味であったり、研究のためであったり、暇つぶしであったり、宿題であったりなど、博物館を利用する目的は多種多

様である。

その利用者の中で、年齢的な面に注目してみると、ある傾向があるように思われる。これは館種によっても差も出ると思うが、一般的な博物館では当てはまるといえるだろう。その傾向とはアルファベットの「M」の形である。「M」には二つの山があるが、その一つの山は小学生であり、もう一つの山は60～70歳前後の方々となる。

小学生の山は、学校教育と関わる。小学校の学習指導要領によるものだ。三年生の「昔の人の生活をしよう」というテーマ、四年生の「地域の歴史を知ろう」テーマである。これを学習する際に、学校の所在する当該地域に博物館が存在すれば、それを利用する機会が多い。この時、学校と博物館の関わりが生まれる。しかしここから学校との関係が続かない。その後、学校のカリキュラムでは学年が進むにつれ、例えば社会であれば住んでいる地域から日本の歴史へと学習する内容が広がっていく。広がるにつれ、博物館の利用目的は学校の授業から個人的な興味へと変わる。「歴史が好き」「動物が好き」「恐竜が好き」というような個人的な興味に伴い、子どもたちは博物館を利用するようになる。

一方、もう一方の山、60～70歳前後の山は、「子育てが終わった」「子どもが結婚した」「定年」などから生じた、「自分の時間」「夫婦の時間」を使うための、利用者の増加であると考えられる。特に男性の場合は顕著といえるだろう。「企業人」としての立場からの解放、これから何をこれからやっていこうかということで、自分の趣味、興味を追求しようとする。その一つの解決法として、博物館を利用するという手段へとたどりつく。また、いわゆる「カルチャーセンター」も盛んに利用される。この年代の方々を含め、現在の日本人は、自分の興味のある事柄、「楽しみ」に対し、それが自分にとって利益となるもの

参加・体験型講座の一試案

であれば、お金を払うことに厭わない。様々な分野の講座に参加する。また、もう一度、大学に入学し直す例も多い。

では、この二つの山に対して、博物館はどのように対応していかなければならないのであろうか。

小学生との関わりには、追い風が吹いていると言ってもよい。それはもうご存知のように新学習指導要領での「総合学習」であり、ますます博物館の活躍の場が与えられている。

博物館は地域の資料を収集し、保存し、調査研究をし、そして教育活動によりその成果を還元するところである。まさしく博物館は地域を総合的に研究している研究所であり、当該地域にある「データバンク」でもある。それを利用させるようにするには、博物館にいる職員、特に学芸員が積極的に外に出ていかなければ始まらない。

これまでの方法としては、「出張博物館」「出前博物館」などがある。また少子化に伴う学校の空き教室の利用方法に、関わっていく手段もある。さらに学校には学校資料室、校歴展示室のようなものがみられるが、機能していないことが多い。積極的に行う先生が人事異動してしまうと、物置化にされてしまう例が非常に多いのである。その場合、博物館の出張所としてのミニ博物館化としての使用も考える必要があるだろう。

いずれにしても、この時期の子どもたちに「ものを調べる楽しさ」、「発見することの面白さ」を体験させることが、学芸員の役目である。

次に、60～70歳前後の方々の場合はどうであらうか。

博物館で実施されている講座は様々である。講演、見学会にはじまり、特に子どもたちに対してはハンズオンというような、いわゆる参加・体験型の講座も盛んである。この

60～70歳前後の年代の方々に、好評なものといえば講演会、そして見学会である。特に見学会は史跡名勝をみて、解説を聞くことで知識を得ることができる。さらに歩くということで健康にもよい。そのためか募集をするとうすぐ定員オーバーの申し込みとなる。

しかし、こうした講座、全体を通して言えることがある。それは講師と受講生という関係であり、「講師から受講生へ」という一方通行の情報伝達の見られる。つまり、受講生からすると「講師からの情報を得ている」のみの状態である。

そしてこの状態、すなわち「話を聞くことで満足とする」という姿勢が受講生には多い。興味を持ち自分で図書館あるいは博物館で調べ方もいらしゃるが、ごく少数である。さらにせっかく調べても、自己完結、そこで終わってしまう。発表する場がない。

自然史系の博物館であると、受講生とフィールドワークをして、その結果が展示や研究に生かされることがある。しかし講座を受けた受講生が、その講座の講師にもなれる、そのような講座がこれからの博物館には必要でなかろうか。それが博物館利用者における「内から外への解放」になると思われる。

3 散策マップ・ガイドができるまで

そこで、その方法の一つとして、当準備会で行っている散策マップ・ガイドの制作について紹介し、博物館の講座について考えてみたい。この講座は1998年度と1999年度の二回に亘って実施されたものである。社会人を対象としていたことや、開催する曜日の関係から参加者の年齢層は高かったが、小学生のレベルでも工夫によりできると考えている。

(1) 準備室ができること

ここで当準備会で行ってきた活動についてまとめておきたい。

博物館は「ひと」「もの」「場」で構成されるという。その博物館を建設する前には、それがどんなかたちであれ必ず準備室が作られる。そして基本構想、基本設計、実施設計を経て、実際に開館へと進んでいく。しかし、その準備室めぐる現在の状況は、大きく二つの段階に分かれているとあってよい。

一つは、開館に向けて一丸となって進んでいる準備室である。この段階の準備室は、いうまでもなく目前に迫る開館への様々な準備に追われているが、意気揚揚としている状態である。

もう一つは「先が見えない」状況、いわゆる凍結状態である。財政的な問題等、その要因には様々なもの関係していると思われるが、そこに配属されているものにとって、その状況は芳しくない。当準備会も後者に属する。

しかし、状況がいずれであっても、準備室が存続するかぎり博物館活動はできると考え、当準備会では、むしろ博物館の準備段階でより積極的に博物館活動、教育活動をはじめることとした。

当準備会は1994年に発足し現在に至っているが、1996年度からは講座や特別展を実施している。

1) 体験学習

まず1996年度から区内の社会教育施設、区民会館、区内小・中学校の教室で体験学習講座を年2回実施している。対象者は小学生高学年以上で、小学生の場合は保護者同伴ということで募集した。

これまでにを行った講座の主なものは以下の通りである。

- 1 街の中の昔発見
- 2 縄文土器の文様を描いてみよう
- 3 縄文クッキーをつくる
- 4 拓本をやってみよう
- 5 発掘体験 など

2) 企画展

区で収蔵している資料、特に文学資料を中心に企画展を開催した。場所は渋谷区立松濤美術館の一スペースや社会教育館の展示フロアー（区立千駄ヶ谷社会教育館）を借用したものである。

3) 特別展

1999年度からは区立白根記念郷土文化館（以下、郷土館）で年2回の特別展を実施。

4) 出版物

1997年度から郷土館から「郷土館だより」の発行も委託を受け、年3回で11号（4号から準備会にて発行）までを発行している。

5) 講座

1998年度から新規事業として、「渋谷を知る」講座をはじめ、1999年度も二回目を実施した。

この「渋谷を知る」講座であるが、これは当準備会と区立上原社会教育館とが共催で行った事業である。1998年度が全10回、1999年度が全11回の講座であった。

この講座を開催するにあたり、今までとはちがう形式のものが出来ないか、ということが検討事項に存在した。従来の講座では、企画した博物館の学芸員が講師として行う。この場合、一方的な博物館から参加者への情報提供である。しかし、それだけではなく、双方向的な情報提供、情報交換の講座のやり方はないかどうかを考えてみたのである。

(2) 散策マップ・ガイド制作の概要

そして以下に述べる「散策マップ」「散策ガイド」の制作を企画し実施した。¹⁵

では、散策マップとガイドがどのような形で、進み、つくられたか説明したい。

1) ねらい

今回の講座のねらいは、次のようなものであった。

- ①地域の方々からの地域情報を収集する

参加・体験型講座の一試案

ともすると準備室の段階では、文献からの情報収集にとどまってしまうがちである。聞き取り調査とは別に、地元に住む地域の方々から、今までわからなかった新しい情報や最新の地域情報を得ることができる。

②地域を実際に見ることができる

実際に地元に行き、五感で感じることが出来る。

③地域の語り部・地域の人々と知り合いになる

文献だけではどうしても不足しがちな情報がある。その情報を知る地元の古老と話をすることができ、またその人自身と知り合いになれる。

④区の歴史を知りたい人を知ることができる

講座に参加される人は、区を知りたい、区の歴史を知りたい人である。「知りたい人」とは、大別すれば区の歴史をア) 全く知らない、イ) 少し知っている、ウ) 知っていることを深めたいという人に分けられる。この人たちに出会うことで、博物館の理解者、応援団となれる人に出会うことになる。

⑤住んでいる地域を見つめなおすきっかけをつくることできる

普段私たちは、自分たちが生活している地元について、あまり気を付けて見ていないものである。「見ているようで、実は見ていない」ことは実に多く、また当該地域=渋谷の場合、街が変わる速度は特に早い。その中で渋谷に残る名所・旧跡・文化財も、その変化の中で残念なことに隅に追いやられ、地元の方や、さらには新しく区民になられた方にも、知られないでいることが多い。この講座によりそれを見つめなおすきっかけになる。

⑥実際にやったことを発表する・成果品を作る

講座で作成したマップやガイドを掲示したり、配布したりして、参加者の成果を埋もらせないようにする。また参加者以外の区民の

方にも渋谷の街を知ることになる。

2) 講座内容

以下、どのような内容であったか、概略を説明する。

この講座は三本柱から成り立つ。①講義、②見学会、③実習・制作である。

①講義

講義は区の歴史についての概説、文化財の話、建物の話などから、マップを作ることから、地図の話も実施した。また、どのような所に視点をおけば、古いものを探すことができるという「街角ウォッチング」の方法にもふれている。さらにウォッチングの「手引き」も配り、実際に自分で歩く場合のポイントを紹介した。

②見学会

見学会はア) 講師が行うものと、イ) 制作したマップやガイドで参加者が講師になっておこなうものがある(後者は1999年度のみ実施)。この見学会は、実際に歩きながら建物を見て、建てられた時代を確認したり、昔のものを発見するポイントを話しながらの見学である。

また後者の見学会は、受講生の成果発表の場である。グループごとに調べたことを実際に案内しながら、発表する形式で実施した。

③実習・制作

実習

実習は資料化ということで、拓本の話、拓本のやり方を学習した。さらに、特別に講義という形は取らなかったが、マップやガイド制作に必要な場合、各グループで写真を撮影していただいた。

制作

また散策マップやガイドの制作は、各グループに分かれて、散策のコースを決め、1998年度では模造紙に地図を作成した。

1999年度は各グループで見学会を催すため、見学時の散策ガイドを作成した。当日は

マップ作成のための手引き2

1998.10.28 (水)

マップ作成のための手引き3

1998.11.18 (水)

いよいよマップの仕上げ。作品の出来上がりは……。見本の前にいくつか、下記の項目を確認してみましょう。

いよいよマップ作成です。気持ち、楽しみながら作ってみましょう。

1 どんなマップをつくる?
マップは各グループごとに作りますが、グループ内でも、作り方には幾つかの方法があります。

1) "何でもマップ"
・地域を固定し、そこにあらゆるものを描く
・地域情報のあらゆるものを地図に収めてし

2) テーマを決めて
・あるテーマを決めて、それにそったマップ
・例えば
 "五川上水をつく"
 "河津川を歩く"
 "○○・文字の道" などなど

2 いよいよ地図を拓く
1) "情報"を整理してみましょう
①情報が文字・ことば情報 = "キーワード"で地図に描こうとしていることは、キーワードを
・○○番地にある岡本塔、二宮金次四郎、
・その位置を確認してみましょう。
・そのキーワードについて、どれくらい説明
・その説明は一分ですか? 製作しているマ
・また聞き込みでわかった情報も説明の中に
→○○さんの話「あそこ○○は歴史に…
・それについての写真や絵はありますか? 無

1 自分たちのマップの一冊いいところはどこでしょう?
とに自分たちの作品の一冊い

マップ作成のための手引き1

1998.10.07 (水)

これはあくまでも下準備のものです。興味がすべてをやる必要はありません。できることをやってみてください。日ごろ気付かなかったことや新しい発見が、きっとあると思います。

1 家の周りを散歩してみましょう
8月はあいにく雨。雨、また雨と天候がよくありませんでした。今日は晴れの日。秋晴れの日が続いて喜しいものです。
家の周りを散歩するときに、次のことに気をつけながら歩いてみてはどうでしょうか。
1) 神社仏閣は要注意です。
・本殿などの建物や灯籠などの石造物はよく見てください。
・石に刻まれた文字があるかどうか注目してみましょう。
2) 自分で面白い(ユーモアがある)と思ったもの、自分でよくわからないもの(説明できないもの)は、すぐにメモしてきましょう。場所はあとで確認できるように、忘れずに地図などに書き込んでおいてください。
・例えば建物の形、面白い形をした建物、記念碑(モニュメント) (昔のもの、古そうなのだけでなく、最近作ったものでも結構です。)
3) 道や町名・地名などの名称(四角名刺)に注目してみましょう。今、呼んでいる名前がいついた由来、あるいは変わった経緯があったりあるはずですよ。
・例えば、新しい道、目からある道、なくなってしまった道など道通を辿っているものもいろいろあります。

2 子供のころの遊びや広場を思い出してみましょう
子供のころにやった遊びをお忘れではありませんか? ちょっと気分を年少の頃に戻して、思い出してみましょう。
1) 子供のころの遊びを思い出して、書き出してみましょう。
2) 子供のころ遊んだ場所はどこでしたか。現在の地図で確認してみましょう。
3) そこでは、どんな遊びをしていましたか。書き出してみましょう。
4) その場所には呼び名がありましたか。書き出してみましょう。
5) よく行った駄菓子屋はありますか。
6) どこかへ行くときの近道(例えば学校への近道)とかはありましたか。
など

項目を中心に、作品を説明し

「マップ作成のための手引き」一部

A3判の用紙の地図1枚のところや、A4判で冊子にしたグループもあった。

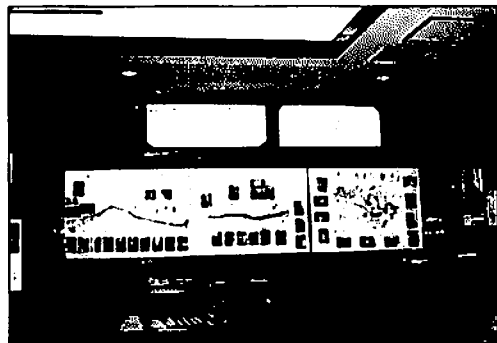
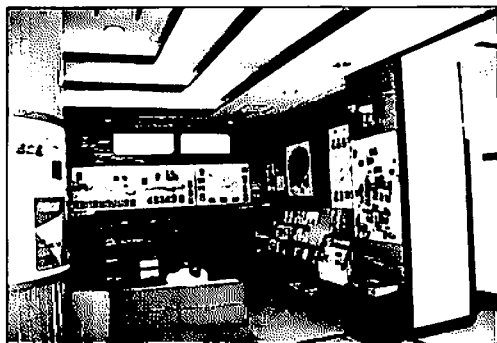
いずれも、レイアウトなどは全て各グループにお任せし、講師側は質問や意見を求められた時のアドバイス、記述に間違いがないかどうかをチェックをするのみの役目である。

さらに、制作したマップは講座終了後、上原社会教育館のロビーに掲示をお願いし、来館者に見ていただくことにした。また散策ガイドは、再調査してから制作しなおし、上原社会教育館・郷土館・準備会で配布してい

4 成果と課題

以上、二回にわたって行った講座の概略をのべた。

この講座は、1998年度が「渋谷 名所・旧跡 面白マップを作ろう」、99年度が「渋谷街並み再発見 自分たちの街を案内できるようになりましょう」というタイトルである。紆余曲折はあったが、結果として両講座ともマップとガイドが完成したことは良かったと



「散策マップ」展示風景（区立上原社会教育会館にて）

思っている。

ここでこの講座の成果と問題点について、まとめておきたい。

(1) 成果

1) 渋谷を歩いた

この講座の成果といえば、まず講座に参加された方々が、渋谷の街を自分の足で歩かれたことにある。普段、買い物・通学・通勤などで歩いている道ではあるが、「違った視点で歩いてみると、発見があった」というような意見がみられた。いつも使っている道ではなく、違う道を通ると、そこにお地蔵様があったり、庚申塔があったりと発見があったということである。また、それらがそこにあったことは知っているも、その謂れまで知らなかったという意見があった。

この講座も、地元を知っていただきたいという趣旨で行っていたので、講座としての意義はあったかと思われる。

2) 案内人は参加者

この講座は参加者を住所によって地域分けをし、グループになって制作をした。コースは各グループで話し合いにより決定し、1998年度はマップを作成し、掲示したのである。1999年度はそれを少しレベルアップし、参加者に調べていただいたことをご自身が案内人となって、その場所をガイドするという内容のものであった。

後者の場合、地元を知っている方が案内する利点が見られた。それは、案内するポイント、ポイントに普段顔見知りの人がいるということである。例えば、「力石」を軒先においてある家があった。はじめ案内人である受講生が説明をしていたが、そのご主人が居るのを知ると、特別講師としてその石の謂れについてお話をいただいた。これは講師が話をするよりも、よりインパクトがある。

このようなコミュニケーションは、学芸員と地元の人たちとが気さくに話が出るまでになっていないと難しい。そこまで到達するには、時間と努力が必要である。それが地元の人が講師であると、難なくやれてしまう。

また地元ならではの情報が得られることである。歴史的な資料についてはこれまでのデータがあるが、古いお店、建物など、地元でなければわからないことの情報が得られる。

3) 講座を通した仲間

講座は週1回2ヶ月に及ぶものであり、グループによる活動であることから、グループ内や講座参加者の「和」が一部ではあったができたように思う。

特にこれは、後述するこの講座の課題とも表裏の関係である。良い面を指摘するならば、講座時間内に作業ができない場合、別の日に「自主的」に集まって調べものをしてきたグループができたことである。講座受講生すべてが社会人でもあり、講座当日に欠席される



制作した「散策ガイド」

方もいる。そこでスケジュールを調整し、自主的に行ったことは評価できる。

4) 渋谷を知りたい

この講座を最後まで受講された方は参加者全体の約6割であった。しかし、渋谷を知りたいという人と知り合いになれたことが、この講座の一番の成果であると考えている。

まだまだその数は少ないが、この講座の回数を重ねることにより、渋谷を話せる人が増えていき、博物館活動の価値が高まると思う。そして、子どもたちに渋谷の歴史を話すのは学芸員はもとより、こうした講座で体験を積んだ人たちが話しをした方がよりインパクトを与えることになるであろう。「今日の講師は〇〇ちゃんのおじいちゃん、おばあちゃんです」というように紹介することが、より印象のある講座となると思われる。これはまた博物館の講座にとどまらない。小学校での特別講師として、博物館で学習した人が活躍して欲しいと思う。¹⁶⁾

(2) 今後の課題

これまでこの講座の成果について述べてきたが、課題について整理しておこう。

1) 講座内容の周知不足

第一にあげられるのは、講座内容の周知不足である。

参加者募集にあたっては、まず記事を区ニュース（月に二度発行されている区広報誌）

に掲載している。さらに、チラシを区内の社会教育施設、社会教育館・図書館・美術館・郷土文化館に配布したほか、出張所にも配付を依頼した。

申し込みは会場となる社会教育館で対応をしたが、そのためか参加者に絵地図を作る、散策ガイドをつくるのが的確に伝わっていないようであった。

この講座の特徴は、参加者に作品をつくっていただく、参加者が案内人になっていただくことである。そのためタイトルが「渋谷を知る」ということで、講師からの「一方的な話の講座」と思われた方がいらっしまった。チラシを見て参加された方はそうではなかったが、広報誌で申し込まれた方に多く見られたようだ。

広報誌の場合、紙面に制約もあり、申込時に講座の内容を説明したがやはりうまく伝わりにくいようである。あまりイメージを膨らませすぎない、端的な言い方が良いのかもしれない。

2) 実践よりも講義

この講座の場合、講義もするが参加者も講師になっていただくものでもある。そのためこの講座では講座をスムーズに進めるため、第一回目にガイダンスとして講座の内容、スケジュールを説明している。しかし、この時に参加を辞退される場合も見られた。また講義の部分のみを受講し、いざ制作の段階でお休みが続く参加者も見られる。

しかし、最後まで参加し、作品が出来あがった方々のアンケートを見ると、感想には「やってよかった」「楽しかった」などの好意的なものが多い。

3) 参加者への負担

1999年度の講座では、講師による講義や見学会の後、参加者にガイドをしていただき、その資料も作っていただいた。講師である学芸員は、その補佐役であり、アドバイザーに

徹したのである。そのため、予想はされてはいたが参加者の負担が大きくなった。

講座は2回とも、20名を越す申し込みであり、前述したように最初の回に講座内容のガイダンスをしている。ガイダンスの中で自分たちで散策地図を制作したり、散策の講師になることを説明すると、やはりその反応は芳しくない。「自分で調べる」「自分でやる」ということを普段からやっていない、離れている人ほど、拒否反応をおこしている。その壁を乗り越えれば、「楽しさ」も見つかるのであるが、それをどのように引っ張っていくか、やる気をおこさせるか、講師の力量が問われた。

また実際に地図製作などには講座の時間ばかりではなく、調査の時間も必要である。それゆえ、自主学习＝「宿題」となることがある。参加者はすべて社会人であったため、時間外の仕事となり、参加者への負担が増えていく。加えて、グループ制作のため、グループ内での調査分担となる。参加者は講座日にすべて参加できるわけではなく、思い通りに進まないこともあった。そのためグループごとに講座日以外に集まって、作業をしていただくこともあった。

4) 地域の人を講師に

今回のように講座に参加された、地域を知っている方、地域を知ろう、伝えようという方々のエネルギーをどのように広げ、またその数を増やしていくかという問題がある。

やはり受講生からは、講座に参加するということは、「情報を得る」に留まっている実感を得た。それだけでなく、自分の知っていること、学んだことを他の人に伝えることも必要であると思う。それにはその本人が努力しなければならない。しかし、そこには「喜び」や「楽しさ」も存在するのである。

地域の歴史は誰が伝えていくのか。学芸員だけであろうか。地域の人もそうである。しかし、地域の方々は世代交代や引っ越しなど、常にその場所に留まっているとは限らない。それをどのように伝えていくのか、それをコーディネートする役目も博物館¹¹⁷は担っていると思う。

5 おわりに

今回の報告はまだ経過報告に過ぎない。講座を行うごとに、課題が発生する。それを一つずつ克服しながら、地域のことを地域の人たちに知っていただきたいと思う。その積み重ねが、地域における中心的な施設として、博物館の地位を向上させることになるであろう。

福祉の問題が新聞紙上を埋めている。そのなかで昨年、話題となった「老人力」という言葉がある。まさしく、これからの博物館活動の中でその力が必要となっている。その力をどのように生かしていくか、それをマネジメントする力が小規模博物館にはますます必要となっていると言えるだろう。

註

- 1 この考え方は、竹内順一による「第三世代の博物館」(滋崎安之助祈念館『冬晴春華論叢』第3号 1985)を受け、伊藤寿朗が「地域博物館の思考」(『歴史評論』No.483 1990)等で詳しく述べられている。
- 2 現在、区内に所在する小さな博物館であるが、渋谷区立白根記念郷土文化館で入館者のアンケ

- 1 トを実施している。年齢別の項目を設けているが、やはりその傾向が見られる。館の活動や立地条件など、様々な要因が影響しているとは思いますが、中・高校生、特に高校生の利用数はほとんどない。
- 3 福島県立博物館の例などがあげられる。『福島県立博物館紀要』第14号 1999

参加・体験型講座の一試案

- 4 滋賀県立琵琶湖博物館が1996年10月に開館した際、館長の川那部浩哉氏が開館の挨拶に「準備室なれど博物館……博物館なれど準備室……(省略)」という言葉を提言している。この言葉のように「準備室」は博物館であるという精神をもち、博物館活動を開館前から行い、地域に根付かしていく必要があると考える。
また琵琶湖博物館が開催した特別展「博物館ができるまで」は、ともするとブラックボックスになっている博物館の建設を紹介したという点で、画期的な試みであったと思われる。
- 5 絵地図を作り、地域を見直すという試みは、各地で行われ成果をあげている。子どもや大人にわかれて作ったり、親子で作ったり、メンバーの構成により、バラエティーに富むものができるため、この方法を用いることにした。参考文献は、世田谷まちづくりセンターによる「わが町発見！絵地図づくりからまちづくりへ」晶文社 1995など。
- 6 小学校低学年の生活科の講師など、ますます需要が出てくるであろう。学校と博物館の連携は、すでに多くの指摘がある。しかし、博物館で学習した地元の方々が学校でお話することは、子どもたちがより「親しみ」をもってくれるのではないかと思う。
- 7 渋谷区においても昭和40年代はじめ、『新修渋谷区史』の発行にともない地域史を学ぶ仲間ができ、渋谷郷土研究会が発足している。この会の発足当時は会員による聞き取り調査なども行われ、それが『ふるさと渋谷の昔がたり』（全3冊、渋谷区教育委員教育会発行）などの冊子として発行された。当時の方々の多くはすでに70～80歳、80歳を超えている方もいる。こうした話を後世に伝えていく「語り部」が少なくなってきた。それをどのように伝えていくか、「人」「もの」からのアプローチがますます重要になっている。

(渋谷区郷土博物館等開設準備会)

國學院大學博物館学紀要 総目次

第1輯 (昭和44年3月20日発行)

特集・博物館と教育

発刊の辞	樋口清之
社会教育と博物館	池田秀夫
博物館教育論—序説—	下津谷達男
近代博物館変遷史にみる教育的役割	
—主として社会教育における博物館理念の思想史への試論—	加藤有次
視聴覚教育と民俗館の展示	富田竹三郎
国立博物館の性格—京都博物館の場合—	景山春樹
国立科学博物館の教育活動	椎名仙卓
天理参考館の教育活動について	近江昌司
財団法人横浜海洋科学博物館の教育活動	丸山晴久
博物館学講座概要	加藤有次
考古学資料室概要	加藤有次
博物館関係在職院友名簿	
表紙写真・骨蔵器 解説・加藤有次	

第2輯 (昭和45年3月20日発行)

特集・博物館と資料

博物館資料の分類例	樋口清之
博物館資料に関する覚え書	下津谷達男
博物館資料の修理と製作	加藤有次
信州松本旧開智学校	佐藤玲子
〈講演会要旨〉 イギリスにおける博物館の現況とロンドン国立博物館	
.....英国ロンドン国立博物館長 D.B. Hardin博士	
博物館学講座要綱 (昭和44年度)	
國學院大學考古学資料室概要	金子皓彦
社会教育関係在職院友名簿	
表紙写真・八葉半弁蓮花文軒丸瓦 解説・金子皓彦	

博物館学講座要綱(平成10年度)

(I) 博物館学講座開講科目及び担当教員

A 必修科目

博物館概論	加藤有次教授
博物館資料論Ⅰ	青木豊講師
博物館資料論Ⅱ	石田武久講師
博物館資料論Ⅲ	青木豊講師
博物館経営論	青木豊講師
博物館情報論	加藤有次教授
博物館実習Ⅰ	青木豊講師
博物館実習Ⅱ	石田武久講師
博物館実習Ⅲ	加藤有次教授他
博物館実習Ⅳ	加藤有次教授他
教育原理Ⅰ・Ⅱ	楠原彰教授他
生涯学習概論Ⅱ	堀恒一郎教授
視聴覚教育メディア論	秋山隆志郎講師

B 選択科目

文化史	
日本文化史	千々和到教授
文化人類学	佐藤憲昭講師
美術史	
日本美術史	肥田路美講師
有職故実	近藤好和講師
考古学	
考古学概論	加藤晋平教授
考古学特殊講義	西本豊弘講師他
民俗学	
日本民俗学	小川直之助教授他

(II) 「博物館実習Ⅱ(昭和62年度以前入学者)・Ⅲ(昭和62年度以降入学者)」地方博物館実地見学指導

1) 目的

地域博物館における館の運営・資料の収集・保管・学術研究及び展示等教育普及に関する実務を見学する。

2) 見学及び日程

第1回 北九州地方

2月23日(火)

北九州市立考古博物館・北九州市立

歴史博物館・松本清張記念館・鞍手町歴史民俗資料館・芦屋釜の里

2月24日(水)

鴻臚館跡展示館・福岡市博物館・春日市奴国の丘歴史資料館・福岡県青少年科学館

2月25日(木)

柳川市立歴史民俗資料館・北原白秋生家・大牟田市石炭産業科学館・玉名市立歴史博物館ころろピア・熊本県立装飾古墳館

2月26日(金)

八代市立博物館未来の森ミュージアム・熊本県立美術館・熊本城(熊本市立熊本博物館分館)

第2回 南九州地方

3月3日(水)

宮崎県総合博物館・天ヶ城歴史民俗資料館・都城歴史資料館

3月4日(木)

えびの市歴史民俗資料館・国分市立郷土館・始良町歴史民俗資料館・鹿児島市維新ふるさと館

3月5日(金)

鹿児島県立博物館・鹿児島県歴史資料センター黎明館・鹿児島市立科学館・鹿児島市ふるさと考古歴史館

3月6日(土)

時遊館COCCOはしむれ・岩崎美術館・知覧特攻平和会館・ミュージアム知覧・かごしま近代文学館

第3回 東北地方

8月4日(水)

三内丸山遺跡・青森県立郷土館・みちのく北方漁船博物館

8月5日(木)

寺山修司記念館・三沢市先人記念館・三沢市歴史民俗資料館・八戸市

博物館学講座要綱(平成10年度)

博物館(根城跡)・二戸市歴史民俗資料館

8月6日(金)

鹿角市出土文化財管理センター・大館郷土博物館・大太鼓の館・伊勢堂岱遺跡・浜辺の歌音楽館

8月7日(土)

琴丘町立歴史民俗資料館「縄文の館」
「三種の館」・秋田県立博物館・秋田大学鉱山学部附属鉱業博物館・秋田市立赤れんが郷土館・秋田市民俗芸能伝承館

博物館学講座要綱(平成10年度)

授業科目		担当者	単位数	2年次	3年次	4年次	備考
※必修科目 27単位 (62年度以前は19単位)	博物館学	博物館概論	加藤有次教授	2	前		
		博物館資料論Ⅰ	下津谷達男講師	2		後	
		博物館資料論Ⅱ	石田武久講師	2	前		
		博物館資料論Ⅲ	下津谷達男講師	2		前	
		博物館経営論	青木 豊講師	2		前	
		博物館情報論	加藤有次教授	2		後	
	博物館実習Ⅰ	青木 豊講師	3	後			
	博物館実習Ⅱ	石田武久講師		後			
	博物館実習Ⅲ	加藤有次教授他			※		地方実地見学
	博物館実習Ⅳ	加藤有次教授他				通年	
	教育原理Ⅰ・Ⅱ	楠原 彰教授他	4	前・後			教職科目と共通
	生涯学習概論Ⅱ	堀 恒一郎教授	4	後			社会教育主事科目と共通
視聴覚教育メディア論	秋山隆志郎講師	4		通年			
選択科目2科目8単位	文化史						文学部専門科目と共通
	日本文化史	千々和 到教授	4	通年			
	文化人類学	佐藤憲昭講師	4		通年		
	美術史						
	日本美術史	肥田路美講師	4	通年			
	有職故実	近藤好和講師	4		通年		
	考古学						
	考古学概論	加藤晋平教授	4	通年			
	考古学特殊講義	西本豊弘講師他	4		通年		
	民俗学						
日本民俗学	小川直之助他	4		通年			

樋口博士記念賞

樋口清之博士の学績を記念するため、博士の寄贈による金員の果実をもって、本学の学部及び大学院の在学生、卒業生、修了者ならびに本学関係の教職員の考古学、博物館学に関する優秀な研究業績をあげた者に毎年授賞することになった。これまでの受賞者は次の通りである。

昭和54年度 受賞者 神宮司庫勤務 矢野 憲一

『鯨の世界』『ほくは小さなサメ博士』『鯨くもとの人間の文化史』を著し、鯨と人間生活のかかわりを考え、鯨の知識普及につとめ、神宮農業館資料を中心として、民俗学的、魚類学的等、多角的な視野にたったユニークな業績をあげ、博物館活動の一環としての教育普及活動を実践した。

受賞者 福岡県立古賀養護学校教諭 石井 忠

玄海沿岸の漂着物を多角的に調査し、『漂着物の博物誌』を公刊。わが国における漂着文化の問題を考える上で重要な意義があり、とくに具体的に実証したのが大きく評価され、文章も流麗で一般性がある。

昭和55年度 受賞者 奈良国立文化財研究所考古第二調査室長 森 郁夫

古代における瓦の研究を専攻とし、とくに『奈良国立文化財研究所基礎資料(瓦編3・5・6)』は平城宮跡出土の古瓦を体系的に分類して編年基準を設定し、全国の奈良時代瓦研究の基礎を築いた。また日本の歴史考古学に関する多くの論文を著わし、中でも『瓦のロマン—時代からのメッセージ』の著書は、多くの資料を駆使し、瓦についての高度な知識を平易に解説したすぐれた啓蒙書であるばかりでなく、随所に最近の研究成果がもりこまれており、専門家にも裨益するところが大きい。

昭和56年度 受賞者 根室印刷㈱社長 北 構 保 男

本学卒業以来一貫して、主として北海道考古学の研究に従事しながら、さらに広く千島列島・樺太からシベリア大陸、北太平洋周辺地域一帯の民族史料の調査を実施され、多くの著作論文を著わしている。このたびの『千島・シベリア探検史』は、ロシア帝国のシベリア開発に関わる基本的な史料として価値の高いG・F・ミュラーの『ロシア史集成』第三巻の完訳であり、併せて日本北方地域の民族誌について、要領よく解説されている。特に該地域が現在の北方領土問題とも深く関係する点を意識において、単なる歴史研究上の事件を超えた現代史的意義をも見出さそうとしているところさえ窺われる。

昭和57年度 受賞者 奈良国立博物館文部技官 前 島 己 基

著書『郷土考古学ノート—出雲・石見・隠岐—』は、鳥根県教育委員会在職中に従事した遺跡・遺物の調査研究の成果に基づき、出雲・石見・隠岐の古代文化を先土器時代から中世まで、通史的にまとめたものである。これらの地方は記紀をはじめ、出雲国風土記にみえる有力な所だけに、古来個性のある文化が発達した。本書はこうした古典の世界を考古学的な立場から説明するとともに、平易な文章で記述し、啓蒙的役割をも果たしている。

受賞者 川崎市立産業文化会館学芸課学芸員 三 輪 修 三

著書『東海道川崎宿』は、川崎市域における歴史と文化に関する研究とその普及活動の成果を背景に、川崎における宿駅と渡船の両機能を持った川崎宿の実像を探究する目的で著わしたものである。その特徴は博物館としての展示に必要な物質文化を媒体とするため、市域内の道標・庚申塔などの石造物に注目して調査、また地域史研究に重要な文献を精査、更に川崎宿の本陣職・名主役・間屋役を兼帯した田中丘隅の名著『民間省要』や、宿役人を勤めた森家の文書などを駆使し、慎重に史実考証を進めている所にある。本書は地域史に止まらず、日本近世交通史研究に多大な成果を与えた。

昭和58年度 受賞者 家事評論家 小 菅 桂 子

長年に亘り日本人の食物・生活文化の研究に携り、この度『にっぱん洋食物語』を著され、いわゆる洋食が、日本の食生活・風俗習慣の中で変化・融合してきた過程を、女性ならではの

- 細やかさで実証した。
- 昭和59年度 受賞者 國學院大學考古学資料館学芸員 青木 豊
 著書「博物館技術学」は博物館学の「技術」の面でのわが国初の大系化への試みで、従来発掘調査をしても“もの”の移築や博物館資料としての活用が不可能なものが多く、そのものの価値はあっても活用に供することを不可とし、単なる記録保存のみにとどまっていたが、それらの“もの”に対してその活用を可能にした研究成果である。
- 昭和60年度 受賞者 国立民族学博物館助教授 小山 修三
 著書「縄文時代—コンピュータ考古学による復元」はアメリカ考古学の方法およびオーストラリア・アボリジニの民族調査等の実績に基づき、縄文時代の人口算出や食料事情などについて新しい解釈を提示、学会の注目を集めた研究成果を踏まえて新しい縄文文化論を展開し、考古学の魅力を良く伝えている。
- 昭和60年度 受賞者 釧路市立博物館長 澤 四郎
 永年にわたって釧路市立博物館を中心に北海道地方の博物館活動としての学術研究とその教育的啓蒙に尽力し、「釧路市立博物館50年の歩みと新館建設」と示されている通り21世紀へ向けての地域博物館の指針を示した。
 受賞者 秋田県教育委員会文化課学芸主事 富 樫 泰 時
 永年に亘って東北地方の縄文文化の研究に従事して、数多くの優れた論文著作によって学界に裨益するところ大なるものがあり、かつ著書「日本の古代遺跡 秋田」は、該地方の考古学的知識の啓蒙普及に貢献した。
- 昭和61年度 受賞者 名久井 芳 枝
 著書「実測図のすすめ—モノから学術資料へ—」は考古学と民俗学がモノを対象として歴史を構成するという視点に立脚して、モノを科学する基礎的な方法論の確立を指向し、土中に埋没する遺物とその伝統文化、技術を継承する民具とを連続的に研究対象とする理論を示し、「地上考古学」や「民俗考古学」とも一脈を通ずる先駆性を有していることが高く評価される。
- 昭和61年度 受賞者 千葉大学附属図書館 椎 名 仙 卓
 著書「モースの発掘」は、大森貝塚を発掘し、近代科学としての日本考古学の基礎を築いたE・S・モースの業績に対する従来の評価のみにとどまらず、さらにモースの多方面の活動が日本における博物館の発達を促し、あるいは文化財保護の理念の普及にも大いに預って力のあったことを明らかにするなど、重要かつ斬新な視点に注目すべきものがあった。
- 昭和63年度 受賞者 長野県松本筑摩高等学校教諭 桐 原 健
 著書「縄文のムラと習俗」は、縄文時代における多くの事象を、考古学から見た「モノ」あるいは「コト」とするよりも、むしろ民俗学の業姿から導き出されてテーマとして取り上げ、単なる「モノ」や「コト」の考察に止まらない論考によって構成されることが、高く評価される。この論著によって、考古学と民俗学の提携に関するある部分は、方法論的に通過できたとしても過言ではないであろう。しかも、章節には現在考古学で注視されている問題点を多く含み、その意味では、本書が考古学研究の先駆性を併せ持っていることとして、世評を一層高めるに違いない。
- 平成2年度 受賞者 西宮神社権宮司 吉 井 貞 俊
 著書「えびす信仰とその風土」は、えびす神関係年申行事表の作成及びえびす神の神影像の集成等の結果とともに、えびす信仰の分布を全国的な視野に立脚しながら分析し、えびす信仰の変遷と伝播を克明に明記したものである。またえびす信仰の全国的な流布に関係深いとされる百太夫祭祀分布と東西日本の信仰形態を対比した論究や、さらに古地図の復元・模写を利用しながら民俗学的、地理学的見地から歴史的にえびす信仰の繁栄した西宮とその西宮神社の風土論を展開するなど、えびす信仰の研究に新風を注いだ卓見と言えるだろう。
- 平成3年度 受賞者 文化庁美術工芸課文部技官 原 田 昌 幸
 著書「燃糸文系土器様式」は、土器型式4年の分野における様式論を主軸とした研究手法によって、燃糸文系土器を説き明かしたものである。

先ず、燃糸文系土器研究の足跡をたどった後、同様式土器の五段階の変遷をまとめる。各段階ごとに器形、文様帯構成、文様要素を明らかにした上で、分布と地域性を抽出していく。その結果、様式圏は東京湾を中心とした遺跡分布を示しながら、関東平野一円に展開するが、各型式には核地域が認識できるとする。しかも型式相互の関係をみると、隣接する核地域間においては直接搬入されているだけでなく、型式表象の融合、折衷現象に型式ごとの特色がみられることが指摘される。そして、土器以外の文化事象にも目を向け、それぞれの様相を示して、早期の世界を描き出していくのである。

本書においてはじめて全体像が明らかにされた燃糸文系土器様式について展開される論調は、新進気鋭の意気みなぎっており、高く評価される。

平成7年度

受賞者 株式会社電通・広告資料収集事務局学芸員 中田節子

著書『広告の中のニッポン』は、広告資料の収集・整理・展示・調査研究に従事した成果であり、モノを扱い、分析する考古学的方法論を生かしたものとして評価される。また、新たな広告学、コマーシャル学ともいべき分野の開拓に貢献するものであり、今日の情報科社会の中で先取性に富んだ具体的な作業として、将来も大きな期待が寄せられるところである。

平成7年度

受賞者 群馬県子供村教育委員会文化財保護担当 石井克己

著書『黒井峠遺跡—日本のポンペイ—』は、表題遺跡など権名山二ツ岳の軽石層によって密封された村内遺跡の発掘調査に従事したその成果であり、その状況を克明に記述したものである。そして、古墳時代後期の一つのムラが、押し潰されながらも原況をよく保存し、土葬きで周塹帯をもつ竪穴住居や、住居、納屋、作業小屋、家畜小屋などの平地建物、高床倉庫などのほか、道、樹木、境界、田畠などで構成されている生(き)のままの状況が明らかにされた。

本書は、黒井峠という稀有の遺跡が総合的に記述されたわけであって、古代史研究史上の意義は計り知れないものがある。

平成10年度

受賞者 奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター考古計画室長 金子裕之

奈良時代をはじめとする古代の祭祀遺跡・祭祀遺物の研究に邁進し、その分野では第一人者として活躍されており、これまでも考古学のみならず文献史学の成果を縦横に駆使した論考を多数発表され、学界から高い評価を得てきている。

受賞対象である著書『平城京の精神生活』は、これまでの古代祭祀遺跡・祭祀遺物の研究成果を基に、奈良時代の平城京における精神生活を解りやすく説いた優れた啓蒙書であり、当該研究に資するところ大であると評価されるものである。

縄文土器

青森県西津軽郡木造町亀ヶ岡遺跡 縄文時代晩期（大洞C1式）

口径 7.0cm 最大高 25.0cm

極めて精緻に整えられた電球状の器形を呈する精製の壺である。垂直に立ち上がる頸部から急に折れて外反する口縁部を持つ。頸部下部には2条の平行隆帯が貼付され、両者を断面B状となる二瘤橋状突起が4単位接続されている。さらに肩部に2条の沈線を施して装飾性を若干増すが胴部は無文で、雲形文などの施される同時期の他の土器に比べ、やや簡素な感も受ける。器面は平滑で丁寧に調整されており、外面全面及び内面は頸部までベンガラが塗布されている。

亀ヶ岡遺跡は、当該期の最も代表的な遺跡であることは改めて言うまでもなく、出土土器は数知れず、考古学的にも、また芸術性においても相当の評価を受けるものであるが、本資料は其中にあって、ベンガラの遺存良好な状況も手伝って、本遺跡及び当該期の一つの頂点を示す一例になるものと思われる。

(國學院大學考古学資料館蔵)

(山本哲也記)

國學院大學

博物館學紀要 第24輯

発行日 平成 12 年 3 月 31 日

発行所 ☎150-8440 東京都渋谷区東4-10-28

電話 (03) 5466-0251 (直通)

國學院大學博物館学研究室

編集兼代表者 加藤 有次

印刷 國學院大學印刷室

Bulletin of Museology, Kokugakuin University
HAKUBUTSUKANGAKU-KIYO

1999, No.24

CONTENTS

Foreword.....Yuji KATO

A Study of Museum Idea before Modern Times and
History of a Modern Museum Establishment (The First Part)Yoshiaki KANAYAMA1

The Present Conditions and Problems of the Capital Kamakura
For the Registration of the World Heritage.Tomoko OCHIAI51

A Story of an Antiquarian in the Edo Period.Takashi UCHIKAWA80

A Case Study of "Making a Walking Guide Map"Takashi KASUYA134

The Museum Study Room
KOKUGAKUIN UNIVERSITY
Shibuya, Tokyo, Japan